

広島県 薬剤師会誌

2017

隔月発行

7

No.270



公益社団法人
広島県薬剤師会

第37回 広島県薬剤師会学術大会

演題募集

テーマ：「求められ応えられる薬剤師～今、真価が問われるとき！～」

会期：平成29年11月19日（日）10:00～17:00（予定）

会場：広島県薬剤師会館

〒730-8601 広島市中区富士見町11-42

主催：公益社団法人広島県薬剤師会

参加費：予約 2,000円 当日 3,000円 学生（社会人を除く）は無料

*日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度認定対象研修会の予定です。

～会員発表の募集～

1. 発表の形式について

- 1) 口答発表：1演題10分（発表8分・質疑2分）の予定

2. 発表の内容について

- 1) 薬局・病院等における薬剤師の日常業務と今後のあり方
- 2) 保健・医療・福祉分野での地域との関わり
- 3) 患者への情報提供活動や情報収集
- 4) 医薬品に関する調査・研究
- 5) 学生実習の受け入れ
- 6) 災害時の対応
- 7) その他、日常業務に参考となるもの

3. 申込期間：平成29年8月25日（金）まで 発表要旨は9月15日（金）必着

4. 申込方法：

- 1) 発表演題名（タイトルに施設名を入れることは、ご遠慮ください。）
 - 2) 発表者氏名（共同発表者がいる場合には発表者に○印を付けてください。）
 - 3) 所属（支部名、団体名など）
 - 4) 連絡先住所（自宅又は勤務先）、電話番号、メールアドレス
- 以上をホームページより申込書をダウンロードして、ご記入の上、お申し込み下さい。

5. 利益相反自己申告について（筆頭演者の方へ）

第37回広島県薬剤師会学術大会に演題をご登録いただくにあたり、その演題において利益相反が生じる場合は、筆頭演者は発表演題に関する企業などとの利益相反状態の申告が必要です。

6. 問い合わせ先 〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号 広島県薬剤師会館内

公益社団法人広島県薬剤師会

第37回広島県薬剤師会学術大会実行委員会

TEL : 082-246-4317(代) FAX : 082-249-4589

E-mail : yakujimu@hiroyaku.or.jp

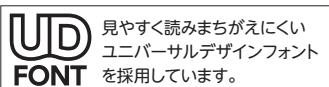
ホームページ : <http://www.hiroyaku.or.jp>

*採否については、大会実行委員会にて決定し、ご連絡いたします。

広島県薬剤師会誌目次

No.270

「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会	2
災害対策委員会	3
第61回広島県病院薬剤師会総会	4
平成29年度「看護の日」広島県大会	5
IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会	6
平成29年度第1回広島県緩和ケア推進会議	7
子育て応援団すこやか2017	8
在宅医療推進フォーラム	10
復職支援研修会	11
高齢者対策総合推進会議	12
2017年度第1回ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会	13
医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会	14
平成29年度試験検査センター連絡協議会	15
平成29年度（第1回）日本薬剤師会代議員中国ブロック会議	16
認定実務実習指導薬剤師養成講習会	17
新薬剤師研修会2017	18
福利厚生 指定店一覧／広島県立美術館「団体割引会員」について	20
県薬だより 県薬より各地域・職域薬剤師会への発簡 常務理事会議事要旨 県薬日誌 行事予定	23
行政だより	45
地域薬剤師会だより	54
諸団体だより	57
研修だより	61
広島県モバイルDI室・事例報告⑳	73
薬事情報センターのページ	78
お薬相談電話事例集No.106	81
安全性情報 No.342・343	82
検査センターだより	83
薬剤師の休日	84
薬局紹介⑯	86
書籍等の紹介	87
告知板	90
協会けんぽ広島支部が行う「多剤服薬者への通知事業」へのご協力について（お願い）	93
児童福祉施設等へ措置（委託）又は一時保護（委託）している児童の医療について	96
保険薬局ニュース	色紙
薬剤師連盟のページ	色紙
総会資料	巻末



表紙写真 シャクヤク 苓薬(ボタン科)

薬用として中国から持ち込まれた植物ですが花が美しいために広く栽培されてきました。多年草のシャクヤクは4～5年経った根を掘り乾燥して薬用にします。主成分のペオニフロリンは鎮痛、鎮痉作用があり平滑筋の緊張を緩めます。葛根湯や四物湯など多くの漢方処方に配剤されます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸支部）撮影場所：三次市

「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会



広島支部 岩本 義浩

日 時：平成29年5月1日（月）19:00～

場 所：広島県薬剤師会館

1. 挨拶

公益社団法人広島県薬剤師会 会長 豊見 雅文

2. 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」解説および指針遵守の必要性について

国立大学法人琉球大学医学部附属病院
臨床研究教育管理センター

助教 亀田 美保 先生

3. 質疑・応答

2015年度より施行開始した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」および「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正等に伴い、一部改正され平成29年5月30日から施行されます。しかしながら、研究を行う薬局薬剤師の多くが「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」について理解していないと思われます。

私も昨年、一昨年に広島県薬剤師会学術大会や日本薬剤師会学術大会で検体測定に関する発表をする機会を頂きましたが、研究倫理に関しての配慮がされていないのでは？と感じていました。そのため今後学会発表を行う際に、どのような対策を取るべきかを知るために今回の研修会に参加しました。

まずは、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針制定の背景として、2007年の神戸市立医療センターや2009年の昭和大学、2013年のディオバン事件など、日本でも不適切な研究の過去があり、研究対象者（患者、健常人など）の人間の尊厳及び人権を守るとともに、研究者等がより円滑に臨床研究を行うために、研究者が守るべきルールとなっている。

また指針遵守のために、それぞれに課せられた責務があります。

【共通する責務】

- 研究者等、研究責任者は研究に先立ち、かつ研究期間

中も適宜継続して、研究の知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

【実施にあたり必要な責務】

- 研修実施に先立ち、計画書を作成する→承認をうける。
- 原則として、あらかじめ対象者に対しインフォームド・コンセント（IC）をうける。

インフォームド・コンセント（IC）も侵襲の有無、介入の有無により、求められるICの形態は異なってきます。

- 侵襲有：文書IC
- 侵襲無+介入有：文書ICもしくは口頭IC+記録の作成
- 侵襲無+介入無：文書ICもしくは口頭IC+記録の作成（人体取得資料有）
- 侵襲無+介入無：文書ICもしくは口頭IC+記録の作成

また介入研究の場合は、侵襲の有無を問わず、公開データベースの事前登録が必要となります。

これまでの事をまとめると、研究目的が学会での発表であれば、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に沿って研究計画書を作成し、その適否を倫理審査委員会の意見を聞いて、許可を受けないといけません。次に侵襲の有無、介入の有無でインフォームド・コンセントや記録の作成も必要となります。また、介入研究であれば、侵襲の有無を問わず、公開データベースの事前登録が必要となります。

今回の研修会で色々な事を学んで、これまで私が学会で発表したものでは、人を対象とする医学系研究に関する倫理に関しての配慮が不十分であることがわかりました。また、今後は研究の内容によって、どういった対応をすればいいのかもわかった気がします。今後学会発表をする予定は無いですが、発表する機会があれば、人を対象とする医学系研究に関する倫理に関して十分配慮していきたいと思います。

災害対策委員会



災害対策委員会委員長 串田 慎也

日 時：平成29年5月8日（月）19:00～21:00
場 所：広島県薬剤師会館

1. 今年度の活動について

①県薬事業継続計画（BCP）

現在のBCPを見直し実際の動きに即したものに変更する。
会館移転に伴い、BCP内容の変更についても検討を行う。

②緊急時連絡網の整備（県薬・地域薬剤師会）

BCPにも記載する内容ですが、現在の連絡網の再整備・検討を行う。
災害時、特に発災時は電話の使用が困難になるため電話の代替システムも検討する。

- ALSOKなどのネット環境を利用した安否確認システムの導入の検討
- 災害時優先電話の現況確認
- 衛星電話の稼働状況

2. 災害薬事研修コース（Pharmacy Disaster Life Support : PhDLS）研修会の開催について（広島県薬剤師会 災害支援薬剤師（仮）の養成）

広島県防災計画に基づき、医療救護班への薬剤師派遣要請が出た場合に対応できる人材の育成を目的として、日本集団災害医学会の災害医療認定委員会が運営する災害薬事研修コース（PhDLS）のプロバイダーコースを9月10日（日）に開催する。

PhDLSでの研修獲得目標は以下の通り

- ①災害対応の原則・共通言語を習得する。
- ②わが国の災害医療体制の概要を理解する。
- ③災害時の薬事の基礎（医薬品流通、法的特例措置等）を習得する。
- ④災害薬事対応原則の3P（Pharmaceutical Triage、Preparation、Provide medicines）を理解し実践する。
- ⑤薬事トリアージを理解し実践できる。
- ⑥救護所での薬剤師として情報収集と初動ができる。
- ⑦医療救護班（医師、看護師）や他職種と連携できる。

コース開催の都合上、募集定員は24名。

今回は支部担当者を優先参加とするため、一般公募はごく少人数となります。

広島県薬剤師会では、PhDLSは毎年継続して開催予定。

この研修をもとに広島県薬剤師会災害支援薬剤師（仮）を育成することにより、行政と協力し広島県でも災害薬事コーディネーターの設立に向けていきたいと考えております。

3. その他

・モバイルファーマシー（MP）運用規約

熊本地震への災害派遣で出動し、その後の県内各地のイベントなどに派遣されたMPですが、派遣・使用についての規定等がなかったので年度当初に策定しました。

今年度は、他県のMPとも連携しながら災害派遣時の搭載医薬品や携行品のリスト作成、派遣時の効率的な運用方法とMP同士の連携などを検討していきます。

・MPの緊急通行車両の事前届け出について

大規模災害発生時等における緊急通行車両確認事務の省略化・効率化を図るため、災害時に使用する緊急通行車両や交通規制除外車両であることを事前に都道府県公安委員会（警察）に届け出ておく「緊急通行車両事前届出制度」を利用し、MPの迅速な出動・派遣ができる体制づくりを行うため、車両の事前届け出を行う。

・プラ段ボールでの可搬式調剤棚の開発について

9月までに試作品を作り、10月の学会に持っていく予定。

過去の事例からみて、広島県は比較的災害が少ない地域であり、その結果災害に対してはすこし認識があまい地域性があります。そういう場所での発災は被害が拡大する恐れがあり、当委員会では災害時の支援だけではなく発災時の受援体制についても早急に構築していく必要があると考えております。災害対策への啓蒙・体制作りへの皆様のご協力をよろしくお願い致します。

第61回 広島県病院薬剤師会総会



副会長 松尾 裕彰

日 時：平成29年5月13日（土）14:00～

場 所：エソール広島

第61回広島県病院薬剤師会総会は先森満子氏（呉市医師会病院）の司会で進められた。開催に際し、広島県病院薬剤師会会长として私から挨拶を申し上げた。今後病院薬剤師が活躍する場はますます拡大すると予想され、薬剤師の存在意義をさらに高める大きな波にうまく乗るためにには、個々の薬剤師のスキルを高めていかなければならぬこと、また、広島県病院薬剤師会は、平成30年4月に一般社団法人化することを述べた。



次いで、広島県健康福祉局薬務課應和卓治氏、広島県薬剤師会会长豊見雅文氏より来賓のご挨拶があった。



会員表彰では、日本病院薬剤師会有功会員として久良京子氏、勝原聰氏が表彰された。広島県病院薬剤師会より、鎌田直博氏、橋本佳浩氏、本田和穂氏、山崎弘男氏に感謝状が授与された。また、平成28年度に専門・認定薬剤師の資格を取得した会員38名が表彰された。広島県病院薬剤師会会誌の最優秀論文賞を広島赤十字・原爆病院齋藤美希氏、優秀論文賞を広島大学病院新藤清美氏が受賞された。日本病院薬剤師会雑誌の学術奨励賞受賞に伴い、マツダ病院安原昌宏氏、広島市民病院阿部圭輔氏、県立広島病院今津邦智氏へ特別優秀論文賞が授与された。

各委員会担当理事より平成28年度に実施された事業内容が、以下の通り報告された。平成29年3月末の会員数は1,244名、会員施設数は287施設（正会員194施設、特別会員93施設）である。平成28年度広島県病院薬剤師会学術講演会、医薬品管理研修会、研究発表会、シンポジウムがそれぞれ開催され、また、Drug Information News、広島県病院薬剤師会誌、会員名簿が発刊された。認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップへ計10名が

参加した。薬剤業務研修会（2回）、専門薬剤師（がん・緩和）研修会（4回）、専門薬剤師（感染）研修会（3回）、精神科病院業務検討委員会研修会（10回）、病院機能別業務検討委員会研修会（1回）、医療連携支援検討委員会研修会（1回）、各支部研修会（広島支部16回、呉支部18回、東支部28回、北支部25回）が行われた。また、薬剤業務調査活動および国際交流委員会活動について報告があった。収支決算について、事業の収支および支出内訳が担当理事から説明された後、会計監査報告があり、満場一致で承認された。

広島県病院薬剤師会の一般社団法人化について議案が提出され、平成30年4月1日に設立することで承認された。平成29年度事業案として、学術講演並びに研修会開催（各委員会、各支部）、広島県病院薬剤師会出版物（D. I. ニュース、広島県病院薬剤師会誌、会員名簿）、その他の事業（会員数増加促進と会員移動の把握に関する事業、広島県病院薬剤師会の一般社団法人化、薬剤師の業務改善に関する事業、専門薬剤師の育成・支援、中小病院、診療所、介護所、精神科病院等勤務薬剤師の業務に関する事業、地域包括ケアシステムに関する支援、薬剤師の卒後研修に関する事業、薬学教育への協力、広島県薬剤師研修協議会への協力、国際交流の推進、その他目的を達成するために必要な事業が提案され承認された。また、事業計画に沿った平成29年度予算案が提案され原案通り承認された。最後に、中村徹志副会長が閉会の辞を述べて総会は終了した。

総会終了後、医薬品管理指導研修会が開催され、広島県健康福祉局薬務課参事西田ルリ子先生が「病院薬剤師に知ってほしい薬事行政の要点」と題してご講演された。引き続き、厚生労働省大臣官房審議官森和彦氏より、「これから医療政策と薬剤師に求めるもの」と題して特別講演された。講演会終了後、会員相互の親睦を深める目的で懇親会が開催され盛会のうちに終了した。



日本病院薬剤師会木平健治会長來賓挨拶

平成29年度「看護の日」広島県大会



日 時：平成29年5月13日（土）13:00～
場 所：広島県民文化センター

副会長 野村 祐仁

国際看護の日（5月12日）はナイチンゲール（1820年5月12日～1910年8月13日）の誕生日であり、毎年その日にちなんで「看護の日」広島県大会が開催されています。

フローレンス・ナイチンゲールはイギリスの看護師で、社会起業家、看護教育学者として有名です。一般にはクリミア戦争で敵味方の区別なく怪我人を看護した博愛の看護師、というイメージを持っている人が多いが、「クリミアの天使」こと、フローレンス・ナイチンゲールは、世界で最も有名な（そして実践的かつ戦闘的な）統計学者であり、彼女自身が看護師として負傷兵たちに奉仕したのはクリミア戦争従軍時の2年間だけであり、むしろその象徴的献身やクリミア戦争における兵士たちの死亡の原因究明を、統計学的に立証したこと、および病院統計という考え方を確立し、統計に基づく医療衛生改革を行い、専門教育を施した看護師の養成の必要性を説き、ナイチンゲール看護学校を創設した方のようです。

「看護の日」広島県大会は広島県、（公社）広島県看護

協会が主催し、当会は20団体ある後援団体の一つとして参加しており、今回で27回目の開催でした。

式典では、湯崎英彦知事、広島県看護協会才野原照子会長の挨拶の後、県議会議長、副市長、広島県医師会平松恵一会長の祝辞がありました。次に第22回の「ひろしまナイチンゲール賞（知事表彰）」の表彰式があり、看護職として功績のあった方、看護学生教育に功績のあった方、助産師活動、中山間地区における在宅看護活動に功績のあった方等5名が受賞されました。

アトラクションとして広島市立舟入高等学校箏曲部による「箏で奏でるポップス」が演奏され、その後には落合恵子さんの「いのちの感受性」という講演があり、聴講したい思いのまま会場を後にし、広島県薬剤師会館での会議に向かいました。

「看護の日」広島県大会は、多くの参加者があり熱気がありました。薬業界で言えば薬事衛生大会がそれに当たると思います。今年度の薬事衛生大会に多数の参加者がありますよう願っております。

第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問42 二次性能動輸送の駆動力となるイオン濃度勾配を形成する一次性能動輸送担体はどれか。
1つ選べ。

- 1 Na^+, K^+ -ATPase 2 Na^+ / グルコース共輸送体
- 3 Na^+/H^+ 交換輸送体 4 P-糖タンパク質
- 5 $\text{H}^+/\text{ペプチド}$ 共輸送体

正答は 91 ページ

IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会



常務理事 井上 映子

日 時：平成29年5月14日（日）

場 所：広島県医師会館

核戦争防止国際医師会議(IPPNW)日本支部(JPPNW)理事会 報告・協議事項

1. 横倉義武日本医師会長の日本支部代表支部長就任について
2. 平成28年度移動理事会（平成29年2月11日、長崎）について、広島県医師会常任理事・IPPNW国際副評議員加世田俊一先生より、日本支部の活動報告の後、長崎大学各兵器廃絶研究センターの鈴木達治郎センター長の「各兵器廃絶にむけてー現状と課題：日本のジレンマ」という演題で講演が行われたと報告があった。
3. JPPNW総会への付議事項について
 - 第1号議案 日本支部規約改定の件
 - 第2号議案 日本支部役員人事の件
 - 第3号議案 日本支部監事選出の件
 - 第4号議案 平成28年度 事業報告および収支決算書の件
 - 第5号議案 平成29年度 事業計画案の件
 - 第6号議案 平成29年度 収支予算案の件
4. その他
 - ・平成29年イギリスのヨーク大学で開催される第22回IPPNW世界大会について、加世田理事より概要、旅程、会議・ワークショップの予定表について説明があった。日本支部主催のワークショップについて片岡勝子事務総長より説明があった。
 - ・MedExプログラムについて（ドイツと広島大学の交換留学プログラム）平成28年度は、留学対象者不在のためドイツからの受入1名のみ、平成29年度は、ドイツへの交換留学を2名予定していると報告があった。

核戦争防止国際医師会議(IPPNW)広島支部総会

平松恵一支部長挨拶ののち、第1号～4号議案として、



広島県支部監事選出の件、平成28年度事業報告、収支決算、事業計画案、平成29年度収支予算案の説明がされ、賛成多数で承認された。

核戦争防止国際医師会議(IPPNW)日本支部(JPPNW)総会 議案

前記+議案第1号～第6号までの説明があり、賛成多数で承認された。

報告事項

1. 各支部および学生・若手医師部会からの近況報告
長崎県、福島県、岐阜県、京都府、大阪府支部長、若手医師、学生の活動報告より核兵器廃絶のための支援やモンゴル支部との共同等の活動報告があった。
2. 上記世界大会について、MedExプログラムについて報告があった。会員増強について、会員の減少を抑制するため、支部結成届出書の雛形を作成したとの報告があった。国際署名については、核兵器廃絶への賛同を求める署名の依頼があった。

講演会

「核兵器廃絶運動を先導したIPPNWの活動（1980～2017）：広島・長崎原爆の人類史的意味」

講師：IPPNW副会長 北アジア地域代表 朝長万左男氏
座長：IPPNW日本支部事務総長 片岡勝子氏

1980年にInternational Physicians for the Prevention of nuclear Wars IPPNW核戦争防止国際医師会議が設立された。当時東西（米ソ英仏中）で核弾頭は70,000以上あり、核戦争勃発時には人類が滅亡すると考えられるため、IPPNWとICANでは核保有国への啓蒙と対話による信頼醸成の必要性を広く訴えるという活動を行った。1989年冷戦終焉後には、部分核実験禁止条約、包括的各実験禁止条約が成立し、核弾頭は70,000から16,000に減少した。その後1997年IPPNW北アジア地域会議が設置された。核兵器の非人道性は、無差別、大量殺戮、都市壊滅、放射線障害の急性障害と後遺症（各種癌の発現等）において明らかであると証明されている。核兵器のリスクを完全に防ぐための唯一の保証は、核兵器の完全廃絶である。核なき世界を目指す目標はあるものの、世界の現状から核抑止政策を維持する安全保障優先派と核兵器禁止条約に賛成する非人道派の両派が存在している。被爆国日本は禁止条例反対派である。2017年3月、6～7月「核兵器禁止条約をめぐる多国間交渉会議」が開催され、緩やかな形で核兵器禁止条約の成立を核兵器国側が承認する交渉が行われるのであろう、と演者は述べられた。

平成29年度 第1回 広島県緩和ケア推進会議



副会長 青野 拓郎

日 時：平成29年5月15日（月）19:00～21:00
場 所：広島県庁北館

事務局の健康福祉局がん対策課佐々木真哉課長の司会により会議が始まりました。健康福祉局医療・がん対策部田中剛部長が、開会挨拶で「本県の緩和ケアにつきましては、平成16年に緩和ケア支援センターを設立させていただき、全県的な体制づくりを進めてきたというところでありまして、今後におきましても、がん診療連携拠点病院等と連携しながら『がんと診断された時から希望する場所で適切な緩和ケアを受けられる体制』の構築に向けて一層の取組を進めていきたいと考えております。本日は、国の計画のたたき台を受けまして本県の次期計画の骨子案についてご議論いただきます。」と話されました。

広島県緩和ケア支援センター本家好文センター長の議事進行により議事は進み、資料確認の後、協議事項に移りました。

《協議事項》第3次計画の緩和ケア分野における取組の方向性について

事務局より第3次広島県がん対策推進計画の緩和ケア分野の骨子案について説明がありました。

【目指す姿】

- ・がんと診断された時から、希望する場所で、すべてのがん患者とその家族が、適切な緩和ケアを受けられる体制が整っています。
- ・“がんと共に”自分らしく生きるための地域における療養支援体制ができています。

【全体の数値目標】

- ・「痛みがある」と思う患者の割合：1割以下
患者の割合の部分で調査方法、母数について少し質疑がありましたが、精度はまだ高いものではないと事務局より説明がありました。

【今後の方向性】

取組項目1 施設緩和ケアの提供体制の構築
方向性 ◆地域における緩和ケア提供体制の構築
◆緩和ケアの提供に係る連携の体制

県立広島病院、広島大学病院、広島市立安佐市民病院の3つのがん拠点病院から提供体制の現状や今後について発言がありました。

取組項目2 緩和ケアの質の向上

方向性 ◆患者・家族の意向に即した緩和ケアの提供
◆施設及び住宅の緩和ケアの質の向上

取組項目3 人材育成の充実

方向性 ◆基本的緩和ケアに携わる人材の育成
◆在宅緩和ケアコーディネーターの育成・確保
人材育成の部分で薬剤師の研修について質問があり、基礎的な部分の研修については、広島県薬剤師会在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ・Ⅱで実施しているが、専門的緩和ケアの部分については、今後とも緩和ケア支援センターの専門研修をお願いしたいと答えました。

取組項目4 緩和ケアに対する正しい理解の促進

方向性 ◆県民や医療従事者の理解を深める取組の強化
佐々木委員（がん体験者の会「とま～れ」代表）より「緩和ケアは診断時からということをよく知る患者がいたり、医療者の中には緩和ケアとホスピスが同じだと認識する人もあり、そのことで患者と医師の間でトラブルが起きたります。医療者も患者も市民も全体的に緩和ケアとは何かを知る必要があると思います。」という意見がありました。

協議の最後に本家委員長より了解がいただければ、この骨子案を6月5日のがん対策推進委員会に出したいと思うと発言されました。

佐々木課長の閉会挨拶と次回の会議の予定は7月頃という案内で、会議は終了しました。

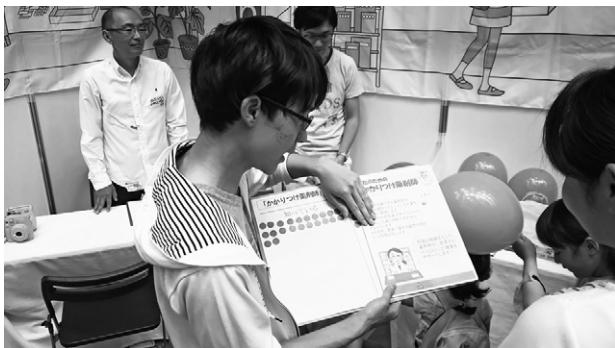
子育て応援団すこやか2017

日 時：平成29年5月20日（土）・21日（日）
 場 所：広島グリーンアリーナ

報告Ⅰ（1日目）

広島支部 宮野 佐織

『子育て応援団すこやか2017』に参加させていただき、すこやか薬局というブースで子どもさんの白衣体験、チェキでの写真撮影、分包機を使っての調剤体験、お薬相談コーナー、かかりつけ薬剤師についてのアンケートをしました。



私は20日の午前中、主に分包機を使っての調剤体験のお手伝いをさせていただきました。

内容は、子どもさんが錠剤の代わりにアンパンマンのラムネを3個ずつ2包分作るというものでした。

カップに入れられた3個のラムネを一つずつ丁寧に入れる子、カップのまま流し入れる子、一つのマスに全部入れてしまう子、個数違いに入れる子など様々でした。スタートボタンを押すと「あれっラムネが消えた！」と不思議そうにし、また出来上がったものを手に取ると笑顔で喜んでいました。

中には「去年も来たから分かるよ。ラムネをパックにするんだ」と張り切っている子どもさんがいてお母様に話を聞くと「この調剤体験を楽しみにイベントに来たんです！」と言っていただけました。

「お薬飲める？」と聞くと「飲めるよ」と元気に答えてくれる子もいました。

保護者の方もこうやって薬を作っているんですねと興味を持っていただきました。

今回は私が担当している薬局実習中の学生さんも一緒に参加させていただきました。「かかりつけ薬剤師はご存じですか？かかりつけ薬剤師はいらっしゃいますか？」という内容のアンケートをしたり、かかりつけ薬剤師とは何かの説明や、子どもさんにヤクザイくんの塗

り絵やシール、風船のお土産を渡したりと学生さんも一緒にになって頑張ってくれました。

まだ二週目の実習が終わったばかりで学生さんは緊張していましたが、可愛い子どもさんたち相手に楽しく参加できたようです。かかりつけ薬剤師を知っているのは半分くらいで、その中で実際にかかりつけ薬剤師がいる人は2人でした。まだまだ知名度は低いと感じました。子どもさんや保護者の方に薬はどのように作っているのか、かかりつけ薬剤師を知ってもらう良い機会になったのではないかと思います。

今回参加して他の薬局の先生方と交流、情報交換をさせていただき、貴重な経験ができました。同じ時間担当だった先生方ありがとうございました。

またこのような機会があれば参加させていただきたいと思います。ありがとうございました。

報告Ⅱ（1日目）

広島支部 宮本 麗

この度、私は『子育て応援団すこやか2017』の1日目に参加させていただきました。

昨年もこのようなイベントに参加させていただいたのですが、今回のイベントでも薬局ブースは私の予想をはるかに超える人気ぶりで驚きました。

まず、子どもたちが白衣を着て嬉しそうに写真を撮ったり、アンパンマンラムネを楽しそうに分包機に入れて調剤して持って帰ったり、「薬剤師」に対してとても興味を持ってくれていることを嬉しく思いました。

子どもたちが、このようなイベントを通して、薬剤師は白衣を着てお薬を作る人という認識を持つてくれるだけでも医師や他の医療従事者との違いも分かり、こんな職業もあるのだなと感じてもらえ、将来の夢にもつながると思います。

さらに、広島県薬剤師会のマスコットキャラクターであるヤクザイくんも大人気で、ヤクザイくんと手をつなぎだり、抱き着いたりする子も大勢いましたが、ヤクザイくんの名前を多くの人が知っていたことにも驚きました。

私が幼い頃は、薬剤師=医師のような人という漠然としたイメージしかなく、薬を渡すことだけが仕事だと

思っていたので、詳しいことは全く分からず、私が将来なりたいと思うかと言われば分からぬというイメージでした。

ですが、今はかかりつけ薬剤師や在宅医療に参加するなど、薬剤師の必要性が世間にも理解され、浸透しつつあり、子どもたちの将来の夢になるような立派な職業です。

私自身も、薬剤師になり実際に患者さんと関わっていく中で、体重と用量の関係、飲み合わせやアレルギーなど様々なことを投薬時に考えなければならないこと、どのような工夫をすれば薬を嫌いな子どもが毎日きちんと服用できるかご家族に提案することなど薬剤師の業務はただ薬を渡すだけではないということを改めて実感しました。

今後もこのようなイベントに少しでも多く参加して、多くの子どもたちと関わり、薬剤師の必要性や仕事の楽しさややりがいの多さを伝えていくことで薬剤師の幅広い活躍が期待できると思います。

イベントに参加されたスタッフの皆様、お忙しい中本当に疲れ様でした。そして、私に丁寧に教えてくださった先輩薬剤師の皆様、本当にありがとうございました。

報告Ⅲ（2日目）

三原支部 植田 紀江

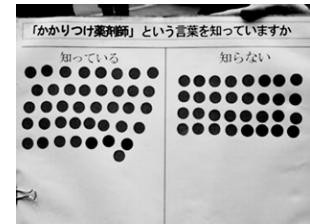
私は薬剤師スタッフとして初めて参加させていただきました。今回このようなイベントにスタッフとして参加する機会を与えていただきましたことを、心より御礼申し上げます。

『子育て応援団すこやか2017』は次世代を担う子ども達を安心して出産し育てていける、すこやかな笑顔あふれる社会づくりを目指して行われるもので、子育てのためになる情報満載な家族で楽しめるイベントです。グリーンアリーナ内はパトカー・白バイ・ミニ消防車に乗り、写真撮影が出来るコーナーや保育園・幼稚園の先生による楽しい遊びのコーナーのふれあいゾーン、また医師・歯科医師・薬剤師・看護師による健康チェックと健康新づくり相談、お悩み相談を行う健康サポートゾーンなど複数のエリアに分かれています。

薬剤師会のブースでは、調剤体験をしてもらいました。まず白衣に着替えてもらい、分包機でラムネ菓子を3個ずつ分包します。その後、分包したラムネ菓子を薬袋に入れます。最後にインスタントカメラでヤクザイくんと写真撮影し、出来上がった写真とヤクザイくんグッズ（塗り絵、シール、メモ帳、風船）をお土産として渡してスタンプラリーのスタンプを押す、というのが「すこやか薬局」の流れになります。



調剤体験までの待ち時間を利用して、保護者の方からお薬相談を受けたり、かかりつけ薬剤師の認知度・必要性についてのアンケートを行いました。その結果



かかりつけ薬剤師を知っているものの、かかりつけ薬剤師をもっていない人が多く、まだその必要性が認知されていないことに気付きました。ヤクザイくんと同様にかかりつけ薬剤師の認知度はまだ低く、これからの私達の職能が試されるのではないかと思いました。

「すこやか薬局」は、おかげさまで来局者が多く目の回るような忙しさでしたが、薬剤師スタッフと学生ボランティアで仕事を分担し手際よく調剤体験の手伝いをすることが出来ました。来局してくれた幼児の中には白衣を見ただけで泣いて逃げ出す子どもやヤクザイくんを見て泣き出す子どももいましたが、楽しそうに笑顔で帰る子ども達がほとんどでした。

私の勤務する薬局では小児科の親子連れが多数来局しますが、薬剤師という職業が子どもがなりたい職業ランキング第1位、親が就かせたい職業ランキング第1位になれるように日常業務にも責任ある行動をとりたいと思いました。

このイベントを通して普段交流のない他支部の先生方と交流を深めることができ、半日という短い時間ではありましたがあれ大変楽しく有意義な時間を過ごすことが出来ました。またこのような機会があれば積極的に地域活動に参加し、薬剤師の職能を地域にアピールしていきたいと思います。

在宅医療推進フォーラム



日 時：平成29年5月21日（日）13:00～
場 所：広島県医師会館

常務理事 平本 敦大

先日開催された在宅医療フォーラムに参加してきました。この在宅医療フォーラムは広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県看護協会、広島県薬剤師会で構成される「県民が安心して暮らせるための四師会協議会」の主催にて開催されています。

特別講演では全国在宅療養支援診療所連絡会教育研修局長である和田忠志先生より「これからのは在宅医療と地域包括ケアシステム」という演題で講演されました。少子高齢化や財源不足により在宅医療は不可欠であるということ。医師だけで在宅を診るのは不可能なため、様々な職種との連携をしていかないと実現することは不可能であるといわれ、それぞれの職種についてお話をいただきました。その中で薬剤師については分業の根本的なことではあるのかもしれないが、在宅医療において麻薬など多種にわたる薬剤が使用されるようになり、医療機関が管理、在庫することは現実的ではないという分業について触れて、薬剤師は患者宅で飲み忘れをなくし、服薬を円滑にする薬のセットや服薬状況確認、残薬チェックをすること、さらに高カロリー輸液の調整、麻薬の管理を行っての疼痛緩和コントロールのサポート、薬の作用や副作用の確認を行い多職種との連携を行っていると話してくださいました。

シンポジウムの「さまざまな専門職種の在宅医療の取

り組み」として、薬剤師会から有村健二副会長が発表をされました。薬剤師会はかかりつけ薬局・薬剤師の周知、健康サポート薬局設置、広島県在宅支援薬剤師の養成について発表を行い、かかりつけ薬局・薬剤師とはどのような基準が設けられているのかということとその薬局が866薬局であること、未病の段階を維持するためのサポートを行う健康サポート薬局はどのような研修を行っているかということ、在宅支援薬剤師の研修項目を説明し、他職種に向けて薬剤師がスキルアップを行いながら県民のためにおこなっているということを説明されました。会員に向けてアンケートを行った結果、在宅訪問を行っている薬局が42%あるものの退院時カンファレンスや在宅カンファレンスに出席している薬局は30%程度であるということがわかりました。実際に薬剤師が在宅に介入することでコンプライアンスの向上、残薬が少なくなった、患者さん自身の病識薬識が向上した、処方薬が減るなどの一定の効果が得られているデータが出ていることが示されました。しかしながら、なかなか薬剤師に在宅依頼の声がかからないという意見が多く上がっているのも現状のため、今回得られたデータにもあるようにぜひとも薬剤師の有効活用をしていただきたいと他職種に伝えることができました。

第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問57 閉塞性動脈硬化症に関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1 若い女性に好発する。
- 2 間欠性跛行が特徴的症状である。
- 3 上肢の動脈に多発する。
- 4 血管炎を伴う。
- 5 患肢に熱感がある。

正答は 91 ページ

復職支援研修会

参 加 者

日 時：平成29年5月22日（月）

場 所：広島県薬剤師会館

復職支援研修会が開催されるのを薬務課からの案内にて初めて知りました。

H29.5月 今の薬剤師のしごと（薬局1）

6月 今の薬剤師のしごと（薬局2）

7月 知っておきたい薬物療法（糖尿病）

9月 今の薬剤師のしごと（病院）

10月 在宅医療と薬剤師

11月 知っておきたい薬物療法（高血圧）

H30.1月 これからの薬剤師のしごと（地域・学校）

2月 これからのしごと（セルフメディケーション）

上記開催予定で、しばらく実務から離れており、復職しても仕事が出来るのか、ついていけるのか不安でなかなか一步を踏み出せずにいた私には良い機会と思い復職支援研修会に参加することにしました。

5月22日に開催された第1回は「今の薬剤師のしごと～薬局1」でした。まずは薬剤師をめぐるトピックスとして、薬学部のある大学数や薬学生数、ここ数年の国家試験の合格率、保険薬局数や院外処方せん率などの話が

ありました。その中で保険薬局の数がコンビニの数よりも多いという話には驚きました。

次に保険調剤の理解のためにとして、社会保障制度、社会保険制度（国民皆保険）、保険調剤の仕組み、保険薬剤師・保険薬局とは、保険薬剤師・保険薬局の責務、主な関係法令（医療法・医薬品医療機器等法・薬剤師法）、保険調剤の基本的な流れ、調剤報酬点数などの話がありました。その中で平成28年の診療報酬の改訂で薬剤服用管理指導料がお薬手帳有で38点、お薬手帳無で50点となり、50点を算定する為にあえてお薬手帳を勧めない薬局があると聞き、とても驚きましたし、お薬手帳は何の為にあるのだろうと思いました。今後、お薬手帳が医師～患者～薬剤師の間で情報を共有するために必要不可欠なツールとなっていけば良いと思います。

今回、基本的な話が多く、しばらく実務から離れていた私でも理解しやすく、復習にもなりました。復職の手助けとして今後も参加していきたいと思います。

第102回薬剤師国家試験問題（平成29年2月25日～2月26日実施）

問64 単純ヘルペスウィルス感染症に関する記述のうち、正しいのはどれか。1つ選べ。

- 1 性器感染の多くは、HSV-1による。
- 2 免疫機能亢進時に発症する。
- 3 性器ヘルペスは、性交の翌日に好発する。
- 4 成人の口唇ヘルペスの多くは、ウイルスの再活性化により発症する。
- 5 確定診断は、細胞診により行う。

正答は 91 ページ

高齢者対策総合推進会議



常務理事 中川 潤子

日 時：平成29年5月24日（水）18:30～
場 所：県庁・北館

1. 開会
2. 協議事項
 - (1) 第7期ひろしま高齢者プランの基本理念の考え方について
 - (2) 第7期ひろしま高齢者プランの主要項目(案)について
 - (3) 第7期ひろしま高齢者プランに係わる論点について
3. 閉会

広島県健康福祉局菊間秀樹局長の挨拶があり、会議は始まりました。開会に先立ち、まず事務局より委員の変更と、今回よりオブザーバーとして広島労働局職業安定部職業対策課の神森道子課長補佐が出席されたとの報告がありました。

一般社団法人広島県医師会檜谷義美副会長が本会議の会長として議事の進行をおこない、協議は始まりました。事務局より、今回の協議事項である

- ①第7期ひろしま高齢者プランの基本理念の考え方について
- ②第7期ひろしま高齢者プランの主要項目（案）について
- ③第7期ひろしま高齢者プランに係わる主な論点について

の説明がありました。また、オブザーバーとして出席された神森課長補佐より、平成28年「高年齢者の雇用状況」集計結果の概要、ハローワークにおける高年齢者の就職状況、生涯現役促進地域連携事業などの説明がありました。

ひろしま高齢者プランの位置付け

「ひろしま高齢者プラン」は本県の高齢者施策のための基本計画であり、老人福祉法及び介護保険法において、都道府県が定めることとされている老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定するものです。

なお、「地域医療構想」で示した、医療・介護供給体制のあるべき姿の実現に向けた施策の方向性を、「第7次保健医療計画」及び「第7期・第8期ひろしま高齢者プラン」で記載することになります。(第7次保健医療計画が6年間であるため、第7期高齢者プランを前期、第8期高齢者プランを後期とし、トータル6年として考える)

第6期高齢者プランの基本理念は、「高齢期になっても自分らしく輝き住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる 広島県づくり」とされています。第7期高齢者プランの基本理念は、各部会等の議論を踏まえ、第6期高齢者プランの基本理念を変更すべきかどうかを含め高齢者対策総合推進会議で検討し、決定することとなっているため、各委員に意見が求められました。

高齢者プランは

- 高齢者だけのものではない
- 緩和ケアという考え方も含める
- 家族ケアや遺族ケアも含んだ考え方が必要
- 自分の意志や家族の負担も考える

などの意見が出されました。今回の会議として、第7期高齢者プランの基本理念は高齢者だけでなく幅広い視点から考えていくことが重要であり、視野の広いプランに変更すべきとの意見にまとまりました。

次回の会議は8月の予定です。

2017年度 第1回ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会

常務理事 井上 映子

日 時：平成29年5月25日（木）18:30～20:00

場 所：エソール広島

<2017年度実行委員について>

実行委員：

広島県薬剤師会

広島県看護協会

広島県診療放射線技師会

広島県臨床検査技師会

広島県栄養士会

広島県女性医師の会

広島県地域保健医療推進機構

メディックス広島健診センター

広島県健康福祉局がん対策課・保健部保健医療課

広島県の男女共同参画をすすめる会

広島市女性団体連絡会議（ひろしまWENET）

広島県男女共同参画財団

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）

安田女子大学

広島大学

山陽女子短期大学

山陽女学園高等部

広島市乳腺疾患患者の会のぞみの会

乳がん患者友の会きらら

事務局：

ひろしま女性NPOセンター未来

<2017年ピンクリボンdeカープについて>

- ・日程：2017年9月23日（土）巨人戦 デーゲーム
- ・目的：乳がんを知るということを基本に、若い世代との協働、専門家集団・地域行政との協働参画型キャンペーンを展開する。

<実行委員会協力、後援、共催事業について>

「能を楽しむつどい」

- ・日時：平成29年10月22日（日）

午後1時30分～午後3時

- ・場所：宮島・大聖院

・連絡先：sedo1122@e23.jp（政木）

<各地域ピンクリボンキャンペーンへの補助について>

ピンクリボンキャペーンin尾道、三次への助成について報告があった。

<ピンクリボンdeカープ2017年度の活動予定>

実行委員長より、いつもは「乳がん検診で早期発見を」という目標を掲げていたが、今年は、「乳がんを知ることを主題としたい」と話された。カープ人気で、球団の要望が厳しくなっている。パフォーマンスや物販などはもちろん、接遇もお客様にとって喜ばれるものにしていくことが望まれる。企画としては、乳がんのマンモグラフィ体験検診の実施と触診体験コーナーがメインで、その他ピンクリボングッズ販売、若い世代の協働、専門家集団の情報提供を行うことを予定している。マンモグラフィ検診車を用意されているメディックス広島より、「未受診の方のマンモグラフィ体験が本来の目的であるが、本当の検診と思われて毎年来られる方がいる。選定時に留意し、多くの方に体験してもらいたい」と述べられた。

～広島県薬剤師会より、お知らせ～

9月23日（土）当日、私たちと一緒に活動してくださる方をがん検診サポート薬剤師の中から数名募集する予定です。マツダスタジアムで、「乳がん検診に行きましょう！」という声かけをヤクザイくんと行なっていきます。薬剤師ならではの情報提供をすることも望まれています。詳細については、追ってご連絡いたしますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会

副会長 松尾 裕彰

日 時：平成29年5月27日（土）17:00～19:00

場 所：広島県医師会館

医療事故調査制度は、平成27年10月1日に始まった医療事故に関する新しい制度です。本制度の目的は、医療事故が発生した医療機関において原因を明らかにするために院内調査を行い、第三者機関である「医療事故調査・支援センター」がその調査結果を受け、収集・分析すること等により医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することです。この制度の中で「医療事故調査等支援団体」が定められており、医療事故の判断に関する相談、調査手法に関する相談や助言、院内事故調査の進め方に関する支援、解剖および死亡時画像診断に関する支援、院内調査に必要な専門家の派遣、報告書作成に関する相談や助言を行います。広島県薬剤師会は、医師会、歯科医師会、看護協会、助産師会などと共に「医療事故調査等支援団体」の一員です。

医療事故調査制度が開始されおよそ一年半が経過した5月27日（土）に広島県医師会館において、医療事故調査制度対応支援委員および外部委員のための研修会が開催されました。広島県医師会平松恵一会長の挨拶の後、担当常任理事の渡邊弘司先生より平成29年3月末までの広島県における医療事故等支援団体の活動状況が報告されました。はじめに、医療事故調査制度の概要を説明され、本制度は「医師の自浄作用が試される制度」であると捉えていると話されました。この一年半の相談件数は、医師会49件、歯科医師会33件、薬剤師会0件、看護協会1件、助産師会0件であったことが報告されました。前述したように県内医療事故調査等支援団体の役割は、制度全般に関する相談、医療事故の判断に関する相談、および院内調査に関する支援ですが、医療事故調査制度においては、医療に起因する死亡と死産が対象となるため、薬剤師会への相談がなかったものと推測されます。しかし、今後必要時に適切な支援を実施するためには、支援

団体間で共通の認識を持つことが大切であるため、症例検討会等の勉強会を開催したいと提案されました。

次に、日本医療安全調査機構医療事故調査・支援センターの木村壮介先生が、「医療事故調査制度における医療事故判断と院内調査」について講演されました。平成27年10月から平成28年12月までの報告数は全国で487件であり、広島県では11件でした。地域ごとの報告件数をみると、中四国や東北ブロックでの報告数が少ないことが示されました。報告を阻害する理由としては、「調査・検討の結果過誤が無ければ報告しない」や「報告するか否かの判断基準が相談相手で異なる」ことなどが挙げられ、遺族からの調査希望が出た後に遅れて報告される場合もあったと報告されました。また、「医療事故」と呼ぶことで、「医療過誤を認めた」ことになるという思いも報告することの抵抗感の原因となるため、「医療事故調査制度」の正しい理解の普及が必要であると話されました。医療事故調査報告書のまとめ方の話の中で、個人の責任追及とならないように、事故の発生の原因究明は前方視的視点で行わなければならないことを強調されていました。その他、報告事例か否かの判断について症例を示しながら出席者と共に議論しました。会場内でも事故調査制度へ報告しなければならない事例であるか否かの判断に、ばらつきがみられたことから、ある程度均一な判断ができるように、研修等を実施する必要があると思いました。

今後、本制度を発展させるためには、医療当事者や管理者の努力に加え、各支援団体と院内事故調査委員会との連携、また、医療を受ける側の理解や社会の支えも必要であり、広島県薬剤師会も極力協力しなければならないと思いました。

平成29年度 試験検査センター連絡協議会



日 時：平成29年6月1日（木）・2日（金）
場 所：札幌パークホテル（北海道札幌市）

検査センター 城崎 利裕

1. 災害事例と化学物質のリスクアセスメント

北海道労働局労働基準部健康課長 桜田 勝幸 氏

平成28年6月より労働災害を防止するため、事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられた。

対象となる事業場は、640種類の指定物質を取り扱う全ての事業場である。

リスクアセスメントとは、化学物質などによる危険性又は有害性を特定し、リスクの区分分けを行うことである。

その中でリスクの高い物質などは、危険性又は有害性の低い物質への代替え、作業手順の改善、安全装置の強化などリスク低減措置を行う。

次に、上記の事項を現場職員に以下の方法で周知させる。

①作業場に常時掲示又は備え付ける。

②書面を職員に交付する。

③作業場に常時確認可能な機器（パソコンなど）を設置する。

最後に、化学物質による労働災害発生事例として、平成27年12月福井県の化学工場の労働者5名が膀胱ガンを発症したことから、厚生労働省は化学工場で使用されているオルトトルイジンが原因物質である可能性が高いと判断した。

この事実を公表して調査を開始し、あわせて関係団体へも適切な防止対策を要請した。

調査法として、従事労働者に防塵マスク、手袋、防護服などの労働衛生保護服を着用して作業をしてもらい、就業前後でオルトトルイジン量の増加を調べた。

結果として、就業後のオルトトルイジン量の増加が認められたため、「経皮吸収」による生態への取り込みが示唆された。

以上の経過よりオルトトルイジンを取り扱う事業場は、平成29年1月1日より特殊健康診断の実施が義務化された。

2. 労働安全衛生とリスクアセスメントの実例について

（一財）岐阜県公衆衛生検査センター理事 中村 弘輝 氏

岐阜県公衆衛生検査センターは従業員131名の事業所であり、早期からリスクアセスメントに取り組んでいる。

基本的な手順は前述のとおり化学物質の危険度を調べ、リスクの高い物質への低減措置等を施していた。

また、衛生管理者、総務部長などが現場担当者と同行

して、実際の現場の危険な箇所等を指摘する「職場内パトロール」も実施され、リスクの低減措置に努めている。

3. 災害対策と熊本地震

（公社）大分県薬剤師会検査センター所長 渕 祐一 氏

平成22年に検査センターを新築し、その際に災害対策として機器等の転倒防止策を講じている。機器等は金具で壁と固定したり、チェーンで巻き付けて転倒を防止している。

次に、電源の確保には発電機が建物内に整備され、停電時には自動で電力を供給できるシステムを備えている。

また、災害対策訓練も行われており、そのため熊本地震の際には被害がごくわずかであったと報告された。

4. 災害時における水質検査の相互協力

（一社）群馬県薬剤師会検査部長 小板橋 利恵子 氏

2011年3月11日の東日本大震災では、約140万戸が断水となり、日本水道協会より応急給水車210台及び中部、近畿、中国地方などの自治体の給水車が派遣された。

災害時の自治体の取り組みとして、配水池・地下給水タンク等の整備や井戸の状況把握に努めている。

群馬県薬剤師会環境衛生試験センターでは、災害用水が安全に供給されるよう水質検査が実施できる体制づくりを確立した。

平成26年に愛知県薬剤師会、北海道薬剤師会と相互協力の協定を締結し、その後近県との協力関係も構築した。

今後の課題としては、単なる企業PRとならないよう、市民の安心材料としての連携を強化していくことであると述べられた。

5. 業務の紹介

（一財）北海道薬剤師会公衆衛生検査センター常務理事

田中 稔泰 氏

北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（通称：道薬検）の特色ある検査として、新生児を対象とした先天性代謝異常等スクリーニング検査や学童尿スクリーニング検査を行っており、北海道以外からも受託している。

また、道内においても遠方に水質検査のサンプリングに出向くときには、航空便を利用するなど北海道ならではの報告もあった。

平成29年度（第1回）日本薬剤師会代議員中国ブロック会議



日本薬剤師会代議員 竹本 貴明

日 時：平成29年6月3日（土）・4日（日）

場 所：まなびの館ローズコム

第89回日本薬剤師会定時総会へ向けて標記会議がブロック世話人の山口県薬剤師会中原靖明会長の司会のもと行われました。会に先立ち5月31日にご逝去されました岡山県薬剤師会赤澤昌樹会長に追悼の意を込めて黙祷が行われました。その後、日本薬剤師会吉田力久常務理事、開催県の広島県薬剤師会豊見雅文会長より挨拶が行われました。

吉田常務理事より「薬剤師倫理規定から薬剤師行動規範に内容が改められた。しっかりと会員に伝え、かかりつけ薬局・薬剤師として患者・地域住民に向けて信頼を勝ち得るような業務を行っていただきたい。また健康サポート薬局の登録についても現在300件を超え、数年のうちに2,000件は超える見通しである。」など日薬の近況報告を挨拶の中で述べられました。

豊見会長（広島県）からは「薬剤師会としては、今後も敷地内薬局については反対の姿勢を崩さないようにしていただきたい。」と述べられました。

挨拶の後、日本薬剤師会豊見敦理事よりHPKI（薬剤師資格証）について説明がありました。

その後、村上信行議事運営委員（広島県）より臨時総会の日程、総会議事進行予定等について説明があったのち、臨時総会のブロック代表質問者の選出を行い、開催県の広島県の青野拓郎代議員が担当することになりました。

次に質問内容の取りまとめが行われました。

1. 敷地内薬局の乱立について

保険医療機関の敷地内に保険薬局を誘致する事例が後を絶たない。日本薬剤師会として反対の立場をとつて頂いているとは思いますが正式な見解を示すなど、具体的な施策をお持ちか伺いたい。

2. 薬局の独立性について

視覚的にとらえられる敷地内薬局は問題となっていますが、電子的な医療機関との癒着とも言える事象が放置されているように見受けられます。このようなシステムを提供しているレセコンメーカーが、日本薬剤

師会学術大会などで企業ブースの展示を行い、こういったシステムの広告宣伝をおこなうこととなれば日薬がお墨付きを与えることにならない。分業の趣旨や、日薬の施策と相容れない方向性の出店についてどのようにお考えか伺いたい。

3. 次期調剤報酬改定について

現在、次期調剤報酬改定に向けて、中医協で議論が進みはじめていると思いますが基準調剤加算の施設基準、かかりつけ薬剤師指導料の算定要件の見直しを含めどのように対応・提案をしていくつもりか日薬の方針も含めお考えを伺いたい。

4. 医薬分業の基本理念をふまえたうえでの災害時の対応について

内閣府より公表されている「災害救助事務取扱要領」の中に、「患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに留意されたい。」という原則が書かれています。

過去の災害の事例、現在の医薬分業の進展に鑑みると、この原則には薬剤師として賛同しかねます。日薬の見解をお伺いしたい。

その他に

「日薬を中心とするテレビ会議システムについて」「災害時における災害薬事コーディネーターの配置について」「スイッチOTC化促進について」「受動喫煙防止対策の取組について」「JPALSについて」「申請等を必要とする事務手続きの電子化について」「かかりつけ薬剤師の資質要件について」

を中国ブロックからの質問とすることに決まりました。

その後、決算委員の選出が行われ、岡山県の小山敏章代議員と私が選出されました。

最後に、次回ブロック会議の開催県を山口県とすることに決定し、全ての議事が終了致しました。

認定実務実習指導薬剤師養成講習会

日 時：平成29年6月4日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

報告Ⅰ

安佐支部 沖野 智美

今回の講習を受けながら、私は自分が実務実習を受けた時のことを思い返しました。私が実務実習を受けたのは今から7年前、薬学部が6年制となり、実習期間が薬局に2ヶ月半、病院に2ヶ月半という今のカリキュラムに変わった時でした。実習期間が長くなつたことで、実習期間中は様々なことを体験、学習させていただきました。薬局実習では外来業務は勿論のこと、ドラッグストアも併設している薬局だったためOTCに関する多くのことを学ばせていただきました。実習先の薬局では在宅医療は行っていませんでしたが、実際に在宅を行っている薬局に同行させていただくことで、実習薬局だけでは出来ない内容についても学ばせていただきました。病院実習では指導薬剤師の先生に同行して病棟にあがり、患者の方とコミュニケーションをとる機会を多く作っていました。今にして思えば何かひとつ学ぶにしても指導薬剤師の方がスケジュールを調整し、環境を整えてくださったからこそ、充実した実習期間を過ごすことが出来たのだと思います。

今回の研修を受け、特に重要だと感じたのが、実習生の意欲を刺激する学習環境づくりをする、という点です。これまで実習とはたくさんの知識を教えること、難しい技術を教えることのように感じていました。しかし、今回の研修を通して、実習生が実務実習で目指すのは医療現場で即戦力として働く能力を得ることではなく、医療の担い手としての意識と薬剤師として活躍できる基礎的な資質を習得することが目標であることを学びました。薬剤師として求められる基本的な資質として、医療の担い手としての心構え、患者・生活者本位の視点、コミュニケーション能力などが挙げられますが、これらは与えられる知識を受動的に受け入れるだけでは決して得られないものです。そういう資質を伸ばすために、実習生が指導内容のひとつひとつの持つ意味を自発的に考え、時に指導者と同等の立場で意見を交換しあい、実習生と指導者が共に成長していく。そのような学習環境づくりを大切にしていきたいと思います。

私が勤めている薬局では現在、実習生を一人受け入れています。私は未だ認定実務実習指導薬剤師の認定を受

けていない為、あくまで指導は補助的なものですが、今回の研修で学んだことを活かしていきたいと思います。そして、いつか自分が主体となって指導する時に向けて自己研鑽を続け、指導薬剤師として指導する立場になった際には今回の研修で学んだことを踏まえたうえで、将来薬剤師を目指す学生の方々の役に立てれば幸いです。

報告Ⅱ

広島赤十字・原爆病院
薬剤師 宅江 良隼

認定実務実習指導薬剤師取得のためには講習およびワークショップの受講が必須です。この講習会では、講座ア、イ、ウ、オについて受講でき、薬剤師の理念から学生指導のスケジュールや評価、改訂モデル・コアカリキュラムについて学びました。

名古屋市立大学鈴木匡先生の講座では、平成25年12月に改定されたモデル・コアカリキュラムの要点と、薬剤師として求められる基本的な資質、薬学臨床の概要、改訂モデル・コアカリキュラムが目指す実務実習について学びました。当院でも、認定実務実習指導薬剤師を中心として改定モデル・コアカリキュラムに準じた実務実習を行うために実習内容を充実させてきました。特に実習の中心となる病棟業務実践においてはより多くの時間を充て、継続的にかかるべき疾患として提示されている「がん」「高血圧」「糖尿病」「心疾患」「脳血管障害」「精神疾患」「免疫・アレルギー疾患」「感染症」を網羅できるように、各病棟担当薬剤師と協力しています。また、ベッドサイドにおける患者への指導だけでなく、病棟内や院内医療チームで他の医療スタッフとの連携・協力を体験できるようなカリキュラムとしています。これをSBOsで評価しGIOをどこまで達成できているかを確認しながら学習につなげることが今後の課題です。

日赤武蔵野短期大学畠尾正彦先生の講座では「学生の指導について、医療職教育について」を学びました。今までに教育を学んだことがないため多くの発見があり、特に評価については強く印象に残りました。常に客観的な評価を心掛け、公平な評価をしなければならないと思っていましたが、「評価は主観である」という言葉に驚きました。評価には○×で点数をつけられる明確なもの

のもありますが、多くは「やや」「普通」、5段階の2か3かというような事柄が多く、重要なことは「主觀に責任をもつこと」「主觀を磨くこと」と話されていました。自分の評価がどのような傾向にあるのかを把握し、ブレない評価をしていくことが重要なだと学びました。

最後に、薬剤師に期待されることは、時代の変化、医療の革新と共に変わってきています。適正な薬物治療を行なうためには患者への指導、情報提供や医師へのフィードバックだけではなく、治療の効果や副作用のモニタリング、チーム医療における情報の提供や薬学的提案、地

域における医療の提供や医薬品情報の提供など多岐にわたって拡がってきました。薬剤師にはこのような多くのことが求められているということに改めて気付かされるとともに、期待に応えられるような薬剤師になるには常に研鑽をつんでいくことが必要だと感じました。実務実習に来られる学生は大学で多くのことを学んできます。薬剤師となってからも、常に学び続ける姿を実習生に見せること、感じてもらうことが実務実習の醍醐味でもあると思います。

新薬剤師研修会2017

日 時：平成29年6月11日（日）
場 所：広島県薬剤師会館

報告 I

広島市民病院
薬剤部 島田 薫

第一部では、松尾裕彰先生の「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらきについて」の講義を聞きました。薬剤師会という組織の仕組みや、薬剤師の歴史、また超高齢・人口減少社会において薬剤師が求められていることなど、これから私たちが薬剤師として働いていくうえで、必要不可欠なことを学びました。地域社会での薬剤師の役割など、学生のころ学んでいた内容がこれから自分にも関係あることなのだと、実感しました。

第二部では吉田亜賀子先生から「発見！あなたの薬剤師軸」というテーマのもとで、「意図のワーク」を教えていただきました。「意図のワーク」とは、ペアになって、来月までにしたいことを相手から聞き、それに対して質問をして、その答えを聞いて再びその質問を繰り返します。答える側は、躊躇せず思い浮かんだことを答えていく、というものでした。答える側の私は、友達とごはんに行く、という答えから、その質問に対して繰り返し答えていくうちに、最終的には初めの答えと結びつかないような答えになってしまいました。私のように、初めとは違うような答えに辿り着いた人、同じような答えになった人、さまざまな人がいました。初めは、友達とごはんに行く、という答えからスタートして、質問にきちんと答えられるのか不安でしたが、思っていたより答えが出てきてきちんと答えることができました。今まで一つの事柄についてここまで突き詰めて考えたことがな

かったので、自分がこんなことを考えているのかと驚きました。次々と思い浮かんだ答えが実は心の中で自分がやりたいと考えていることなのではないか、と思うくらい自分自身と向き合うことができたと感じました。

松尾先生と吉田先生の講義から感じたことは「目標、意図をもってこれから薬剤師として働く」ということです。この4月から社会人として働き始め、なにもかもが新しい世界で、バタバタと過ごしてしまいがちですが、この講義を通じて学生時代に自分がぼんやりと思い描いていた薬剤師像を思い出すことができました。講義の中で吉田先生から、意図とは何よりも自分をパワフルにしてくれるもの、と教わりましたが、それは目標や目的という言葉よりも、意図は自分の気持ちに近いものだからなのではないかと感じました。これから働いていくなかで、現場でたくさん経験を積み、先輩方から吸収していくとともに、自分の意図をしっかりともちたいと思います。

また、講義後の懇親会では広島県で働いている大勢の新人薬剤師と話すことができ、情報交換することで刺激を受けました。互いに切磋琢磨して、各々の目指す薬剤師に近づけていけたらいいなと思います。

報告 II

海老山薬局 石井 大士

私は薬剤師になるという目標を達成した今、次なる目標について考えていました。そこで薬学実務実習でお世話になった広島県薬剤師会常務理事の吉田亜賀子先生の

講義を聞きたく、新薬剤師研修会に参加させていただきました。

まず第一部では広島県薬剤師研修協議会会长・広島県病院薬剤師会会长・広島県薬剤師会副会長の松尾裕彰先生の「薬剤師の職能・薬剤師会のはたらきについて」という題目でした。

薬剤師会の歴史から始まり、これから求められる薬剤師の在り方について教えていただきました。一番印象に残っていることとして、西洋における薬剤師の歴史についてです。それは薬剤師制度のルーツとされており、今後の薬剤師の在り方を導く上で大事な根源であると思いました。

そして第二部では広島県薬剤師会常務理事の吉田亜賀子先生の「発見！あなたの薬剤師軸」という題目でした。

講義では実際に二人一組になり、コーチングを行いました。コーチングとは人材開発の技法の一つで、対話によって相手の自己実現や目標達成を図る技法の一つです。実際コーチングをすることで、働く意図や薬剤師としての目標や、今後の課題など様々なことが明確になりました。目標を失ったり迷いがある時は今回教えていたいた内容を思い出して薬剤師、社会人として精進していこうと思います。

今回の研修会に参加させていただき私が知らなかったことを知れただけでなく、様々なことを学べた勉強会でした。このような勉強会に参加したのは初めてでしたが、今後も積極的に参加していこうと思います。

今回は新薬剤師研修会を開催していただきありがとうございました。

第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問142 医薬品の製造販売業者における総括製造販売責任者に関する記述のうち、誤っているはどれか。2つ選べ。

- 1 厚生労働大臣が指定する医薬品を製造する場合に置かなければならない。
- 2 選任にあたり必要とされる資格要件はない。
- 3 品質管理及び製造販売後安全管理に係る業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に業務を行わなければならない。
- 4 業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、製造販売業者に対し文書により必要な意見を述べなければならない。
- 5 品質保証責任者及び安全管理責任者との相互の密接な連携を図らなければならない。

正答は 91 ページ

指 定 店 一 覧

平成29年6月1日現在

部門	指 定 店	会 員 價 格	営業日時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
ゴム印・印鑑	(株)江明正堂	現金25%引、クレジット20%引	9:30 ~19:00	日曜、祝日、(8月の土曜)	広島市中区新天地1-1	(082)244-1623
ホテル	(株)呉阪急ホテル	宿泊20%引、宴会5%引、婚礼5%引、料飲10%引外優待有	年中無休		呉市中央1-1-1	(0823)20-1111
	ANAクラウンプラザホテル広島	宿泊23%引、料飲5%引、婚礼5%引、宴会5%引	年中無休		広島市中区中町7-20	(082)241-1111
	広島東急イン	宿泊シングル1,500円引・ツイン3,000円引、婚礼10%引、レストラン5%引	年中無休		広島市中区三川町10-1	(082)244-0109
	福山ニューキャッスルホテル	宿泊17%引、レストラン5%引、宴会料理5%引、婚礼、料飲5%引	年中無休		福山市三之丸町8-16	(084)922-2121
リース会社	日立キャピタル(株)	オートローン3.6%、リフォームローン3.9%外	年中無休	年末年始、夏期休暇等当社指定定休日を除く	広島市中区国泰寺町1-8-13 あいおい損保広島TYビル6F	(082)249-8011
家具	(株)河野家具店	店頭表示価格から5~20%引	9:00 ~19:00	毎週火曜 (火曜日が祝日の時は営業)	呉市中通4-10-17	(0823)22-2250
	森本木工 西部	25~60%引き 赤札より10~15%	平日 8:30 ~18:00 年中無休	8/13~15、 12/29~1/4	広島市安佐南区中須2-18-9	(082)879-0131
看板	(株)サインサービス	見積額の10%割引		毎週土・日曜日、祝日	安芸郡府中町柳ヶ丘77-37	(082)281-4331
警備	ユニオンフォレスト(株)	機械警備10,000円/月~、ホームセキュリティ4,000円/月~、保証金免除	平日 9:00 ~18:00	無休	呉市中央2-5-15	(0823)32-7171
	(株)全日警広島支店	月額警備料金10,000~15,000円 (別途相談)、機器取付工事代20,000~30,000円、保証金免除	(土・日曜及び祝祭日を除く)	土・日・祝日	広島市中区幟町3-1 第3山県ビル5F	(082)222-7780
建物	(株)北川鉄工所 広島支店	特別価格	平日 8:45 ~17:30	毎週土・日曜日、祝日	広島市南区東雲本町2-13-21	(082)283-5133
時計・宝石 ・メガネ ・カメラ	(株)ナカオカ	15~20%引(企画品、相場価格商品は除く)		毎週水曜日、夏期年末年始	広島市中区堀川町5-10	(082)246-7788
	(株)下村時計店	現金のみ店頭表示価格から10~20%引(一部除外品あり)	9:00 ~19:00	月曜日	広島市中区本通9-33	(082)248-1331
自動車	広島トヨペット(株)	特別価格			広島市中区吉島西2-2-35	(082)541-3911
自動車買取	(株)JCM	優遇買取価格に加えて「全国共通10,000円分商品券」を別途進呈。または買取価格に応じたANA・JALマイルを付与。	(平日) 9:30 ~19:00 (土) 9:30 ~17:30	日曜日・祝日・年末年始	広島市西区高須2-11-1 ランドマーク高須1階 (査定受付) 0120-322-755 (代表) (082)507-1155	
書籍	(株)紀伊国屋書店 広島店 ゆめタウン広島店	現金のみ定価の5%引			広島市中区基町6-27 広島バスセンター6F 広島市南区皆実町2-8-17 ゆめタウン広島3F	(082)225-3232 (082)250-6100
食事・食品	お好み共和国 ひろしま村	全店全商品5%引			広島市中区新天地5-23	(082)246-2131
	(株)平安堂梅坪 対象店舗(デパートを除く直営店)	5%引	対象店舗(デパートを除く直営店)年中無休 9:30 ~19:00	日・お盆・年末年始休業	広島市西区商工センター7-1-19	(082)277-8181
レジャー	國富(株)広島営業所	Cカード取得コース45,000円、商品購入:店頭価格より5%off、器材オーバーホール:通常価格より5%off	8:30 ~20:00	なし	広島市中区江波沖町4-6	(082)293-4125

部 門	指 定 店	会 員 価 格	営 業 日 時	定 休 日	所 在 地	電 話 番 号
進物	(株)進物の大信	5~20%割引(但し弊社特約ホテル式場にての結婚記念品の場合を除く)(個別配達費 広島県内無料(2,000以上商品))	6~9月 10:00~18:30 10~5月 9:30~18:00 年中無休・24時間営業	毎週火曜	広島市中区堀川町4-14	(082)245-0106
	(有)中山南天堂	5~25%(但し一部ブランド品食品を除く)	年中無休・24時間営業		広島市中区猫屋町8-17	(082)231-9495
総合葬祭	セルモ玉泉院 長束会館	祭壇金額定価2割引、 葬具(柩外)1割引	年中無休		広島市安佐南区長束2-4-9	(082)239-0948
	(株)玉屋	葬儀・花輪20%引、 生花5%引	年中無休		広島市南区段原南1-20-11	(082)261-4949
百貨店・婦人服・	ひつじやサロン	店頭表示価格より10%引(一部除外品有)	平日 9:00~17:30	不定休	広島市中区本通9-26	(082)248-0516
複写機・ファックス	ミノルタ販売株	特別会員価格	年中無休		広島市中区小町3-25 (ショールーム)	(082)248-4361
仏壇・仏具	(株)三村松本社	仏壇平常店頭価格より30~40%引、仏具平常店頭価格より10~20%引(但し、修理費・工事費等店頭販売品以外は除外する。)			広島市中区堀川町2-16	(082)243-5321
旅行	ひろでん中国新聞 旅行株	募集型企画旅行(パッケージ旅行)本人のみ3%割引	平日 10:00~18:30 土・日・祝 11:00~18:00	年末年始 休業	広島市中区基町11-10	(082)512-1000
	(株)日本旅行 広島八丁堀支店 (県内各支店)	赤い風船3%引、マッハ5%引、 ベスト3%引			広島市中区堀川町5-1 大内ビル1F	(082)247-1050
装飾	青山装飾株	特別価格	8:30~17:30	日・祝日、第2・4土曜日	広島市西区商工センター 5-11-1	(082)278-2323
介護用品	坂本製作所(株) 介護事業部 福山営業所	車いす(アルミ製55%・スチール製60%)、歩行補助ステッキ40%引き	9:30~18:00	日曜・祝日休業	福山市卸町11-1	(084)920-3950
家電	(株)エディオン法人 営業部中四国支店	エディオン店頭価格より家電製品10%引、パソコン関連5%引	9:30~18:30	土・日・祝日	広島市安佐北区落合南3-2-12 エディオン高陽店2F	(082)834-8061
保険	メットライフ生命 広島第一エイジェンシーオフィス	無料保険診断サービス実施中 国家資格を持ったファイナンシャル・プランニング技能士が対応	9:00~18:00 (平日)	土・日・祝日	広島市中区紙屋町1-2-22 広島トランヴェールビルディング7F	(082)247-3473 担当:小原(オハラ) 丸本(マルモト)
引越	(株)サカイ引越センター	通常価格より15%割引	年中無休(但し11~13は休み)		広島市西区福島町2丁目36-1	0120-06-0747
会員制福利厚生サービス(中小企業向け)	(株)福利厚生俱楽部 中国(中国電力グループ会社)	入会金(一法人)31,500円→無料、 月会費1,050円/人 サービス内容(一例)全10,000アイテムが会員特別料金◆宿泊施設:約4,000ヶ所 2,000円~、◆公共の宿:1泊2,500円/人補助◆パックツア:10%OFF、◆フィットネス:1回500円~、◆映画:1,300円等	9:00~18:00 (平日)		広島市中区国泰寺町1-3-22 E R E 国泰寺ビル6階	(082)543-5855
設備	株式会社クラタ コーポレーション	特別価格	サービスにつ いては24時間 365日受付対応	土日祭休	広島市中区橋本町7-27	(082)511-1110 (代)担当:桑田昭正

広島県薬剤師会会員証(会員カード)について

- 新規受付は平成21年8月末をもって終了しました。
- 継続の方は引き続きご利用いただけます。
- ご利用の際は、広島県薬剤師会会員証をご提示ください。



広島県立美術館「団体割引会員」について

本会では会員の皆様に割安な団体彩金で広島県立美術館の展覧会を観賞していただける「団体割引会員」に登録しました。

会員の皆様には同伴のご家族、ご友人も含めお得な団体彩金で展覧会をご覧いただけます。
是非ご利用ください。

【割引の対象となる展覧会】

- ・特別展（新県美展＜広島県美術展＞は除きます）

アードマン・アニメーションズ設立40周年記念 ひつじのショーン展

会期：平成29年7月15日（土）～平成29年8月27日（日） 会期中無休

開館時間：9:00～17:00

※金曜日は20:00まで開館

※入場は閉館の30分前まで

※7月15日は10時開場

入場料：一般 1,200円 → 1,000円／高・大学生 1,000円 → 800円／小・中学生 600円 → 400円

会場：3階企画展示室

※今後割引対象となる展覧会については改めてご連絡いたします。

〈問合わせ先〉

広島県立美術館

〒730-0014 広島市中区上幟町2-22

TEL：(082) 221-6246

FAX：(082) 223-1444

ホームページ <http://www.hpam.jp/>

☆美術館受付にて、登録番号と団体名をお伝えください。

広島県立美術館 団体割引会員登録

団体番号：110068

団体名：公益社団法人 広島県薬剤師会

◆ 県薬だより ◆



県薬だより 各地域・職域薬剤師会への発簡

- 4月17日 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会開催について
- 4月21日 応需薬局のゴールデンウィーク休業表について（通知）
- 4月24日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.125」の提供について（通知）
- 4月25日 「広島県薬剤師会」からの意見・質問・要望等について
- 4月26日 クールビズ[軽装による夏季の省エネルギー対策]の実施について（通知）
- 5月17日 「かかりつけ薬剤師・薬局」普及推進を目的とした特設ウェブサイトの設置に伴う健康フェアに関するイベント等の取組に関する情報提供について（依頼）
- 5月17日 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業支部担当者説明会の開催について（通知）
- 5月18日 「インスリン注射器を交付する薬局に係る取扱いについて」の一部改正について（特定保険医療材料等を交付する薬局の取扱いについて）（通知）
- 5月23日 第1回広島PhDLS研修会（プロバイダーコース）の開催について（通知）
- 5月25日 くすりと健康啓発事業実施計画表の提出について（依頼）
- 5月30日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報No.126」の提供について（通知）
- 6月1日 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業応募書の提出について
- 6月7日 平成29年度地域・職域薬剤師会運営費負担金の交付について（通知）
- 6月14日 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業応募書の提出について
- 6月19日 「自覚症状を表す方言に関する薬剤師への探索的調査」に関する調査研究について（お願い）

◆ 3月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成29年3月15日（水）午後7時～

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：平本敦大

出席者：豊見会長、野村・青野・谷川各副会長、
村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・
平本・藤山・二川・松村・吉田各常務理事

欠席者：有村・松尾各副会長

1. 審議事項

(1) 社会保険診療報酬請求書審査委員会審査委員選任

について（資料1）（横山事務局長）

現在（3名）村上信行 専務理事

青野拓郎 副会長

宮本一彦 理事

現在、委員に就任していただいている3名の先生が2年間の任期満了になるため、後任の推薦依頼があり、先方は留任を希望との説明があった後、現行の委員3人の再任を承認した。

(2) がん検診サポート薬剤師実施事業について（資料2）

（野村副会長）

がん対策課より29年度も同じ事業の実施依頼があったと報告された。事業内容は同じで、補助金は107万7,000円、サポート薬剤師は更新よりも新しい人が欲しいとのこと。また、がん検診に来られた方にアンケートをすると、かかりつけ医からの勧奨に比べて、薬剤師からの勧奨が極端に少なく0.1%となっている。予算もつけていたため実数もいるが成果も欲しいということだった。そこで相談が受けられるよう啓発シールをつくり、お薬手帳や薬情、薬袋等に貼ってもらえてないかとの説明があり、シールをつくることで了承された。なお、豊見会長より薬剤師の服薬指導の中で、今までより高度なことができる薬剤師を育てなくてはならないという動きも出ているので、それも含めてこの制度自体を進めていくことを考えなければならないと指摘があった。

(3) 後援、助成及び協力依頼等について（青野副会長）

ア. 認知症の人と家族の会広島県支部第36回家族の会大会の開催に伴う後援名義の使用について（資料3）

日時：6月3日（土）12:30～16:00

場所：広島県民文化センター

（毎年：承諾済）

了承された。

イ. 「すこやか2017」の協賛について（資料4）

（昨年度実施）

ノベルティの数も増え費用が発生するので、協賛をするかどうか。医師会と歯科医師会は主催になっているが薬剤師会が入っていないので、主催に入れてほしい。しかし費用が今より高くなるのであれば協賛で良い。同列な扱いにしてもらうよう要請することとした。協賛については了承された。

2. 報告事項

(1) 2月定例常務理事会議事要旨（別紙1）

(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
 - イ. 会務報告（〃3）
 - ウ. 会員異動報告（〃4）
- （3）委員会等報告
- （豊見会長）
- ア. 地域・職域薬剤師会長会
3月4日（土）於 TKPガーデンシティ PREMIUM
広島駅前
 - イ. 理事会
3月4日（土）於 TKPガーデンシティ PREMIUM
広島駅前
 - ウ. 日本赤十字社広島県支部来会（赤十字サポーター証贈呈）
3月6日（月）
サポーターとなるということで、クリスタルの認定証をいただいた。
 - エ. 第24回広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議
3月13日（月）於 広島市東区役所
新たな計画で承認されたと報告された。
 - オ. 在宅医療推進会議
3月15日（水）
- （野村副会長）
- ア. 平成28年度第2回新会館内薬局設置検討WG委員会
2月24日（金）
薬局の中のレイアウトとして、錠剤台・水剤台の場所等を検討した。また、どの分包機を入れるのか次回見積もりを出していただくことにしており。次回は日科ミクロンとタカザノに説明をしていただく予定にしていると報告された。
 - イ. 子育て応援団すこやか2017 けんこうサポートゾーン調整会議（資料5）
3月8日（水）於 広島テレビ
 - ウ. 未就業薬剤師就労支援事業実行委員会（資料6）
3月10日（金）
今年度と同様の研修会を来年度も行うということで、各月の研修内容を検討した。研修内容は同じものにしても、タイトルをやわらかい表現にしたほうが取りつきやすいのではないかということで、興味を示していただけるようなタイトルに変更したと報告された。
 - エ. 広島県がん対策課来会
3月14日（火）
- （青野副会長）
- ア. 第101回中国地方社会保険医療協議会広島部会
2月24日（金）於 中国四国厚生局
新規・更新の医療機関についての答申を行ったと報告された。
 - イ. 広島県地域保健対策協議会 平成28年度第2回定期理事会
3月10日（金）於 広島県医師会館
豊見会長より広島県薬剤師会からは来年も100万円拠出をして、薬の適正使用（ポリファーマシーの解決）について行うと報告された。
 - ウ. 健康サポート薬局委員会・認定基準薬局制度運営協議会合同会議
3月9日（木）
薬局業務運営ガイドラインの中に広島県薬剤師会

の役割という項目があるので、改定案を薬務課と薬剤師会とで協議していくことになった。これに係るワーキンググループをつくることになり、委員の編成についてはこちらに一任された。健康サポート薬局の来年度の研修会開催については、7月2日（日）に東部、9月3日（日）に西部で実施する方向で決まったと報告された。

（谷川副会長）

- ア. 認定実務実習指導薬剤師養成講習会更新講習
3月5日（日）於 広島県薬剤師会館参加者29名
ビデオ可の講習会を行った。昼からの開催で、31名予定のところ29名が参加されたと報告された。
- イ. 広島大学薬学部薬学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研究科卒業・修了記念パーティー
3月12日（日）於 グランドプリンスホテル広島
会長が日薬の臨時総会ということで代理出席した。例年より女性が少ないイメージだったと報告された。

（村上専務理事）

- ア. （第3回）平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議
3月6日（月）於 広島県薬剤師会館
28年度の補助金事業の取りまとめを県下6カ所で行った。今年度より新しく安芸にHbA1cに参画していただき、広島・廿日市・尾道・呉は例年どおりでお願いしていると報告された。
- イ. 中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会
3月10日（金）於 広島県健康福祉センター
主に保健師に対する地域保健所で災害が起きたときにどう動くかということが中心だった。今の医薬品の供給協定等の説明をしたと報告された。
- ウ. 日本薬剤師会第88回臨時総会
3月11日（土）・12日（日）於 ホテルイースト21
東京
一般質問で、今の学生実習に於けるルーブリックの評価や取り扱いが薬剤師会が決めた後で文科省から出されたので、大学側から薬剤師会はこのまま行くのか、文科省のようにすり合わせるのかという質問をしたが、連携してやっていくという返事だけだった。
また、8疾患において薬局はいろんなトライアルでの薬局の実習が十分できていない。病院薬剤師会が薬剤師会ができるところは病院に回されるのであれば、実習機関を11対11はおかしいという意見が出始めていると聞いたので、そのようなことこのないようにくぎを刺させていただいたと報告された。

（井上常務理事）

- ア. 広島プライマリ・ケア研究会世話人会
3月13日（月）於 広島県医師会館
今後の方向性について、各団体のアンケート結果から散会することになっている。日本プライマリ・ケア連合学会広島県支部が発足するしており、そちらと多職種団体との活動を行う形となる。また余剰金があり、70万円余りが返ってくる。前回、常務理事会で寄附金として入れていただきたいという意見があったので、それでよければ、決定し

た書類が出たら、事務局から連絡していただきたい。会員でない方も（薬剤師であれば）認定薬剤師の申請ができることは、従来通り。今後も、連合学会の学会などに、多職種で参加できることになっているので、何かの形で活動を続けていくこととなっている、と報告された。

(竹本常務理事)

ア. 日本薬剤師会学校薬剤師部会担当者全国会議

2月24日（金）於 東京・日薬

文科省の小出先生から学校環境衛生のマイナーチェンジが行われる予定であるという講演と、文科省の齊藤るみ先生から学校の給食室の気をつける点などを具体的に例を挙げながら説明があった。また、村松日薬学薬部会長から今年のマークシートのアンケート調査は照明と採光ということ、各学校薬剤師の報酬の調査を行うと言っていたと報告された。

イ. 平成29年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）
(資料7)

3月5日（日）於 安田女子大学薬学部参加者16名

欠席があったため、スタッフではなく参加者として出席し、一緒に無菌製剤調製の実習を行ったと報告された。

(豊見常務理事)

ア. 日本薬剤師会第9回理事会（資料8）

3月10日（金）於 東京・日薬

薬剤師の資格証の発行について値段が決まったと報告された。非会員の場合は初年度2万円、2年目から5年目まで年間1万2,000円、更新時に2万円。会員の場合は、初年度1万2,000円、以降はずっと6,000円、更新時も6,000円だけという形で、会員と非会員の価格差がつくような設定となっている。

また、偽造医薬品問題の対応について協議があり、薬局間譲渡のガイドラインを薬剤師会が中心となって保険薬局協会とチェーンドラッグストア協会と3団体に提示する形のものをつくるということで、今年度中には出てくることになっていると報告された。

豊見会長よりHPKIの件、支部に再委託するのか考えておかないといけないと指摘があり、豊見常務理事より支部に任せるとか、ここでやるのかは、再度検討すると説明された。

イ. HMネット動画撮影

3月15日（水）於 南海老園豊見薬局

HMネットPRから動画をつくりたいという話があり、ネットワークをつくることでどんなメリットを医療従事者が得ることができるのかという話を南海老園豊見薬局で撮影したと報告された。

(中川常務理事)

ア. 広報委員会

3月8日（水）

5月号の原稿の割り当て等を決めたと報告された。

イ. 県民が安心して暮らせるための四師会協議健康寿命延伸検討WG（資料9）

3月13日（月）於 広島県医師会館

誤嚥性肺炎の減少に向けて、県薬として何か1つ

目標を設定して進んでいくため、ワーキング等をつくる必要があるとのこと。そのワーキングで四師会のポスターをつくるといいか、協力してくれるか、今年秋に誤嚥性肺炎についての県民向けの講演会を予定しているが、それも参加協力していただけるかを検討しなければいけないと報告された。また医師会1階ホールの医療情報提供コーナーを、四師会で自由に使っていいフロアとしてつくれているので、薬剤師会でもし使いたいがあれば、ぜひ医師会に声をかけてほしいと報告された。ポスターをつくることと、講演会に参加することを了承された。

3. その他の委員会等報告事項（青野副会長）

（1）平成28年度感染症講習会

3月1日（水）於 JA広島総合病院
6日（月）於 JA尾道総合病院

（2）日本薬剤師会平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会

3月3日（金）於 東京・日薬

（3）平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）

3月5日（日）於 広島国際大学薬学部参加者18名

（4）広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会

3月5日（日）於 サンピア・安芸参加者27名

（5）平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会（実技研修）

3月12日（日）於 福山大学薬学部参加者12名

4. その他

（1）常務理事会の開催について（青野副会長）

4月20日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】松村常務理事）
5月17日（水）午後6時30分～

その他

谷川常務理事より、3月29日に地対協医薬品の適正使用検討特別委員会が開催されると報告された。

井上常務理事より、ピンクdeカープは、9月23日の最終戦に開催されると報告された。

横山事務局長より、新会館の建設に関して、基本設計が終わったと報告された。

◆ 第50回公益社団法人広島県薬剤師会臨時総会 議事録

1. 日時：平成29年3月26日（日）
午後1時1分～午後3時50分
2. 場所：広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館
3. 次第
 - (1) 開会の辞
 - (2) 薬剤師綱領唱和
 - (3) 物故会員に対する黙祷
 - (4) 議長・副議長着席
 - (5) 議事
 - (6) 出席代議員数の確認
 - (7) 議事録署名人の選出
 - (8) 会長演述
 - (9) 報告
 - 報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
 - 報告第2号 平成28年度会務及び事業執行状況報告（公衆衛生）
 - 報告第3号 平成28年度事業執行状況報告（検査）
 - 報告第4号 平成28年度事業執行状況報告（会館）
 - 報告第5号 平成28年度事業執行状況報告（共益）
 - 報告第6号 平成28年度決算見込
 - 報告第7号 会館建設について
 - (10) 議案
 - 議案第1号 平成29年度事業計画（公衆衛生）（案）
 - 議案第2号 平成29年度事業計画（検査）（案）
 - 議案第3号 平成29年度事業計画（会館）（案）
 - 議案第4号 平成29年度事業計画（共益）（案）
 - 議案第5号 平成29年度会費額の件（案）
 - 議案第6号 平成29年度收支予算（案）
 - 議案第7号 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（案）
 - 議案第8号 資産取得資金の積立について（案）
 - 議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程の一部改正について（案）
4. その他
5. 閉会の辞
6. 出席者
 - (1) 代議員

池田康彦	今田哲生	岩本義浩	形部宏文
坂本徹	佐々木薰英	高橋強	高村豊至
武末玲子	出張景子	長坂晋次	中野真豪
野村伸昭	日浦昌洋	細田正紀	大谷純一
森川悦子	山内純子	吉川勇人	秋本浩志
木村昌彦	貞永昌夫	下田代幹太	峰文子
徳尾節子	皮間壽美子	末次達也	長坂晃治
西原昌幸	畠山厚	池田和彦	宗文彦
呑田敬三	長谷川頃一	竹下武伸	森川淳一郎
渡邊理恵子	小塙真理子	藤政智栄	中嶋都義
花岡宏之	濱崎匡史	林充代	大塚幸三
井上俊則	神田信吾	井上真	作田利一
高橋富夫	田口直子	萩原謙二	松本久二子
村上寛子	山岡恵美子	山口恵徳	常盤周作
中村勇樹	肥後克彦	麻生祐司	横田いつ子
横田進	津国美香	清原厚子	杉田善信
平岡一貴			

（2）役員

(会長)	豊見雅文		
(副会長)	野村祐仁	青野拓郎	有村健二
	谷川正之		
(専務理事)	村上信行		
(常務理事)	井上映子	小林啓二	竹本貴明
	豊見敦	中川潤子	平本敦大
	藤山りさ	二川勝	松村智子
	吉田亜賀子		
(理事)	秋本伸	有村典謙	宮地理
	宮本一彦	森広亜紀	
(監事)	岡田甫	菊一環子	
(3) 地域・職域会長			
	野村祐仁	下田代幹太	樽谷嘉久
	竹下武伸	渡邊英晶	多森繁美
	田邊ナオ	宮地理	下田代幹太
	二川勝	宗文彦	大塚幸三
	永井清之	村上信行	常盤周作
	杉田善信	加藤睦子	宮地理
(4) 顧問弁護士			
	久笠法律事務所	長谷川栄治弁護士	

7. 会議の状況

臨時総会は、3月26日（日）午後1時1分から、中川潤子常務理事の司会により開会し、有村健二副会長の開会の辞に続いて、薬剤師綱領が唱和された。次に、平成28年度、本日までの物故会員に対し、追悼の意を表するため黙祷が捧げられた後、野村伸昭議長、池田和彦副議長が議長・副議長席に着き、議事を開始した。初めに、出席代議員数の確認が行われ、代議員総数80中、出席者数63名で、定款第20条に規定する2分の1以上の定足数40名を超えており、会議の成立を確認した。次に、議事録署名人の選出に移り、定款第24条第2項の規定により議長から、長坂晃治代議員（安芸）、麻生祐司代議員（尾道）を指名した。次に、会長演述に移り、豊見雅文会長が演述した。

【会長演述－別添（P.28参照）】

次に、本会の顧問弁護士である久笠法律事務所の長谷川栄治弁護士を紹介された。

野村伸昭議長

「本日、臨時総会に提出されました報告事項は、報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告より、報告第7号 会館建設についてまでの7件、また、議案としましては、議案第1号 平成29年度事業計画（公衆衛生）（案）より、議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程の一部改正について（案）までの9件であります。

この場合、お諮りいたします。

これらの各報告事項及び各議案は、それぞれ関連性がありますので、一括上程議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか？」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、各報告事項及び各議案は、一括上程議題といたします。

お諮りいたします。

これより各報告事項及び各議案に対する、理事者から

の報告及び提案理由の説明に入りますが、この場合、審議の効率化を図るため、各報告説明の終了後、暫時休憩とし、再開後に、議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明、質疑、採決を一括して行い、議案第8号及び議案第9号については、議案毎に提案理由の説明、質疑、採決を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議なしと認めます。よって、さよう決します。
それでは、報告第1号から順次、報告説明を求めます。」
(理事者側より提出資料により次のとおり説明等があつた。)

(報告事項の説明)

報告第1号 公益社団法人日本薬剤師会臨時総会報告
竹本貴明日薬代議員

報告第2号 平成28年度会務及び事業執行状況報告
(公衆衛生)

野村祐仁副会長
青野拓郎副会長

報告第3号 平成28年度事業執行状況報告(検査)
野村祐仁副会長

報告第4号 平成28年度事業執行状況報告(会館)
野村祐仁副会長

報告第5号 平成28年度事業執行状況報告(共益)
野村祐仁副会長

報告第6号 平成28年度決算見込
吉田亜賀子常務理事

報告第7号 会館建設について
豊見雅文会長
中野真豪会館建設特別委員会委員長

野村伸昭議長

「以上で報告事項に対する説明は終わりました。

ただいまより休憩いたします。

会議は、午後2時30分から再開いたします。」

休憩(午後2時15分)

【休憩】

再開(午後2時30分)

野村伸昭議長

「休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第1号 平成29年度事業計画(公衆衛生)
(案)から議案第7号 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)までの提案理由の説明を求めます。」
(理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があつた。)
(提案理由説明)

議案第1号 平成29年度事業計画(公衆衛生)(案)
野村祐仁副会長
青野拓郎副会長

議案第2号 平成29年度事業計画(検査)(案)
野村祐仁副会長

議案第3号 平成29年度事業計画(会館)(案)
野村祐仁副会長

議案第4号 平成29年度事業計画(共益)(案)
野村祐仁副会長

議案第5号 平成29年度会費額の件(案)
吉田亜賀子常務理事

議案第6号 平成29年度収支予算書(案)

吉田亜賀子常務理事

議案第7号 平成29年度資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(案)

吉田亜賀子常務理事

野村伸昭議長

「以上で議案第1号から議案第7号までの提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいま説明がありました議案第1号から議案第7号は、一括して質疑を行います。

まず、お手許へ配付しておりますように、質疑事項の通知を頂いておりますので、この質問事項一覧表の順序に従いまして順次、ご発言願います。なお、発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。」

【質疑応答1－別添(P.29参照)】

野村伸昭議長

「ほかに質疑はありませんか。」

質疑はないようですので、これで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

野村伸昭議長

「ご異議ないようありますので、以上をもって質疑を終了いたします。」

これより採決に入ります。

議場を閉鎖します。事務局は、出席代議員数を確認してください。」

【確認・報告】

野村伸昭議長

「出席代議員数は65人、委任状5人、書面表決5名の計75人です。」

お諮りします。議案第1号から議案第7号までの各議案はいずれも原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。」

【挙手多数】

野村伸昭議長

「挙手多数であります。よって、各案は、いずれも原案のとおり可決いたしました。」

ここで進行を副議長と交代いたします。」

【進行交代】

池田和彦副議長

「副議長の池田でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、議案第8号の提案理由の説明を求めます。」

(理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があつた。)

議案第8号 資産取得資金の積立について(案)

吉田亜賀子常務理事

池田和彦副議長

「以上で議案第8号の提案理由の説明を終わります。」

これより質疑に入ります。発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。」

【質疑応答2－別添(P.30参照)】

池田和彦副議長

「ほかに、質疑ありませんか。」

それではこれで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

池田和彦副議長

「ご異議ないようありますので、以上をもって質疑を終了いたします。」

それでは、これより採決に入ります。

ただいま上程中の議案第8号について、原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。」

【挙手多数】

池田和彦副議長

「挙手多数であります。よって、原案のとおり可決いたしました。」

次に、議案第9号の提案理由の説明を求めます。」

(理事者側より提出資料により次のとおり提案理由の説明があった。)

議案第9号 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程の一部改正について(案)

青野拓郎副会長

池田和彦副議長

「以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。」

これより質疑に入ります。発言者は、議席番号、氏名を述べ、私の許可を得てご発言ください。」

【質疑応答 3-別添 (P.31参照)】

池田和彦副議長

「ほかに質疑ありませんか。」

それではこれで質疑を終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。」

【異議なし】

池田和彦副議長

「ご異議ないようありますので、以上をもって質疑を終了いたします。」

これより採決に入ります。

ただいま上程中の議案第9号について、原案のとおり可決するに賛成の方は挙手願います。」

【挙手多数】

池田和彦副議長

「挙手多数であります。」

よって、原案のとおり可決いたしました。以上で審議事項の案件はすべて終了しましたので、議場の閉鎖を解きます。

ここで進行を議長と交代いたします。」

【進行交代】

野村伸昭議長

「以上をもちまして、本総会において審議することはすべて終了いたしました。」

それでは、この際、何かご意見等がありましたら、ご発言願います。」

【意見-別添 (P.32参照)】

野村伸昭議長

「ほかにご意見はございませんか。ないようありますので、協議を終わります。」

長時間にわたり熱心なるご審議及び議事の運営につきまして、格別のご協力を賜りましたことを衷心から厚くお礼申し上げ、議長の職務を終わらせていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。」

閉会にあたり、谷川正之副会長が閉会の辞を述べ閉会した。

閉会午後3時50分

【会長演説】

年度末の日曜日、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。」

心より感謝申し上げます。」

2015年10月に厚労省は～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～という発想の元、「患者のための薬局ビジョン」を策定しました。内容は日本薬剤師会が2013年に作った「薬剤師の将来ビジョン」を踏まえた物になっているのですが、その後の厚労省の施策には若干の違和感を感じています。特にかかりつけ薬剤師の要件や、健康サポート薬局の運営などには不満を感じています。しかし、「門前」から「かかりつけ」に、そして「地域」へと言う方針は以前から我々が主張している通りの方向ですので、地域包括ケアシステムを完成させるためにも広島県薬剤師会として大いなる努力をして行く所存です。」

同時に出てきた問題が「敷地内薬局」です。幸い、広島県では病院が敷地内に薬局を公募するという例は今のところ出てきていませんが、隣県の基幹病院が敷地内に薬局を公募し、広島県に本社を持つ薬局が進出すると聞いています。この事態は「患者のための薬局ビジョン」に真っ向から反する物で、容認することはできません。厚労省は経済財政諮問会議の圧力により、規制緩和の方向を打ち出しています。たとえその薬局の配置が、容認できる例としてあげている状態に当たはまっているとしても、薬剤師会としては反対をし続けます。敷地内にあって、独立した薬局として機能すると言うことは考えられません。また、OTCを含むセルフメディケーションをも担う薬局ということもあり得ないことです。患者さんの立場から見れば、建物が分かれているだけで、実質院内調剤所と同じ状況で薬を受け取って、院外薬局と同じ料金を払うことになるのですから、文句を言いたくなるのでは無いでしょうか。私は敷地内薬局の点数は院内調剤所と同じ点数で、また敷地内薬局を持つ医療機関が処方箋を発行する場合は、院内投薬の処方料と同じ点数にすべきであると主張しています。我々は、医療機関から独立した保険薬局としての機能を強化して、そのメリットを患者さんに理解していただくための働きをしていかなければならぬとの思いを強くしています。」

今年1月に偽ハーボニー事件が起こりました。今まででは、インターネットで個人輸入したED治療薬などを別にすれば、日本の医薬品流通に偽薬が入る余地はないと考えられていました。ハーボニー等の高価な薬の横流しが考えられるという指摘が出たときも、まさか中身を入れ替えて現金問屋に流れるということは想像ができませんでした。このことは、我々が薬局間で行っている不動在庫の売買にも影響して来る事態であります。安全な医薬品流通の最後の砦としての薬局という立場を守るためにには、正規ルートから仕入れるという原則を守らなくてはならないと思います。」

昨年10月に、デパスなどが向精神薬に指定されました。

そのとき、医療関係者は投与可能日数が30日に制限されたことだけに注目し、患者さんの副作用被害に目を向けた薬剤師は少数だったと思います。」

その後、今月になって、ベンゾジアゼピン受容体作動薬44種類の添付文書が改訂されました。これらの薬は承認用量の範囲内でも長期服用するうちに身体依存が形成されることで、減量や中止時に離脱症状があらわれる特徴があるとされ、添付文書には

- ・漫然とした継続投与による長期使用を避けること
- ・用量を遵守し、類似薬の重複処方がないことを確認する

こと

- ・投与中止時は、漸減、隔日投与等にて慎重に減薬・中止を行うこと

と書かれることになりました。

今までわれわれは、新しいベンゾジアゼピン受容体作動薬は、「副作用も少なく心配ありません。安心して服用して下さい。」と患者さんに説明し、コンプライアンスを上げることにつとめてきたのですが、現実は違っているのです。デパス等の依存性はかなり強く、減薬・断薬に苦しむ人の多さは驚くほどです。

今後、薬剤師はこの事実を患者さんに知らせ、それを踏まえた上での服薬指導を行うことになります。かなり厳しい道だと思いますが、それが薬剤師としての役目です。

薬剤師は他の医療従事者と連携しながらも、医師から独立して、患者さんの為に働く。この原則を崩してはならないと考えます。この姿勢を貫くことによって、本当の「かかりつけ薬剤師」になることができると思って居ます。

今日は新会館建設を含む来年度の事業計画、予算を審議していただきます。会員全員が薬剤師の職能に誇りを持ち、若い薬剤師が将来の希望を持って働く事ができる環境を作るための事業計画であり、予算です。忌憚の無いご意見を伺い、広島県薬剤師会が明るい方向に進むことができれば良いと思います。

簡単ではございますが、以上をもちまして会長演述とさせていただきます。

[質疑応答1]

○野村伸昭議長 まず、お手元へ配付しています質疑事項の通知ですが、広島支部の森川悦子代議員の項目は、内容からいって後ほど質疑を行いたいと思います。
それでは、呉支部の中嶋都義代議員、よろしくお願ひします。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 50番、呉支部の中嶋です。まず最初に、新会館移転費用総額8億円の上限ということがあるんですけども、これは平成25年5月12日の臨時代議員会で議決された金額ですが、現時点での移転費用総額はどのくらいを想定されているのか教えてください。

○野村伸昭議長 谷川正之副会長。

○谷川正之副会長（広島） お答えします。現時点では、まだ移転費用が幾らかかるかという総額は示せません。数字的なものでいえば、基本設計レベルで、大和ハウス工業に試算してもらった工事価格が4億6,700万円です。数字として出せるのはこれぐらいしかありません。今後、実施設計を進める中で変動していくことがあります。現状でいえば、これよりも下にはならないとしか言いたいようがないです。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 50番、中嶋です。今までの説明を伺っても、臨時代議員会で議決された8億円というのは確実に超えるだろうと思われます。もう既に8億円という議決がされてるのにもかかわらず超えるということであれば、改めて、この総会で議決する必要があるかと考へるわけすけども、どのようにお考へでしょうか。

○野村伸昭議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） 確かに、平成25年の5月12日の臨時代議員会で議決・承認していただいた議案については、二葉の里の移設整備にかかる費用を8億円を上限と

するということで認めていただいております。ご指摘のとおり、現在の基本設計を基に試算しても8億円を上回ることは確実と思われますので、6月の定時総会ではできるだけ精査した上で、もう一度移転費用について提案し、承認をいただきたいと考えております。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 50番、中嶋です。上限8億円という議決がなされるのにもかかわらず、実際に建物を建てるとなると、それ以上、今の時点でも超えることが予測されてるわけとして、私も会館建設特別委員会の委員をさせていただいてますので、今の委員会の進め方で、ぜいたくをしようという進め方は決して行われてないと思います。節約をして節約をして、できるだけお金をかけずに、会員さんに負担をかけずに何とか建てようということで議論してるので、私も当然承知しているわけです。それでも議決されたものは、これを修正するんであれば修正して、ちゃんとした皆さんの総意でもって再度議決をとっていただきたいと思いますし、それまでもぜいたくな会館を建てるのではなく、かつ、みそばらしいものを建ててはいけませんので、できるだけ節約していいものを建てるような形で、予算をある程度見込みを出した上で、再度議決をとっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○野村伸昭議長 それでは、続いて、中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 2つ目の質問に移らせていただきます。新会館移転のための借入金額上限7億円も、これも先ほどの8億円が決められた同じ平成25年5月12日の臨時代議員会で議決されてるわけなんですけども、既に土地の購入の際に3億8,000万円の借入金をしております。この7億円が決められたこと自体が、当時の薬剤師会の手持現金と、現会館の土地の売却等を考えて、新たな土地を購入したり、建てるときに手付金等でお金を払うのに借入金の上限が、当時は1億円となっていましたけれども、それでは足りないだろうということから、会館建設に関してだけ上限7億円の借り入れを認めましょうということで決まった金額だと思います。ということは、借り入れ総額として7億円と考えるべきではないか。実際に二葉の里の土地購入のために3億8,000万という借入金を既にして、それを既に返済されてるわけですから、残りは3億2,000万円の借り入れを考えるべきではないかと思うんですが、本日、上程されてるのに5億5,000万円の新たな借り入れということであれば、3億2,000万円を超えてしまうので、これについてのお考えを伺いたいと思います。

○野村伸昭議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） 平成25年のときの臨時代議員会では、借入限度額を1億円から7億円に増額することについて承認をいただいております。しかし、現在の計画は当時と全く変わっており、財務状況も変化していることから、改めて現在の計画と財務状況を精査した上で、6月の総会に改めて提案し、承認をいただきたいというふうに考えております。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） ということは、この今日の5億5,000万円の借り入れを承認を得られようとしてるのは、上限7億を修正するということではなくて、とりあえずこの金額を承認していただいて、次の6月総会でトータルの借り入れ金額を承認をいただくという考え方とい

うことでよろしいんでしょうか。

○野村伸昭議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） そのとおりです。今回の総会では、3月31日までに広島県のほうに提出をしなければならない書面でということで、平成29年度の事業計画と予算案を承認をいただいて、6月の総会には、ある程度精査したものをご提案したいと考えています。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） わかりました。当時の代議員会で議決されたことを重視していただきたいと思いますので、6月の総会でしっかりと議決をとっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○野村伸昭議長 はい、ありがとうございます。続いて、中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 次に、無菌調剤室の安全キャビネットの設置についてというふうに質問させていただいているけども、現在、出されている図面上の無菌調剤室のシステムというのは、クリーンベンチということでよろしいわけですね。というふうに考えれば、抗がん剤の調剤はできないというふうに考えられるんですが、それでよろしいでしょうか。

○野村伸昭議長 野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島） そのとおりなんんですけども、先ほどから何度も出てございますが、できるだけ経費をかけないようにということを重点的に考えた結果でございまして、経緯を少しお伝えいたしますと、新しいこのたびの会館に見合った、少し小さくした形で見積もりをとりましたところ、1,350万円ということでした。ただ、それでもまだ高いのではないかと思いまして、エアシャワー、安全キャビネット、バイオハザード対策用のキャビネットを除いたところ、それが800万円ぐらいの見積もりが出ました。ただ、実際に実習目的、あるいは先ほど言われた実際に抗がん剤を調整しなければいけない事態が起こったときどうするのかということもございます。ですから、どちらに重点を置くかということになりますので、今後ともそういった経費増にはなりますが、それも含めてどちらがいいかを検討して決めていきたいと思っております。

○野村伸昭議長 中嶋代議員。

○50番・中嶋都義代議員（呉） 50番、中嶋です。ということは、まだ安全キャビネットを入れるということは、再度検討するということなんですね。一般会員さんの薬局が無菌調剤するとき、抗がん剤調剤来た、じゃ、どうしようというときに、最後のとりでとなるのが県薬の無菌調剤室になろうかと思うんです。ですから、県薬の無菌調剤室では抗がん剤を含めた全ての無菌調剤が行う施設にすべきだろと、私は考えてるわけです。これから検討されるということであれば、私個人的には安全キャビネットをぜひ設置していただきたいと思います。広島支部、その周辺の方が必要ないということであれば、無駄な経費使わずにここにあるクリーンベンチでいいと思うんですけども、少しの経費増であれば、節約するにしても少しの経費増であれば安全キャビネットにされたほうがいいんではないかと思いますので、ぜひ広島支部及び周辺の代議員さんの意見をこの場で出していただいてれば検討する一つの参考になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 広島県で今後つくる場合、このクリーンベンチを入れるというのが、これプラス横に安全キャビネットを置いた形になろうかと思います。確かに、中嶋代議員のおっしゃるとおり、広島地区にもそういう抗がん剤の注射の製剤ができたほうがいいとおっしゃるの、まことにそのとおりですので、今後、今もしも御意見がありましたら言っていただきたい、今後、これは薬局の運営のほうの委員会で検討していただきまして、正式な決定をさせていただきたいというふうにも思います。

○野村伸昭議長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か質疑がありましたら。

○60番・作田利一代議員（福山） 60番、福山の作田です。議事次第によりますと報告2号から報告5号までは執行状況報告というふうになってます。それで、この資料のほうを見ますと、報告第2号のところは実行状況報告となっております。統一されたほうがいいんじゃないかと思いますが、単なるミスプリントか、その辺をよろしく。

○野村伸昭議長 野村副会長。

○野村祐仁副会長（広島） 済みません、御指摘ありがとうございます。ミスプリでございますので、執行状況に御訂正をよろしくお願ひいたします。

○野村伸昭議長 ほかにございませんか。73番、横田代議員。

○73番・横田いつ子代議員（尾道） 73番、尾道の横田と申します。歯科医師会のほうで道路を使用するいうんですか、何かその関係で協議ができればという話があったと思うんですが、それはどうなっているんでしょうか。

○野村伸昭議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 歯科医師会と公式、非公式に交渉中でございまして、買っていただけたらなというふうにも思っております。もちろんそうなったら、前も言いましたけども、お互いの財産の売り買いになりますので、お互いの代議員、あるいは総会決議というものが必要になってきますので、決着がつきましたら、また総会に提案をさせていただきたいというふうに思っております。

○野村伸昭議長 よろしいでしょうか。73番、横田代議員。

○73番・横田いつ子代議員（尾道） ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

[質疑応答2]

○54番・大塚幸三代議員（呉） 呉支部の大塚でございます。今のこの資金取得の積み立てにつきまして、公的な事業比率が書いてございます。これは、こういう形で決算的にそういうような割合になってるからということであると思いますけども、会費の問題、ちょっと会員さんからも尋ねられたんですけども、公的事業に使う会費の割合はどうなってるんかというようなことを聞かれました。呉の場合には、そういうことが書いてございませんので、50%、50%でやってますけども、県薬さんのを見ますと、一応会費のところの公益とそれから法人会計のところが、約50%ずつになってると思うんですけども、ここに69.7%という数字があった場合に、その会費の割合を予算上、そのような比率で組まなくてはいけないんじゃないかどうか、そこら辺が疑問になりましたので、会計のほうにお尋ねします。

○池田和彦副議長 谷川副会長。

○谷川正之副会長（広島） 現状において検査センターを

含めて公益目的事業として行っているのが69.7%、これは事業比率ですが、会費の配分は基本50%、50%。これは、本会の会費規程に「会費の50%以上」を公益事業に使用するとされており、この規程に従って、割り振っております。現状においては会費は50%、50%で割り振りをして、事業比率は今のところ69.7%であるというふうに解釈をしていただければいいと思います。

○54番・大塚幸三代議員（呉） ありがとうございました。

[質疑応答 3]

○19番・森川悦子代議員（広島） 19番の森川です。保険薬局部会会費について質問したいんですが、前会長のときから質問してきたことなんですが、調剤改正が行われて、薬局の収入もどんどん減ってきてる中で、保険薬局部会のあり方とともに考えて、保険薬局部会会費をこのままで支払っていくのかという問題を、お尋ねしてきたんですが、会館建設などがあって、お金がいっぱい要るときにちょっと発言するのも心苦しいんですが、今後の方針がありましたらお尋ねしたいと思うんですが。いいでしょうか。

○池田和彦副議長 青野副会長。

○青野拓郎副会長（安佐） 保険薬局部会の会費についてですが、本会計との一本化ということも、平成19年に会費に関するワーキンググループで検討してきたわけですが、一本化は難しいという結論になって今まで至っています。また、会費を下げる等につきましても、現在の、きょうの今年度の事業執行状況を見ていたいともおわかりいただけると思うんですが、本会計の事業の中で、保険薬局部会に関する分がかなり出てきております。したがいまして、公衆衛生に係る事業に関しましては、今後、本会計と保険薬局部会を合わせた公衆衛生の予算で運営していくということで考えております。この会費の下げるとかいう問題も含めて、保険薬局部会の会費のあり方は非常に難しい課題であると思いますので、今後も継続して検討していくかと思っております。以上です。

○池田和彦副議長 森川代議員。

○19番・森川悦子代議員（広島） ありがとうございます。今後ともよろしく検討してもらってください。

○池田和彦副議長 ほかに御質問のある方いらっしゃいますか。お名前と議席番号、お願ひします。

○53番・林充代議員（呉） 53番、呉の林と申します。やっぱり今の先ほどの件なんですが、保険薬局部会に入った人と入らない人とのリスクとかデメリットとか、そういうのがあるんじゃないかなと思うんですよね、それをお聞きしたいと思います。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） ほとんどの方が保険薬局を運営されている、あるいは保険薬局に勤めておられるということから、保険薬局部会に入らなかった場合のデメリットっていうのは非常にわかりにくい部分があろうかと思います。今、事業をやっておりますが、全てと言つていいくらい保険薬局部会の事業なんですね。ですから、区別ができるときには、できるだけ保険薬局部会の方を優先をしてやろうしております。例えば休日診療、休日の当番ですね、そういうのも保険薬局部会でやっておりまし、差別にならない、独占禁止法に違反しない部分では、できるだけ薬剤師会の事業は保険薬局部会に情報を流し、実質として運用していくというふうにやってお

りますので、保険薬局部会に入っておられないところには情報がかなり行ってないかなというふうに思っております。これが本当に薬剤師会のやることかというふうに考えると、心苦しいところもあるんですね、薬剤師会に入ってなくともちゃんと伝達しろよって思われる方もあるかと思うんですが、そうすると、じゃ、保険薬局部会に入っておられる方に何のメリットがあるんだということになりますので、できる限り、事業として保険薬局部会で実行し、それだけのメリットを出せるように努めているというふうに解釈していただいたらと思います。

○池田和彦副議長 林代議員、どうぞ。

○53番・林充代議員（呉） こういう保険薬局部会の運営を全国の薬剤師会はしてるんですか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） お金の集め方にも同じようなところがたくさんあります、ほとんどが今のところ同じような運営をしております。日薬に関しては、日薬はそういう保険薬局部会とそれ以外というふうには分けておりませんけども、県薬の段階では応能会費というふうに取っております。これは、先ほど来の会費の集め方等、非常に悩ましい部分があるというふうにみんな考えてる、執行部は考えておりまして、薬剤師会というのは個人会員であるのが基本なのに、なぜ薬局から応能会費を出すのか、取らなくちゃいけないのかというふうな、根本的な疑問点というのは解決できない今まで、今まで来ています。非常に何とかしたいとは思ってて、今さっき言いました、当時の加藤哲也先生を中心にワーキンググループつくって検討したりしたのですが、なかなか結論を出せない今まで今まで來てるというのが現実です。

○53番・林充代議員（呉） 林です。その運営自体がとても難しいっていうのはわかるんですが。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 今回、運営自体はそれほど難しいわけではなくて、理屈づけが難しいんですね。

○53番・林充代議員（呉） 、会館建設に関してでも、何となく保険薬局部会費で補填してるのっていう感じがすごくするんですよね。会館建設のための費用っていうのは、公平に各薬剤師会員には負担してもらってもいいんじゃないかと、そういう集め方っていうのを考えていたいなっていうように思います。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 日ごろの会費のみを考えますと、公平に集めますと、多分11万円、12万円、全部で1薬局11万円ずつ毎年、県薬に負担をしていただくような計算になります。今の総額9,000万円以上のお金を1,500薬局で公平に負担していただくと処方箋枚数の少ない薬局にとって、かなり負担が大きくなるということがありますして、実現できなかったという現実があります。B会員が幾らいても、要するに薬剤師を何人雇っていても1軒分という会費になりますので、薬局で公平を考えると、かなり負担が大きくなるようなことが出てまいります。現実にはそれだけ負担をしてくださいとお願いをするわけにいかないという部分があります。今回も、保険薬局部会費を当分変更せずにと言ってるのは、会館のために、また別に集めるというの不可能ですし、最初からお約束どおり会費を値上げすることもなく、特別な寄附を強制的に集めることもなく会館建設をしようとすると、今のやり方しかないのかなというふうに考えております。た

だし、寄附をしてくださる方からは、当然公益社団法人ですからお願ひをしたいと、そういう希望者がありましたら幾らでも寄附は受け付けますので、ちゃんと銘板もつくります。会館建設に関しまして特別な寄附をしたいという方がおられましたら受け取りますので、ぜひともよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。林代議員、よろしいですか。

○53番・林充代議員（呉） わかりました。でも、ちょっともう一言。処方箋枚数でとかいうのは、何か受益者負担がとか、多いんじゃないとか、そういうたくさんの薬局を持つてある人っていうのは、やっぱりそれなりの努力をして、大変な思いをして仕事はされてると思うんですよね。それだから多いからいいじゃないかっていうのは、ちょっと私はどうかなっていうのがいつもあるんです。以上です。わかりました。

○池田和彦副議長 ありがとうございました。済みません、次は、54番ですかね、大塚先生、よろしくお願ひします。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 54番、呉の大塚でございます。今、57ページのところで、年間負担金ということの一応県薬のほうへ出すお金がランクで書いてあるんですけども、これは県薬のほうの項目で負担金納付規程云々等でここであると思うんですけど、この年間会費というその会費の言葉は、これは支部に向けての言葉ですよね。そうですね。そうしますと、各支部がこういうお金を集めて、そして県薬へ負担金として出していくわけですから、呉のほうにはもいろいろな支部にまたがって店舗展開されてる方がおられるんですけども、その方から言わすと、呉は高いというようなことを言われて、いや、枚数はこうだけども、あっちの支部ではそこまでお金払わんでもいいんだというようなことが聞かれるんですけども、各支部はこの年間会費はこのランクで全部集めたらっしゃるんでしょうか。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） 集めておられない支部もあるようです。といいますのは、支部の実情によって、いつの間にかそういうふうな会員に対してこの金額は集めなくとも大丈夫だなどと、運営ができるなということで、少なくされてる支部もあるようです。一時期、県薬の負担金だけ書いて、この年会費を書くのやめようかというふうな提案をしたこともあるんですが、実は、ほとんど全ての支部からそのことに対しては反対されました。これが書いてないと支部で集めにくいということなんですね。書いてあることによってうちは安くしてるぞと言えるしというふうな、安くしてあるところからも、このまま取つてあるところからも反対されてしまいまして、これは一応書いておくと、これだけ取つていただいて、その半分を県薬に払つてくださいねという意思表示としてこれは残しておくという結論になったと記憶しております。

○池田和彦副議長 はい。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 54番、呉の大塚です。そうしますと、支部によっては、だから例えば呉ではBランクで3,990円払つたけども、ある支部では2,000円しか払つてないというようなことが起き得ることが、公益社団の会員の会費のところ、支部は公益ではありませんから一般になろうかと思いますけども、一般社団の会費の徴収の仕方で、そういうような差があつていいものなのか、長谷川先生に説明していただきますか。

○池田和彦副議長 じゃ、長谷川弁護士、よろしいですか。

○豊見雅文会長（広島佐伯） ちょっと済みません、先に。

○池田和彦副議長 豊見会長。

○豊見雅文会長（広島佐伯） その差というのは実はあってもいいものでして、三層構造になっておりまして、日薬・県薬・支部、それぞれ独立をして、本当言うと、正式に全部定款を全て解釈をしますと、県薬に入るけど日薬には入りたくないとかですね。現実にはそれも可能な組織なんですね、それぞれ別組織ですので。ただ、条件として県薬に申し込んでいたいた人は日薬に申し込むというふうな三層構造をとっております。実際に、例えば、この会員で日薬に届けてない会員います。県薬会費をいただいてて、D会員は日薬に届けてない県薬会員なんですね。これは県によって違います。同じように、三層構造をとっている以上は、お願ひはできても強制はできない、県薬は支部に強制はできない。その賦課額さえ払つていただいてれば、県薬の保険薬局部会員として扱うというのが原則になっています。法律的にも多分大丈夫だと思います。

○池田和彦副議長 長谷川弁護士。

○長谷川弁護士 長谷川でございます。各日薬・県薬・支部の規約をつぶさに見てるわけではございませんので直観的にしかお答えできませんけれども、違う組織である以上、その点に問題があるというふうには、直観的には思わないものでございます。支部によってそれぞれ別だというふうに考えられますので、余り問題はないのではないかとなっていうのが直観的なところでございますので、今の会長のお答えとそんなに違和感があるものではございません。ただ、ほかの規約を見てるわけではないので、確定的なものは申し上げられませんがという留保はつけさせていただきます。以上です。

○54番・大塚幸三代議員（呉） 54番、大塚でございます。そうしますと、その年間会費と書いてあるものはあくまでも目安で、その半額の年間負担金を県薬に払い込めば、この保険薬局部会の負担金というものは一応クリアできると、そうすると、年間会費がAランクでしたら、仮に1万円であろうと1,000円であろうと、年間負担金を県薬分として2,850円払つておけば、A会員のランクの保険薬局部会会員という形になるわけですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

【意見】

○52番・濱崎匡史代議員（呉） 呉支部の濱崎と申しますけども、これはお願ひとして受け取つていただきたいんですけども、実は、昨年12月18日、広島国際大学のOSCEがありました。そのときに臨時総会ということでダブルブッキングがあったんですね。だから、こういった形で支部で何かあるようなとき、また大きな事業があるときに、臨時総会をダブルで開かないようにということで、お願ひしたいんですけども、これだけよろしくお願ひしたいと思います。

○野村伸昭議長 執行部、どなたか。村上専務理事。

○村上信行専務理事（福山） 前回の臨時総会自体が非常に緊急の状態でしたので、OSCEとダブルってしまいました。ただ、OSCEに関しては、県薬としても協力してございますので、その代替、大学に迷惑をかけることがないように、OSCEの要員を派遣する手続をとりまして、当日も御指摘受けました、我々の理事のほうでかわって、

支部の方々、代議員の方々、行かれない方々の代理を選定した後の臨時総会でしたので、その分は御容赦いただきたいと思います。あらかじめ、その総会等々はわかつてございましたけど、日程的に12月18日の非常に詰まった日程でございましたので、その分はおわびしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○野村伸昭議長 はい。

○52番・瀬崎匡史代議員（呉） 52番、瀬崎です。十分御理解しています。次回からはそういうことがなるべくないようにということでお願いしたいと思います。

◆ 4月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成29年4月20日（木）午後7時～9時25分

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作製責任者：松村智子

出席者：豊見会長、野村・青野・有村・谷川・松尾各副会長、
村上専務理事、井上・小林・竹本・豊見・中川・
平本・藤山・松村・吉田各常務理事

オブザーバー：中野会館建設特別委員会委員長

欠席者：二川常務理事

1. 審議事項

(1) 第1回理事会について（資料1）（野村副会長）

日時：5月27日（土）午後3時～

場所：広島県薬剤師会館

(2) 第51回広島県薬剤師会定時総会の招集について（資料2）（野村副会長）

①日時：6月18日（日）午後1時～

②場所：広島県薬剤師会館

③目的である事項：総会に提出する議案

④総会の運営について

・開会の辞 松尾副会長

・閉会の辞 村上専務理事

・司会者 松村常務理事

(3) 薬局製剤普及促進のための講師派遣事業の実施について（資料3）（豊見会長）

計画書の提出は7月31日までとなっており、まだ期日があるため、開催する方向で検討することとなった。

(4) 日本薬剤師会薬剤師倫理規定見直しに係る意見募集について（資料4）（豊見会長）

意見の提出は、事務局へ5月10日（水）までとなつた。

(5) 第50回日本薬剤師会学術大会（東京都薬剤師会）の参加・宿泊等について（資料5）（回覧）

会期：10月8日（日）・9日（月・祝）（野村副会長）
会場：東京国際フォーラム、JPタワーホール＆カンファレンス

申込：4月12日（水）～

役員等参加者は、各自で宿泊の手配をすることとなつた。

(6) 平成29年度広島県薬物乱用対策推進本部名簿の作成について（資料6）（野村副会長）

（平成28年度）本部員 豊見雅文
幹事 野村祐仁

事務担当者 横山修三

昨年度に引き続き3名の方にお願いすることで、了承された。

(7) 医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会の開催について（資料7）（野村副会長）

日時：5月27日（土）午後5時～

場所：広島県医師会館 ホール

松尾副会長が参加されることとなった。

(8) 第28回ジュノー記念祭への出席について（資料8）（野村副会長）

日時：6月18日（日）午前10時～

場所：平和大橋西詰ジュノー記念碑前

野村副会長が出席されることとなった。

(9) 第37回広島県薬剤師会学術大会について（谷川副会長）

日程：11月19日（日）

場所：広島県薬剤師会館

上記日程で開催されることが承認された。

(10) 平成29年度予算執行について（資料9）（谷川副会長）

27・28年度の建設仮勘定やモバイルファーマシーの購入について、暫定的に本会計からの支出としているため、年度末に資金不足となった。本会計と保険薬局部会での負担割合を正副会長会議で協議した案として、建設委員会仮勘定、モバイルファーマシーについては半分ずつとし、フィジコ等については保険薬局部会で負担するという負担割合を提案し、了承された。

(11) 中国新聞広告掲載の企画について（資料10）（谷川副会長）

現在は年5回の掲載となっており、中国新聞広告社との企画ものの提案で値段が安くなる場合もあるが、内容については広報委員会で検討することとなった。

(12) 中国新聞広告掲載について（資料11）（谷川副会長）

掲載日：4月26日（水）

広告掲載は了承された。

(13) 日薬代議員中国プロック会議へ提出する質問事項について（村上専務理事）

日時：6月3日（土）午後3時～

場所：まなびの館ローズコム（福山市）

締切：5月17日（水）

質問・意見は締切日までに事務局へ提出することとなった。

(14) 「受動喫煙対策：厚生労働省の原案に賛同署名」について（資料12）（村上専務理事）

署名運動の締切が4月23日までと早まったため、提出議題から取り下げられた。

(15) 復職支援研修会の福山会場の受付業務について（村上専務理事）

県薬の事業で地域薬剤師会の職員等に協力依頼をする場合は、個別に依頼・対応するのではなく、派遣要請依頼文書を出す等ルールづくりが必要であり、それに対する人件費・手当についても、本会規程の範囲で費用弁償をすることが、了承された。

(16) 講師派遣について（開催日の変更）（広島県看護協会）（資料13）（中川常務理事）

- 日時：10月21日（土）9：15～12：25
 場所：広島県看護協会会館
 対象：平成29年度訪問看護研修ステップ1受講者（30名）
 吉田常務理事が対応することとなった。
- (17) 第18回たばこと健康・広島フォーラムへの参加について（資料14）（野村副会長）
 日時：6月2日（金）午後7時～9時10分
 場所：広島県医師会館
 村上専務理事と松村常務理事が出席されることとなった。
- (18) 広島県感染症・疾病管理センター研修会の開催について（資料15）（野村副会長）
【研修概要】
 1. 研修コース
 ア. 感染症病原体研修コース
 （5月30日（火）13:00～16:00）
 イ. 高齢者感染症研修コース
 （5月17日（水）13:00～16:00）
 ウ. 院内感染研修コース
 （5月26日（金）13:00～16:00）
 エ. 疫学研修コース
 （5月29日（月）10:30～15:30）
 2. 場所
 県立総合技術研究所保健環境センター 2階
 3. 参加費
 無料
 （一昨年度：薬事情報センター出席）
 県病薬で広報していただき、本会としては、HPの研修カレンダーに掲載することとなった。
- (19) 選挙管理委員会からの意見書について（資料16）（野村副会長・横山事務局長）
 次回理事会で決議し、総会にて報告することとなった。
- (20) 公益目的事業の内容の変更等について（資料17）（横山事務局長）
 提出締切：5月12日（金）
 横山事務局長より、検査センター事業の廃止と新規事業認定審査として在宅医療薬剤師支援センター事業と新会館での会営薬局の運営についてを申請するとともに、新会館建設前に二葉の里の土地と新会館建設後に富士見町の土地が遊休資産となる関係の説明があり、公益性との整合性を確認しながら変更等を行うこととなった。
- (21) 協会けんぽお薬セミナー（仮称）の開催について（資料18）（横山事務局長）
 日時：8月20日（日）午後1時～3時
 場所：広島県医師会館 ホール
 藤山・吉田各常務理事に対応をお願いすることとなった。
- (22) 協会けんぽ保険薬局による糖尿病重傷化予防事業の実施について（資料19）（横山事務局長）
 先ずは、対象患者のいる薬局へ事業を実施するか否かを確認し、“実施する”場合に対象患者へ事業実施案内を個別に連絡して実施するという流れをつくらないと、事業実施は難しいのではないかという意見があり、村上専務理事が協会けんぽと協議することとなった。

- (23) 新会館の警備会社の選定について（資料20）（横山事務局長）
 会長に一任することとなった。
- (24) オルフィス（理想科学工業株）のリースについて（資料21）（横山事務局長）
 リース期限・費用等の兼ね合いも勘案し、新機種を導入することが了承された。
- (25) モバイルファーマシー運用規約について（資料22）（横山事務局長）
 バイルファーマシーを貸し出すことができる団体は、本会が承認した地域・職域薬剤師会及び他県薬剤師会とし、運用規約と申請書については、整備出来次第、県薬HPに掲載することが了承された。
- (26) 後援、助成及び協力依頼等について（野村副会長）
 ア. 平成29年度健康づくりポスター募集の後援について（資料23）（野村副会長）
 主催：広島県国民健康保険団体連合会
 後援：広島県、広島県教育委員会、広島県医師会、広島県歯科医師会
 （毎年・承諾）
 後援依頼は了承された。
- イ. 平成29年度広島県農薬危害防止運動の後援について（資料24）（野村副会長）
 期間：6月1日～8月31日
 主催：広島県、広島県植物防疫協会
 後援：広島県農業協同組合中央会、広島県医師会ほか
 （毎年承諾）
 後援依頼は了承された。
- ウ. 第28回ジュノー記念祭に対する共催及び補助金について（資料25）（野村副会長）
 日時：6月18日（日）午前10時～
 場所：平和大橋西詰ジュノー記念碑前
 主催：広島県医師会、日本赤十字社広島県支部外（毎年・承諾、前年度補助金額3万円）
 共催依頼は了承され、補助金についても前年度と同様の金額3万円が了承された。
- エ. 平成29年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の後援名義使用について（資料26）（野村副会長）
 期間：年6月20日（火）～7月19日（水）
 主催：広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会
 協賛：広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会、広島県薬物乱用対策推進本部ほか
 後援名義使用は了承された。
- オ. ブルーリボンキャラバンもっと知ってほしい大腸がんのこと2017 in 呉 呉医療センター・中国がんセンター市民公開講座の後援名義について（資料27）（野村副会長）
 日時：7月2日（日）12:30～17:00
 場所：くれ絆ホール（呉市中央）
 主催：NPO法人キャンサーネットジャパン
 共催：呉医療センター・中国がんセンター
 NPO法人キャンサーネットジャパン
 メルクセローノ株式会社
 後援：広島県・呉市・広島県医師会・広島県看護協会

(初めて)

後援名義使用について、現段階では了承することとしたが、他団体の状況を確認後、承諾通知を出すこととなった。

- カ. 第20回日本臨床脳神経外科学会の後援について(資料28) (野村副会長)
 - 日時: 7月15日(土)・16日(日)
 - 場所: 広島国際会議場
 - (初めて)
 - 後援依頼は了承された。
- キ. 福祉用具展示会&セミナー in 広島2017開催に関する後援名義使用について(資料29) (野村副会長)
 - 期間: 9月8日(金)・9日(土)
 - 場所: 広島県立広島産業会館 西展示館
 - (昨年度: 承諾)
 - 後援名義使用は了承された。
- ク. 「リレー・フォー・ライフ・ジャパン2017広島」に対する後援について(資料30) (野村副会長)
 - 期間: 9月17日(日)～9月18日(月・祝)
 - 場所: 広島市立特別支援学校
 - 主催: (公財)日本対がん協会、リレーフォーライフ広島実行委員会
 - 共催: 広島県、尾道市、(公財)広島県地域保健医療推進機構ほか
 - (毎年承諾)
 - 後援依頼は了承された。
- ケ. けんみん文化祭ひろしま'17への協賛のお願いについて(資料31) (野村副会長)
 - 期間:
 - 協賛金:
 - (昨年度: 5万円)
 - 協賛金は昨年度と同様5万円が了承されたが、事務局より他団体にも金額等の確認をするよう指示された。
- コ. 第5回新県美展(第69回広島県美術展)広告募集について(資料32) (野村副会長)
 - (平成25年度: 協賛金10万円 広島県立美術館 印象派を超えて展)
 - 広告(協賛金も)は出さないこととなった。

2. 報告事項

- (1) 3月定例常務理事会議事要旨(別紙1)
- (2) 諸通知
 - ア. 来・発簡報告(別紙2)
 - イ. 会務報告(〃3)
 - ウ. 会員異動報告(〃4)
- (3) 委員会等報告
 - (中野会館建設特別委員会委員長)
 - ア. 平成29年度第1回会館建設特別委員会
 - 4月4日(火)
 - 去る3月13日、広島市エリアマネジメント協議会が開催され、本会からの企画提案書は受理され了承された。会館薬局に隣接する無菌調剤室に安全キャビネットを整備するかについては、総会においても話が出ていたが、建設委員会とワーキンググループにおいても設置の有無を検討した結果、安全キャビネットを設置する方向で再度、細かい部分の見積もりをお願いしている状況であると説

明され、会館内ホールのイメージや防犯関係等細部についての検討を今後していく予定であると報告された。

(豊見会長)

- ア. 広島県医療審議会保健医療計画部会(第4回)
 - 3月16日(木)於 県庁・北館
 - 三次地区において新しい医療連携法人ができ、法律上、薬局をもつことも可能であるため、今後の動向を注視していると報告された。また、介護保険関係で、広島県内において居宅療養管理指導費を本年1月に算定している薬局数が438軒あり、これは会員薬局数の3分の1弱に相当することが報告された。
 - イ. 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議
 - 3月18日(土)於 サンピーチ・OKAYAMA
 - ウ. (公財)広島県地域保健医療推進機構沖田常務理事他来会(推進機構評議員会の事前説明)
 - 3月24日(金)
 - エ. 広島県医療審議会(平成28年第2回)
 - 3月24日(金)於 県庁・北館
 - オ. 正・副会長会議
 - 3月26日(日)
 - カ. 第50回広島県薬剤師会臨時総会
 - 3月26日(日)
 - キ. 第8回理事会
 - 3月26日(日)
 - ク. 広島県地域保健医療推進機構評議員会
 - 3月27日(月)於 広島県健康福祉センター
 - ケ. 中国新聞取材
 - 3月29日(水)
 - コ. 広島県歯科医師会訪問
 - 4月3日(月)
 - サ. 平成29年度社会保険医療担当者(薬局)指導打合会
 - 4月12日(水)
 - シ. 平成29年度第1回新会館内2階大ホール関連設備検討WG委員会
 - 4月12日(水)
 - ス. 第822回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
 - 4月14日(金)於 支払基金広島支部
- (野村副会長)
- ア. 平成28年度第1回広島県医療費適正化計画検討委員会
 - 3月22日(水)於 県庁・本館
 - イ. 「子育て応援団すこやか2017」打合会
 - 4月14日(金)
 - ウ. 平成29年度第1回新会館内薬局設置検討WG委員会
 - 4月17日(月)
- (青野副会長)
- ア. 平成28年度社会保険指導者研修会
 - 3月23日(木)於 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
 - イ. 第102回中国地方社会保険医療協議会広島部会
 - 3月28日(火)於 中国四国厚生局
 - ウ. 安田女子大学実務実習成果報告書
 - 4月16日(日)於 安田女子大学
- (有村副会長)

- ア. 平成28年度第3回在宅訪問栄養ケア推進委員会
3月15日（水）於 広島県医師会館
- イ. 市町等介護保険・高齢者保健福祉・在宅医療担当課長会議
3月21日（火）
- ウ. 医療・衛生材料供給体制検討委員会
3月21日（火）
- エ. 広島国際大学入学宣誓式
4月3日（月）於 広島国際大学東広島キャンパス
- オ. 在宅医療・介護保険WG
4月6日（木）
- カ. 広島県在宅医療推進フォーラムシンポジウム打合せ（チラシ）
4月19日（水）於 広島県医師会館
- （谷川副会長）
- ア. 広島県結核予防推進プラン検討委員会
3月27日（月）於 広島県健康福祉センター
- イ. 第51回病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機構会議（支部総会）
4月12日（水）
- ウ. 財務担当者会議
4月14日（金）
- （松尾副会長・竹本常務理事）
- ア. 日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議
3月16日（木）於 東京・日薬
- （松尾副会長）
- ア. 地対協 医薬品の適正使用検討特別委員会
3月29日（水）於 広島県医師会館
- イ. 薬局実務実習受け入れ実行委員会
4月7日（金）
- （村上専務理事）
- ア. 禁煙支援研修会
3月18日（土）
(参加者：95名 禁煙支援アドバイザー認定：79名
禁煙支援薬局：48薬局)
- イ. 復職支援研修会（オリエンテーション）
3月29日（水）於 まなびの館ローズコム参加者
1名
4月8日（土）於 まなびの館ローズコム参加者
2名
- ウ. 多重受診者対策検討会
3月27日（月）於 協会けんぽ広島支部
- （豊見常務理事）
- ア. 日薬情報システム検討委員会（資料33）
3月16日（木）於 日薬
- イ. HMネット動画撮影
3月17日（金）於 南海老園豊見薬局
- ウ. ようようまつり
3月19日（日）於 坂駅前
- エ. 日本薬剤師会第1回理事会（資料34）
4月11日（火）於 日本薬剤師会
門前薬局と敷地内薬局の問題は中医協でも話題となっているようである。規制改革会議で求められた医薬分業の評価指標については、電子お薬手帳や電子薬歴の導入、24時間対応などが指標としてあげられており、薬局機能情報への入力を集計し数値化するという話がでている。

また、偽造医薬品対策については、夏頃には中間的な取りまとめが出される予定である。

さらに、抗微生物薬適正使用の 手引き、第1版（案）抜粋においては、不適切な使用を減らしたいという目的で公表に向けて作業が進められていると報告された。

オ. HMネット打ち合わせ（資料35）

4月18日（火）於 南海老園豊見薬局

HMカード発行は、カープカード発行キャンペーン等ご協力いただき、13,141枚となり、数多くの方にもっていただけたことになった。

しかしながら、個別に薬局の状況を見てみると、システム導入はしているがHMカード発行が出来ていない薬局もあり、今後の課題であると報告された。

（中川常務理事）

ア. 平成28年度第2回在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会

3月21日（火）於 広島県看護協会会館

イ. 高齢者対策総合推進会議（第2回）（資料36）

3月24日（金）於 県庁・北館

ウ. 広報委員会

4月17日（月）

（松村常務理事）

ア. 21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会

4月13日（木）於 広島県医師会館

（吉田常務理事）

ア. 復職支援研修会（オリエンテーション）

3月30日（木）於 広島県薬剤師会館 参加者12名

4月1日（土）於 広島県薬剤師会館 参加者10名

（横山事務局長）

ア. 平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議総会

3月22日（水）於 広島県健康福祉センター

イ. 平成29年度第1回「がん検診へ行こうよ」推進会議（資料37）

4月14日（金）於 広島県健康福祉センター

3. その他

（1）常務理事会の開催について（野村副会長）

5月17日（水）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】吉田常務理事）

（2）広島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の推薦について（野村副会長）

（前期）：木平健治 副会長

（継続推薦済）

（3）在宅医療推進フォーラム在宅医療をみんなでつくろう（チラシ）（有村副会長）

日時：5月21日（日）13:00～16:30

場所：広島県医師会館

（参加希望者は事務局へご連絡ください。）

（4）ジェネリック医薬品ってよく聞くけど、どんなお薬なの？（リーフレット）（野村副会長）

（5）日本アンチ・ドーピング機構医師のためのTUE申請ガイドブック2017（冊子）（野村副会長）

（6）クールビス【軽装による夏季の省エネルギー対策】について（野村副会長）

期間：5月1日～10月31日

◆ 5月定例常務理事会議事要旨

日 時：平成29年5月17日（水）午後6時30分～
 場 所：広島県薬剤師会館
 議事要旨作製責任者：吉田亜賀子
 出席者：豊見会長、野村・青野・谷川・松尾各副会長、
 　　村上専務理事、井上・小林・竹本・中川・平本・
 　　藤山・二川・松村・吉田各常務理事
 　　串田災害対策委員会委員長
 欠席者：有村副会長、豊見常務理事

豊見会長挨拶

地域包括ケアシステムに関しての話がどこに行っても出ている。地域ケア会議がそれぞれ包括支援センターのもとで行われている。そこに、どれだけ薬剤師が参加して、どういう実態になっているかというのが、県薬として把握できていない状況なので、各地域の実態・状況を支部を通して調べておきたい。
 もう1点、県薬の執行形態を委員会形式に変えて、担当役員が決まっていないというような事業が出てきている。新しい事業が出てきた場合に、担当副会長、常務理事、事務局も担当がわからない状況で進んでしまう状況にある。これは、保険薬局部会の体制にも関係てくるが、体系としてどこが、どういうふうにやっていくかしっかりと整理をしなくてはならないと思っている。

1. 審議事項

- (1) 第1回理事会について（資料1・別冊）（青野副会長）
 - 日時：5月27日（土）午後3時～
 - 場所：広島県薬剤師会館
 - 豊見会長より議案1号の中で、代議員の任期の問題も連絡すると報告された。
 - 議案2号報「告5号」について、エリマネが通って、正式な通知が3月30日付できているので、その報告が必要である。また、豊見会長より、警備会社はALSOKに決定したと報告された。
 - 議案第4号は移転経費について11億円以内としているが、精査した結果11億5,000万円以内に増額することとした。
 - また、豊見会長より、今年度中に理事会に積立金の取り崩しについて総会の承諾を得るために、理事会に諮る。何を取り崩すかは、財務担当で決めるよう指示があった。
 - 議案7号については表中の「会費金額」を「算定期準額」に変更することとし、理事会に提案することとした。
 - その他の（3）広島市企業立地促進補助制度については削除することとした。
- (2) 第51回広島県薬剤師会定時総会について（資料2）（青野副会長）
 - 日時：6月18日（日）午後1時～
 - 場所：広島県薬剤師会館
 - 議案4と5の間に「特定資産積立預金の取崩しについて」を入れることとした。
- (3) 「第1回広島PhDLSプロバイダーコース」開催について（資料3）（串田災害対策委員会委員長）
 - 日時：9月10日（日）午前10時～午後5時
 - 場所：広島国際大学広島キャンパス

12支部の参加費1万円と交通費を負担することとした。

- (4) 第37回広島県薬剤師会学術大会について（資料4）（松尾・谷川各副会長）
 - 現在、講師とシンポジウムの演者について検討しているところである。会員発表支援について、例年通り日本薬剤師会学術大会、と56回の中四国支部の学術大会（10月21日・22日徳島）とし、採択された発表については、11月19日の県薬学術大会で発表をすることを条件として、募集をする予定だと報告された。応募締め切りは7月28日である。
- (5) 医療倫理審査委員会の設置について（資料15）（竹本常務理事）
 - 外部の委員も入って、特別委員会として学術部の中に直轄で設置する。松尾・谷川各副会長を担当として委員の人数等、外部組織も踏まえて検討する。事務担当は学術担当者とする。
- (6) 日本薬剤師会薬剤師倫理規定見直しに係る意見募集について（再度確認）（資料5）（豊見会長）
 - 回答締切：平成29年5月31日（水）
 - 意見があれば出してくださいとのことであった。
- (7) 健康寿命延伸検討WG「広島県四師会で取り組む健康寿命延伸のための県民フォーラム（仮）」の会長挨拶及び本会取組紹介について（資料6）（青野副会長）
 - 日時：11月3日（金・祝）午後1時～3時30分
 - 場所：広島県医師会館ホール
 - 動員があるかも知れないので日程は空けておくこととした。
- (8) 県薬作製のお薬手帳について（資料7）（谷川常務理事）
 - 谷川副会長より、カープのカープ坊や等の商標が一応無料で使用できるということなので、手続きが間に合うようならば、表紙のヤクザイくんの左側にでも、カープ坊やかスライリーを載せたらどうかと思っている。
 - 生活習慣の下の2行を1行にして、慢性疾患の下にシールが貼れるようスペースを設ける。さらに、お薬手帳の言葉をちょっとと小さくしてジェネリック希望する、しないを上に上げて、年月日の上に線を1本いれることとした。
- (9) 第29回（公社）青少年育成広島県民会議定時総会への出席について（資料8）（青野副会長）
 - 日時：6月14日（水）午後1時30分～
 - 場所：広島YMCA国際文化ホール
 - 横山事務局長が出席することとした。
- (10) 医療事故調査等支援団体連絡協議会への出席について（資料9）（青野副会長）
 - 日時：7月12日（水）午後7時～
 - 場所：広島県医師会館
 - 松尾副会長が出席することとした。
- (11) 平成29年度行事について（案）（青野副会長）
 - ア. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰ
 - 10月29日（日）
 - 11月3日（金・祝）→11月5日（日）に変更とした。
 - イ. 在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ
 - 平成30年1月14日（日）
 - 平成30年1月21日（日）

- ウ. 平成29年度県民公開講座
11月25日（土）
- エ. 第34回広島県薬事衛生大会
11月30日（木）
- オ. 平成29年度薬祖神大祭
11月30日（木）
- カ. 平成29年度「21世紀、県民の健康とくらしを考える会」県民フォーラム【決定】
平成30年1月20日（土）於 広島県医師会館
- キ. 平成29年度薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師会研修会
平成30年1月27日（土）午後6時～於 広島県薬剤師会館
- 平成30年1月28日（日）午前10時30分～於 広島県民文化センターふくやま
- ク. 平成29年度圏域地対協研修会【決定】
平成30年2月4日（日）於 しまなみ交流館（尾道）
- (12) 日薬代議員中国ブロック会議へ提出する質問事項について（村上専務理事）
日時：6月3日（土）午後3時～
場所：まなびの館ローズコム（福山市）
締切：5月17日（水）
豊見会長より、特定の医療機関と特定の薬局というような地域的に広がりを持たない医療情報交換システムが存在している、これは本来の電子処方せんを含めた連携の趣旨から大きく逸脱しているので、日薬としての考え方を問う質問を含めてもらいたいと意見があった。
12日までの締め切りになっているので、ぜひ他にも日薬への質問を上げていただきたいと要請された。
- (13) 後援、助成及び協力依頼等について（青野副会長）
ア. 日本老年薬学会広島研修会後援について（資料10）
日時：8月27日（日）10時～17時
場所：広島大学病院
主催：一般社団法人日本老年薬学会
(初めて)
承諾された。
- イ. 平成29年度がん征圧月間の後援について（資料11）
(野村副会長)
期間：9月1日（金）～30日（土）
主催：(公財)日本対がん協会、(公財)広島県地域保健医療推進機構外
後援：厚生労働省、文部科学省、日本癌学会、日本癌治療学会外
(毎年・承諾)
承諾された。
- ウ. 第6回日本精神科医学会学術大会名義後援について（資料12）
期間：10月12日（木）・13日（金）
会場：広島国際会議場
主催：公益社団法人日本精神科病院協会
(初めて)
承諾された。

2. 報告事項

- (1) 4月定例常務理事会議事要旨（別紙1）
(2) 諸通知

- ア. 来・発簡報告（別紙2）
イ. 会務報告（〃3）
ウ. 会員異動報告（〃4）
(3) 委員会等報告
(豊見会長)
ア. 群馬県自民党群馬県連医療福祉議連、群馬県三師会、広島県三師会合同説明会
4月21日（金）於 広島県医師会館
- イ. 群馬県薬剤師会来会
4月21日（金）
- ウ. 警備保障プレゼンテーション
4月25日（火）
- エ. 日本薬剤師会第1回都道府県会長協議会（資料13）
5月10日（水）於 日本薬剤師会
ハーボニーの問題等いろんな問題が話し合われたと報告された。
- オ. 第823回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会
5月12日（金）於 支払基金広島支部
- カ. 監査会事前打合会
5月12日（金）
- キ. IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会
5月14日（日）於 広島県医師会館
- ク. ファブリックアーツとの打合せ
5月16日（火）
- ケ. 正・副会長会議
5月17日（水）
(野村副会長)
ア. 会員表彰選考委員会
4月25日（火）
- イ. 災害対策委員会
5月8日（月）
- ウ. 平成29年度「看護の日」広島県大会
5月13日（土）於 広島県民文化センター
- エ. 監査会
5月13日（土）
(青野副会長)
ア. 第103回中国地方社会保険医療協議会広島部会
4月25日（火）於 中国四国厚生局
- イ. 平成29年度第1回広島県緩和ケア推進会議
5月15日（月）於 県庁・北館
(松尾副会長)
ア. 薬事情報センター委員会
4月28日（金）
- イ. 第37回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
4月26日（水）
- ウ. 第61回広島県病院薬剤師会・総会
5月13日（土）於 エソール広島
(村上専務理事)
ア. 日本薬剤師会議事運営委員会
5月11日（木）於 東京
- イ. 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合会
5月16日（火）
ここ3年間HbA1cの測定でやってきたが、今年度はHMネットとヘルスケアポイントを加えたところで、薬剤師がどういう活用できるか、できたら新たな地区を予定したいということで薬務課と相

談した。

また、支部担当者会議を開催予定にしている。予算的には、新基金ではなく、別の予算で500万円がついているので、それを各支部に手挙げ方式で、説明会をもってやっていきたいと報告された。

(竹本常務理事)

ア. 広島県学校薬剤師会常務理事会

4月27日（木）

イ. 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会

5月1日（月）

(豊見常務理事)

ア. 情報システム委員会

4月21日（金）於 日薬

イ. FAPA医薬分業関係者フォーラム（資料14）

5月12日（金）～14日（日）於 マレーシア

(平本常務理事)

ア. 健康サポート薬局研修会

4月21日（金）

イ. 広島県高等学校保健会第1回理事会

5月11日（木）於 広島県立呉三津田高等学校

(二川常務理事)

ア. 平成28年度第2回ひろしま食育・健康づくり実行委員会

3月21日（火）於 県庁・本館

(吉田常務理事)

ア. 広報委員会

5月9日（火）

(横山事務局長)

ア. 公認会計士会計処理確認指導

4月26日（水）

イ. 公益法人及び一般法人（移行法人）に係る研修会

4月28日（金）於 県庁・本館

ウ. 警備会社の決定について

広島総合警備保障㈱

3. その他

(1) 常務理事会の開催について（青野副会長）

6月15日（木）午後6時30分～（議事要旨作製責任者【予定】井上常務理事）

(2) 広島県医療費適正化計画検討委員会委員の推薦について

青野拓郎 副会長

(継続・推薦済)

(3) 広島県合同輸血療法委員会委員の推薦について

松尾裕彰 副会長

(継続・承諾済)

(4) 広島県地域対策協議会「脳卒中医療体制検討特別委員会」委員の推薦及び就任について

松尾裕彰 副会長

(新規・承諾済)

(5) 「広島県緩和ケア推進会議」に係る委員の就任について

青野拓郎 副会長

(継続・承諾済)

(6) 広島県地域対策協議会「災害医療体制検討特別委員会」に係る委員の推薦について

青野拓郎 副会長

村上信行 専務理事

(新規・推薦済)

(7) 平成29年度広島県四師会役員連絡協議会の開催について

日時：8月30日（水）午後7時～

場所：ANAクラウンプラザホテル広島（予定）

(8) 地域薬剤師会等総会の開催について（青野副会長）

広島県学校薬剤師会

5月20日（土）於 広島県薬剤師会館

安佐薬剤師会

5月20日（土）於 安佐南総合福祉センター

廿日市市薬剤師会

5月21日（日）於 ホテルグランヴィア広島

東広島薬剤師会

5月25日（木）於 西条HAKUWAホテル

三原薬剤師会

5月27日（土）於 三原国際ホテル

安芸薬剤師会

5月28日（日）於 サンピア・アキ

広島市薬剤師会

6月10日（土）於 広島県薬剤師会館

その他

豊見会長より、協会けんぽの糖尿病重症化予防の事業に関して、村上副会長、青野副会長を中心に、参加薬局の募集手順、指導内容等を検討中であることが報告された。

村上副会長より、今まで協会けんぽとのつき合いで、4名ぐらいで行っていたが、少し委員を増やして、どういうアンケート項目つくるかというところで、また名指しで委員を招聘・協力いただくことがあるかもしれませんと報告された。

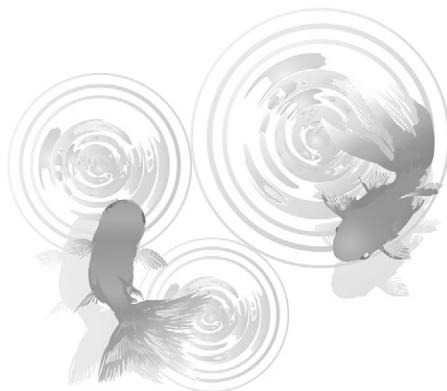
日付		行事内容
4月21日	金	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県自民党群馬県連医療福祉議連、群馬県三師会、広島県三師会合同説明会 (広島県医師会) 群馬県薬剤師会来会 健康サポート薬局研修会
25日	火	<ul style="list-style-type: none"> 第103回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) 警備保障プレゼンテーション 会員表彰選考委員会
26日	水	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士会計処理確認指導 協会けんぽ保険薬局による糖尿病重傷化予防事業打合会 第37回広島県薬剤師会学術大会実行委員会
27日	木	<ul style="list-style-type: none"> 広島県学校薬剤師会常務理事会 選挙管理委員会 (書面表決)
28日	金	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人及び一般法人（移行法人）に係る研修会 (県庁・本館) センター委員会
5月1日	月	<ul style="list-style-type: none"> 「人を対象とする医学系研究」の倫理審査に係る研修会 広島原爆障害対策協議会評議員会 (書面表決) (5/1返信)
8日	月	災害対策委員会
9日	火	広報委員会
10日	水	日本薬剤師会第1回都道府県長協議会(会長会) (日本薬剤師会)
11日	木	<ul style="list-style-type: none"> 日本薬剤師会議事運営委員会 (東京・日薬) 広島県高等学校保健会第1回理事会 (広島県立呉三津田高等学校)
12日	金	<ul style="list-style-type: none"> 第823回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) 監査会事前打合会
13日	土	<ul style="list-style-type: none"> 第61回広島県病院薬剤師会・総会 (エソール広島) 平成29年度「看護の日」広島県大会 (広島県民文化センター) 監査会 第505回薬事情報センター定例研修会
14日	日	IPPNW日本支部理事会、広島県支部総会、日本支部総会 (広島県医師会館)

日付	行事内容
15日 月	平成29年度第1回広島県緩和ケア推進会議 (広島県庁北館)
16日 火	<ul style="list-style-type: none"> ファブリックアーツとの打合せ 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合会
17日 水	<ul style="list-style-type: none"> 正・副会長会議 常務理事会
18日 木	平成29年度第1回広島県地域包括ケア推進センター運営協議会 (広島県医師会館)
19日 金	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援団すこやか2017 (会場準備) (広島グリーンアリーナ) 日本薬剤師会第2回理事会 (日本薬剤師会)
20日 土	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援団すこやか2017 (1日目) (広島グリーンアリーナ) 広島県学校薬剤師会総会 安佐薬剤師会総会 (安佐南総合福祉センター)
21日 日	<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援団すこやか2017 (2日目) (広島グリーンアリーナ) 広島県在宅医療推進フォーラム (広島県医師会館) 廿日市支部総会 (ホテルグランヴィア広島) 広島県在宅医療推進フォーラム関係者意見交換会 (ホテルグランヴィア広島)
22日 月	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 第67回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～広島県推進委員会 (広島グリーンアリーナ) 在宅相談窓口機能強化委員会と医療・衛生材料供給体制検討委員会の合同会議
23日 火	第1回広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議 (広島県医師会館)
24日 水	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 (まなびの館ローズコム) (株)ミックスとの打ちあわせ (学術大会) 高齢者対策総合推進会議 (県庁・北館) がん検診サポート薬剤師養成委員会

日付		行事内容
25日	木	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度広島県学校保健会常任理事会、理事会及び代議員会 (広島県庁自治会館) 第104回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局) 多重受診者対策検討会 (協会けんぽ広島支部) ブレストケア・ピンクリボンキャンペーンin広島実行委員会開催 (エソール広島) 東広島支部総会 (西条HAKUWAホテル)
26日	金	<ul style="list-style-type: none"> 広島県地域包括ケア・高齢者支援課の説明 (南海老園豊見薬局) 広島佐伯支部総会 (諸 あかつち) 選挙管理委員会 (書面表決)
27日	土	<ul style="list-style-type: none"> 第1回理事会 医療事故調査制度対応支援委員・外部委員研修会 (広島県医師会館) 三原薬剤師会総会 (三原国際ホテル)
28日	日	安芸薬剤師会総会 (サンピア・アキ)
29日	月	在宅医療・介護保険WG
30日	火	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度広島市防火連絡協議会総会 (広島市文化交流会館) 健康サポート薬局委員会
31日	水	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議
6月1日	木	災害医療対策検討特別委員会 (広島県医師会館)
1日・2日		日本薬剤師会平成29年度試験検査センター連絡協議会 (札幌パークホテル)
2日	金	<ul style="list-style-type: none"> 第18回たばこと健康・広島フォーラム (広島県医師会館) 広島県地域保健対策協議会平成29年度脳卒中医療体制検討特別委員会第1回会議 (広島県医師会館)
3日・4日		日薬代議員中国ブロック会議 (まなびの館ローズコム)
4日	日	認定実務実習指導薬剤師養成講習会

日付		行事内容
5日	月	<ul style="list-style-type: none"> PCA(株)広島営業所来会 広島県がん対策推進委員会 (広島県庁) 「薬草に親しむ会」打合せ会
6日	火	<ul style="list-style-type: none"> 保険薬局による糖尿病重症化予防事業についての打合せ会 日本薬剤師会学術大会発表打ちあわせ会
7日	水	<ul style="list-style-type: none"> 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎) 広島県地域保健医療推進機構評議員会事前説明 会館建設打合せ会
8日	木	<ul style="list-style-type: none"> 広島県言語聴覚士会への講師派遣依頼 (豊見薬局) 広島県歯科医師会訪問 (広島県歯科医師会館) 平成29年度北方領土返還要求運動広島県民会議総会 (メルパルク広島)
9日	金	ALSOK打合せ会
10日	土	広島支部総会
11日	日	新薬剤師研修会
12日	月	<ul style="list-style-type: none"> 復職支援研修会 第824回社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会 (支払基金広島支部) 第17回会館建設特別委員会
13日	火	<ul style="list-style-type: none"> 「薬草に親しむ会」現地視察 (東広島市) 広島県地域保健医療推進機構評議員会 (広島県健康福祉センター) 臨床・疫学研究倫理審査委員会打ち合わせ会
14日	水	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成広島県民会議第29回定期総会 (広島YMCA国際文化ホール) 薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック講演 (三原薬剤師会館) 広島県医療審議会保健医療計画部会第1回 (県庁・北館)
15日	木	<ul style="list-style-type: none"> 広島県環境審議会温泉部会 (県庁・本館) 常務理事会
16日	金	モバイルDI室・薬局訪問 (緑風会薬局)

日付		行事内容
17日・18日		第66回日本医学検査学会 (幕張メッセ国際会議場)
18日	日	・第28回ジュノー記念祭 (平和公園ジュノー記念碑前) ・第51回広島県薬剤師会定時総会
19日	月	・広島県地域包括ケア・高齢者支援課の説明 (南海老園豊見薬局) ・ひろしま健康づくり県民運動推進会議 総会 (広島県健康福祉センター) ・在宅相談窓口機能強化における医療・衛生材料の基礎知識研修会WG会議
20日	火	・復職支援研修会 (まなびの館ローズコム) ・安田女子大学早期体験学習 ・平成29年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会議 (広島県庁本館) ・県民が安心して暮らせるための四師会 協議会 健康寿命延伸検討WG (広島県医師会館)



第102回薬剤師国家試験問題 (平成29年2月25日～2月26日実施)

問 279 (薬剤)

処方3の薬剤に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

なお、本剤には、結晶セルロース、カルメロースナトリウム、ポリソルベート80、フェニルエチルアルコールなどが添加されている。

- 1 本剤は、無菌試験法に適合する。
- 2 本剤は、定量噴霧式の点鼻液であり、1噴霧当たりの有効成分含量は約 $0.9\text{ }\mu\text{g}$ である。
- 3 フルチカゾンプロピオン酸エステルは、投与部位で活性を示した後、その部位で速やかに代謝・不活化されるアンテドラッグである。
- 4 本剤は、難水溶性のフルチカゾンプロピオン酸エステルが分散した水性懸濁液である。
- 5 ポリソルベート80は、微生物の発育を阻止する目的で添加されている。

正答は 91 ページ

行事予定（平成29年7月）

- 7月1日(土) 平成29年度広島県合同輸血療法委員会(日本赤十字社中四国ブロック血液センター)
 // 福山市学校薬剤師会総会講演(宮地茂記念館)
 // 尾道支部総会(尾道市総合福祉センター)
- 7月2日(日) 平成29年度健康サポート薬局研修会(宮地茂記念館)
 // 赤澤昌彦先生を偲ぶ会(岡山プラザホテル)
 // ブルーリボンキャラバンもっと知ってほしい大腸がんのこと2017 in 呉 呉医療センター・中国がんセンター市民公開講座(くれ縛ホール)
- 7月3日(月) 平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業打合会
- 7月5日(水) 第67回“社会を明るくする運動”広島県推進委員会街頭広報活動
 // 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会(広島県医師会館)
- 7月6日(木) 平成29年度Ⅰ期学生受け入れ実務実習担当薬剤師 学生集合研修会(安佐薬剤師会)
 (安佐南区総合福祉センター)
 // 広島県日中親善協会平成29年度総会(オリエンタルホテル広島)
- 7月7日(金) 平成29年度第1回健康ひろしま21推進協議会(県庁北館)
 // 第506回薬事情報センター定例研修会
- 7月8日(土) 広島県青年薬剤師会第31回通常総会
- 7月9日(日) 集団指導(国際会議場)
 // 平成29年度ヒロシマ薬剤師研修会(廣仁会館)
 // 第7回学校環境衛生研究協議会(ホテルスプリングス幕張)
- 7月10日(月) 復職支援研修会
 // 保険薬局による糖尿病重症化予防事業についての打合会
- 7月11日(火) 復職支援研修会(まなびの館ローズコム)
 // 日本薬剤師会第4回理事会(日本薬剤師会)
- 7月12日(水) 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会(会長会)(日本薬剤師会)
 // 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
 // 医療事故調査等支援団体連絡協議会(広島県医師会館)
- 7月13日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 7月15日(土) }
 7月16日(日) } 第20回日本臨床脳神経外科学会(広島国際会議場)

行事予定（平成29年7～8月）

- 7月16日(日) 第48回認定実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ(薬学教育者ワークショップ)
7月17日(祝・月) 中国・四国 in 福山(福山大学)
- 7月20日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
// 常務理事会
- 7月22日(土) 日本薬剤師会平成29年度病院診療所薬剤師研修会(広島国際会議場)
7月23日(日)
- 7月26日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 7月27日(木) 第106回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 7月28日(金) 広島県地域保健対策協議会平成29年度第1回定例理事会(広島県医師会館)
// 第41回山口県学校環境衛生研究大会(山口県総合保健会館)
- 7月30日(日) 平成29年度日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議(日本薬剤師会)
- 7月31日(月) 第2回広島県国民健康保険運営協議会(国保会館)
- 8月1日(火) 日本薬剤師会第5回理事会(日本薬剤師会)
- 8月2日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 8月5日(土) 平成29年度「きっず感染症サマースクール」(広島県医師会館)
- 8月9日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- 8月10日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- 8月11日(祝・金) 広島県薬剤師会認定実務実習指導薬剤師養成講習会(まなびの館ローズコム)
- 8月17日(木) 第62回中国地区学校保健研究協議大会(岡山コンベンションセンター)
- 8月20日(日) 協会けんぽお薬セミナー(仮称)(広島県医師会館)
// 誤嚥性肺炎予防に関する研修会
- 8月24日(木) 常務理事会
- 8月26日(土) 第43回広島県国保診療施設地域医療学会(広島市文化交流会館)
// 病院機能別業務検討委員会研修会(広島大学病院 たんぽぽ保育園)
- 8月27日(日) 日本老年薬学会広島研修会(広島大学病院)
- 8月28日(月) 第107回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 8月30日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
// 平成29年度広島県四師会役員連絡協議会(ANAクラウンプラザホテル広島)



事務連絡
平成29年4月26日

公益社団法人広島県薬剤師会事務局 御中
広島県病院薬剤師会事務局 御中

広島県健康福祉局薬務課
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）

このことについて、平成29年4月21日付けで、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙

事務連絡
平成29年4月21日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 卫生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その2）

健康サポート薬局に関しては、その薬局の所在地の都道府県知事等に対する届出が平成28年10月より開始されたところです。

今般、「健康サポート薬局に関するQ&A（その2）」を別添のとおりとりまとめましたので、届出の受理や相談対応の際に業務の参考としていただくとともに、貴管下関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

<別添>

【かかりつけ薬局としての基本的機能について】

(問1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。）の第3 2 (1)について、調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」又は「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準を満たした場合であっても、健康サポート薬局における「かかりつけ薬局としての基本的機能」を満たしたわけではないと理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

健康サポート薬局における「かかりつけ薬局としての基本的機能」と調剤報酬における「かかりつけ薬剤師指導料」及び「かかりつけ薬剤師包括管理料」の施設基準は、かかりつけ薬剤師・薬局として求められる本質的な機能に違いがあるものではないが、それぞれの制度における要件を満たす必要がある。

(問2) 施行通知の第3 2 (1) ⑥について、「開店時間外であっても患者からの電話相談等に対応すること」が求められているが、近隣の薬局との連携体制を構築することなどによっても当該要件を満たすことは可能と理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

当該薬局で対応できない時間帯がある場合に、連携体制を構築した近隣の薬局において、適切に情報共有している薬剤師が対応することなどは差し支えない。

(問3) 施行通知の第3 2 (1) ⑦について、組織再編等で薬局の許可を取り直す場合(許可の番号が変わる場合)、その薬局に勤務する薬剤師等の実態が全く変わらなかったとしても、直近1年間の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績は新規許可取得後の実績から判断することになるのか。

(答) 変更内容が法人の組織再編等による薬局開設者の変更のみであり、薬局の所在地、薬局に勤務する薬剤師等の実態、健康サポート薬局としての機能が全く変わらないなど、変更前後で薬局の業務の体制が引き継がれている場合は、健康サポートの取組について変更前の実績も変更後の薬局の実績に含めることで差し支えない。

【地域における連携体制の構築について】

(問4) 施行通知の第3 2 (2) ⑤について、「地域の薬剤師会と密接な連携」を取ることが求められているが、これは地域の薬剤師会への加入を求めるのか。

(答) 当該基準については、薬と健康の週間の活動の一環としてパンフレットを配布する、又は地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施若しくは協力する健康の保持増進の地域住民向けイベント等を開催するなどの取組の実施を求めており、地域の薬剤師会への加入を求めてるものではない。
逆に、地域の薬剤師会に加入していることのみをもって当該基準を満たすものではない。

(問5) 施行通知の第3 2 (2) ⑤について、「健康保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加すること」が求められているが、例えば、各種講演の聴講等はこれに含まれるのか。

(答) 当該基準については、「積極的」な参加を求めており、単に聴講したり、健康の保持増進に係る啓発イベントに参加するだけではなく、講演を実施したり、イベントを企画・提供することを想定している。

【常駐する薬剤師の資質について】

(問6) 施行通知の第3 2 (3) ①について、「研修修了薬剤師が常駐していること」とあるが、薬局に勤務している薬剤師が1人しかおらず、研修修了薬剤師である場合、当該薬局の開局時間内は常時薬剤師が薬局内で勤務していることから、健康サポート薬局に係るその他の基準も満たしている場合には、健康サポート薬局の届出が可能と理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

(問7) 施行通知の第3 2 (3) ①について、健康サポート薬局に常駐が求められている研修修了薬剤師が修了すべき研修と薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修は異なる研修であると理解してよいか。

(答) 貴見のとおり。

【開店時間について】

(問8) 施行通知の第3 2 (7) について、健康サポート薬局は、「地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局すること」等が求められている。薬局に1人しかいない研修修了薬剤師が学校薬剤師の用務のために月に1回ほど平日昼に薬局を不在にすることがあり、施行通知の第3 2 (3) ①「研修修了薬剤師が常駐していること」という基準を満たすために、その時間は一時的に薬局を閉局することしたいが、この場合、開店時間の基準を満たさないことになるのか。

(答) 通常予定している開店時間が基準を満たしているのであれば、学校薬剤師の用務のために一時的に薬局を閉局することをもって、直ちに「平日の営業日には連続して開局すること」等の要件を満たさないと判断するものではない。

【健康サポートの取組について】

(問9) 施行通知の第3 2 (8) ②について、積極的な健康サポートの取組を「月1回程度実施していることが望ましい」とされており、届出添付書類として、その取組実績が確認出来る資料の添付が求められているが、具体的には、過去1年間の取組実績等の添付が必要になるのか。

(答) 過去の取組実績の添付は必要であるが、1年間の実績等をすべて求めるものではなく、例えば、届出時点までに過去数回の取組実績があり、届出以降、継続して月1回程度取組を実施する計画を確認できる資料の添付があれば差し支えない。

平成29年5月18日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様
広島県病院薬剤師会会长 様
広島県医薬品卸協同組合理事長 様
広島県医療機器販売業協会会长 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

「インスリン注射器等を交付する薬局に係る取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについて、平成29年5月10日付け薬生機審発0510第1号で厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長より別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）
(担当者 上田)

別紙

薬生機審発0510第1号
平成29年5月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 卫生主管部（局）薬務主管課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
(公 印 省 略)

「インスリン注射器等を交付する薬局に係る取扱いについて」の一部改正について（特定保険医療材料等を交付する薬局の取扱いについて）

薬局において高度管理医療機器の交付を行う場合の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）第39条の高度管理医療機器等販売業の許可の取扱いについては、「インスリン注射器等を交付する薬局に係る取扱いについて」（平成17年3月25日付け薬食機発第0325001号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知。以下「室長通知」という。）により示しているところであるが、今般、さらに都道府県等から照会があったことを受けて、室長通知の一部を下記のとおり改正し、本日から適用する。

また、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器

産業連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会长、一般社団法人日本保険薬局協会会长、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会长及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長宛て送付することを申し添える。

記

1. インスリン注入用の医療機器

(1) インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針

インスリン皮下注射用注射筒は、針なし、針付きとも高度管理医療機器に分類されているところであるが、インスリンと合わせて、インスリン製剤の自己注射のために用いる注射用ディスポーザブル注射器（針を含む）を医師の処方箋に基づき、社会保険各法において支給する場合に限って、以下の要件をいずれも満たす薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を取得する必要はないこと。

- ① インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針を患者に支給する際、薬剤師が患者の当該医療機器の使用状況や使用履歴を確認した上で、当該医療機器の使用方法及び管理方法の指導を添付文書等に基づいて適切に行っていること。併せて、調剤録に必要事項を記載するとともに当該医療機器を支給した時点で、薬剤服用歴に患者の氏名、住所、支給日、処方内容等、使用状況、使用履歴及び指導内容等の必要事項を記載していること。
- ② インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針の保管や取扱いを添付文書等に基づき適切に行っていること
- ③ 在宅業務従事者等の資質の向上を図るため、研修実施計画を作成し、当該計画に基づく研修を実施するとともに、定期的に在宅業務等に関する学術研修（地域薬剤師会等が行うものを含む。）を受けさせていること。なお、薬剤師に対して、医療機器に関する講習等への定期的な参加を行わせていることが望ましい。

なお、医薬品・ワクチン注入用針は管理医療機器であるため、薬局がこれを取り扱う場合であっても高度管理医療機器等販売業の許可を取得する必要はない。

(2) インスリンペン型注入器

① 一体型インスリン注入器

薬液たるインスリンが注入器と一緒にあり、インスリンを使い切ったあと注入器を再使用できない、薬液と一緒に成了した注入器は、全体として医薬品として取り扱われているものであり、これを医師の処方箋に基づき薬局において交付する場合、当該薬局は高度管理医療機器等販売業の許可を取得する必要はないこと。

② 分離型インスリン注入器

薬液たるインスリンのカートリッジが注入器と分離でき、カートリッジ内のインスリンを使い切った後も、新しいカートリッジに交換の上、注入器を再利用できる分離型のインスリン注入器は、医師の処方箋に基づき交付することはないことから、これを取り扱う薬局は、高度管理医療機器等販売業の許可を取得する必要があること。

2. 特定保険医療材料に該当する高度管理医療機器等

「特定保険医療材料に該当する高度管理医療機器（別紙1参照）」及び「薬価基準に収載された高度管理医療機器（別紙2参照）」（以下「特材高度管理医療機器等」という。）は、上記1（1）インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針と同様、医師の処方箋に基づき、社会保険各法において支給する場合に限り、上記1（1）の①から③の要件をいずれも満たす薬局は、上記1（1）を準用し、高度管理医療機器等販売業の許可を取得する必要はないこと。

ただし、上記1（1）の①から③の特材高度管理医療機器等への準用においては、「インスリン自己注射用ディスポーザブル注射器、注射針」は、「特材高度管理医療機器等」に読み替えるものとする。

3. その他

上記1又は2以外の場合で、薬局において高度管理医療機器を販売・授与しようとするときは、当該薬局は高

度管理医療機器等の販売業の許可を取得する必要があること。

別紙1

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生労働省告示第61号)Ⅷ別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格に掲げる特定保険医療材料のうち、以下に示す特定保険医療材料に該当する高度管理医療機器

特定保険医療材料に該当する高度管理医療機器

腹膜透析液交換セット

在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)

皮膚欠損用創傷被覆材

水循環回路セット

別紙2

薬価基準に収載された高度管理医療機器

一般名 外科用接着剤

品 名 アロンアルファA「三共」

平成29年5月12日

公益社団法人広島県薬剤師会会長様

一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会会長様

広島県医薬品配置協議会会長様

一般社団法人広島県配置医薬品連合会会長様

広島県富山配置薬業協議会会長様

広島県健康福祉局長

〒730-8511 広島市中区基町10-52
〔 薬務課 〕

平成29年度登録販売者試験の実施について(通知)

この試験を別紙のとおり実施しますので、貴会会員等に周知してください。

なお、受験希望者については、次のことに注意してください。

- 1 受験手数料は、15,000円であり、その納付方法は受験願書の提出方法(窓口又は郵送)により異なること。
- 2 試験会場には、車両の乗り入れはできないこと(二輪車を含む。)。
- 3 受験願書は、広島県健康福祉局薬務課又は最寄りの広島県各保健所(保健所支所を含む)に提出すること。
- 4 試験実施の公告は、平成29年5月12日付け広島県報で行うとともに、広島県ホームページに掲載すること。

担当 薬事グループ

電話 082-513-3222(ダイヤルイン)
(担当者 平本)

別紙

平成29年度登録販売者試験実施要領

1 日時

平成29年11月1日（水） 10：00～15：30

2 場所

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目1-1）

3 試験科目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験手続

(1) 提出書類

- ア 登録販売者試験受験願書
- イ 写真（受験願書提出前6か月以内に撮影した正面・無帽・上半身像、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルで、裏面に氏名を記載したもの。）

(2) 受験手数料

15,000円

なお、納付された受験手数料は返還しない。

(3) 受験願書の受付期間

平成29年7月24日（月）から平成29年8月4日（金）まで（受付時間は、8時30分から17時15分までとする。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

郵送の場合は、平成29年8月4日（金）までの消印があるものに限り受付ける。

(4) 受験願書の提出方法

ア 窓口での提出

提出先

（ア）広島県健康福祉局薬務課又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む）。

（イ）受験願書等の入手方法

（ア）の提出先で直接配布する。

なお、広島県のホームページに掲載したものを印刷して使用することも可能である。

（ウ）受験手数料の納付方法

（ア）の提出先の手数料納付窓口で現金により納めること。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

イ 郵送による提出

（ア）提出方法

簡易書留とし、封筒の表に「登録販売者試験受験願書在中」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒730-8511 広島市中区基町10-52）へ郵送すること。

（イ）受験願書等の入手方法

92円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封して、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きし、広島県健康福祉局薬務課（〒730-8511 広島市中区基町10-52）へ平成29年7月28日（金）（必着）までに、郵送で請求すること。

なお、2部以上請求する場合は、事前に広島県健康福祉局薬務課（電話（082）513-3222（ダイヤルイン））へ問い合わせること。

（ウ）受験手数料の納付方法

受験願書と同時に送付する納付書により支払い、次のa、bのとおりとする。

a 金融機関で納付する場合

払込証明書を受験願書に添付して納めること。

b コンビニエンスストアで納付する場合

領収証書及び納入届を受験願書に添付して納めること。

5 受験票の交付

受験票は、平成29年10月中旬までに、直接本人に送付する。

6 合格者の発表

平成29年12月12日（火）に合格者の受験番号を広島県庁及び広島県各保健所（保健所支所を含む）前の掲示板に掲示して行うほか、広島県のホームページに掲載する。

また、合格者には、合格書を交付する。

7 問合せ先

この試験についての問合せは、広島県健康福祉局薬務課（電話（082）513-3222（ダイヤルイン））又は最寄りの広島県各保健所（保健所支所を含む）に行うこと。

郵便による問合せは、82円切手を貼付した宛先明記の返信用定形封筒を同封した封書により行うこと。

平成29年5月25日

公益社団法人広島県薬剤師会会长 様

広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会会長

〔〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県健康福祉局薬務課内〕

平成29年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施について（依頼）

この運動への後援を承諾していただき、ありがとうございます。

次のとおり、この運動の啓発資材を送付しますので、効果的な活用及び募金箱セットを利用した募金の実施をお願いします。

なお、募金実施後は、同封の振込用紙によって振り込んでください。（9月末までに振込みをお願いします。）

【送付資材】

リーフレット 50枚

募金箱セット 5部

絆創膏 30個

担当 麻薬グループ

電話 082-513-3221（ダイヤルイン）

（担当者 寺岡）

別紙

平成29年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施要領

1 趣 旨

今日、麻薬等の薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題のひとつとなっている。

このような地球的規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人ひとりの認識を高める必要がある。

このため、「新国連薬物乱用根絶宣言」（2009年～2019年）の支援事業の一環として、国連決議による「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として、全国一斉に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が展開される。

本県においても広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し、薬物乱用防止の思想を普及するとともに、併せて、(公財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センターが実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

2 実施期間

平成29年6月20日（火）から7月19日（水）までの1か月間とする。

ただし、「626ヤング街頭キャンペーン」は、原則として6月25日（日）に実施する。

3 実施機関

(1) 主催

広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会（以下「委員会」という。）

(2) 協賛

広島県、広島県警察本部、広島県教育委員会、広島県薬物乱用対策推進本部、広島県薬物乱用防止指導員協議会、財団法人マツダ財団

(3) 後援

ライオンズクラブ国際協会336-C地区、国際ロータリー第2710地区、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県医薬品登録販売者協会、広島県配置医薬品連合会、広島県医薬品配置協議会、広島県富山配置薬業協議会、広島県医薬品卸協同組合、広島県麻薬協会、広島県製薬協会、広島県クリーニング生活衛生同業組合、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合、広島県美容業生活衛生同業組合、広島県理容生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県すし商生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、日本塗料商業組合広島県支部、広島県バス協会、広島県遊技業協同組合、広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、広島県毒物劇物安全協会、広島県深夜スーパー・マーケット・コンビニエンス・ストア防犯連絡協議会、広島県建設業協会連合会、広島県ゴルフクラブ連盟、広島県カラオケオペレーター協会、広島県アミューズメント施設営業者協会、青少年育成広島県民会議、広島県保護司会連合会、広島県更生保護女性連盟、広島県暴力監視追放防犯連合会、広島県少年補導協助員連絡協議会連合会、広島県P.T.A.連合会、広島市P.T.A.協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島市民生委員児童委員協議会、広島市青少年健全育成連絡協議会

4 実施事項

(1) 626ヤング街頭キャンペーン

広島県薬物乱用防止指導員地区協議会（広島市、広島、安芸、呉、芸北、東広島、尾三、福山及び備北）が主体となり、ヤングボランティアの協力を得て、街頭啓発キャンペーン（啓発資材の配布等）を実施する。

① 実施日時

原則として6月24日（土）又は6月25日（日）午後2時～午後4時とする。

② 実施場所

県内9か所

予定場所：広島市、呉市、三原市、福山市、廿日市市、坂町、安芸太田町、東広島市、三次市

③ 参加者

ヤングボランティア、薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブ会員、行政・警察関係者等

(2) 地域団体キャンペーン

次の団体の協力を得て、店頭等へのポスター掲示及び一声運動等を実施する。

国際ロータリー第2710地区、広島県医師会、広島県歯科医師会、広島県薬剤師会、広島県看護協会、広島県医薬品登録販売者協会、広島県医薬品卸協同組合、広島県麻薬協会、広島県製薬協会、広島県クリーニング生活衛生同業組合、広島県公衆浴場業生活衛生同業組合、広島県美容業生活衛生同業組合、広島県理容生活衛生同業組合、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県喫茶飲食生活衛生同業組合、広島県興行生活衛生同業組合、広島県食肉生活衛生同業組合、広島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合、広島県社交飲食生活衛生同業組合、広島県すし商生活衛生同業組合、広島県料理業生活衛生同業組合、日本塗料商業組合広島県支部、広島県バス協会、広島県遊技業協同組合、広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、広島県毒物劇物安全協会、広島県深夜コンビニエンス・ストア防犯連絡協議会、広島県建設業協会連合会、広島県ゴルフクラブ連盟、広島県カラオケオペレーター協会、広島県アミューズメント施設営業者協会、青少年育成広島県民会議、広島県保護司会連合会、広島県更生保護女性連盟、広島県暴力監視追放防犯連合会、広島県少年補導協助員連絡協議会連合会、広島県P T A連合会、広島市P T A協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島市民生委員児童委員協議会、広島市青少年健全育成連絡協議会

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金への協力

① (公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターが、開発途上国等で薬物乱用防止活動に従事している民間団体(NGO)の活動資金として、国連を通じて支援するために実施する「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金に協力する。

② 実施方法については、別紙「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金実施要領のとおりとする。

(4) 広報による啓発活動

報道機関や関係機関等の協力を得て、本運動の趣旨の徹底を図る。

5 その他

(1) その他必要な事項は、委員会において決定する。

(2) 委員会は、広島県薬物乱用防止指導員協議会及び広島県により構成され、会長は広島県薬物乱用防止指導員協議会会长が兼務する。

地域薬剤師会だより

安佐薬剤師会／広島佐伯薬剤師会／廿日市市薬剤師会／尾道薬剤師会／安芸薬剤師会



<安佐薬剤師会>

平成29年度安佐薬剤師会定時総会

理事 藤本 瑞枝

5月20日(土)安佐南区総合福祉センターにおいて、安佐薬剤師会定時総会が開催されました。

会員350名のうち出席者17名、委任状259名となり、三分の一以上の出席とみなし会則22条により総会は成立しました。

下田代幹太会長の挨拶では、昨年会長改選の際の公約である保険薬局部会費の引き下げについては、5%の減額で承認を得たい旨の説明がありました。

安佐薬剤師会の会費は、薬剤師会会費と保険薬局部会の会費から成り立っています。

安佐薬剤師会会費の年間額は5,000円弱と他支部よりも少ない額です。

保険薬局部会会費の半額は、県薬剤師会に納入します。5%の減額で安佐薬剤師会としては、10%の減額となります。安佐薬剤師会では安佐市民病院の移転に伴いFAXコーナーの移転費など支出が見込まれるなど今後の活動費を確保しておく必要があるとのお話をしました。本案は総会にて承認されました。会費については今後も継続して検討していくそうです。

当日、衆議院議員河井克行議員が立ち寄ってくださいり、業界も厳しい状況が予測されることから、薬剤師会への協力を約束してくださいました。前日アメリカから帰国し、すぐに帰広されるパワフルさを感じました。

また、広島県薬剤師会豊見雅文会長からは祝辞をいただきました。

新県薬剤師会館には研修用の薬局や無菌設備も設置され、平日も開局するそうです。薬局間の医薬品の小分けに関して現金問屋から購入したものは売買しないようにしてもらいたいとのお話をしました。安佐市民病院の移転に関して、周囲の土地の価格、敷地内薬局に注意をしていく、敷地内薬局の場合は院内の処方せん料と同額にするよう唱えているということでした。

平成28年度事業報告、決算報告、会計監査報告に続いて平成29年度事業計画、予算案が審議され、全会一致で承認を得ました。

安佐市民病院薬剤部柳田祐子先生もご出席くださいり、安佐市民病院が安佐地区の拠点病院であること、移転後は2次救急病院から高度急性期病院となります。医療連

携では退院時カンファレンスに安佐薬剤師会の薬局にもっと参加してほしい、無菌調剤が可能な薬局に片寄るので、会の中で対策を考えて欲しいということでした。無菌設備を設置することは難しくても、相互利用や委託などの方法を考えていきたいと思いました。

また、現在、安佐市民病院内に設置されている安佐薬剤師会の50番窓口が、移転後FAXコーナーとしては継続していくますが、事務機能の継続は難しいとのお話がありました。50番窓口は当初からFAXコーナーに関する業務の使用として認められているもので、そのことが事務局を立ち上げた理由の一つでした。

移転後の事務局、50番窓口のあり方についても検討していく必要があると考えられます。

<広島佐伯薬剤師会>

平成29年度広島佐伯薬剤師会総会

専務理事 池田 和彦



平成29年5月26日(金)19時30分から、広島市中区の「赭 あかつち」に於いて平成29年度広島佐伯薬剤師会総会が開催されました。

司会は理事の辻哲也先生。呑田敬三副会長による開会の辞、宗文彦会長による挨拶の後、薬局ドラッグスソウの脇田真由美先生が議長に選出されました。



広島佐伯薬剤師会宗文彦会長による挨拶



広島県薬剤師会豊見会長、広島佐伯薬剤師会呑田・長谷川副会長

昨年度の事業報告、決算報告、監査報告および今年度の事業計画案、収支予算案についても説明がなされこれら提案について一括承認されました。

また、広島県薬剤師会豊見雅文会長からは昨今の薬剤師に関する諸問題や新薬剤師会館建設についての進捗状況などを含め、祝辞・報告を賜りました。

そして、長谷川頃一副会長が閉会の辞を述べられ総会は無事に終了しました。

その後の懇親会は各テーブルで非常に盛り上がっており、プレミアムフライデーということもあって賑わう夜の街へ繰り出された方も多かったようです。



私も当会で理事を拝命して16年経ちます。年齢的にそろそろ身を引く時期では?と思いながら、もう少しだけお手伝いをしようと考えております。

<廿日市市薬剤師会>

第24回廿日市市薬剤師会総会

理事 石本 康代



平成29年5月21日（日）にホテルグランヴィアで開催されました。

廿日市市薬剤師会総会開催の日は、梅雨入り前で快晴のことが多いように思います。今年もとても良いお天気でした。

はじめに廿日市市薬剤師会渡邊英晶会長の挨拶がありました。

健康サポート薬局について、業務体制や設備などについて一定の基準に適合する薬局が都道府県知事に届出を行うことにより健康サポート薬局である旨を表示できること、健康サポート薬局を表示する場合には基準に適合

させることが開設者の遵守事項とされ、健康サポート薬局の表示の有無は薬局開設許可申請書の記載事項になっていること、基準を満たさなくなる場合には変更届が必要になること、健康サポート薬局の表示の有無は薬局機能情報提供制度にて薬局開設者が都道府県知事に報告をする事項となっていることを改めて説明してくださいました。

日本再興戦略厚生労働省「薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進」薬局薬剤師によるセルフメディケーションの推進において、廿日市市薬剤師会も県薬と連携して自己採血によるHbA1c測定等のプロジェクトを今年度も実施したことについてもお話をありました。

また、広島県薬剤師会豊見雅文会長がお祝いに駆けつけて下さいました。

広島県薬剤師会の二葉の里移転についてや、正式に検査センターの廃止が決まったことの経緯をとてもわかりやすく説明して下さいました。



私は広島佐伯出身ですが、久しぶりに豊見先生のお話を直接お聞きすることができて、とても嬉しく思いました。豊見先生のお言葉は会長や経営者としてではなく薬剤師としてのものだと感じられ、心に響きました。

懇親会では、参加された支部の皆さんと薬剤師業務に関わること、家庭や趣味のこと、食事をしながらたくさんの方々との会話を楽しむことができました。

近況報告などを順番に皆さんの中で発表して、テーブルが別の方達との交流も図ることができました。とても楽しい会なので、来年はより多くの廿日市市薬剤師会会員の方々が参加していただけるといいなあと思います。



<尾道薬剤師会>

歯科医師会合同研修会

平井 貴久美

尾道薬剤師会では、毎年1回歯科医師会と合同で研修会を開催しております。

今年は去る3月17日(金)に実施し、講師には、尾道市民病院口腔外科の吉田明弘先生がご講演してくださいました。

近年ビスホスホネート系薬剤の処方が増えているため、その副作用としても症例が増えつつある顎骨壊死について、貴重なお話を聞くことができました。

吉田先生が勤務する病院が、総合病院内の口腔外科ということもあり、町の開業歯科医の先生が診きれない重症な症例も紹介されてくるため、普段見ることの無い実際の顎骨壊死のスライド写真も多数見せていただいたのですが、中には骨が溶けて露出したり、顎に穴が開いてしまったようなケースもあり衝撃的でした。

私たちが骨粗しょう症の治療や骨折リスク進行予防の為に、普段患者さんに「きっちりと服用してくださいね」と言ってお渡しした薬を、用法通りまじめに飲んだ結果、副作用によりそのような状態を招いてしまうこともあるのかと思うと、副作用の防止もしくは早期発見をするための服薬指導がいかに大切か、また長期服用している方には注意喚起をし、必要があれば歯科医を受診し口腔内の状態をチェックしてもらうことをお勧めするなど、ここでも連携が大切になってくることなどを知ることができました。

この合同研修会の計画は、毎年薬剤師会と歯科医師会で交互に幹事を担当しており、次回は薬剤師会が担当となります。そこで歯科医師会の黒瀬先生より、次回は「歯科領域で使える漢方薬」というテーマでやって欲しいとリクエストをいただきましたので、しっかり計画をして充実した時間を共有できるようにしたいと考えております。



<安芸薬剤師会>

安芸薬剤師会主催「薬事講習会」

天島 真奈美

毎年、この時期、保健所による薬事講習会が開催され、法律の改正や薬務行政について話を伺います。今回は、5月28日(日)10:00~11:30に実施され、西部保健所の岡田史恵先生のお話でした。

「患者のための薬局ビジョン」は、本来の医薬分業を目指し、患者・住民が医薬品、薬物療法等に関して安心して相談でき、最適な薬物療法を受けられるような薬局を目指します。

基本的な考え方は以下の通りです。

①立地から機能へ

薬剤師としての専門性や、24時間対応・在宅対応等の様々な患者・住民のニーズに対応できる機能を発揮すること

②対物業務から対人業務へ

専門性やコミュニケーション能力の向上を通じ、患者・住民との関わりの度合いの高い対人業務へとシフトすること

③バラバラから一つへ

かかりつけ薬剤師・薬局を選択することにより、服薬情報が一つにまとまり、飲み合わせの確認や残薬管理等、地域の多職種と連携して地域に貢献すること

かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて積極的な健康サポート機能を有する薬局「健康サポート薬局」がありますが、求められる取り組みとして、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援します。さらに、健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、必要に応じて適切な専門職種や関係機関を紹介します。そして率先して地域住民の健康をサポートし、積極的かつ具体的に地域住民に情報発信、取組支援等を実施するなどがあります。

講演の中で健康サポート薬局への登録の話がでましたが、安芸畠賀薬局は「健康サポート薬局」・「HMネット」に登録しています。安芸地区での情報発信の薬局になれるように日々頑張りたいと思います。



諸団体だより

広島県青年薬剤師会



会長 秋本 伸

4月27日(木)、今年度初となる知っピン月イチ勉強会を開催しました。講師はフタバ薬局グループの碓井崇先生です。「骨粗鬆症の基礎」との演題で、骨粗鬆症の病態や要因、薬物治療などについて、基礎的な内容を中心にご講演いただきました。また、先生の経験に基づく見解なども教えてください、とてもわかりやすく実践に役立つ内容でした。



5月21日(日)は、例年より早めの定例勉強会を開催しました。講師は、日経ドラッグインフォメーションOnlineコラム「薬局にソクラテスがやってきた」でおなじみの山本雄一郎先生です。定例勉強会に先立って、前日20日(土)に先生を交えた前夜祭(懇親会)を開催しました。翌朝から講演が控えているにも関わらず、先生に矢継ぎ早に来る質問に対して遅くまで丁寧に解説してください、充実した懇親会となりました。



勉強会では「広島県青年薬剤師会にソクラテスがやってきた～ひのくにノ薬局薬剤師の勉強法と『実践薬学』への軌跡～」との演題でご講演いただきました。「山本先生はどうやって勉強しているの?」という質問に対して、先生のこれまでの人生を振り返りながら、起点となった出来事や人との出会い、それを基にした取り組みや物事に対する考え方などを踏まえて、先生が実践されてきた勉強法についてとてもわかりやすく紹介してくださいました。3月に出版された『薬局で使える実践薬学』(日経BP社)が飛ぶように売れているのも納得です!



広島県青年薬剤師会では、今後も多くの方に興味を持つていただけるような勉強会やイベントを企画しています。勉強会やイベントは、どなたでも参加して頂けます。おトクに勉強会も参加でき、会報なども手に入る会員や準会員、学生会員も随時募集しています。詳しくは、勉強会やイベントの際にスタッフにおたずね頂くか、ホームページやFacebook分室等へご連絡ください。

広島県青年薬剤師会 勉強会のお知らせ

○7月定例勉強会

日 時：7月6日(木) 19:30～

会 場：広島県薬剤師会館 2階 研修室

テーマ：薬局における臨床推論とOTC相談について(仮)

講 師：大塚 茂雄 先生

参加費：青葉会員・学生会員無料(社会人入学は除く)
非会員1,000円

広島県女性薬剤師会



会長 松村 智子

女性薬剤師会では4月と9月に手話講習会をしています。NPO法人広島県手話通訳研究会に講師をお願いしています。4月15日(土)は第6回の講習会でした。毎回が初心者ですが、指を動かして楽しんでいます。聴覚障害というのはコミュニケーションと情報の障害で、耳から入ってくるものがないという状況です。災害時などの状況でも深刻です。障害を補う条件を整備すればとても暮らしやすくなります。手話は一つのツールです。様々なバリアーに気づくきっかけになればと考えています。

5月20日(土)第37回研修会を開催しました。「医療環境の変化と地域包括ケアシステム～人口動態と疾病構造の変化への対応について～」アステム営業支援部山本隆文氏、渡邊清裕氏のお話でした。人口動態から、その地域でどのような医療が必要とされているかを示されました。子育て世代の多く住んでいる地域では、小児科や保育所の需要があります。高齢化している地域では地域包括ケアシステムが重要です。年齢と共に骨に問題がでてきます。「初めに入歯が合わなくなって、その後ちょっと手をついたら手首の骨折、まだ手首の痛みがあるのに今度は転んで大腿骨骨折」という連鎖反応で次第に寝たきり状態になります。骨粗鬆症治療の大きな問題は、治療の継続です。コンプライアンスをいかに維持するか、薬剤師の工夫や努力が大切です。自分のやるべきことを再確認、再認識させられました。

お知らせ

○第38回研修会

- 日 時：7月22日（土）19時～
 会 場：エソール広島 研修室
 演 題：薬歴の記入ポイント～ハイリスク薬、乳幼児加算算定のために～
 講 師：(株)グッドサイクルシステム
 小沼 真由美先生

速報！

○第63回広島県女性薬剤師会総会・講演会

- 日 時：9月10日（日）
 会 場：広島県薬剤師会館 4階
 演 題：演題は未定です
 講 師：さとう脳神経外科クリニック
 佐藤 秀樹先生

広島県学校薬剤師会

平成29年度広島県学校薬剤師会総会について



会長 永野 孝夫

県学薬総会が役員、理事者、代表者30名の参加のもとに平成29年5月20日(土)に開催され、平成28年度の事業報告、決算報告、監査報告が原案通り承認されました。

続いて、平成29年度事業計画案、予算案も原案通り議決されました。

なお、平成29年2月19日(日)にエソール広島で開催した第6回学校環境衛生研究協議会は、全国、県内から250名余の参加をいただき、お陰様で大変、有意義な大会となりました。

大会の決算についても決算書を提出し広島県学薬の拠出金は、461,512円であった事も含めて報告致しました。

今年度も実施される全国学校保健調査ですが平成28年度に行った検査と検査器具についてです。

記入上の注意点は、必ずHBの黒鉛筆で枠内を正確に塗りつぶすことと、設問によっては、該当する欄が無いなど質問が寄せられているため日薬HPに設問解説が掲載されました。

日薬>薬剤師のみなさまへ>学薬部会TOP>全国学校保健調査ページでご確認ください。

又、基本データ（学校設置区分、学校の種類、児童生徒数、全国地方公共団体コード）に漏れがあると集計もれとなりますので、ご注意ください。

最後に、現在の広島県学校薬剤師会と広島県薬剤師会学校薬剤師部会の一本化が望まれています。

県学薬の解散についての問題点に対処するため特別委員会を設置し、年度内に結論を出したいと考えています。

特に、ご意見、希望等が有りましたら永野までお申し越し下さい。

TEL：082-246-4317（広島県薬剤師会事務局）

広島漢方研究会

6月月例会報告及び 第58回広島漢方研究会総会のお誘い

理事長 鉄村 努



6月月例会では、1時限目に木原敦司先生（ウォンツ西条西店）が、「漢方初級講座・1年間のまとめ」と題して、“証”的見極めと“処方決定”的考え方、また半夏瀉心湯や荊芥連翹湯などの症例を紹介しました。

2時限目は吉本悟先生（薬王堂漢方薬局）が、江戸時代の大家 吉益東洞が記した薬草の専門書『薬徵』の中から「黄耆」について、実際の生薬を持参して解説されました。黄耆はマメ科の多年草で、肌表の水を主治して黄汗、盜汗、皮水などに有効で、補氣作用があり補中益気湯などに配合されています。



3時限目は鉄村が、「ストレスによる胃腸疾患の症例」と題して、柴胡桂枝湯合安中散・柴芍六君子湯などが有効だった症例を処方解説と併せて紹介しました。

4時限目は木原敦司先生が講師となり、薬局製剤「茵陳五苓散（散剤）」を参加者全員で製造しました。茵陳五苓散は、肝・胆の炎症を鎮める茵陳に利水作用のある五苓散が配合された処方で、肝炎・胆囊炎・黄疸などで小便が出にくい方に用いられる処方です。実習では、沢瀉・猪苓・茯苓・蒼朮・桂枝（五苓散）を台湾製の大型粉碎機で粉末として、さらに同様に粉碎した茵陳と混ぜ



合わせて、薬局製剤「茵陳五苓散」が完成しました。参加者はみな楽しんで実習を行いました。

次回の薬局製剤実習は、8月に「清暑益氣湯（煎剤）」を製造する予定です。

広島漢方研究会総会が、7月9日(日)に薬剤師会館4階講堂で開催されます。午前中は会員発表4題と総会、午後からは特別講演として福島県立医科大学津医療センター附属病院副病院長、漢方医学講座教授三瀧忠道（みつまだみち）先生に「急性期の漢方診療と方剤運用」という演題でご講演いただきます。三瀧先生は、飯塚病院（福岡県）の漢方診療科部長として長年ご活躍され、学会発表も多く臨床経験が大変豊富な先生です。当日のオープン参加も可能（1日参加費2,000円・薬剤師研修シール2点・漢方薬・生薬認定薬剤師更新用としても使用可・予約不要）です。

詳細は広島漢方研究会ホームページ、広島県薬剤師会ホームページ研修会カレンダー、または研究会事務局：薬王堂漢方薬局までお問い合わせください。

広島漢方研究会事務局：薬王堂漢方薬局

Tel : 082-285-3395

【初級講座の講義予定】 1時間目 9:30 ~ 11:00

8月6日『漢方基礎講座⑯ 序論』

10月22日『漢方基礎講座⑰ 肺の生理・病理・漢方薬①』

※7月は総会、9月は吉益東洞顕彰会のため初級講座の開催はありません。8月の月例会はお盆休みのため、第一日曜日に変更になっていますのでご注意ください。

広島県医薬品卸協同組合 <日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部>



株式会社アステム 広島営業部
薬事担当 前田 京二

今回、このような機会をいただきありがとうございます。仕事とは全く関係のない内容ですが宜しくお願ひします。

私は、転職のたび新しい会社に入るまでの10日間くらいを気持ちのリセットも兼ねて海外を一人旅するのを常としています。もちろん、妻には了承を得ています。私が一人旅をするようになった理由は、私が初めて航空券から宿泊施設の予約など全ての手配をした海外旅行の出発の間際に妻が急に行かないと言いましたし、やむなく私一人で行く事になり、その時に経験した『何があっても自分一人で解決しないといけない 孤独/スリル/危機感/達成感』『日本人がほとんどいない環境での開放感』『英語で意志を伝える度胸試し』が何とも心地よかったです。

そのため、アステムに転職する際も慣例のように11日間の旅行を計画し実行しました。行き先の条件は、私の好きなヨーロッパで治安が割合よく、物価が日本の半分以下、世界遺産がある国で、旅行の総予算が15万円以下です。インターネットで検索し、最終的にポーランド12/22～1/1の計画を立てました。流石にクリスマス、年末年始、子供の受験が重なっていましたので、家族や両親から非難轟々でしたが、今回も妻を何とか説得？し一人旅の了承を得ました。ポーランドは、ご存知のようにアウシュビッツ強制収容所での虐殺の歴史があります。悲惨な歴史ですが私は、死ぬまでに、どうしてもこの負の遺産を見たいと思ったのもポーランドに決めた理由です。この時期は、年末の閑散期なのか？カタール航空開港発の航空券が最安（往復¥74,000くらい）でした。更にこの航空券は、帰りのドーハ空港で乗り継ぎ時間が

8時間あるので、無料のホテルで休憩できるという特典までありました。この旅行では、往復航空券と1日目のホステル（格安宿泊所）のみ予約し日本脱出です。まず関空からドーハ空港経由でワルシャワ空港に到着し、路線バスで空港からワルシャワ中央駅に到着です。いざ予約したホステルに向かおうとしたら、そのホステルの地図の画像をスマホに保存し忘れたことに気づきました。Wi-Fiは持っていないし、駅の周辺の無料Wi-Fiも検出できなかったのでホステルの場所を特定することができません。そこで通行人を片っ端から呼びとめホステルを尋ねましたが誰も知りません、当たり前ですが。困り果てた私は良い事を思いつきました。目に入った大きめのホテルに入り、コンシェルジュにホステルを検索してもらう作戦です。ホテルの方には迷惑千万ですが、背に腹は変えられません。作戦通りホテルのコンセルジュに何とか交渉し、印刷してもらった地図を見ながら徒歩でホステルに向かいますが、結局辿り着けず、やむなくタクシーの運転手に地図を見せ、やっとホステルに到着です。しかし到着したホステルは、姉妹店でした、残念。そのホステルで新たに地図をもらい、探し求めたホステルに疲れ果てて到着です。

その晩は、クリスマス前のイルミネーションに彩られた町並みを見て、近くのレストランでポーランド料理を満喫し、コンビニで現地のビールやお菓子を買い、まずは一日目をクリアしたという達成感に包まれホステルに戻りました。

その後、次の観光場所を決めホステルを予約し、高速バスや電車を使い、ワルシャワ→クラクフ→ヴロツワフ→ポズナン→トルン→グダニスク→ワルシャワの順に時計回りで移動し観光を終えました。それぞれの場所で問題が頻発し大変でしたが、現地の方々の人情に触れ、日本にはない風景、町並み、世界遺産を見て、そして食べたことのない現地の食材に舌鼓をうち満足の行く旅に感動です。人生一回、悔いのない人生を目指し奮闘中です。最後までお読みいただきありがとうございました。

◆◆◆◆◆ 研修だより ◆◆◆◆◆

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。

詳しくは研修会カレンダー (<http://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況
平成29年5月末日現在 2,194名(内更新910名)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
7月1日(土)16:00～17:30 中外製薬会議室(広島市中区中町7-32-6F) 薬友会広島支部研修会 一般講演「白内障とその目薬について」 講師:アイワ薬局管理薬剤師 中野真豪先生 特別講演「安全・安心な薬物療法を考える」 講師:香川大学医学部附属病院教授・薬剤部長 芳地一先生		薬友会 広島支部 082-233-8233	1	会員外の参加OK。ただし会場の都合により20名までとさせていただきます。
7月4日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:分子標的抗がん剤 演題:分子標的抗がん剤:作用部位と作用機序 講師:福山大学薬学部薬学情報解析学研究室 江藤精二教授 【JPALS研修会コード:34-2017-0068-101】		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円
7月6日(木)19:30～21:00 広島県薬剤師会館2階 研修室 知っピン月一勉強会 テーマ:薬局における臨床判断とOTC相談について 講師:オーツカ薬局 大塚茂雄さん ※今年7月(予定)の定例勉強会まで青年薬剤師会会員は参加費を無料とさせていただきます。この機会にぜひ青薬会員に加入してみませんか? 青年薬剤師会の勉強会は会員・非会員を問わずにご参加頂けます。 また、参加に年齢制限はございません。		主催 広島県青年薬剤師会 問い合わせ先 広島県青年薬剤師会 学術委員会	1	参加費:青年薬剤師会会員無料 非会員1,000円、学生無料 申し込みは不要です。
7月7日(金)18:50～20:55 合人社ウェンディひと・まちプラザ 北棟5階 研修室A・B 広島県精神科病院協会薬剤師部会学術講演会 18:50～19:10 一般講演 「精神科薬剤管理指導を通して学んだ事～アドヒアランスを中心に～」 講師:医療法人紘友会福山友愛病院薬局 佐藤圭子先生 19:10～20:40 特別講演 『統合失調症治療における持効性注射剤の立ち位置を考える～薬力学的、薬物動態学的視点もふまえて～』 講師:関西医科大学精神神経科学教室講師 嶽北佳輝先生 20:40～20:55 研修レポート記入		主催 広島県精神科病院 協会コメディカル 委員会薬剤師部会 広島県病院薬剤師 会精神科病院業務 検討委員会 ヤンセンファーマ 株式会社 問い合わせ先 FAX0823-70-0025	1	定員80名 ※軽食をご用意しています(事前申込者優先)。 ※参加費:県病薬会員500円、 非会員1,000円
7月8日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第506回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)特別講演「薬局での検査値の活用について～準備編～」 講師:医療法人社団悠仁会後藤病院薬剤部 井上映子先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 ※資料準備のため、平成29年7月4日(火)までに当センターにお申し込みください。
7月9日(日)広島大学 広仁会館 平成29年度ヒロシマ薬剤師研修会 13:00～14:30 講演Ⅰ「薬剤師がチーム医療で活躍するために必要な能力」 講師:徳島大学大学院医歯薬学研究部医科学部門内科系臨床薬理学 分野教授徳島大学病院薬剤部長 石澤啓介先生 14:30～16:00 講演Ⅱ「耐性菌が引き起こす諸問題～薬剤師は耐性菌蔓延阻止の最前線に立っています～」 講師:広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授 黒田照夫先生		広島大学 薬学部	2	事前申込不要 受講料:1,000円(学生無料:学生証の提示をお願いします)

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
7月9日(日)10:00～15:30 広島県薬剤師会館4階 第58回広島漢方研究会総会 10:00～11:30 会員発表(4題) 座長:吉本悟先生 ①『十一竅』藤本枝里 ②『皮膚科で使われている漢方薬と温清飲について』国重紀陽 ③『自然からの贈り物(ノーベル賞を受賞した創薬)』下本順子 ④『症例発表 知犯何逆!』木原敦司 11:30～12:30 総会 13:30～15:30 特別講演 座長:山崎正寿先生 『急性期の漢方診療と方剤運用』 講師:福島県立医科大学津医療センター附属病院副病院長 漢方医学講座教授 三猪忠道先生	主催 広島漢方研究会 問い合わせ先 テツムラ漢方薬局 082-232-7756	2	参加費:広島漢方研究会会員無料 会員外(オープン参加)2,000円(学生1,000円) 事前の申し込みは不要です。 お気軽にご参加ください。	
7月10日(月)19:30～21:00 廿日市市総合健康福祉センター3F講座室 第86回廿日市市操薬とーぐの会 19:30～21:00 講演:「症状からみる病態生理(薬を使う者の倫理)」 講師:広島大学大学院 医歯薬総合研究科臨床薬物治療学研究室 教授 森川則文先生 【JPALS研修会コード:34-2017-0080-101】	廿日市市薬剤師会 0829-36-0008	1	受付時に参加費として500円をお願い致します。	
7月11日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「分子標的抗がん剤」 演題:「分子標的抗がん剤:効果の違いの原因は」 要旨:悪性腫瘍の中でも慢性骨髄性白血病は、イマチニブやダサチニブなどの登場により治癒可能な疾患となりました。トラスツズマブやリツキシマブもがん治療に劇的な変化をもたらしました。一方、ベバシズマブなどの血管内皮増殖阻害薬など、一定の効果はあるものの欧米と日本ではその評価に温度差があるものもあります。今回は、分子標的薬の効果の違いについて解説いたします。 講師:福山大学薬学部薬学情報解析学研究室 江藤精二教授 【JPALS研修会コード:34-2017-0069-101】	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円	
7月13日(木)19:00～20:35 安佐南区総合福祉センター6階 大会議室 第255-4回 安佐薬剤師会研修会 19:00～20:35 演題:[1]「症状から見る病態生理:胸痛Ⅱ」 講師:広島大学大学院医歯薬保健学研究院臨床薬物治療学研究室 教授 森川則文先生 【JPALS研修会コード:34-2017-0075-101】	安佐薬剤師会 090-6432-6665 担当 貞永	1	一般参加 参加費:1,000円(学生:無料) 申込み:必要(メール・FAXをお願いします。)	
7月14日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会-明日の治療に役立つ分かり易い漢方- 演題:人参剤が適応する胃腸症状(人参剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
7月19日(水)19:00～20:30 尾道国際ホテル2階「慶安の間」 尾道市医師会学術講演会 19:00～19:15 情報提供:「リクシアナ錠」第一三共株式会社 19:15～20:30 特別講演 座長:尾道市立市民病院名誉院長 土本正治先生 心原性脳塞栓症から知る抗凝固療法の重要性～心房細動とDOAC～ 講師:順天堂大学医学部附属静岡病院脳神経外科准教授 山本拓史先生 【JPALS研修会コード:34-2017-0071-101】	主催 尾道市医師会 尾道薬剤師会 第一三共株式会社 問い合わせ先 0848-44-7760	1	事前申し込み不要 参加費:尾道薬剤師会会員無料、非会員500円	

開催日時 研修内容・講 師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
8月1日(火)19:30～21:00 学校法人福山大学宮地茂記念館 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「分子標的抗がん剤」 演題:「分子標的抗がん剤:なぜ効かなくなるのか」 要旨:分子標的薬は遅かれ早かれ耐性が生じます。耐性化した場合の対応は大きな課題の一つです。耐性の原因は様々ですが、遺伝子変異が重要な原因の一つとされています。今回は、耐性化のメカニズムと耐性化した癌に対する治療薬の開発の方向性と課題について解説いたします。 講師:福山大学薬学部薬学情報解析学研究室 江藤精二教授 【JPALS研修会コード:34-2017-0070-101】	(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円	
8月4日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:水滀が引き起こす病態(苓朮剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
8月4日(金)19:20～21:00 佐伯区地域福祉センター(佐伯区役所別館)6階大会議室 第190回広島佐伯支部集合研修会 19:20～19:30 薬剤師会から報告事項 会長 宗文彦 19:30～21:00 演題:「うつ病と自殺の基礎知識」 講師:山崎神経科内科医院院長 岩本泰行先生 【JPALS研修会コード:34-2017-0061-101】	主催 広島佐伯薬剤師会 広島市精神保健 福祉センター 問い合わせ先 広島佐伯薬剤師会 事務局TEL・FAX 082-924-5957	1	8月31日に開催されるゲートキーパー研修(実践編)の受講は、本講習会もしくはゲートキーパー研修(基礎編)のどちらかの受講が必要となります。	
8月5日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第507回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)特別講演「添付文書・インタビューフォームを活用するために理解しておきたい統計の基礎」 講師:安田女子大学薬学部教授 新井茂昭先生	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 ※資料準備のため平成29年8月1日(火)までに当センターにお申し込みください。	
9月8日(金)19:30～21:00 福山大学宮地茂記念館9階プレゼンテーションルーム 福山大学漢方研究会－明日の治療に役立つ分かり易い漢方－ 演題:上半身の水滀による諸症状(半夏剤) 講師:小林宏先生(福山大学薬学部非常勤講師) テキスト:病態からみた漢方薬物ガイドライン(京都廣川書店) どの時期から参加しても非常に分かり易いユーモラスな研修会です。 漢方を全く知らない人でも気軽にご参加下さい。	福山大学薬学部 084-936-2112 (5165)	1	受講料500円 ※事前予約は不要 アクセス:福山駅北口徒歩1分 ※駐車場はございません。最寄りの駐車場をご利用下さい。	
9月9日(土)15:00～17:00 広島県薬剤師会館4階 第508回薬事情報センター定例研修会 1)薬事情報センターだより 2)情報提供 3)特別講演	(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-243-6660	1	参加費:1,000円 ※資料準備のため平成29年9月5日(火)までに当センターにお申し込みください。	

平成29年度ヒロシマ薬剤師研修会

広島大学薬学部は、薬剤師としてご活躍の皆様に役立つ話題・情報の提供と生涯教育のため、下記の通り平成29年度ヒロシマ薬剤師研修会を開催致します。多数の皆様のご参加をお待ちしております。

主 催：広島大学薬学部
 共 催：広島県薬剤師研修協議会
 広島県薬剤師会
 広島県病院薬剤師会
 日 時：平成29年7月9日（日）
 13:00～16:00
 会 場：広仁会館 2階 大会議室
 （広島大学霞キャンパス内）
 受講料：1,000円
 （学生無料：学生証の提示をお願いします）

記

研修会プログラム：
 講演I 13:00～14:30
 講演II 14:30～16:00

- 日本薬剤師研修センター生涯研修単位(2単位)申請予定
 - 日病薬病院薬学認定薬剤師制度（各1単位）申請予定
 講演I：研修番号 未定
 講演II：研修番号 未定
- ※上記を重複して取得することはできません

講演I 13:00～14:30

「薬剤師がチーム医療で活躍するために必要な能力」

徳島大学大学院医歯薬学研究部 医科学部門内科系 臨床薬理学分野 教授

徳島大学病院 薬剤部長

石澤 啓介 先生

講演II 14:30～16:00

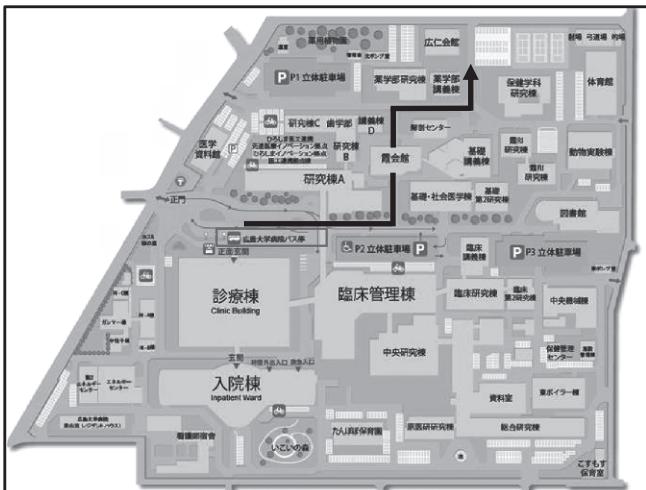
「耐性菌が引き起こす諸問題

～薬剤師は耐性菌蔓延阻止の最前線に立っています～」

広島大学大学院医歯薬保健学研究科 教授

黒田 照夫 先生

広島大学霞キャンスマップ



自家用車をご利用の場合は、霞構内の臨時駐車券（400円/当日のみ有効）をご利用いただけます。当日、受付でお受け取りいただき、出口でお支払いください。

問い合わせ先

広島大学大学院医歯薬保健学研究科
森岡徳光

TEL: 082-257-5310

E-mail: mnori@hiroshima-u.ac.jp

会員発表支援について

広島県薬剤師会では、例年、学術大会における本会会員の研修発表に対して旅費等の支援を行っています。発表される方は、次の要領でご応募下さい。

1. 支援対象学術大会

1) 第50回日本薬剤師会学術大会（東京都）

会期：平成29年10月8日（日）・9日（月・祝）

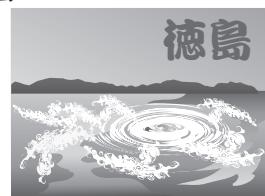
会場：東京国際フォーラム
(東京都千代田区丸の内3-5-1) ほか



2) 第56回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国四国支部学術大会（徳島市）

会期：29年10月21日（土）・22日（日）

会場：徳島大学 蔵本キャンパス
(徳島県徳島市蔵本町3-18-15)



2. 支援対象者数：各学術大会5名以内（但し、支援は発表者のみとし、二重支援はいたしません。）

3. 応募方法：応募者は、発表予定学術大会名、発表題名、発表者名、演題要旨を、
県薬事務局（担当：木下（kinoshita@hiroyaku.or.jp））までメール
にて送付して下さい。

4. 応募締切：平成29年7月28日（金）

5. 採否について：採否は、学術・研修および保険薬局部会研修担当者から選任された選考委員により決定し、応募者にご連絡いたします。

6. 附記：採択された研究発表は、本年広島市で開催する第37回広島県薬剤師会学術大会（11月19日）において口頭発表していただきます。

問い合わせ先：広島県薬剤師会事務局

〒730-8601

広島市中区富士見町11-42 広島県薬剤師会館内

TEL：(082) 246-4317 (代)

E-mail : kinoshita@hiroyaku.or.jp

認定実務実習指導薬剤師養成講習会（新規・更新）

開催案内

広島県薬剤師会では、薬学生実務実習受け入れのための認定実務実習指導薬剤師養成ビデオ講習会（新規・更新）を次のとおり開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は7月14日（金）までにFAXにてご連絡ください。

なお、本講習会は、実務経験が5年以上ある薬剤師を対象としています。（6年制卒のみ3年可）

また、認定実務実習指導薬剤師になるためには、ビデオ4講座の受講とワークショップの参加が必須です。受講資格（実務経験5年以上・継続勤務3年ほか）を満たさずにビデオ講座を受講した方は、認定されませんので、再受講が必要です。ワークショップ参加予定の方は、受講時期を必ずご確認ください。ワークショップの参加は、実務実習受け入れ薬局に登録していただける薬局の薬剤師を優先させていただきますので、ビデオ講座を受講された全ての方がワークショップに参加できるとは限りませんのでご了承ください。更新の方も認定期間に係る受講資格がありますので、必ず研修センターホームページでご確認ください。申し込み締め切り後、参加証を発送しますので、当日お持ち下さい。

【東部】日時：平成29年8月11日（祝・金）

10:00～12:30 講座イ・ウ（新規）・カ（更新）

13:30～16:40 講座ア・オ（新規）

場所：まなびの館ローズコム 福山市霞町1-10-1

※広島県薬剤師会会員及び広島県病院薬剤師会会員以外の方は、当日、テキスト代として
1000円をいただきます。

※日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度の研修シールは、交付されません。

問い合わせ先：広島県薬剤師会木下 電話（082）246-4317

申し込み先：FAX（082）249-4589

認定実務実習指導薬剤師養成講習会 東部8／11（祝・金）

講座ア・オのみに参加

講座イ・ウのみに参加

講座ア・オ・イ・ウの4講座に参加

講座カ（更新）のみに参加

※ 希望講座 印を付けてください

薬局名 _____

参加者名 _____

実務経験年数 薬局 年 病院 年

※更新の方のみ要記入 認定番号 認定期限

指導経験勤務先名 _____

必ず受講資格を日本薬剤師研修センターホームページでご確認の上お申し込みください。

http://www.jpec.or.jp/download/nintejitsumu_yoryo.pdf

病院機能別業務検討委員会研修会

謹啓、先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
この度、下記の日程にて研修会を開催させていただく運びとなりました。
御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますようご案内申し上げます。

謹白

記

日時：平成29年8月26日（土）14:00～16:00
場所：広島大学病院 たんぽぽ保育園2階 カンファレンスルーム2
広島県広島市南区霞1丁目2-3 082-257-5555

病床機能に対応した真の医薬品情報の利活用とは？

2025年問題に向けて病床機能の再編が進んでいるが、各病床機能によって入院する患者の背景、入院期間、施設の規模、職員数も大きく異なるため、薬剤師はそれぞれの施設に応じた医薬品の適正使用に対応する必要がある。また、地域包括ケアの流れを加味すると医薬品の適正使用は自施設のみに留まらず、地域医療にも展開していく必要もある。そこで、本研修会では、様々な病床機能の病院において求められる医薬品情報に対応するための各施設における情報収集の方法や自施設への加工・提供方法、さらには保険薬局との連携、地域医療での医薬品情報の利活用について考えていく。

座長 五日市記念病院 荒川 隆之 先生 太田川病院 吉原 充 先生

◆事例発表 14:00～15:30

- 広島大学病院 富田 隆志 先生 「大学病院における医薬品情報」
- 福山第一病院 細川 宜嗣 先生 「回復期病床における医薬品情報」
- 県立広島病院 今津 邦智 先生 「急性期病床における医薬品情報」
- らいおん薬局 竹本 貴明 先生 「保険薬局と活用する医薬品情報」
- 五日市記念病院 荒川 隆之 先生 「地域医療で活用する医薬品情報」

◆総合討論 15:30～16:00

①日病薬病院薬学認定制度単位 II-3 1単位 予定

②日本薬剤師研修センター 1単位 予定 ①②はいずれかを選択

③広島県病院薬剤師会生涯研修 1単位 予定

外から直接たんぽぽ保育園の建物には入れません。外から呼び鈴を鳴らすなどしないようお願いいたします。

当日、参加費として県病薬・県薬会員 500円、非会員 1000円を徴収させていただきます。

ご参加頂いたご確認の為、ご施設名・ご芳名をお願い申し上げます。ご記帳頂きましたご施設名・ご芳名は医薬品及び医学・医薬に関する情報提供の為にご利用させて頂くことがあります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

主催 広島県病院薬剤師会 病院機能別業務検討委員会

共催 広島県薬剤師会

緩和ケア 薬剤師研修

■目的 緩和ケアに関する薬剤師としての専門的知識と技術を習得し、地域や施設での緩和ケアを提供できる人材を育成する。

■対象 次の要件をすべて満たし、全課程(2日間)をすべて出席できる者
 ①県内の病院、施設、又は保険薬局に勤務する薬剤師
 ②緩和ケアに携わっている者、又は近い将来在宅緩和ケアに携わりたいと希望している者

■開催日 平成29年10月15日(日)、10月22日(日)の2日間

■プログラム

	時 間	講 義 内 容	講 師
1 日 目	9:00~9:10	オリエンテーション	緩和ケア支援室 スタッフ
	9:10~9:50	診断時からの緩和ケア	緩和ケア支援センター長 本家 好文
	10:00~12:00	緩和ケアにおける疼痛と呼吸困難時の対応	安芸市民病院 緩和ケア部長 松浦 将浩
	13:00~13:40	在宅緩和ケアの実際 ～在宅医の立場から～	田村医院 院長 田村 裕幸
	13:50~14:50	在宅緩和ケアの実際 ～在宅薬剤師・介護支援専門員の立場から～	すずらん薬局舟入店 薬剤師 若宮 香織
	15:00~16:30	在宅緩和ケアの実際 ～訪問看護師の立場から～	YMCA訪問看護ステーション・ピース 所長 瀬本 千春
2 日 目	9:00~12:00	コミュニケーションの技術	広島大学 大学院 医歯薬保健学研究院 応用生命科学部門 教授 岡村 仁
	13:00~14:30	緩和ケアにおける痛みのアセスメントと鎮痛薬の使い分け(仮)	市立芦屋病院 薬剤部長 緩和薬物療法認定薬剤師 岡本 稔晃
	14:40~16:30	在宅緩和ケアチームでの薬剤師の役割・緩和ケアにおける薬薬連携	県立広島病院 薬剤科 薬剤師 笠原 康子

(注意)予定が変更になる場合もあります。

■定員 40名

■申込期間 平成29年9月1日(金)~9月15日(金) 必着

■受講料 5,000円

■実施要領・申込書 広島がんネット 広島県緩和ケア支援センターからダウンロード
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/>

■申込方法 下記住所へ郵送 ご不明な事などあればお気軽にお問い合わせください。

〒734-8530 広島市南区宇品神田1丁目5-54(県立広島病院)

広島県緩和ケア支援センター/緩和ケア支援室 研修担当 宛

Tel 082-252-6262 Fax 082-252-6261

平成29年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座

我が国の肝炎ウイルス持続感染者は、B型肝炎が110～140万人、C型肝炎が190～230万人と言われています。また、広島県の肝がん死亡率は全国平均を上回り、全国ワースト10位です。(平成27年の75歳未満年齢調整死亡率 全国5.4、広島県6.6)

肝がんの多くが肝炎ウイルスの持続感染に起因することが分かっていますが、肝炎ウイルス持続感染者であることを知らない方や、肝炎ウイルス検査結果で陽性と判定されても精密検査や適切な治療を受けていない方が、県内にも多く存在すると考えられています。

このような状況の中、肝炎ウイルス検査を受検し、肝炎ウイルス感染者が適切な医療等を受けられるようアドバイスを行うとともに、患者本人やその家族等からの肝疾患に関する相談を受けることができる、「ひろしま肝疾患コーディネーター」を今年度も養成します。

薬剤師の皆様におかれましては、住民の健康サポートを行う技能の一つとして、この講座を受講していただくようお願いします。

1 講座の概要

(1)受講対象者

県及び市町の保健師、肝疾患専門医療機関の医師、看護師、薬剤師等、薬局の薬剤師、民間企業の健康管理担当者等の保健指導を行う立場にある方

※ただし、すでに「ひろしま肝疾患コーディネーター」に認定された方を除きます。

(2)募集人数

200名程度

(3)受講料

無料（ただし、会場までの交通費や昼食代等は受講者負担です。）

(4)日時及び会場

広島会場 平成29年11月12日（日）10：00～15：20（1日目）

11月19日（日）10：00～15：40（2日目）

広島県庁 本館6階講堂

（広島市中区基町10-52 電話：082-228-2111）

福山会場 平成29年10月1日（日）10：00～15：20（1日目）

10月8日（日）10：00～15：40（2日目）

まなびの館 ローズコム 中会議室

（福山市霞町1-10-1 電話：084-932-7265）

(5)講座内容

ウイルス性肝炎に関する知識、治療、患者への相談対応、施策 等

詳しくは別表の時間割を御確認ください。

(6)使用テキスト

テキストは当日配布します。

(7)持参するもの

筆記用具

2 お申込みについて

(1)申込み期間

広島会場 平成29年9月4日（月）～11月6日（月）

福山会場 平成29年7月31日（月）～9月25日（月）

※申込み状況により、募集締め切りまたは追加募集を行うことがあります。

(2)申込み方法

①電子申請システム

広島県ホームページ「平成29年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座の実施について」のページからリンクしていますので、ご利用ください。

②郵送、FAX又はE-mail（別記様式を使用）

<申込み先>

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ

電話：082-513-3078（ダイヤルイン） FAX：082-211-3006

E-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

（3）受講者の決定

決定通知は行いません。当日会場に直接御来場ください。

3 ひろしま肝疾患コーディネーターの認定

本養成講座を受講した方を「ひろしま肝疾患コーディネーター」として認定します。

なお、認定された方には後日、認定証及び認定カードを交付します。

4 注意事項

- (1)御来場の際は、なるべく公共交通機関を御利用ください。いずれの会場にも有料駐車場がありますが、まなびの館ローズコムの駐車場は中央図書館等と共にため、できるだけ公共交通機関を御利用ください。また、自転車やバイクの方は、付設の駐輪場を御利用ください。
- (2)当日の受付はいずれも9時15分から開始します。
- (3)受講中は、携帯電話やスマートフォンなどの電源をお切りいただくか、マナーモードに設定の上、通話は御遠慮ください。やむを得ない事情により通話が必要な場合は、会場の外でお願いします。
- (4)昼食は会場内での喫食が可能ですが、ごみ等は各自でお持ち帰りください。なお、会場内にはレストラン等はありません。
- (5)会場は全館禁煙です。
- (6)受講申込み後、当日欠席となった場合は事前に連絡してください。

5 実施機関

広島県

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町10-52 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ

電話：082-513-3078（ダイヤルイン） FAX：082-211-3006

E-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

別表

平成29年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座時間割

○広島会場

開催日：平成29年11月12日（日）及び11月19日（日）

場 所：広島県庁 本館6階講堂

日時	時間	講座内容	講師
11月12日 （日）	10：00～10：10	オリエンテーション	
	10：10～11：10	ウイルス性肝炎に関する疫学	広島大学大学院 医歯薬保健学研究院 教授 田中 純子 先生
	11：10～11：15	休憩	
	11：15～12：15	B型肝炎	広島大学 自然科学研究支援開発センター 助教 柄植 雅貴 先生
	12：15～13：15	昼休憩	
	13：15～14：15	C型肝炎	広島大学 消化器・代謝内科 助教 村上 英介 先生
	14：15～14：20	休憩	
	14：20～15：20	ウイルス性肝炎以外の肝疾患	広島大学 消化器・代謝内科 助教 平松 憲 先生

日時	時間	講座内容	講師
11月19日 (日)	10：00～10：05	オリエンテーション	
	10：05～11：05	肝硬変	広島大学 消化器・代謝内科 助教 中原 隆志 先生
	11：05～11：10	休憩	
	11：10～12：10	肝がん	広島大学 消化器・代謝内科 助教 河岡 友和 先生
	12：10～13：10	昼休憩	
	13：10～13：50	肝疾患患者に対する相談対応	広島国際大学 看護学部看護学科 講師 石原 克秀 先生
	13：50～13：55	休憩	
	13：55～14：55	広島県における肝疾患対策	広島県健康福祉局薬務課
	14：55～15：10	休憩	
	15：10～15：40	確認試験	

○福山会場

開催日：平成29年10月1日（日）及び10月8日（日）

場 所：まなびの館 ローズコム 中会議室

日時	時間	講座内容	講師
10月1日 (日)	10：00～10：10	オリエンテーション	
	10：10～11：10	B型肝炎	JA尾道総合病院消化器内科 内科部長・肝臓病センター長 片村 嘉男 先生
	11：10～11：15	休憩	
	11：15～12：15	C型肝炎	福山市民病院内科 院長 坂口 孝作 先生
	12：15～13：15	昼休憩	
	13：15～14：15	ウイルス性肝炎以外の肝疾患	福山市民病院内科 内科長 實藤 宏美 先生
	14：15～14：20	休憩	
	14：20～15：20	肝硬変	福山市民病院 内科 医療技術部 次長 藪下 和久 先生
10月8日 (日)	10：00～10：05	オリエンテーション	
	10：05～11：05	ウイルス性肝炎に関する疫学	広島大学大学院 医歯薬保健学研究院 教授 田中 純子 先生
	11：05～11：10	休憩	
	11：10～12：10	肝がん	独立行政法人国立病院機構 福山医療センター肝臓内科 診療部長 金吉 俊彦 先生
	12：10～13：10	昼休憩	
	13：10～13：50	肝疾患患者に対する相談対応	JA尾道総合病院 臨床心理士 黒田 理子 先生
	13：50～13：55	休憩	
	13：55～14：55	広島県における肝疾患対策	広島県健康福祉局薬務課
	14：55～15：10	休憩	
	15：10～15：40	確認試験	

別紙様式

【送付先】

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県健康福祉局薬務課肝炎対策グループ 行
 FAX : 082-211-3006 E-mail : fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

平成 29 年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 申込書

所属機関名 _____

所属部署名	職 名	氏 名	認定証送付先住所※ ¹	希望会場※ ²	
				広島	福山
			〒		
			〒		
			〒		

※ 1 所属機関への送付希望の場合は、所属部署名まで明記してください。

※ 2 参加を希望する会場に○を記入してください。

ひろしま肝疾患コーディネーターとして認定された場合

○所属機関等の県ホームページへの掲載について

掲載可能掲載不可

(どちらかに○)

掲載可能な場合の掲載事項

所在地	所属部署名	問合せ先（電話番号）
〒		
〒		
〒		

○今後の継続研修や講習会等の案内について

氏 名	案内方法※ ¹	メールアドレス又は住所※ ²
	メール・郵送（自宅・所属機関）	
	メール・郵送（自宅・所属機関）	
	メール・郵送（自宅・所属機関）	

※ 1 どちらかに○してください

※ 2 所属機関への郵送希望の場合は、所属部署名まで明記してください。

申込担当者職名 _____

申込担当者氏名 _____

連絡先電話 _____

※個人情報の取扱いについて

本研修申込書で得た個人情報は、本講座に伴う書類作成及び講習会等の御案内に使用させていただきます。



(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター
原田 修江、永野 利香
東京大学大学院薬学系研究科（育薬学講座）
澤田 康文

【事例】

一人暮らしの認知症のある高齢糖尿病患者、薬の飲み忘れて血糖値が上昇、薬剤師による在宅服薬支援介入でHbA1cが低下

■処方内容は 81歳 女性

<処方1> 総合病院循環器内科 印字処方

ミカルディス錠40mg	1錠	1日1回	朝食後	42日分
リピトール錠10mg	1錠	1日1回	朝食後	42日分
アムロジピンOD錠5mg「トーワ」	1錠	1日1回	朝食後	42日分
フロセミド錠20mg「テバ」	1錠	1日1回	朝食後	42日分
グリメピリド錠1mg「トーワ」	1錠	1日1回	朝食後	42日分
メトグルコ錠500mg	3錠	1日3回	朝昼夕食後	42日分

<処方2> 総合病院神経内科 印字処方

メマリー錠10mg	1錠	1日1回	朝食後	42日分
-----------	----	------	-----	------

※処方1と処方2を合わせて一包化。

既病歴（糖尿病、高血圧、高脂血症）

現病歴（糖尿病、高血圧、高脂血症、アルツハイマー型認知症）

■何が起こったか？

- 一人暮らしの高齢糖尿病患者が軽度アルツハイマー型認知症を発症。血糖値が上昇してきたため薬がきちんと飲めていないのではと思った医師が、介護サービスを受けることを患者の息子に勧めた。
- しかし、患者が介護サービスを受けることを拒否したため、医師は認知症初期集中支援チームに支援を要請した。
- 本チーム員が患者宅を訪問すると、薬がたくさん残っていた。生活および服薬支援の結果、残薬が減少しHbA1cも低下してきたが、十分ではなく、在宅訪問薬局相談窓口に服薬管理・指導を依頼した。
- 薬剤師が患者宅を訪問して服薬管理・指導を続けたところ、残薬はなくなりHbA1cも更に低下した。

■どのような経緯で起こったか？

- 患者は、息子は近くに住んでいるが、自宅で一人生活をしていた。もともと、糖尿病、高血圧、高脂血症があり、総合病院の循環器内科を長年受診していた。

- ・2年くらい前に、患者の息子が、「どうも最近、お母さん物忘れがひどくなつたようで気になる。」と、同じ総合病院の神経内科と一緒に受診したところ、軽度のアルツハイマー型認知症（HDS-R20点）と診断され、レミニール錠が処方された。さらに、介護認定では要介護1と判定されたが、患者は介護支援を受けることを拒否した。
- ・約1年後、今度は医師から患者の息子に、「最近お母さんの血糖値が非常に高くなつており、お薬がきちんと飲めてないのではないかと思う。院内で道に迷われることもあるようだ。」と連絡があった。
- ・患者の息子が再び地域包括支援センターに相談したところ、1年前と同様に要介護1と判定された。しかし、患者は再び介護サービスを受けることを強く拒否した。
- ・そこで、医師は認知症初期集中支援チームに支援を要請した。
- ・認知症初期集中支援チームのチーム員が患者宅を訪問すると、薬がたくさん残っており、1割程度しか服用できていなかった。チーム員は、医師および居宅介護支援事業所と連携を取りながら頻回に訪問し、薬をきちんと飲むように声をかけ、食事・生活のアドバイスを行った。その結果、5ヵ月後には残薬は5割まで減少し、HbA1cも9.7%から7.9%まで低下した。また、その間に、患者はデイサービスの利用や認知症カフェにも参加するようになった。
- ・しかし、まだ服薬状況・血糖値ともに十分に改善したとはいえない、認知症初期集中支援チームは地域の「在宅訪問薬局相談窓口」に服薬管理・指導を依頼した。

■どうなつたか？

- ・薬剤師は、医師、認知症初期集中支援チームおよび居宅介護支援事業所と連携を取りながら1週間に1回患者を訪問し、服薬管理・指導を行った。また、血圧および脈の測定、食事・生活のアドバイスなども合わせて行った。
- ・初回訪問時は、患者の息子と一緒に訪問し、薬局オリジナルの服薬支援カレンダー（図1）を、患者と置き場所を相談して設置した。
- ・服用薬<処方1>および<処方2>は全て一包化し、朝・昼・夕食後に色分けして服薬支援カレンダーに貼り付けてセットした。服薬支援カレンダーは、一包化薬の取り外しが簡単で、繰り返し使用できる。患者にはポケットタイプより使いやすいと好評である。
- ・訪問時に服薬状況を確認し、チェック表（図2）に記録した。訪問開始2週間後には薬の飲み残しなくなつた。
- ・さらに、訪問開始2ヵ月後には、HbA1c値が6.7%まで低下した（図3）。



図1 服薬支援カレンダー

		日	朝	昼	夕	寝	朝	昼	夕
		月							
訪問開始		(1)							
1週間後		(8)	✓						
2週間後		(15)	✓						
3週間後		(22)							
4週間後		(29)							

図2 服薬状況チェック表
×または○×は、残薬あり
○×は、後日押入れから出てきた薬

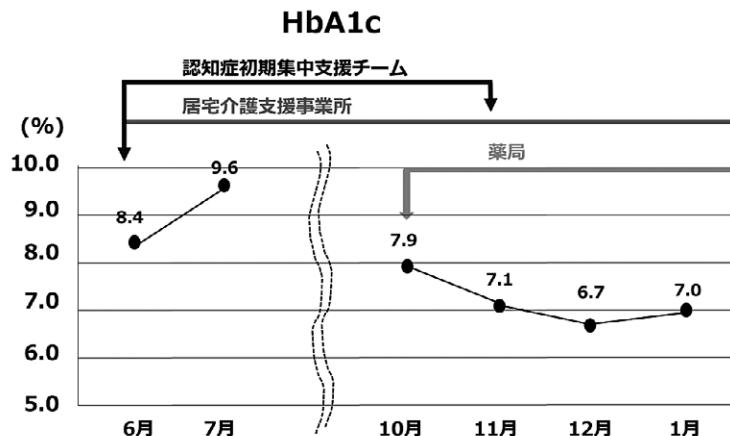


図3 血糖値 (HbA1c) の推移

■なぜおこったか？ 何が問題か？

- 血糖値をコントロールするためには、食事、運動など生活面の改善と、薬を適正に使用することが大切である。しかし、患者は一人暮らしのため、食生活が不規則で炭水化物に偏っていた。さらに、認知症を発症したため、薬の飲み忘れが多くなっていた。また、介護支援を受けることを拒否し、服薬介助、食生活のアドバイスを受けることがなかった。そのため、処方された薬が十分に効果を発揮できず、血糖値が上昇した。

■今後二度とおこさないためにどうするか？ 確認事項は？

本事例は医療者と支援チームの連携がうまく稼働している。以下には確認事項をまとめる。

(医師の立場)

- 高齢者では、複数の科を受診している場合が多いため、他科の受診状況に留意することが大切である。本事例では、患者は神経内科以外に内科で糖尿病の治療を受けていたが、同じ病院であったため、神経内科の医師が血糖値の推移を容易に把握することができた。そのため、血糖値の上昇と認知症の進行を関連付けて考えることができ、早期の対応に結びつけることができた。
- 患者の病状を広く把握するためには、病院スタッフと良好な関係を保つことも有用である。本事例では、受診時に病院内で患者が不安そうに迷っている様子が医師に伝わり、認知症が進んでいることを知る情報の一つとなった。

(地域包括ケアシステムの立場)

- 患者を中心とした在宅医療・介護を適切に提供することができるよう、日頃から、医師、看護師、薬剤師、地域包括支援センターなど他職種間の連携がしっかりと取れる体制を構築する。

(薬剤師の立場)

- 患者が在宅で適切な薬物療法を受けることができるよう、地域薬剤師会に在宅訪問薬局相談窓口が設置されていることを、医療関係者ならびに地域住民に対し周知する。
- 日頃から、地域包括ケアシステムの中で、医師、看護師、ケアマネ、介護士など他職種間の連携がしっかりと取れる体制を構築し、信頼関係を築いておく。

■特記事項は？

・糖尿病と認知症について

多くの前向きコホート研究や複数のメタアナリシスにおいて、糖尿病は認知機能低下や認知症発症のリスクファクターであることが示されている^{1~5)}。Chengらのメタ解析結果では、糖尿病患者では糖尿病がない人と比べて、アルツハイマー病が約1.4倍、血管性認知症が約2.4倍、認知症全体では約1.5倍起こりやすいことが報告されている⁵⁾。

糖尿病患者における認知機能の低下は、随時血糖値が高いほど、また、罹病期間が長いほど起こりやすく、高血糖による炎症・酸化ストレス、最終糖化産物蓄積を介した細小血管病変、脳白質病変、脳萎縮、脳白質ネット

ワーク障害などが関与していると考えられている⁶⁾。また、1日の血糖変動が大きいと、簡易認知機能評価指標のMMSEスコアが低下することが報告されている⁷⁾。

一方、高齢の2型糖尿病患者を対象とした縦断的コホート研究により、処置を必要とする重症低血糖を起こした回数が多いほど認知症発症リスクが高まることが報告されている⁸⁾。重症低血糖と認知症の相関に関する臨床研究のメタ解析結果では、重症低血糖を起こしたことがある患者は認知症発症リスクが1.68倍に、認知症者は重症低血糖発症リスクが1.61倍に増加することが示され、重症低血糖と認知症とは双方向の関係にあることが報告されている⁹⁾。

このように、糖尿病患者では認知機能低下や認知症が起こりやすく、その要因として、従来から指摘されている遺伝的素因、薬剤、生活習慣病の他に、慢性高血糖、重症低血糖、血糖変動が関与していると考えられている。

• 高齢者糖尿病の血糖コントロール目標

高齢者糖尿病においても、高血糖は、網膜症、腎症、心血管疾患、脳卒中、心不全のリスクファクターである¹⁾。また、高齢者糖尿病は、認知機能低下、うつ、日常生活動作（ADL）低下、フレイル、サルコペニア、転倒、骨折などの老年病をきたしやすい¹⁾。

一方、高齢者糖尿病では重症低血糖をきたしやすく、重症低血糖は転倒・骨折、認知機能障害、心血管疾患発症、死亡などのリスクを増加させる¹⁾。高齢者糖尿病のコホート研究では、HbA1cと大血管症または死亡との間にUカーブ現象がみられることが示されている¹⁰⁾。

そのため、高齢者糖尿病の血糖コントロール目標は、高齢者は心身機能の個人差が著しく症状や程度には個人差があることなど、高齢者の多様性に配慮して個別に設定する必要がある。

そこで、日本糖尿病学会と日本老年医学会は、2016年5月に「高齢者糖尿病患者の血糖コントロール目標（HbA1c値）」を設定した（図4）。これは、J-EDIT研究やアメリカ糖尿病学会とアメリカ老年医学会との高齢者糖尿

		カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
患者の特徴・健康状態 ^{注1)}		①認知機能正常かつ ②ADL自立	①軽度認知障害～軽度認知症または ②手段的ADL低下、基本的ADL自立	①中等度以上の認知症または ②基本的ADL低下または ③多くの併存疾患や機能障害
重症低血糖が危惧される薬剤（インスリン製剤、SU薬、グリニド薬など）の使用	なし ^{注2)}	7.0%未満	7.0%未満	8.0%未満
	あり ^{注3)}	65歳以上 75歳未満 7.5%未満 (下限6.5%)	75歳以上 8.0%未満 (下限7.0%)	8.0%未満（下限7.0%） 8.5%未満（下限7.5%）

治療目標は、年齢、罹病期間、低血糖の危険性、サポート体制などに加え、高齢者では認知機能や基本的ADL、手段的ADL、併存疾患なども考慮して個別に設定する。ただし、加齢に伴って重症低血糖の危険性が高くなることに十分注意する。

注1：認知機能や基本的ADL（着衣、移動、入浴、トイレの使用など）、手段的ADL（IADL：買い物、食事の準備、服薬管理、金銭管理など）の評価に関しては、日本老年医学会のホームページ（<http://www.jpn-geriat-soc.or.jp/>）を参照する。エンドオブライフの状態では、著しい高血糖を防止し、それに伴う脱水や急性合併症を予防する治療を優先する。

注2：高齢者糖尿病においても、合併症予防のための目標は7.0%未満である。ただし、適切な食事療法や運動療法だけで達成可能な場合、または薬物療法の副作用なく達成可能な場合の目標を6.0%未満、治療の強化が難しい場合の目標を8.0%未満とする。下限を設けない。カテゴリーIIIに該当する状態で、多剤併用による有害作用が懸念される場合や、重篤な併存疾患有し、社会的サポートが乏しい場合には、8.5%未満を目標とすることも許容される。

注3：糖尿病罹病期間も考慮し、合併症発症・進展阻止が優先される場合には、重症低血糖を予防する対策を講じつつ、個々の高齢者ごとに個別の目標や下限を設定しても良い。65歳未満からこれらの薬剤を用いて治療中であり、かつ血糖コントロール状態が表の目標や下限を下回る場合には、基本的に現状を維持するが、重症低血糖に十分注意する。グリニド薬は、種類・使用量・血糖値等を勘案し、重症低血糖が危惧されない薬剤に分類される場合もある。

図4 高齢者糖尿病の血糖コントロール目標（HbA1c値）
(高齢者糖尿病の治療向上のための日本糖尿病学会と日本老年医学会の合同委員会)

病に関するコンセンサスレポート、国際糖尿病連合のManaging Older People with Type2 Diabetes: Global Guidelineおよび種々の論文を参考に作成したもので、基本的な考え方は、以下の通りである。

- ①血糖コントロール目標は、患者の特徴や健康状態、年齢、認知機能、身体機能、併発疾患、重症低血糖のリスク、余命などを考慮して個別に設定する。
- ②重症低血糖が危惧される場合は、目標下限値を設定し、より安全な治療を行う。
- ③目標値や目標下限値を参考にしながらも、患者中心の個別性を重視した治療を行う観点から、図4に示す目標値を下回る設定や上回る設定を柔軟に行うことを可能とする。

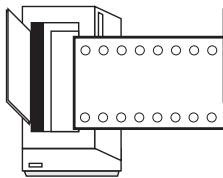
<参考資料>

- 1) 糖尿病診療ガイドライン2016（日本糖尿病学会）
- 2) Cukierman T et al., Diabetologia 48 (12) : 2460-2469, 2005
- 3) Luchsinger JA et al., Arch Neurol. 64 (4) : 570-575, 2007
- 4) Cheng G et al., Intern Med J. 42 (5) : 484-491, 2012
- 5) Lu FP et al., PLoS One 4 : e4144, 2009
- 6) 診断と治療 103 (3) : 373-377, 2015
- 7) Rizzo MR et al., Diabetes Care 33 (10) : 2169-2174, 2010
- 8) Whitmer RA et al., JAMA 301 (15) : 1565-1572, 2009
- 9) Mattishent K et al., Diabetes Obes Metab. 18 (2) : 135-141, 2016
- 10) Huang ES et al., Diabetes Care 34 (6) : 1329-1336, 2011

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、

薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL:082-243-6660 メールアドレス : di@hiroyaku.or.jp〉



薬事情報センターのページ



永野 利香

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

◆はじめに

従来の医療費控除制度の特例として、「セルフメディケーション税制」（以下、本税制）がすでに始まっています。特定の成分を含んだOTC医薬品の年間購入額が「合計12,000円」を超えた場合に適用される制度です。薬局店頭などで尋ねられることもあるかもしれません。以下に本税制について概要をまとめました。

◆セルフメディケーションとは？

世界保健機関(WHO)では、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。国民の自発的な健康管理や疾病予防の取組を促進し、医療費の適正化にもつながるとして、国民のセルフメディケーションを推進していくことを目的として創設された医療費控除の特例が、本税制です。

◆制度の概要

- ・平成29年1月1日より運用開始。
- ・期間は平成29年1月1日～平成33年12月31日。
- ・2017年分の確定申告から適用できる。
※2017年分の確定申告の一般的な提出時期は、2018年2月16日から3月15日まで。
- ・対象品を年間12,000円以上購入（家族購入分も含めて）した際、12,000円を超える部分（上限：88,000円）について、その年の総所得金額等から還付金を受け取ることができる。

◆具体的な対象者

所得税や住民税を納めており、健康の維持増進及び疾病的予防への取組として一定の取組を行う個人として以下のいずれかを受けている人（勤務先での定期健康診断なども含まれる）。

- ①特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
- ②予防接種
- ③定期健康診断（事業主健診）
- ④健康診査
- ⑤がん検診

◆具体的な対象医薬品

- ・医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストア等で購入できるOTC医薬品（要指導医薬品・一般用医薬品）に転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC医薬品。
- ・厚生労働省のウェブサイトに本税制対象品目一覧が掲載されている。
- ・パッケージに、識別マークが入っている場合もある。（図1）
- ・対象成分を含有していても、薬局製造医薬品（薬局製剤）は対象外。
- ・薬効の一例としては、これらの薬効の医薬品全てが対象ではないが、かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬などがある。



図1 本税制対象品の識別マーク

◆従来の医療費控除と併用はできない

- ・この制度は、医療費控除の一部であるため、従来の医療費控除と、本税制による所得控除を同時に利用することはできない。
- ・従来の10万円を超えた医療費の所得控除と、本税制による所得控除のどちらを受けるかは、申告者自らが選択する。

◆レシートや領収書は大切に保管しておくこと！

- これまで、1年間に自己負担した医療費の合計が10万円を超えることがなかった人でも、対象品の年間購入額が12,000円を超えるれば、本税制の適用を受けられる可能性がある。
 - 確定申告時に必要。

◆レシート、領収書へ必須の記載事項

- ①商品名
 - ②金額
 - ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
 - ④販売店名
 - ⑤購入日

◆参考：日薬のウェブサイトなどに掲載されている、一般の方向けの本税制普及・啓発のためのチラシ・ポスター（図2、図3）



図2 本税制普及・啓発用チラシ



図3 木税制普及・啓発用ポスター

【参考資料】

- ・知ってトクするセルフメディケーション税制 日本一般用医薬品連合会 <http://www.jfsmi.jp/lp/tax/>
- ・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>
- ・日本薬剤師会 <http://www.nichiyaku.or.jp/kokumin.php?p=20161007>

医療関係者への資料提供料について（変更のお知らせ）

本誌No.182（2002年11月号）でお知らせ致しました「医療関係者への資料提供料」について、薬事情報センター委員会（4月28日）において検討した結果、これまで有料であった資料提供料は、会員・非会員を問わず、すべて無料とすることとなりました。

注）資料提供料：既存の資料・薬事情報センター作成資料・薬事情報センター定例研修会資料などの提供料、パワーポイントによるスライド作成料および資料送付に係る費用。

なお、過去の薬事情報センター定例研修会資料は、薬事情報センターウェブサイト<http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>からダウンロードできます。

公益社団法人 広島県薬剤師会 薬事情報センター【ウェブサイト】もぜひご利用ください。

- ◆ 医療用医薬品の新発売、効能追加等の情報
- ◆ 薬事情報センター定例研修会 情報
- ◆ モバイル(動く)DI室(PDF)
- ◆ 資料箱(当センター作成の各種資料のPDF)
- ◆ 過去定例研修会資料(PDF)
- ◆ 薬価基準収載医薬品情報(PDF) など、随時更新しております。

くわしくはこちらまで ➤ <http://www.hiroyaku.or.jp/di/index.htm>

QRコードが
便利です



薬事情報センターウェブサイト 更新情報（4/13～6/8）

更新日	内容	詳細
4/18	・過去定例研修会資料（4月定例）	(1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.341 (2) 「使用上の注意」の改訂について（平成29年3月21日付） (3) 【ニュース】薬事関連情報（3/9～4/12） <別添1>ベンゾジアゼピン受容体作動薬の依存性について <別添2>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年1月> <別添3>薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン【概要】
4/21	・医薬品情報	新発売『ヤーズフレックス配合錠』
4/24	・医薬品情報	<会員専用ページ>医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.125」について
5/1	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年2月>について
5/10	・医薬品情報	「かかりつけ薬剤師・薬局」普及推進を目的とした特設ウェブサイト公開について
5/16	・過去定例研修会資料（5月定例）	(1) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.342 (2) 「使用上の注意」の改訂について（平成29年4月20日付） (3) 【ニュース】薬事関連情報（4/13～5/10） <別添1>医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.125」について <別添2>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年2月>
5/17	・医薬品情報	『「ノルバデックス」と「ノルバスク」の販売名類似による取り違え注意のお願い』について
5/19	・医薬品情報	効能・効果の追加『ザーコリカプセル200mg/同カプセル250mg』、『ゾシン静注用2.25/同静注用4.5/同配合点滴静注用バッグ4.5』 用法・用量の追加・変更『カイプロリス点滴静注用10mg/同点滴静注用40mg』、『テリボン皮下注用56.5μg』、『アサコール錠400mg』、『レミケード点滴静注用100』
5/24	・医薬品情報	新発売『ニンラーロカプセル2.3mg/同カプセル3mg/同カプセル4mg』、『ムンデシンカプセル100mg』
5/25	・医薬品情報	新発売『ステラーラ点滴静注130mg』
5/29	・医薬品情報	新発売『インチニブ錠1mg/同錠3mg』
5/31	・医薬品情報	<会員専用ページ>薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業<共有すべき事例 2017年3月>について
6/1	・医薬品情報	新発売『ジャカビ錠10mg』、『サムスカ顆粒1%』、『レミッチOD錠2.5μg』
6/7	・医薬品情報	新発売『スインプロイク錠0.2mg』



お薬相談電話 事例集 No.106



薬事情報センター 胡明 史子

高齢者の多剤併用について

- Q.** 90歳の父のことですが、この度、10年以上飲んでいたザイロリックとリピトールが急に中止になりました。尿酸値もLDLコレステロールも下がってはいるのですが、急にやめても大丈夫なのでしょうか？また、リピトールは心筋梗塞の予防効果もあるということで飲んでいたので、危険性が増したりはしないか心配です。父は認知症で、他に薬を10種類飲んでいます。
- A.** 多くの薬を飲むと副作用の危険性が高まり、とりわけ高齢者が状態を悪化させてしまうケースが増えているということで、処方の適正化を行い薬を減らす取り組みが広がっています。長期間服用後に突然服用を中止すると症状や検査値が急に悪化する可能性の高い薬^{*1}の場合は、中止に際し徐々に減量するなどの注意が必要ですが、ザイロリックとリピトールはいずれもそれに該当しないため、急に中止になることもあると思われます。また、リピトールなどのスタチンと呼ばれる薬には、心筋梗塞などに対する予防効果^{*2}があることが多くの大規模臨床試験で明らかになっていますが、80歳を超える高齢者に対する臨床試験はほとんど報告されておらず、有効性の判断が難しいところです^{*3}。詳しい処方意図に関しては、主治医の先生にご確認いただけたらと思います。

* 1：服用中止の際、漸減すべき薬剤として、抗けいれん薬、バルビツール酸、抗うつ薬、ベンゾジアゼピン系薬、向精神薬、麻薬、副腎皮質ステロイド、β遮断薬、硝酸薬、メチルドパなどがあります。

* 2：冠動脈疾患に対する一次予防効果と二次予防効果

* 3：英国のプライマリケアデータベースを用いて、高齢者におけるスタチンの心筋梗塞二次予防効果を10年間追跡して検討したコホート研究によると、60歳から79歳のグループではスタチン使用者の心筋梗塞再発リスク低下が示唆されたが、80歳を超える高齢者に限定した解析では明確な差が無かったと結論しています。(Ble A. et. al: J Gerontol A Biol Sci Med Sci, 2016. doi: 10.1093/gerona/glw082)

【参考資料】製品添付文書およびインタビューフォーム、薬局Vol.66, No.3 & Vol. 68, No.1

医薬品・医療機器等 安全性情報

Pharmaceuticals
and
Medical Devices
Safety Information
No.342・343

厚生労働省医薬・生活衛生局

No.342 目次

1. 催眠鎮静薬、抗不安薬及び抗てんかん薬の依存性に係る注意事項について	3
2. 最適使用推進ガイドラインについて	10
3. 重要な副作用等に関する情報	15
1 硫酸アルミニウムカリウム水和物・タンニン酸	15
4. 使用上の注意の改訂について（その283）	
ラモトリギン 他（37件）	18
5. 市販直後調査の対象品目一覧	31

No.343 目次

1. 妊娠と薬情報センターについて	3
2. 使用上の注意の改訂について（その284）	
デノスマブ 他（2件）	11
3. 市販直後調査の対象品目一覧	12

この医薬品・医療機器等安全性情報は、厚生労働省において収集された副作用等の情報を基に、医薬品・医療機器等のより安全な使用に役立てていただくために、医療関係者に対して情報提供されるものです。医薬品・医療機器等安全性情報は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ(<http://www.pmda.go.jp/>) 又は厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)からも入手可能です。

配信一覧はコチラ



PMDAメディナビでどこよりも早く安全性情報を入手できます。

厚生労働省、PMDAからの安全性に関する必須情報をメールで配信しています。登録いただくと、本情報も発表当日に入手可能です。



登録はコチラ



平成29年(2017年)4月・5月 厚生労働省医薬・生活衛生局

◎連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

☎ { 03-3595-2435 (直通)
 03-5253-1111 (内線) 2755、2754、2756
(Fax) 03-3508-4364

検査センターだより



城崎 利裕

「カルシウム」のお話

暑さ厳しくなって参りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回の検査センターだよりは、「カルシウム」についてお話をしたいと思います。

【性状】

カルシウムは、原子量40のアルカリ土類金属のひとつで、常温では白色の結晶です。

ヒトを含む動物や植物の代表的なミネラル（必須元素）のひとつです。

【用途】

カルシウムは、セメント・モルタルなど、建設・建築用資材として多用され、現在でも使用量の大部分をコンクリート製品が占めています。

そのほか、融雪剤（塩化カルシウム）や乾燥剤（酸化カルシウム）など幅広く利用されています。

【医薬品】

カルシウムは医薬品としても利用され、胃の制酸薬、カルシウム欠乏による筋肉の痙攣、くる病、骨軟化症、低カルシウム血症、骨粗鬆症の治療として主に経口摂取するほか、血液中のリン酸濃度を抑制したい場合に用いられています。

また、栄養補助食品として、治療における食事制限中や重度の骨粗鬆症で大量摂取したいとき、食事量が落ちたときなどで効果が期待できます。

【人体への分布と役割】

カルシウムは体の中で最も多いミネラルです。大人の場合、約1kgのカルシウムが存在するといわれ、そのうちの99%が骨や歯に含まれ、残りの1%が血液中や細胞に存在します。

骨の健康を保つのに、カルシウムは必要です。骨はミネラルと骨基質でできています。このミネラルは主にカルシウムとリン酸でできており、さらにはマグネシウムも含まれ骨の強さを保っています。

人体での主な役割は、骨や歯の形成です。そのほかに血液凝固や筋肉の収縮、高血圧の防止などに役立っています。

【摂取量】

厚生労働省ではカルシウム摂取量を1日2,300mg（牛乳約2L）としていますが、これより多く摂取しても心配ありません。むしろ骨のためにはよいと言われています。

カルシウムの多い食品として、乳製品、魚介類、大豆食品や緑黄野菜など多く含まれています。バランスの良い食事を心がけましょう

また、食事以外で重要なことは、日光に当たることです。皮膚から日光を吸収し血液中でビタミンDがつくられます。

【分析】

水質や食品中のカルシウムの分析としては、金属分析によるキレート滴定や原子吸光光度計での分析が可能です。

参考：骨粗鬆症財団のホームページ

帝人ファーマのホームページ



Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~



天ヶ瀬温泉

湯布院賑（ゆふいんにぎやか）

ここ数年、中四国・九州地区の温泉巡りを生きがいにしている。

そこで今回は、私が訪れた中で印象深い温泉地をご紹介。

著者のペンネームは、作家の伊集院静氏に肖り「湯布院賑」（ゆふいんにぎやか）とでもしておこう。

おんせん県こと大分県。

知名度からすれば、やはり湯布院や別府…とも考えたが、天ヶ瀬温泉（あまがせおんせん）を忘れてはならない。

少し勇気が必要だが、玖珠川沿いにある共同露天風呂はオススメ。

「薬師湯」や「神田湯」など河原に数か所の風呂があり、料金箱に100円を入れて入浴。

お笑い芸人と変わらないリアクション？を自然と具現化できるほど『熱い！』湯を堪能できる。



駅前温泉



料金は100円



神田湯



アーチ橋



薬師湯



いいか？絶対に押すなよ !!



アツい！（かなり高温）



鶴舞の湯へ



川沿いをそぞろ歩き



温泉土産といえれば…

天ヶ瀬温泉／大分県日田市

アクセス

■鉄道：JR久大本線天ヶ瀬駅下車すぐ。

■自動車：国道210号線沿い。

Pharmacist's Holiday ~薬剤師の休日~

久しぶりに今回は、変なモン? 「MENTMORE 46」登場!

羅 焚 屋

前回、前々回と続けて真面な万年筆（しかも現行品）を紹介しましたが、今回は久々にかなり変なものをご覧に入れようかと思います。

実は、本品については非常に情報が少なく、私見（というか無責任な想像）がかなり入ることは、ご容赦くださいませ。

1946年（昭和21年）発売の、英国はメントモア製「MENTMORE 46」でございます。確か一昨年の万年筆研究会-名古屋大会にて仕入れてまいりました。

当時名古屋大会の常連の有名な地元のコレクター様の放出品でした。このときは、コンウェイスチュワート、ワイバーン、オノト等々を購入して引き上げようとしたら、こいつが出てきました。周りの人たちのほとんどが頭をひねっていました。（「あんたらしい捻くれたチョイスだ」と散々いわれたっけ）

まあ、下の写真をご覧ください。変でしょう、怪しいでしょう？

まるで、当時一世を風靡した「パーカー 51」をパクった上に、こじらせたみたいに見えますね。

実はそのとおりなんだそうです。英国万年筆のブログ等にそんなコメントがありましたよ。（わかりやすいですね）とにかく、「パーカー 51」を超えようとした挙句、迷走してしまったフーテッドニブでございます。

材質は、キャップは金張り、ボディはエボナイト（かなりしっかりしています）、吸入方式は、当時の英國製でよく見られたボタンフィラーです。

高級品として造られたみたいですが、落ち着いて眺めますと、しみじみ変態ですね。

ちなみに、ブログ等によると「メントモア」という会社はまだ存在するそうです。しかし、おそらく万年筆製造からは、手を引いていると思われます。

他にも、50年代のドイツのマイナーブランドの一つ「ディプロマット」は現存しています。最近また万年筆を発表したそうです。



MENTMORE 46



MENTMORE 46



パーカー 51

シリーズ 薬局紹介 55

宮地薬局
尾道市因島三庄町1621-8



今回は、因島にある宮地薬局を紹介させていただきます。

宮地薬局の最初の開設は昭和35年で、私の父が開設者、母は薬剤師として家族経営の住居一体型の薬局でした。

当時の薬局は現在の場所より県道に沿って北側20mくらいに存在していました。その当時まだ院外処方せんが発行されている時代ではなかったので、相談薬局として医薬品・漢方薬を販売経営していました。当時の父は地域の人たちの漢方相談にしっかり対応できるようテープレコーダーを持参し勉強する為、大阪へ何度も通っていたそうです。

昭和50年頃、隣接する医院が処方せんを発行する事になり、調剤にも対応できる薬局になっていきました。その頃はまだ院外処方せんを受ける薬局は少なく、対応にいろいろ苦労したようです。

私は、物心ついた頃から父母が働く姿を見て育ち、地域の人達が父母を頼りに病気や、薬の事で相談している光景を見ていたので、自然と病気や薬の事で不安に思ってる方達の役に立つ仕事に就きたいと思い、薬剤師になりました。

平成15年に、県道の道路拡張にかかり薬局のスペースが無くなる為、現在の位置に建て替えて移転することになり、2回目の開設となりました。

当薬局では、地域の方が落ち着いて気軽に相談できる事と、入店するだけでも癒される空間になるよう考えて設計しました。

平成25年に、父が他界したので、私が引き継ぐため開設許可や麻薬の免許、様々な届け出をすべて一からやり直さないといけなくなりました。相続等も含めて、とても大きな出来事でした。

その時は、従業員の方々にも大変迷惑をかけたにも関わらず、助けて頂き本当に感謝しております。

当薬局では現在、常勤薬剤師1名、非常勤薬剤師2名、事務3名で勤務し、営業時間は月曜~土曜9時~19時30分までです。

他の薬局よりも営業時間が長く、また住居一体型なので時間外にも比較的迅速に対応できるように取り組んでおります。

因島は当薬局が開設当時昭和30年~50年代中頃まで、本土に橋も架かってなくて今よりはるかに交通の便是悪かったのですが、活気がありました。

月日は経ち、当時約41,000人いた人口も現在では、約23,000人まで減少し、同時に他の地域と比べ高齢化がかなり進んでいます。

また、現在では、点分業から面分業に代わって、多くの医療機関から処方せんを受け付けることになり、様々な処方医薬品を用意しなくてはならないので、在庫过多で大変苦労しているのが実情です。

これからも地域に根差したかかりつけ薬剤師・健康サポート薬局を目指して頑張っていきたいと思います。



次回は、広島支部 (有)岡田経三薬局さんです。

書籍等の紹介

「根拠からよくわかる 注射薬・輸液の配合変化Ver.2」

編 集：赤瀬朋秀、中村 均
発 行：株式会社 羊土社
判 型：A5判、246頁
価 格：定 價 2,808円
会員価格 2,530円
送 料：1部 500円

※価格はすべて税込みです。



斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局
TEL (082) 246-4317 FAX (082) 249-4589
担当：吉田 E-mail : yoshida@hiroyaku.or.jp

予告 平成29年度（第51回）薬草に親しむ会

開催日：平成29年9月18日（月・敬老の日）

開催場所：鏡山公園周辺（東広島市鏡山2丁目）

※詳細につきましては、9月号にて掲載いたします。

（担当職員：吉田）

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

**手続きカンタン。
あなたの暮らしを補償します。**

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。
生活費の実費を補償するものではありません。

1口当たりの月払保険料

保険期間:2017年8月1日午後4時から2018年8月1日午後4時まで

中途加入の場合:申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型 保険期間1年 てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月 払 保 険 料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(平成28年8月1日)の満年齢をいいます。

おすすめ!

入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

**(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。**

このチラシは団体総合生活保険の概要を紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。
ご不明な点がある場合には、お問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社

制度の特徴

1

24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となつた場合で、その期間が免責期間*1を超えた場合に補償します。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなつた場合についても、保険金をお支払いします。



2

天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被つたケガによる就業不能も補償します。



3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、東京海上日動の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」

サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報を提供します。



ご加入手続きについて

お問い合わせ先・取扱い代理店 広医(株)までご連絡ください。

追って加入依頼書をお送りします。(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

●健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)

●1か月の補償額とタイプ(*1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

*1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることができます。)

●薬剤師会員ご本人様のほか、会員のご家族(*2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。(個別に加入依頼書をご記入願います)

*2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

●保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落として便利です。

●残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。

告 知 板

平成28・29年度公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙結果について

平成29年5月26日

公益社団法人 広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

平成29年3月26日告示の平成28・29年度公益社団法人広島県薬剤師会補欠の代議員選挙について、5月26日付けて公益社団法人広島県薬剤師会選挙管理委員会の荒川隆之委員長より、広島県行政薬剤師会選挙区の当選者の報告を受けたので、公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則第18条第2項により、当選者を告示いたします。

なお、任期は平成30年実施予定の代議員選挙終了の時までです。

補欠の代議員選挙当選者

広島県行政薬剤師会選挙区（定数1名・立候補者1名）

立候補者氏名	獲得投票数	選挙結果
西田 ルリコ	(無投票)	当選

夏期休業のお知らせ

次のとおり夏期休業いたします。
よろしくお願いします。

8月11日(金・祝)～16日(水)



薬剤師国家試験 正答・解説



5頁 問42

解説

- 1 二次性能動輸送の駆動力となるイオン勾配を形成する一次性能動輸送体。
- 2 Na イオンと同じ方向にグルコースを共輸送する二次性能動輸送体。
- 3 Na イオンと H イオンが逆方向に交換輸送する二次性能動輸送体。
- 4 ATP の加水分解エネルギーを直接利用して物質を輸送する一次性能動輸送体。
- 5 H イオンと同じ方向にペプチドを共輸送する二次性能動輸送体。

Ans. 1

10頁 問57

解説

- 1 中高年（50歳以上）の男性で、高血圧、糖尿病、脂質異常症の既往があると発症やすい。
- 2 Fontaine 分類Ⅱ度で、特徴的な虚血症状である間欠性跛行がみられる。
- 3 慢性動脈閉塞症の主要疾患で、腹部大動脈末梢側から下肢の動脈に好発する。
- 4 閉塞性血栓血管炎（TAO）（バージャー病）に関する記述である。
- 5 初期症状として、冷感、しびれがみられ、虚血の進行に伴い疼痛が出現する。

Ans. 2

11頁 問64

解説

- 1 性器ヘルペスの原因となるのは、主に HSV-2 (HHV-2) である。しかし HSV-1 (HHV-1) による性器ヘルペスも増加傾向にある。
- 2 免疫力低下や過労がリスクファクターとなる。
- 3 感染後 4～10 日前後で性器の軽いかゆみ、発赤、痛み、排尿時痛などがみられる。
- 4 HHV は、一度感染すると生涯にわたり宿主内の特定の組織・細胞に潜伏し、宿主の免疫力が低下すると再活性化して回帰感染する。
- 5 病理検査（病変部擦過物）、ウイルス学的診断、血清学的診断などで総合的に判断する。

Ans. 4

19頁 問142

解説

- 1 総括製造販売責任者は、医薬品を製造する場所ではなく、医薬品の製造販売を行う場所に置かなければならない。（医薬品医療機器等法第 17 条第 1 項）
- 2 医薬品の製造販売業者は、原則として薬剤師を総括製造販売責任者として置かなければならない。（同法第 17 条第 1 項）
- 3 記述の通り。（同法同条第 2 項及び同法施行規則第 87 条第 1 号）
- 4 記述の通り。（同法同条及び同法施行規則同条第 2 号）
- 5 記述の通り。（同法同条及び同法施行規則同条第 3 号）

Ans. 1, 2

42頁 問279

解説

- 1 鼻に適用する製剤である点鼻剤（点鼻粉末剤、点鼻液剤）には、無菌試験法は規定されていない。
- 2 フルチカゾンプロピオニ酸エステル点鼻液 50 μg 56 噴霧用の 1 噴霧当たりの有効成分含量は、50 μg である。
- 3 鼻腔での作用が主目的で、体内に吸収された後に全身作用を示さないようにアンテドラッグ化している。
- 4 フルチカゾンプロピオニ酸エステルは難溶性の薬物なので、水性懸濁液としている。よく振ってから使用しなければならない。
- 5 ポリソルベート 80 は、フルチカゾンプロピオニ酸エステル水性懸濁液の安定性を保つために添加されている。

Ans. 3, 4



プロ野球交流戦も無事に終了～
カープもリーグ後半戦に向か
最高のスタートをきれますね。
広島県薬剤師会も総会もおわり、
あとは新会館の完成に向けて
GO ! ! ! ! !

<つばみ>

獣医学部を新設する過程で問題となった岡山県の学校法人。私は系列高校出身なので、個人的に注目している。「ご意向」文書に「特区」構想、文科省に農水省、そして厚労省。薬学部や薬剤師と重なる部分も。

<K-Z>

あっという間に1年も折り返しとなりました。
歳を重ねるにつれ、時間が経つのを早く感じています。
自分の思い通りのスピードで成長出来てはいませんが、
一步ずつ積み重ねていきたいと思います。 <リオン>

美術館で植物画展を見て、絵を描きたくなった。目で見た立体の映像を平面に描く。私はこの変換ができないことに気づいた。自由な心で観察する力が弱くなったと感じる。大人になったのだろうか、ちょっと寂しい。 <のりか>

久々にマツダスタジアムに行きました。結果は快勝！
勝ったことはもちろん嬉しかったですが、対戦相手のファンが全力で自分のチームを応援しながらも、
カープ選手の好守を素直に褒め称えている声を聞いたとき、とても感動し、大切なことを教えられた気が
しました。 <水無月>

梅雨なのに雨が少なく、最近は丁度良い時期が少なくなりました。
体力が段々と落ちていき、エネルギーの必要な事に時間がかかるようになりました。
医師との疑義照会では、かの有名な『付度』を考えてどうしようかと迷うことが多々あります。
でも、照会はしないといけないし……《○○様、付度してもらえないかな！》（○○には色々と入れて
みてね） <T²>

July Summer ! 私の一番好きな季節がとうとうやってきました！
今年も子供たちとマリンジェットで海を駆け巡り、思い出作りをしたいと思います <WAKE M>

気がつけば7月。
年明けに誓った抱負は何もせぬま
ま2017年も半分終わってしまいま
した。
「まだ残り半分ある！」と言う思
いで後半戦をがんばります！
<ニソトミカ>

以前はテレビで放送される野球かジャイアンツ戦でした。
こんなに毎日カープの試合が見れるなんて…○○パー入っ
てませんけど <AKN51>

編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	竹本 貴明	藤山 りさ
松村 智子	秋本 伸	宮地 理	村上 孝枝
池田 和彦	原田 修江	後藤 佳恵	

協会けんぽ広島支部が行う 「多剤服薬者への通知事業」へのご協力について（お願い）

近年、高齢者を中心に慢性疾患にかかる薬剤の投薬期間が長くなる傾向にあり、残薬や重複服用による健康被害の恐れも高まっております。

協会けんぽでは、平成26年度より多重受診者へ文書による適正受診指導を行っているものの、行動変容に結びついていない実態にあり、そのことから広島支部ではさらに薬剤師と連携した訪問指導を実施しているところです。

また、平成28年4月の診療報酬改定では、患者側にお薬手帳を持参した場合の金銭的インセンティブ・かかりつけ薬剤師制度もはじまり、残薬や重複服用の問題について、その改善・解消に向け医療提供側・受益者側が共同で取り組んでいる状況にあります。

この取り組みを推進することを目的に、広島支部独自で、患者様お一人ごと全ての服薬内容を「見える化」し、複数のお薬のなかで具体的にどの部分が重複しているのかを、患者様だけでなく薬剤師・担当医が全体像を知ることができる「お薬情報のお知らせ」をお送りすることとしました。

これにより、お薬手帳の利用がない（または、記入がない）患者様の服薬に関し、処方医との連携による相互作用・重複投与等のリスク低減や、患者様から医師へ併用薬を確認してもらう機会の創出により、投薬の調整またはそれに伴う医療費適正化につながることや、患者様とのコミュニケーションの促進により、「お薬手帳の利用拡大、複数手帳の一本化」「かかりつけ薬剤師制度」促進効果が期待できると考えております。

保険薬局の皆様におかれましては、本事業の趣旨をご理解いただき、「お薬情報のお知らせ」をお持ちになった患者様からの相談等に応じていただきますようお願い申し上げます。

「お薬情報のお知らせ」の概要

■実施時期、ボリューム

平成29年7月上旬に、約19,000人の協会けんぽ加入者自宅へ到着

■送付対象

以下の①②を両方満たす、協会けんぽ広島支部加入者 約19,000人

①平成28年9～12月の間に、2以上の医療機関に受診

②平成28年12月中に、6種類以上・合計14日以上の内服薬の服薬がある

■通知イメージ

94～95ページをご覧ください

0000000001

〒000-0000
広島市〇〇区〇〇町 0-0-0
協会 太郎 様

イメージ

今後この通知書を希望されない方は、お手数ですが
協会けんぽ広島支部までご連絡ください。

全国健康保険協会 広島支部
〒732-8512
広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
TEL 082-568-1014

このお知らせを、いま通っている 薬局または医療機関へお持ちください

このお知らせは、平成28年 月時点のお薬の情報を記載しています。複数の医療機関を受診されている場合、同じ成分のお薬が重ねて処方されたり、お薬同士の飲み合わせが悪く、重い副作用が出たりする等、健康に問題が起こる場合があります。

それらを防ぐためには、かかりつけの薬局・医療機関にすべての服薬状況をお知らせし、適正な処方を行うことが大切です。

あなたの健康を守るために、まずはいま通っている薬局または医療機関へ、このお知らせをお持ちください。

かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)はお持ちですか?

かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)を持つことで、お薬の適切な管理ができます。

●かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)とは?

- メリット • あなたの医薬品、薬物治療、健康に関する相談に、薬剤師がいつでも対応します。
- 状況に応じて薬剤師が、医師への相談や患者宅への訪問相談を行います。

●かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)はどうやって決めるの?



●薬の飲み合わせが悪いとどうなるの?

例えば… 糖尿病薬 + 解熱鎮痛薬 → 低血糖
抗生物質 + コレステロールの薬 → 横紋筋の融解

特に高齢者は、6種類以上のお薬を服用すると副作用のリスクが高まると言われています。

⇒このような健康被害を起こさないために、
かかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)を持ちましょう!



お薬情報のお知らせ

記号・番号 協会 太郎
種別 本人

平成28年12月時点※1のレセプト情報により通知書を作成しています。

イメージ

【使い方】

本明細は、複数の医療機関によりお薬を処方されていた方へお送りしています。服用されている全てのお薬をかかりつけ薬局(かかりつけ薬剤師)で適切に管理していただくことをお勧めしています。

すでに、かかりつけ薬剤師をお持ちの場合には、本明細をかかりつけ薬剤師(下記★)へお渡しください。

	医療機関名	薬局名	薬剤種類数	長期服薬数
A	医療法人社団 ◎◎医院	●●薬局▲店	5	5
B	△△整形外科	▼▼調剤薬局	4	3
C	○○医院		2	0
D	○○医院	〈院内投与〉	2	0
合計			13	8

項目が連動



上記の医療機関で処方されたお薬は、下記のとおりです。

	薬品名	数量	回数	調剤日	剤型	重複
Aの薬	アジルバ錠20mg	1錠	63	11/17	内服	
	アムロジピンOD錠5mg「トーワ」	1錠	63	11/17	内服	
	プラバスタチンNa錠10mg「サワイ」	0.5錠	63	11/17	内服	
	ラベプラゾールNa錠10mg「トーワ」	1錠	63	11/17	内服	
	マグミット錠250mg	4錠	63	11/17	内服	
Bの薬	ナボールSRカプセル37.5 37.5mg	2カプセル	28	12/20	内服	
	テルネリン錠1mg	1錠	28	12/20	内服	
	セレガスロン錠2 2mg	2錠	28	12/20	内服	
	ロキソニンテープ100mg 10cm × 14cm	70枚	1	12/8	外用	○
Cの薬	ビオスリー配合錠	3錠	5	12/25	内服	
	ロキソニンテープ100mg 10cm × 14cm	42枚	1	12/25	外用	○
Dの薬	ノイロトロピン注射液3.6単位 3mL	1管	1	12/25	注射	
	ソルマルト輸液 200mL	1袋	1	12/25	注射	

※1 この明細は、平成28年9月～12月分として受けた医療機関・薬局の請求データから集計しているため、現在服用しているお薬と異なる場合があります。

※2 薬剤数が多い場合は、本明細にすべての医療機関・薬局、お薬が記載されていない場合があります。

※3 「重複」欄に「○」がある場合、同一成分であることを示します。

0000000001

児童福祉施設等へ措置（委託）又は一時保護（委託）している児童の医療について

1 制度の概要

広島県・広島市では、児童福祉法により児童福祉施設等に入所している児童が、疾病等により、医療機関（薬局）を受診した際の患者負担分を公費で負担しています。

公費負担の対象となる児童については、「受診券」を交付していますので、「受診券」が提示された場合、患者負担分を現金徴収せずに、広島県・広島市へ請求してください。

なお、「受診券」の保険証の有無の欄が「無」になっている場合は、全額公費負担となります。

2 対象者

児童福祉法により広島県・広島市が次の施設に措置又は委託している児童等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、障害児入所施設、指定発達支援医療機関

3 受診券（別紙見本のとおり）

（1）広島県が措置又は委託している場合

広島県公費負担番号：53346011

うぐいす色、B7サイズ

（2）広島市が措置又は委託している場合

広島市公費負担番号：53346029

オレンジ色、B7サイズ

（3）受診券の有効期間

受診券の有効期間について、受診券に記載はありませんが、次の場合は使用できません。

・措置（委託）又は一時保護（委託）が解除又は停止された場合

・医療保険が変更になった場合 等

※一時保護又は一時保護委託の場合の有効期間は、概ね2か月程度です。

（4）お願い

里親委託児童の受診券の「氏名」欄には、基本的に、戸籍上（医療保険証）の氏名を記載していますが、日常的に、里親の姓を使用している場合には、里親の姓が記載されている場合があります。併記の場合は、（）書きで戸籍上（医療保険証）の姓が記載されています。

受診券に里親の姓が記載されている場合は、戸籍上（医療保険証）の氏名でなく、里親の姓で呼び出すなど、児童への配慮をお願いします。

4 受診の手続き

（1）公費負担（53）の請求に当たり、指定等の事前の手続きは必要ありません。

（2）受診の都度、「受診券」と「医療保険証」について、次の内容の確認をお願いします。

①「受診券」の公費負担者番号及び受給者番号

②「受診券」の保険証情報及び「医療保険証」

※無効の受給者番号による請求であっても、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金から診療報酬が支払われますが、その場合、後日、医療機関において、請求の取下手続等を行っていただくことになりますので御注意ください。

(3) 受診時に、窓口で患者負担分を徴収しないようお願いします。

5 受診券による医療費の請求方法

児童等の医療保険の加入状況に応じて、次のとおりとしてください。

また、受給者番号に変更があった場合は、請求書類の受給者番号を必ず変更していただきますようお願いします。

(1) 国民健康保険に加入している場合

国民健康保険団体連合会に2者併用レセプトとして請求してください。

(2) 国民健康保険以外の医療保険に加入している場合

社会保険診療報酬支払基金に2者併用レセプトとして請求してください。

(3) 受診券の保険証の有無欄が無となっている場合

社会保険支払報酬支払基金に公費単独レセプト（全額公費負担）として請求してください。

6 対象となる医療機関及び薬局

(1) 保険医療機関及び保険薬局が対象となります（届出不要）。

(2) 広島県・広島市外に所在する医療機関においても、広島県・広島市が交付した受診券が使用できます。

(3) 接骨院や針灸治療院については、保険の対象となる施術を受けた場合に限り、受診券が使用できます。療養費の請求は、保険者及び広島県・広島市へ直接行ってください。

7 留意事項

眼鏡等を作る場合は受診券が使用できません。作る前に、治療材料券の発行が必要ですので、広島県のこども家庭センター（児童相談所）又は広島市児童相談所へお問い合わせください。

8 問い合わせ先

(1) 広島県公費負担番号（53346011）の受診券について

広島県健康福祉局こども家庭課児童グループ 082-513-3168

広島県健康福祉局障害者支援課事業者指導グループ 082-513-3158

広島県西部こども家庭センター 082-254-0381

広島県東部こども家庭センター 084-951-2340

広島県北部こども家庭センター 0824-63-5181

(2) 広島市公費負担番号（53346029）の受診券について

広島市こども未来局こども・家庭支援課 082-504-2161

広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課 082-504-2148

広島市児童相談所 082-263-0694

(3) 上記以外の受診券については、発行機関へお問い合わせください。

別紙

【広島県が措置又は委託している児童の受診券】

(表 面)

児 受 診 券		施設入所 者等用									
公費負担者 (支弁義務者)		番号	5	3	3	4	6	0	1	1	
受給者(児童(者))		施設等番号	児童(者)番号								
		<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	<input type="square"/>		
受 診 児 童 (者)	施設名	□□□□□ 〒○○○-○○○○ ○○市△△町□□123									
	氏名	○○ ○○			(性別)						
	生年月日	平成○年○月○日 (○歳)									
	保険証の有無	有									
	保険者名	○○○									
保険証の記号番号	○○○○○○										
発行機関名	○○市△△町1-2-3										
及び印	広島県□部こども家庭センター所長										
交付年月日	平成○年○月○日										
資格取得(指證)年月日	平成○年○月○日										
交付番号	第			○○○○			号				
備考											

(裏 面)

注意事項

- この受診券の交付を受けた施設は、交付児童(者)に代わり、施設において、適切に管理してください。
- この受診券は、保険医療機関等において、自己負担分を支払わないで受診することができる券ですから大切に保管してください。
- 保険医療機関等において、診察を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えて、この券を必ず窓口に提出してください。
ただし、生活保護世帯等で被保険者証を持っていない児童(者)についても、全額広島県が負担します。
(医療機関は広島県社会保険診療報酬支払基金に請求してください。)
- 受給者の資格がなくなったときは、すみやかに、この券を発行機関に返してください。
- この券の記載事項に変更があったとき、又は、この券を破ったり、汚したり、失ったりしたときは、発行機関に届出で再交付を受けてください。
- いつわり、その他不正な行為により医療費の助成を受けたときは、費用返還等の処分を受けることがあります。

医療機関の方へ

- この受診券は、児童福祉法による施設の入所者等に交付されたものです。
- 受診児童(者)に係る診療報酬の額のうち、自己負担分については、広島県が負担しますので、保険種別ごとに広島県社会保険診療報酬支払基金又は広島県国民健康保険団体連合会に請求してください。

【広島市が措置又は委託している児童の受診券】

(表 面)

受 診 券		施設入所 児童(者)用									
公費負担者 (支弁義務者)		番号	5	3	3	4	6	0	2	9	
受給者(児童(者))番号		施設等番号	児童(者)番号								
受 給 児 童 (者)	施設名										
	氏名	男・女									
	生年月日	年 月 日 (歳)									
	保険証の有無	有(協・組・日・船・共・国) 無									
	保険者名										
保険証の記号番号											
発行機関名 及び印	広島市児童相談所長										
交付年月日	平成 年 月 日										
交付番号	第 号										

(裏 面)

注意事項

- この受診券は、保険医療機関等において、自己負担分を支払わないで受診することができる券ですから大切に保存してください。
- 保険医療機関等において診察を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの券を必ず窓口に提出してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、すみやかにこの券を発行機関に返してください。
- この券の記載事項に変更があったとき、又は、この券を破ったり、汚したり、失ったりしたときは、発行機関に届出で再交付を受けてください。
- いつわり、その他不正な行為により医療費の助成を受けたときは、費用返還等の処分を受けることがあります。

保険薬局ニュース

平成29年7月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

Vol.25 No.4 (No.140)

平成29年6月1日

広島県薬剤師会保険薬局部会

疑義解釈資料の送付について（その11）

標記について、厚生労働省保険局医療課から、日本薬剤師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

一般名処方加算の取り扱いについて、「一般的名称で処方薬が記載された処方せんに、医療安全の観点から類似性等による薬の取り違えを防ぐ目的の参考情報として、一般的名称に先発品または後発品の銘柄名を併記する場合も算定が可能」と示されました。

また、その際には「個別銘柄の指定と誤解されることのないよう、備考欄などに記載することが望ましい」とのことです。

○「平成28年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 平成28年度診療報酬改定について>事務連絡

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html>

【認知症薬】

(問2) 認知症治療薬について、患者の症状等により添付文書の增量規定（※）によらず当該規定の用量未満で投与した場合、当該用量未満の認知症治療薬の取扱いはどのようになるか。

※例えば、ドネペジル塩酸塩錠については、添付文書の「用法・用量」欄において「通常、成人にはドネペジル塩酸塩として1日1回3mgから開始し、1～2週間後に5mgに增量し、経口投与する」と記載されている。

(答) 添付文書の增量規定によらず当該規定の用量未満で投与された認知症治療薬については、平成28年6月1日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡により審査支払機関に対して、一律に査定を行うのではなく、診療報酬明細書の摘要欄に記載されている投与の理由等も参考に、個々の症例に応じて医学的に判断するよう連絡している。

【一般名処方加算】

(問3) 区分番号「F400」処方せん料の注7に規定する一般名処方加算について、一般的名称で処方薬が記載された処方せんに、医療安全の観点から類似性等による薬の取り違えを防ぐ目的の参考情報として、一般的名称に先発品又は後発品の銘柄名を併記する場合は、当該加算は算定可能か。

(答) 算定可能である。

一般名処方加算は、一般的名称による処方せんを交付した場合に限り算定できるものであり、医師が個別の銘

柄にこだわらずに処方を行っていることを評価した点数である。したがって、この場合に併記される銘柄名は、処方薬に係る参考情報であることから、個別銘柄の指定と誤解されることのないよう、備考欄などに記載することが望ましい。

(参考)

この疑義解釈については、薬剤名の一般的名称を基本とした販売名の類似性に起因する薬剤取り違え防止のための対応が課題とされた「平成27年度厚生労働科学研究内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」を踏まえ、その対応策の一つとして、類似性等による取り違えリスクが特に懸念される名称のものについては、先発品の使用が誘引されることがない範囲で、先発品や代表的な後発品の製品名等を参考的に付記する等の工夫が有効と考えられることを示した平成29年5月26日付け厚生労働省事務連絡「平成27年度厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「内服薬処方せんの記載方法標準化の普及状況に関する研究」結果の概要について（情報提供）」において医療機関等へ周知されることになったことに合わせて、個別の銘柄へのこだわりではなく医療安全の観点での銘柄名の併記による、一般名処方加算についての取り扱いを明確にしたものである。

支払基金では6月調剤分（7月審査分）より、以下の事例について全国で同一の基準により審査することになりましたのでお知らせいたします。

軟膏基剤である「プラスチベース」が「保湿剤として使用」とされた場合調剤料が算定できる。（保湿の記載が必要）

処方例) プラスチベース 10g
顔に塗る 保湿剤

服用時点で服薬割合が異なる混合粉剤の調剤料、加算料についてそれぞれ調剤料、計量混合加算が算定できる。

処方例) Rp1 セレネース細粒 1% 0.1g
アキネトン細粒 1% 0.2g
分1 朝食後 14日分
Rp1 セレネース細粒 1% 0.5g
アキネトン細粒 1% 0.3g
分1 夕食後 14日分

医師の指示により一包化の記載があるピロリ菌除菌療法薬の一包化については、パック製剤になっているものがあることから算定できる。

処方例) クラリシッド錠200mg 2錠
パセトシンカプセル250 6カプセル
タケプロンカプセル30 2カプセル
分2 朝夕食後 7日分
一包化指示

国会レポート 「決算委員会における質疑」



自由民主党総務副会長
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

全国的に比較的穏やかな天候に恵まれた今年のゴールデンウィーク、各地の行楽地は大変な賑わいを見せていたようです。病院や薬局で働く先生方には長期の休暇は難しかったかもしれません、それぞれに余暇を利用して英気を養わられたのではと思います。

国会は、閣僚の不適切な発言による辞任という事態に野党が反発し、審議が中断していましたが、5月8日に衆議院の予算委員会において安倍総理が出席して集中審議を行い、審議が再開されました。会期末まで1月強となるなか、テロ等準備罪を盛り込んだ組織犯罪処罰法改正案、天皇陛下の退位に関する特例法案等の重要法案の審議の行方が気になります。

さて、先月は4月4日及び6日の厚生労働委員会、更には24日の決算委員会と、沖縄・北方問題特別委員長の職にありながら、幸いにも3度の質問機会を得ることが出来ました。直近の24日の決算委員会では、①医療提供体制の充実について、②薬物乱用対策について、③「ハーボニー配合錠」の偽造品流通問題について、この三点に絞って質問しました。

先ず、急速に高齢化が進む中で医療に従事する医師や薬剤師等の医療専門職は年々確実に増加しているものの、過酷な労働環境が問題視され、さらに女性の進出が著しい状況において、出産や育児等を考慮すると、人材の確保と働き方改革が急務であるとの認識から、その対応について厚生労働大臣の見解を伺いました。大臣からは「都道府県ごとに医療勤務環境改善支援センターを設置し、勤務環境改善への取り組みの支援体制を整備していること。さらに今月、「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」の報告書がまとめられたところであり、これらの提案も踏まえ、医療従事者の働き方について考えて参ります。」とのお答えを頂きました。

続いて、国内では危険ドラッグの問題は下火となったものの、国際的には引き続き収まる状況ないこと、また大麻に関して、国際条約に反してウルグアイや米国の幾つかの州で娯楽目的の使用を合法化し、カナダでも合法化の動きがあることなど、薬物問題の国際的な動向も踏まえた政府の防止対策について、薬物乱用対策推進会議の議長でもある厚生労働大臣に質し、「薬物乱用対策は引き続き重要な課題と認識しており、推進会議の議長としてリーダーシップを發揮し、関係省庁と連携・協力してしっかり取り組んで参ります。」との決意を伺いました。

最後に、C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通問題について、4月4日の厚生労働委員会に続いて質問しました。今回は、4月13日の毎日新聞の記事に載った、無許可の事業者を通じて和歌山県内の医療機関に納入されていた件について経過を確認し、関係した事業者等への適切な対応を要求するとともに、制度整備を含めた再発防止への早急な取り組みを厚生労働大臣に要請しました。

委員会の中継録画や議事録は、参議院のホームページから見ることが出来ますので、関心のある方は是非アクセス頂ければと思います。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

国会レポート

「終盤国会を迎えて」

自由民主党総務副会長
参議院議員・薬剤師 藤井 もとゆき

今年も鬱陶しい梅雨の季節を迎えます。昨年の今ごろは全国を飛び回っていたのを思い起こし、時の経つ早さを感じています。

先月、女子プロゴルフの宮里藍選手が今季限りで現役引退という、衝撃的なニュースが流れました。5月29日の記者会見は民放各局が急遽生中継を行うなど、ゴルフファンのみならず多くの国民の注目するところとなりました。宮里選手は高校3年生の9月に行われた女子プロゴルフトーナメントでプロ選手を押し退けて優勝し、初の現役高校生プロとしてデビュー。「藍ちゃん」の愛称で多くのファンから親しまれ、現在の女子プロゴルフ人気の立役者となりました。32歳の若さでの引退を惜しむ声は多くありますが、「モチベーションの維持が難しく、理想とする姿がそこにはなかった。」との説明には、常に高い目標を持って戦ってきた藍ちゃんらしさが滲み出ていました。残された時間は多くありませんが、メジャータイトル制覇の悲願を叶えてあげたいと願うのは私だけではないと思います。

さて、通常国会は6月18日に会期末を迎えます。民進党等の野党は、文部科学省の前事務次官の発言を材料に、加計学園の獣医学部新設計画の経緯等について追求の手を強めるとしています。現在参議院で審議中のテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の今国会での成立を目指す与党との鍔迫り合いは、一層激しさを増すものと思われます。

参議院の厚生労働委員会は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正法案」を一月強かけて可決した以降は順調に審議が進み、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部改正法案」の可決に続き、「医療法の一部改正法案」が可決しました。医療法改正案の審議では、私も今国会の厚生労働委員会3度目となる質問に立ち、遺伝子診断機器や遺伝子診断薬等の開発支援など、ゲノム医療の推進方策について、消費者向けの遺伝子ビジネスの適正な実施について、及び医療安全対策、特に医薬品等に係わる医療安全への薬剤師の役割について、厚生労働省の見解を質しました。

私が委員長を務める沖縄・北方問題特別委員会では、6月2日に委員会を開催し、3月21日の委員会での鶴保沖縄・北方担当大臣及び岸田外務大臣の所信表明に対する一般質疑を行いました。審議は、民進党議員からの普天間飛行場の返還問題に関する防衛省への質問に対し、答弁が不十分として中断する場面もありましたが、委員長として適切に采配し、大きな混乱を期すこともなく、無事終了しました。

また、沖縄・北方問題特別委員長として、6月23日の沖縄戦没者追悼式に参列します。さらに7月初めには、特別委員長としてではありませんが、見聞を深めるために北方四島のビザ無し交流の一員として、国後島及び択捉島を訪れます。

この他、所属する委員会の一つである決算委員会では、27年度決算報告について9回にわたる委員会審議を経て、6月5日に承認しました。

藤井もとゆきホームページ <http://mfujii.gr.jp/>

平成29年度 薬剤師首長・地方議員意見交換会



広島県薬剤師連盟
会長 豊見 雅文

去る平成28年5月18日(木)、東京千代田区プラザエフにて日本薬剤師連盟「薬剤師首長・地方議員意見交換会」が開催されました。

全国には47名の薬剤師首長・地方議員がおられます。そのうち、30名の首長・議員と21名の都道府県薬剤師連盟の役員が東京に集まりました。広島県からの参加者は、上原貢氏(安芸郡府中町議会議員)、山根温子氏(安芸高田市議会議員)、山野千佳子氏(安芸郡熊野町議会議員)と私の4名です。上原議員は今回で5回目の参加、山根議員、山野議員、私の3人は今回が初参加でした。

薬剤師国会議員の藤井もとゆき参議院議員、松本純衆議院議員、とかしきなおみ衆議院議員は残念ながら、本会議や厚生労働委員会で時間が取れず、民進党の逢坂誠二衆議院議員のみ出席されました。

地方議員の中には、現役で薬剤師業務に就き、薬局・薬剤師を取り巻く諸問題に詳しい方もおられますが、薬剤師業務から離れ、薬剤師会からの情報も届いていない方もおられます。

この意見交換会は、全ての薬剤師首長・議員に我々薬局・薬剤師に係わる諸問題を正確にお伝えし、地方議会からも薬局・薬剤師問題の解決に力を借りたいとお願いし、さらに、薬剤師候補者が立候補する地方選挙には、都道府県薬剤師連盟を通じて支援を行うことを表明するという趣旨で開催されています。

山本信夫日本薬剤師連盟会長挨拶の後、岩本研幹事長より、第25回参議院議員通常選挙の組織内統一候補者本田あき子氏が紹介され、本田氏の立候補にかける決意表明を聞きました。

その後、石井甲一副会長により、薬局・薬剤師が直面している直近の政治課題の説明が行われ、出席首長・議員30名から報告とご意見を順次伺い、質疑応答が行われて、意見交換会を終了しました。



左から上原貢安芸郡府中町議会議員、山根温子安芸高田市議会議員、本田あき子氏、私、山野千佳子安芸郡熊野町議会議員

広島県薬剤師連盟廿日市支部女性薬剤師のつどい



廿日市支部 渡邊 理恵子

昨年に続き6月2日に「広島県薬剤師連盟廿日市支部女性薬剤師のつどい」を開催しました。週末でお忙しい中、20名の女性薬剤師諸先生方にお集まりいただきました。

今回は、次期参議院選挙における日本薬剤師会連盟の組織内統一候補として本田顕子氏に決定したことをうけて、先ずは本田顕子氏の顔と名前を知っていただき、今後の活動につなげて行くために開催しました。私たちの1票は、国会審議で「患者のための薬局ビジョン」及び「健康サポート薬局」など薬剤師に関係した医療体系や診療報酬にかかわってくる政治政策決定の過程で、発言の機会が増え影響力が増すことにつながります。

かかりつけ薬剤師かかりつけ薬局を推進して患者さんに身近な存在となり、調剤から地域に出ていくために必要なこと、薬剤師としての思いを語り横のつながりを密にして薬剤師一丸となって応援していけたら幸いです。将来のある薬剤師のためにも問題意識を持って行動しなければならないと感じています。

この会に参加して薬剤師連盟を身近に感じることができました。微力ではありますが後輩薬剤師の一助になれたら幸いです。女性の多いこの業界で、雑務に追われ1票を投じる力の大切さを忘れている方が多いと思います。この会をきっかけとして今後の活動に役立てようと思っています。



第51回 広島県薬剤師会 定期総会資料

平成29年6月18日(日)

第51回広島県薬剤師会定期総会付議事項

目 次

(報 告)	
報告第1号	平成28年度会務及び事業報告（公衆衛生）……………
報告第2号	平成28年度事業報告（検査）……………
報告第3号	平成28年度事業報告（会館）……………
報告第4号	平成28年度事業報告（共益）……………
報告第5号	新会館の進捗状況について……………
報告第6号	公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則の一部改正について…
(議 案)	
議案第1号	平成28年度決算の承認について（案）……………
資料1	平成28年度貸借対照表……………
資料2	平成28年度正味財産増減計算書……………
資料3	財務諸表に対する注記……………
資料4	附属明細書……………
参考1	平成28年度貸借対照表内訳表……………
参考2	平成28年度正味財産増減計算書内訳表……………
参考3	財産目録……………
参考4	監査報告書……………
議案第2号	広島県薬剤師会館の移転経費について（案）……………
議案第3号	特定資産積立預金の取崩について（案）……………
議案第4号	広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額について（案）……………
議案第5号	平成29年度借入金（会務運営）最高限度額について（案）……………
議案第6号	公益社団法人広島県薬剤師会保険薬剤師会負担金納付規程の一部改正について（案）……………



報告第1号

健康ひろしま21推進協議会（委員 中川潤子 松村智子）
ひろしま食育・健康新委員会（委員 二川勝）
ひろしま食育・健康新委員会ワーキング会議（委員 田島真一 豊田雅文）
応募者が少ない新規委員会（委員 大澤幸二）

平成28年度 会務及び事業報告（公衆衛生） (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

第1 一般会務關係

会員数		3,108人 (3,074人)		平成28年10月末現在 () 内は前年度	
正会員	A	1,550人	(1,550)		
正会員	B	1,396	(1,349)		
準会員	D	90	(96)		
賛助会員	A	28	(31)		
賛助会員	B	44	(48)		
前年度より 増加人		34人増			
2. 各種会議開催状況					
(1) 第48回定期総会 (28. 6. 19)					
(2) 第49回臨時総会 (28. 12. 18)					
(3) 第50回臨時総会 (29. 3. 26)					
(4) 会長・副会長会 9回					
(5) 理事会 9回					
(6) 常務理事会 12回					
(7) 地域・職域会長協議会 2回					
(8) 監査会 1回					
(9) 委員会 等					
A 会員表敬選考委員会 (28. 5. 12)					
B 会員委員会 (28. 9. 27)					
C 財務打合会 (28. 5. 31)					
D 財務担当者会議 (28. 7. 15 28. 12. 16					
E 会員登録等審査会 (29. 2. 10)					
平成28年度地域・職域薬剤師会別会員数 (平成28年10月31日現在)					
区	分	正会員A	賛助会員	正会員B	準会員D
広島	島	102 (405)	7 (155)	45 (155)	37 (155)
安佐	佐	122 (155)	3 (155)	95 (73)	39 (73)
安芸	芸	83 (81)	2 (91)	98 (91)	13 (115)
庄原	原	61 (62)	2 (73)	73 (73)	2 (112)
大竹	竹	22 (23)	1 (1)	14 (14)	2 (11)
廿日市	市	77 (66)	1 (1)	39 (42)	7 (8)
東広島	島	99 (66)	1 (1)	81 (77)	3 (2)
呉	呉	136 (133)	1 (1)	103 (92)	2 (2)
竹原	原	38 (59)	3 (59)	23 (27)	2 (68)
福山	山	294 (289)	1 (1)	127 (121)	2 (3)
三原	原	55 (54)	3 (3)	29 (30)	6 (6)
尾道	道	97 (97)	1 (1)	40 (37)	3 (37)
因島	島	20 (20)	1 (1)	18 (20)	1 (20)
三次	次	69 (69)	1 (1)	48 (47)	2 (47)
行政	政	59 (59)	2 (59)	59 (59)	2 (59)
計		1,580 (1,580)	28 (27)	1,396 (1,396)	90 (90)

公認会計士

ケ 石橋公認会計士との打合せ (28.5.11 28.7.1 28.8.8、11月) へての内訳は (28.11.1)

コ 永井社会保険労務士との打ち合わせ (28.4.5)

3. 公的機関への協力

ケ 広島県薬事審議会 (委員 前田泰則 豊見雅文 中川潤子)

広島県医療審議会	委員 松村智子	豊見雅文
広島県薬物乱用対策推進本部	(本部前田泰則)	野村祐仁)
広島県医療費適正化計画検討委員会	(委員 豊見雅文)	大冢幸三
広島県社会保険医師協議会	(委員 渡邊英昌)	青野拓郎)
中国地方社会保険医師協議会	(委員 中川賀子)	青野拓郎)
広島県環境審査会協議会	(委員 中川賀子)	青野拓郎)
広島県厚生労働省医療大臣懇親会	(委員 渡邊英昌)	渡邊英昌
広島県全連合会	(委員 渡邊英昌)	渡邊英昌

1

4.

日本薬剤師会（理事）	広島県地域保健対策委員会
日本薬剤師会行政委員会	（公財）広島県地域保健対策委員会
日本薬剤師会災害対策委員会	（公財）広島県原爆障害者社会保険診療報酬支拂会
日本薬剤師会学校衛生委員会	（一社）広島県小介護支援会
日本薬剤師会病院教育委員会	（公財）日本学校保健会
日本薬剤師会會議事務局	（一社）広島県学校保健会
広島県地城保健対策委員会	（公財）日本医師会

第2 事業関係（公衆衛生）

1 県民の福祉・医療・保健衛生向上のための活動
(1) 講座・研修会等の開催及び講師派遣等事業

ア 薬事衛生指導員制度事業

a ・薬事衛生指導員 (118名) の派遣

b ・平成28年度広島県薬剤師会薬事衛生指導員講習会及び広島県学校薬剤師研修会の開催
(福山 28.9.10・62名 広島 28.9.11・104名)

イ 禁煙支援事業

a ・禁煙推進委員会 (28.5.14・29.2.9)

b ・禁煙支援研修会 (29.3.18)

c ・薬剤師禁煙支援マスターの認定 (11名)・アドバイザーの認定 (118名)

d ・薬剤師禁煙支援アドバイザー (60名) 及び広島県健康生活応援店 (173店) のWebサイトへの掲載

e ・平成28年度世界禁煙デー・禁煙週間への協力 (28.5.31~6.6)

f ・未成年者の飲酒・喫煙防止啓発キャンペーンへの参加 (広島 28.9.9)

g ・広島県禁煙支援ネットワーク運営委員会への出席 (28.4.4・28.10.1)

h ・平成28年度広島県禁煙支援ネットワーク研修会への協力・参加 (28.10.1)

i ・毎月22日は「禁煙の日」。(スマッシュンデー) の周知活動

ウ アンチ・ドーピング活動

a ・平成28年度都道府県薬剤師会スポーツファーマシスト担当者合同研修会への出席
(東京 28.11.25)

エ 薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業

a ・平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業連絡会議 (28.6.27・28.11.22・29.3.6)

b ・平成28年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施に関する説明会への出席 (28.8.9)

c ・患者のための薬局運営委員会への出席 (28.8.9)

d ・平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業の打合せへの出席 (28.10.28)

オ 在宅医療推進活動

a ・薬局・衛生材料供給体制検討委員会

(28.5.24・28.10.4・28.10.28・28.11.18・29.1.26・29.3.21)

b ・在宅支援薬剤師専門研修カリキュラム検討委員会 (28.8.8・28.9.28)

c ・平成28年度新たな財政支援制度検討委員会への出席 (28.8.18)

d ・在宅医療推進委員会 (28.9.15・29.2.23・29.3.15)

e ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅰの開催 (28.10.30・参加者91名)

f ・未就業薬剤師就業支援事業実行委員会 (28.11.2・29.3.10)

g ・在宅支援薬剤師専門研修会WG (28.11.21)

h ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱ事前打ち合わせ会 (29.1.11)

i ・在宅支援薬剤師専門研修会Ⅱの開催 (29.1.15・29.1.22)

j ・平成28年度在宅支援薬剤師専門研修会 (実技研修) の開催

(広島大学29.2.18 広島国際大学29.3.5 安田女子大29.3.5 福山大学29.3.12)
k ・復職支援研修説明会の開催 (福山 28.4.9・参加者3名 広島 28.4.11・参加者7名 福山 28.

4.13・参加者3名 広島 28.4.16・参加者1名)

l ・復職支援研修会の開催 (福山 28.5.24・参加者7名 広島 28.5.27・参加者5名 福山 28.6.

21・参加者9名 広島 28.6.27・参加者5名 広島 28.7.25・参加者4名 福山 28.7.26・参加者8名 福山 28.9.6・参加者5名 広島 28.9.26・参加者4名 福山 28.10.17・参加者6名 広

- 島 28.10.18・参加者6名 福山 28.11.8・参加者3名 広島 28.11.28・参加者6名 福山 29.1.16・参加者4名 広島 29.1.17・参加者3名 福山 29.2.10・参加者7名 広島 29.2.20・参加者13名 福山 29.3.29・参加者1名 広島 29.3.30・参加者12名)
m ・モバイルファーマシー (MFP) 担当者会議への出席 (名古屋 28.10.9)
n ・モバイルファーマシーの見学 (学生 28.5.26・28.6.17 福山 28.6.27・28.9.2 28.9.11)
o ・モバイルファーマシーの貸出 (三次 28.6.12 広島佐伯 28.6.22 吳 28.10.15 吴 28.10.22・23 東広島 28.11.6 三次 28.11.13 福山 28.11.27 山口 28.12.18)
カ 「県民公開講座」の開催 (29.2.4・参加者62名)
キ プライマリ・ケアの推進
a ・広島プライマリ・ケア研究会への協力
b ・広島プライマリ・ケア研究会世話人会への出席 (28.12.5 29.3.13)
ク 健康サポート薬局に係る研修会
a ・健康サポート薬局委員会 (28.7.29 28.9.1)
b ・健康サポート薬局委員会・認定基準薬局制度運営協議会合同会議 (29.3.9)
c ・健康サポート薬局打合会 (28.8.26)
d ・健康サポート薬局研修会のための業務調査訪問 (28.9.16)
e ・健康サポート薬局研修会の開催 (広島 28.9.18・参加者A118名・B118名 福山 28.9.19・参加者A59名・B60名)
ケ 研修会への講師派遣
a ・平成28年度介護労働センターケア・サポート講習 (広島 28.5.18)
b ・広島シルバーサービス振興会福祉・介護職員「平成28年度キャリアパス支援研修」
c ・広島県老人福祉施設連盟「平成28年度医療的ケア基礎研修」(広島 28.7.21)
d ・広島県医師会園医・嘱託医研修会 (28.9.22)
(2) 舌民への薬と健康に関する啓発事業
ア 「薬と健康の週間」の企画・運営
a ・「薬と健康の週間」の実施
b ・薬と健康の週間ボスターの配付
c ・くすりと健康相談窓口の開設 (28.5.19 安佐北区総合福祉センター)
d ・「薬と健康の週間」の企画・運営
a ・「薬と健康の週間」の実施
b ・薬と健康の週間ボスターの配付
c ・くすりと健康相談窓口の開設 (28.5.28 さつき祭りイベント会場ボボロ)
d ・安佐北区総合福祉センター (28.6.5)
e ・安芸高田市民文化センター (28.6.12)
f ・東区総合福祉センター (28.6.26)
g ・神辺文化会館 (28.7.3)
h ・東区総合福祉センター (28.9.15)
i ・本郷生涯学習センター (28.9.17)
j ・竹原市保健センター・ふくしの駅周辺 (28.9.25)
k ・東区総合福祉センター (28.10.1)
l ・サンビア・アキ (28.10.1)
m ・広島市中区地域保健センター (28.10.2)
n ・南区地域福祉センター (28.10.2)
o ・廿日市市大野体育馆 (28.10.2)
p ・安佐北区スポーツセンター (28.10.10)

- n* (28.10.15 二河公園多目的グラウンド・吳中央公園)
- n* (28.10.15・16 ローズアリーナ)
- n* (28.10.23 NTTケルビング6F ベントスバード)
- n* (28.10.23 サントピア大竹)
- n* (28.10.29・30 三原サンシープラザ)
- n* (28.11.6 広島サンプラザ、近隣公園)
- n* (28.11.6 吳市職本文周辺)
- n* (28.11.6 安佐南区民文化センター)
- n* (28.11.6 廿日市市総合健康福祉センター)
- n* (28.11.6 東広島運動公園体育会(7ヶ所→9))
- n* (28.11.12 海田町福祉センター)
- n* (28.11.13 安芸区民文化センター)
- n* (28.11.13 尾道総合福祉センター)
- n* (28.11.13 三次市福祉保健センター)
- n* (28.11.13 佐伯区民文化センター及び五日市中央公園)
- n* (28.11.17 安佐北区総合福祉センター)
- d* • 第33回広島県薬事衛生大会実行委員会への出席 (28.9.1)
- e* • 第33回広島県薬事衛生大会への協力 (28.12.1)
- i* 「薬草に親しむ会」の企画・運営
- a* • 薬草に親しむ会打合会 (28.6.13 28.8.17)
- b* • 薬草に親しむ会の下見・現地への挨拶 (28.7.12)
- c* • 薬草に親しむ会の開催 (28.9.22 三次市吉舎町・参加者139名)
- w* 薬物乱用防止活動
- a* • 平成28年度広島県薬物乱用防止指導員協議会理事会への出席 (28.4.12)
- b* • 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部幹事会への出席 (28.6.21)
- c* • 平成28年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への協力 (28.6.20~7.19)
- d* • 平成28年度広島県薬物乱用対策推進本部会議への出席 (28.7.26)
- e* • 平成28年度不正大麻・けし機滅運動への協力 (28.5.1~6.30)
- f* • 広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動への協力 (28.10.1~11.30)
- g* • 麻薬・覚醒剤乱用防止運動大会への参加 (28.11.9)
- h* • 広島県ダメゼッタイ普及運動実行委員会への協力
- i* • 麻薬・覚せい剤・向精神薬等薬物乱用防止活動への協力
- j* • 薬物乱用防止対策の推進
- k* • 広島県薬物乱用防止指導員の推薦 (51名) (任期へ29.7.31)
- l* 1 • 広島薬物関連問題関係者ネットワーク (ひろしまDネット)への協力 (28.9.19)
- m* • 第5回リカバー・パレード「回復の祭典」ヒロシマへの協力 (28.9.19)
- n* • 薬物の乱用はダメ。ゼッタイ!「STOP危険ドラッグ」等の配付 (109件)
- o* • 向精神薬の偽造方箋の不正利用の周知徹底、発見への協力
- p* • 厚生労働省平成28年度「あやしいヤクザク連絡ネット」への協力
- u* 広島県健康増進計画への協力
- a* • ひろしま食育・健康づくり実行委員会への協力
- b* • ひろしま食育・健康づくり実行委員会への出席 (28.6.15 29.3.21)
- c* • 平成28年度食生活改善運動・平成28健康増進普及月間への協力 (28.9.1~9.30)
- d* • 平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議への協力
- e* • 健康づくりの推進に向けた連携協力協定に係る担当者会議への出席 (29.1.13)

- f* • 平成28年度ひろしま健康づくり県民運動推進会議への出席 (29.3.22)
- (3) その他事業
- ア 「がん検診サポート薬剤師」事業
- a* • 広島県がん検診サポート薬剤師養成研修会の開催 (福山 28.1.28・参加者43名 呉 28.2.19
参加者33名 広島 29.2.5・参加者27名 安芸 29.3.5・参加者27名)
- b* • 広島県がん検診サポート薬剤師 (642名)
- イ 「広島県薬剤師会認定基準薬局制度」の推進
- a* • 認定基準薬局制度運営協議会 (28.9.26 28.12.5)
- b* • 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の推進 第1次認定 28.4.1 薬局(新規 0 更新 30)
第2次認定 28.8.1 薬局(新規 0 更新 25)
第3次認定 28.12.1 薬局(新規 0 更新 25)
29.3.31現在 認定基準薬局数 (389薬局)
- c* • 薬局業務運営ガイドラインの周知徹底
ウ 高度管理医療機器等の販売等に係る維持研修の開催
- a* • 高度管理医療機器等の販売等に係る維持研修会の開催 (広島 28.11.13・参加者267名 福山 28.11.23・参加者72名)
- エ 情報提供活動
- a* • 広報委員会 (28.4.15 28.5.13 28.6.20 28.7.13 28.8.24 28.9.6 28.10.24 28.11.7
28.12.14 29.1.13 29.2.15 29.3.8)
- b* • 岐阜Webサイト管理・運営WG (28.7.28 28.8.18 28.11.15)
- c* • 岐阜ホームページ入会案内ページ打合せ (28.10.25)
- d* • 一般紙へ薬局業務・薬剤師能P.R広告掲載 (中国新聞 28.8.20 28.10.17 29.1.4 29.3.4)
- e* • 県薬会誌の発行 (6回)
- f* • 広島県薬メールニュースの配信 (18件)
- g* • 2017年版管理記録録・自己点検表の作製・配布
- h* • 平成28年版広島県薬剤師会員名簿の作成・配布
- i* • 勘じよう取材「労務提供改善に関する取材」 (28.7.1)
- j* • 勘じよう取材「新会長イシダヒロシ」 (28.7.6)
- k* • 協会けんほ向井広島支部長との対談 (28.8.30)
- l* • 広島県薬局機能情報公開制度への対応
- m* • 中国新聞取材 (29.3.29)
- オ 「災害及び感染症対策」事業
- a* • 災害対策委員会 (28.4.18 28.12.6)
- b* • 平成28年熊本地震への薬剤師派遣 (28.4.18~28.5.22)べ28名)・モバイルファーマシーの出動
- c* • 市郡地区医師会 救急・災害医療担当理事緊急連絡協議会への出席 (28.4.19 28.4.28)
- d* • 災害対策委員会・熊本地震活動報告会の開催 (28.4.27)
- e* • 平成28年熊本地震災害時公衆衛生チーム活動報告会への参加 (28.7.8)
- f* • 平成28年熊本地震への義援金 (300,000円)・日本薬剤師会 (28.7.12)
- g* • 中国地方災害時公衆衛生支援合同研修会への出席 (29.3.10)
- カ 薬剤師無料職業紹介所事業
- a* • 求人・求職情報システムの促進 (求人32件 薬学生求人7件 求職4件)
- キ 日本薬剤師会と連携協力協定に係る担当者会議への出席 (東京 28.6.25・26)

- b・日本薬剤師会第38回臨時総会への出席（東京 29.3.11・12）
- c・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席（鳥取 28.6.4・5）
- d・日本薬剤師会都道府県会長協議会への出席
- e・日本薬剤師会平成28年度薬局業務実習担当者全国会議への出席（東京 28.5.11 東京 28.7.13 愛知 28.10.8 東京 29.1.18）
- f・平成28年度中国・四国薬剤師会第49回学術大会への参加（愛知 28.10.10・11）
- g・日本薬剤師会中国ブロック会議への出席（山口 28.11.12）
- h・日本薬剤師会健康サポートのための多職種連携研修（仮称）に係る都道府県薬剤師会説明会への出席（28.5.22）
- j・日本薬剤師会健康サポートのための薬剤師の対応研修（仮称）に係る都道府県薬剤師会説明会への出席（28.6.8）
- k・日本薬剤師会健康サポート薬局全国担当者会議への出席（28.11.17）
- l・日本薬剤師会新年賀詞交換会への出席（東京 29.1.18）
- m・日本薬剤師会生涯学習担当者全国会議への出席（東京 29.2.11）
- n・日本薬剤師会学校薬剤師部会担当者全国会議への出席（東京 29.2.24）
- o・日本薬剤師会研究倫理に関する全国会議への出席（東京 29.3.16）
- p・津波防災の日・世界津波の日への協力（28.11.5）
- q・日本薬剤師会津波警報責任保険への加入促進
- r・日本薬剤師会個人情報保護保険への加入促進
- s・日本薬剤師会共済部への加入促進
- t・日本薬剤師会薬剤師年金制度への加入促進
- u・日本薬剤師会国民年金基金への加入促進
- v・薬剤師ローン等の活用
- ク 国及び広島県との連携・推進
- a・あいサポート運動への協力
- b・平成28年度広島県アルコール健康障害対策連絡協議会への出席（28.7.25 28.8.19 28.11.16 29.1.17）
- c・平成28年度アルコール健康障害対策基本法研修会への参加（28.8.19）
- d・アルコール健康障害対策支援者スキルアップ研修（保健医療関係者向け）への参加（28.8.20）
- e・平成28年度アルコール問題啓発委員会への協力（28.11.10～11.16）
- f・結核予防週間への協力（28.9.24～9.30）
- g・広島県医療審議会保健医療計画部会への出席（28.8.9 29.1.27 29.3.16）
- h・広島県医療審議会医療・介護需要量調査分析WGへの出席（28.10.14）
- i・医療審議会保健医療計画部会・高齢者対策総合推進会議医療・介護需要量調査分析WGへの出席（29.2.10）
- j・広島県医療審議会への出席（28.5.23 29.3.24）
- k・平成28年度広島県医療安全推進協議会への出席（28.12.16）
- l・平成28年度医療安全セミナーへの参加（28.10.10）
- m・平成28年度医療安全研修会（28.2.9）
- n・医薬品等安全性情報報告制度への協力
- o・広島県エイズ対策推進委員会への出席（28.10.20）
- p・平成28年度世界エイズ治療拠点病院等連絡協議会（28.12.1）
- q・平成28年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会（29.1.15）

- r・広島県環境審議会温浴部会への出席（28.6.16 28.12.20）
- s・平成28年度「がん検診へ行こうよ」推進会議への出席（28.4.14）
- t・「がん検診へ行こうよ」in マツダジャム2016への参加（28.5.26）
- u・がん防護及び結核予防普及啓発事業への協力
- v・広島県がん对策推進委員会への出席（29.1.30）
- w・広島県緩和ケア推進会議への出席（28.5.11 28.10.31）
- x・広島県緩和ケア支援センター平成28年度地域在宅緩和ケア推進協議会への出席（28.7.29 29.2.9）
- y・広島県緩和ケア支援センター老人保健福祉月間フォーラム「住民と共に作る地域包括ケア」への協力（28.10.15）
- z・広島県緩和ケア支援センター平成28年度緩和ケア人材育成検討会への出席（28.11.30）
- A・広島県結核予防推進プラン検討委員会への出席（28.10.19 29.2.1 29.3.27）
- B・結核予防技術者研修会への出席・協力（広島 28.12.9 尾道 28.12.15）
- C・第62回中国地区公衆衛生学会への協力（28.8.24・25）
- D・高齢者の医療・介護・福祉に係る担当課長会議への出席（28.7.22）
- E・高齢者対策総合推進会議への出席（28.7.11 29.3.24）
- F・平成28年度老人の日・老人週間（28.9.15～21）
- G・平成28年度自殺予防週間への協力（28.9.10～9.16）
- H・第66回社会を明るくする運動広島県推進委員会への出席（28.5.19）
- I・新型インフルエンザ等対策訓練への参加（28.12.13）
- J・（公社）青少年育成広島県民会議定時総会への出席（28.6.15）
- K・中国地方社会保険医療協議会総会への出席（28.5.24）
- L・中国地方社会保険医療協議会広島支部会への出席（28.4.26 28.5.26 28.6.28 28.7.26 28.8.25 28.9.27 28.10.25 28.11.28 28.12.27 29.1.26 29.2.24 29.3.28）
- M・健康日本21」「健康ひろしま21推進協議会への出席（28.8.24）
- N・健康ひろしま21推進協議会への出席（28.8.24）
- O・広島県地域包括ケア推進センター運営協議会への出席（28.4.21）
- P・広島県地域包括ケア推進センター多職種連携推進ワーキングチーム会議への出席（28.6.2 28.11.15）
- Q・広島県地域リハビリテーション等専門職派遣及び研修に係る調整会議への出席（28.4.25 28.7.26）
- R・広島県地域リハビリテーション等専門職研修会への参加・協力（広島 28.9.9 福山 28.9.16）
- S・平成28年度地域づくりによる介護予防推進支援研修会への出席（28.10.14 29.2.22）
- T・広島県「農業危害防止運動」への協力（28.6.1～8.31）
- U・平成28年度広島県「みんなで減災」一齊地震防災訓練への協力（28.11.4）
- V・けんみん文化祭ひろしま'16への協力
- W・広島県立美術館団体割引会員への協力
- X・ひろしまヘルスケア推進ネットワーク平成28年度総会への出席（28.4.14）
- Y・北方領土返還要求運動広島県民会議総会への出席（28.6.2）
- Z・第33回北方領土返還要求広島県民大会への出席（28.8.25）
- (a)・北方領土返還要求運動への啓発協力
- (b)・平成28年度広島県合同輸血療法委員会への出席（28.6.25）
- (c)・平成28年度広島県合同輸血療法研修会への出席（29.2.18）
- (d)・市町等介護保険・高齢者保健福祉・在宅医療担当課長会議（29.3.21）

- (e)・平成28年度第回広島県医療費適正化計画検討委員会への出席 (29.3.22)
- (f)・広島県国民健診保険運営協議会への出席 (28.2.1)
- (g)・「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」への協力
- ヶ 四輪会での連携・推進
- a・I PPNW日本支部 (J PPNW) 理事会・総会、広島県支部総会への出席 (28.5.14)
- b・IPPNW日本支部への協力
- c・21世紀、県民の健康とくらしを考える会役員会への出席 (28.6.9 28.9.29)
- d・21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムのための打合会 (28.12.26)
- e・21世紀、県民の健康とくらしを考える広島県民フォーラムへの協力・参加 (29.1.21)
- f・平成28年度医療事故調査制度研修会・事故調査の実務への参加 (28.5.28)
- g・医療事故調査等支援団体連絡協議会への出席 (28.8.3)
- h・広島県医師会第7回たばこと健康・広島フォーラムへの出席 (28.6.8)
- i・広島県医師会医療・介護人材の育成・確保対策WGへの出席 (28.8.8)
- j・第69回広島医学会総会議事会への出席 (28.11.13)
- k・平成28年度「看護の日」広島県大会への出席 (28.5.14)
- l・第27回ジユーメモント広島大会への協力 (29.2.11)
- m・平成28年度広島県四輪会員連絡協議会への出席 (28.9.29)
- n・県民が安心して暮らるために四輪会議会への出席 (28.5.16)
- o・第23回日本歯科医学会総会への協力 (28.10.21～10.23)
- p・県民が安心して暮らせるための四輪会議会健康寿命延伸検討WGへの出席 (28.12.5 29.3.13)
- q・平成28年度在宅医療の人材（訪問看護師）確保のための推進事業検討委員会への出席 (28.11.22 29.3.21)
- r・平成29年広島県医師会新年互礼会 (29.1.9)
- s・広島県歯科医師会創立110周年記念式典及び創立110周年・新会館竣工記念祝賀会 (29.2.12)
- t・「広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）県民公開セミナー」への協力 (28.7.9)
- u・県民公開セミナー「ここまで来た！がん放射線治療」への協力 (29.2.12)
- コ その他関係団体との連携・推進
- a・広島県病院薬剤師会の事業への協力
- b・広島県女性薬剤師会の事業への協力
- c・広島県学校薬剤師会の事業への協力
- d・広島県青年薬剤師会の事業への協力
- e・広島県行政薬剤師会の事業への協力
- f・平成28年度全国学校保健・安全研究大会・第66回全国学校薬剤師大会への参加 (札幌 28.10.27～28)
- g・第66回学校環境衛生研究協議会への協力 (広島 捐出金・分担金1461,511)
- h・子育て応援団すこやか2016打合会 (28.4.11)
- i・子育て応援団すこやか2016への参加・協力 (広島 28.5.21～22)
- j・子育て応援団すこやか2016第2回けんこうサポートゾーン調整会議への出席 (28.8.23)
- k・子育て応援団すこやか2017けんこうサポートゾーン調整会議への出席 (29.3.8)
- l・広島キッズシティ2016打合会 (28.7.28)
- m・広島キッズシティ2016への参加 (28.8.27・28・参加者234名)
- n・ビンクリボンキャンペーンin広島実行委員会への出席 (28.4.20 28.7.29)
- o・ビンクリボンdeカープボランティア選考会 (28.4.20)
- p・ビンクリボンdeカープ打合会 (28.4.26)

- q・ビンクリボンdeカープ (対DeNA戦)への参加・協力 (28.5.8)
- r・ビンクリボングッズの販売協力 (28.11.20)
- s・第117回日本医史学会総会・学術大会への協力 (28.5.21)
- t・第21回日本緩和医療学会学術研修会への協力 (広島会場 28.6.17・18)
- u・平成28年度病院診療所薬剤師研修会への協力 (広島会場 28.7.9・10)
- v・(公財)広島県地域保健医療推進機構議員会への出席 (書面評議員会) (28.7.12 29.3.27)
- w・ヒロシマ薬剤師研修会への協力 (28.7.17)
- x・平成28年度在宅訪問栄養ケア推進委員会への出席 (28.7.25 28.11.16 29.3.15)
- y・広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式への出席 (28.8.6)
- z・第42回広島県国保診療施設地域医療学会への出席 (28.8.27)
- A・第55回広島県身体障害者福祉大会への協力 (28.9.7)
- B・日本赤十字社中國四国ブロック血液センター見学会 (28.9.23)
- C・医薬品副作用検査検査機構・拠出金の徵収等への協力
- D・シンボジウム「専門・認定薬剤師制度の現状と課題」への協力 (29.10.26)
- E・第5回先端のがん薬物療法研究会への出席 (29.1.8)
- F・第16回ケアマネジメント広島大会への協力 (29.2.11)
- G・県民公開セミナー「ここまで来た！がん放射線治療」への協力 (29.3.12)
- H・平成28年度感染症講習会への協力 (29.3.1 29.3.19)
- I・第12回日本医学シミュレーション学会学術集会への協力 (29.3.18・19)
- J・全国公益法人協会中国地区2月期公益・一般法入定例講座への参加 (29.2.8)
- K・ジャカルタス感染症等の海外感染症対策講習会への協力
- サ 本会の後援・共催・賛同した事業
- a・わんぱく大作戦 (28.4.1～29.3.31)
- b・広島市歯科医師会市民公開講座 (28.4.2)
- c・広島大学脳血管疾患研究会2016 Spring Concert (28.4.10)
- d・平成28年度 看護の日! 広島県大会 (28.5.14)
- e・子育て応援団すこやか2016 (28.5.21～22)
- f・平成28年度第1回広島県歯科医師会学術講演会 (28.5.22)
- g・薬剤師あゆみの会第15回新人薬剤師会宿研修会 (大阪 28.5.26～5.29)
- h・平成28年度広島県農業危害防止運動 (28.6.1～8.31)
- i・第27回ジユノー記念祭 (28.6.5)
- j・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部第35回大会 (28.6.18)
- k・平成28年度広島県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 (28.6.20～7.19)
- l・福祉用具展示会＆セミナーin広島2016 (28.7.15～16)
- m・ヒロシマ薬剤師研修会 (28.7.17)
- n・全国地域リハビリテーション合同研修大会広島2016 (28.7.23～24)
- o・平成28年度赤十字血液センター血液シラバム (28.7.30)
- p・第4回Neurourgery Update in Hiroshima (28.8.11)
- q・平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター继续研修 (28.8.27 28.9.10 28.10.2)
- r・平成28年度ひろしま肝疾患コーディネーター養成講座 (28.9.1～9.30)
- s・平成28年度老人保健福祉月間 (28.9.1～9.30)
- t・平成28年度老人保健福祉月間 (28.9.1～9.30)
- u・「自然災害に強い広島を目指して」社名連合広告企画 (28.9.1)
- v・平成28年度広島県認知症疾患医療センター合同研修会 (28.9.8)

- w・オレンジリング・イベント世界アルツハイマーデー祈念講演会in吳 (28.9.10)
- x・緩和ケア支援センター平成28年度在宅緩和ケア講演会 (28.9.10)
- y・レーナー・オーライフ・ジャパン2016広島 (尾道 28.9.18・19)
- z・第5回リカバリー・パレード「回復の祭典」inヒロシマ (28.9.19)
- A・日本臨床腫瘍学会スタートアップセミナー2016 (28.10.2)
- B・福山大学薬学部卒後教育研修会 (28.10.8)
- C・平成28年度広島県臨床研究・C R C研修会 (28.10.15)
- D・老人保健福祉月間フォーラム (28.10.15)
- E・くすりと健康の「やく薬フェスティ」 (28.10.23)
- F・第89回在宅セミナー～によるボリファーマシーの解消～ (東京 28.11.3)
- G・第14回高齢者・障がい者福利擁護の集い (28.11.4)
- H・麻薬・覚醒剤乱用防止運動広島大会 (28.11.9)
- I・第57回広島県公衆衛生大会～健やかな暮らしをつくる人々の集い～ (三次 28.11.11)
- J・広島市安芸保険センター乳がん防講演 (28.11.25)
- K・ペーキングソン病フォーラムin広島 (28.11.26)
- L・「新人アローハップ研修会」「OTCセミナー」(大阪 28.11.26・27)
- M・第33回広島県薬事衛生大会 (28.12.1)
- N・平成28年度認知症専門職研修会 (大竹 28.12.1)
- O・障がい教室ワークショッピング2016in広島 (28.12.3)
- P・医療関連感染セミナー2016in中国II (28.12.3)
- Q・隣職がん撲滅チャリティーイベント (28.12.4)
- R・第21回広島県理学療法士学会 (福山 28.12.4)
- S・第4回安田女子大学薬学部・卒後教育研修会 (28.12.11)
- T・第5回先端的がん薬物療法研究会 (29.1.8)
- U・平成28年度広島県合同輸血療法研修会 (29.2.18)
- V・第61回学校環境衛生研究会 (29.2.19)
- W・第12回広島県骨癆と経腸栄養療法研究会 (29.3.18)
- X・平成28年度健康づくりボスター募集
- シ・薬剤師会館移転の検討及び対応
- a・会館建設業者との打合せ (28.4.1)
- b・懇あい設計とのミーティング (28.4.19)
- c・広島市都市整備局訪問 (28.4.27)
- d・㈱ライフアシスト社訪問 (28.6.8 28.9.8 28.10.27)
- e・懇あい設計との協議 (28.6.20 28.8.31)
- f・会館建設特別委員会 (28.7.14 28.8.10 28.8.22 28.9.8 28.9.23 28.10.6 28.10.14 28.10.21 28.10.27 28.11.4 28.11.29 28.12.14 29.1.17 29.2.14)
- g・会館建設特別委員会事前打合せ (28.8.2 28.11.14)
- h・大和ハウス工業㈱との協議 (28.8.8)
- i・懇あい設計との面談 (28.8.22)
- j・新会館建設に係わる協議 (28.9.15)
- k・広島県歯科医師会との協議 (28.10.4)
- l・二葉の里地区、広島駅地区、瑞陽地区第4回エリアマネジメント合同準備会議への出席 (28.10.28)
- m・エリアマネジメント調整会議事前協議 (28.11.6)
- n・平成28年度新会館内薬局設置検討WG委員会 (29.1.16 29.2.24)

- o・第24回広島駅新幹線口エリアマネジメント推進調整会議への出席 (29.3.13)
- 2 医薬分業の推進及び社会保険制度への対応状況報告
- (1) 保険薬局事業
- ア 保険薬局への講座
- イ 緩和ケア薬剤師の育成
- ア 保険薬局への講座
- イ 緩和ケア薬剤師の育成
- a・平成28年度緩和ケア薬剤師研修への協力 (28.9.25 28.10.2)
- b・平成28年度緩和ケアアッパー研修への協力 (28.11.6)
- ウ HMネット事業への参画
- a・HMネットに関する検討委員会の開催 (28.8.3)
- b・HMネットに関する検討委員会 (実務打合会)への出席 (28.10.11)
- c・HMネットに関する検討委員会 (リンク付けサーバー小WG) の開催 (28.10.13)
- d・HMネットに関する検討委員会 (リンク付けサーバー小WG)への出席 (28.12.2)
- e・ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット) ワーキンググループの開催 (29.1.31)
- f・モバイルスマートフォームを用いたHMネットカード発行イベントへの協力 (29.3.19)
- エ 抗HIV薬服薬指導薬剤師の育成
- (2) その他の事業
- ア 院外処方箋への適切対応の推進
- a・保険薬局ニーズ(会誌各号)と保険薬局ニュース速報の発行 (FAX20回)
- b・調剤報酬に関する質疑・応答
- c・「保険薬局業務指針」等関係書籍の整備・販売
- d・医療保険委員会(保険薬局部会)担当者会議の開催 (28.12.13 29.2.17)
- e・広域病院の院外処方せんに関する協議と資料の提供
- f・医薬品の適正使用の推進
- g・心需薬局地図の作成
- h・医薬分業支援組織整備
- i・備蓄検索システムの整備
- j・県民のかからりつけ薬局理解のための広報
- k・県民への医薬分業啓発
- l・「くすりと健康相談窓口」等に於いての医薬分業PR支援
- m・全国健康保険協会多重量受診者対策検討会への対応 (28.4.18 28.5.23 28.6.20 28.7.25 28.8.22 28.9.30 28.10.24 28.11.30 28.12.26 29.1.24 29.2.20 29.3.27)
- n・全国健康保険協会多重量受診者宅訪問聞き取りへの協力 (28.8.18 28.11.8 28.11.18 28.11.25 28.12.2 28.12.9 29.2.18)
- o・全国健康保険協会平成28年度社会保険事務説明会への講師派遣 (福山・三次28.6.3 広島・東広島・三次28.6.7 広島・福山・三原・三次28.6.8 竹原・尾道28.6.9 廿日市・福山28.6.10)
- p・保険指導薬剤師への対応
- q・平成28年度広島県四師会社会保険担当理事連絡協議会 (28.9.29)
- r・全国健康保険協会ジェネリック医薬品啓発リーフレット作成への協力
- イ 休日夜間対応
- a・休日・夜間診療、小児救急等に係る助成
- ウ 調剤報酬請求の審査支払業務

- a・調査報酬審査支払機関への対応
- b・社会保険診療報酬支払基金広島支部幹事会への出席（28.4.8 28.5.13 28.6.10
28.8.19 28.9.9 28.11.11 28.12.9 29.1.13 29.2.10 29.3.10）
- 工 立会人の派遣
- a・平成28年度社会保険医療担当者（薬局）指導打合会の開催（中国四国厚生局・広島県・本会
28.5.18）
- b・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導に立会
(平成28年7月～平成28年12月 38件)
- c・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導に立会
(平成28年7月～平成28年2月 58件)
- d・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の集団的個別指導に立会
(平成28年10月 14件)
- e・中国四国厚生局監査に立会（平成28年10月14日1件、12月2日1件、2月2日1件、2月3日1件）
- 才 在宅医療と地域包括ケアシステムへの対応
- a・在宅介護相談事業の支援
- b・在宅医療への参画推進
- c・業務課との共同事業・在宅医療普及啓発用チラシ作成への協力
- カ リスクマネージメント等への対応
- a・医薬品安全性情報収集活動に協力
- b・DEMI事業への協力
- キ その他
- a・日本薬剤師会医療分業指導者協議会への出席（東京 29.2.3）
- b・日本薬剤師会平成28年度社会保険指導者研修会への出席（東京 29.3.23）
- ク 各種印刷出版物等
- a・薬の基礎知識
- b・薬との上手なつきあい方—高齢者とくすりー
- c・薬の正しい使い方
- d・調剤事故発生時の対応マニエアル
- e・調剤事故発生時の再確認
- f・お薬手帳及びお薬手帳啓発（注意事項）シールの作製
- g・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応看板
- h・保険薬局 ジェネリック医薬品調剤対応シール
- i・訪問薬剤管理指導業務PRリーフレット
- j・「特とう！お薬手帳」PRチラシ
- k・「薬と健康の週間」における全国統一事業に係るボスター・チラシ
- 1・平成28年度版お薬手帳啓発ボスター
- m・平成28年度版お薬手帳啓発チラシ
- 3 薬剤師の生涯教育及び養成計画
- ア 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関事務局の受け入れ

- イ 薬局実務実習受け入れ実行委員会（28.7.26）
- ウ 6年制薬局実務実習受け入れ説明会の開催（吳 28.4.13 広島 28.4.20 榎山 28.4.21）
- エ 病院・薬局実務実習中国・四国地区調整機関会議への出席
(岡山 28.4.19 岡山 28.7.22 岡山 28.11.22 岡山 29.2.21)
- オ 中国・四国地区薬剤師会薬局実務実習受入調整機関評議員会及び運営委員会合同会議への出席
(岡山 29.3.18)
- カ 平成28年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会の開催
(広島 28.5.29・講座アオ3名 イヴ51名 福山 29.1.9・講座アオ21名 イヴ21名)
- キ 認定実務実習指導薬剤師養成W Sタスクフォースのためのワークショップ（薬学教育ワーク
ショップ）中国・四国への参加（岡山 28.7.31 岡山 29.1.8・9 福山 29.2.11・12）
- ク 平成28年度認定実務実習指導薬剤師養成更新講習会の開催
(福山 28.8.24・12名 広島 29.3.5・29名)
- ケ 薬局実務実習受入に関する中国・四国地区プロック会議への出席（岡山 28.11.5）
- コ 広島大学薬学部実務実習実習成果報告会への講師派遣（28.10.27 28.11.10）
- サ 福山大学O S C Eへの協力（福山 28.12.4）
- シ 安田女子大学薬学部実務実習成果報告会への参加（28.4.17）
- ス 安田女子大学O S C Eへの協力（広島 28.12.4）
- セ 広島大学O S C Eへの協力（広島 28.12.11）
- ソ 広島国際大学O S C Eへの協力（吳 28.12.18）
- タ 薬局実習の受け入れ（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
- チ 早期体験学習への協力（広島大学、福山大学、広島国際大学、安田女子大学）
- ツ 県外薬学部学生実務研修への協力
- テ 薬局が実習を行っている旨等を示すボスター・薬学生実習受入施設証の配布
(28.5・185件)
- ト 薬局実務実習への協力（検査センター・薬事情報センター施設見学）
- ナ 広島国際大学八字宣誓式への出席（28.4.3）
- ニ 広島大学薬学部薬理学科、広島大学大学院医歯薬保健学研究科、広島大学大学院医歯薬学総合研
究科卒業・修了記念パーティーへの出席（29.3.12）
- ヌ 広島国際大学第16回学術大会の開催（福山 28.11.20 参加者185名）
- 口頭発表 15題
- シンポジウム テーマ「熊本地震災害支援から災害時に薬剤師に求められるものー」
- モバイルアーマーシー展示
- ア 広島県薬剤師会学術大会実行委員会（28.5.23 28.10.17 28.11.9）
- イ 広島県薬剤師会学術大会出展打合会（28.9.29）
- (3) 広島県薬剤師研修協議会への協力
ア 広島県薬剤師研修協議会への協力（28.4.27 28.8.26 29.2.22）
- イ 生涯学習推進WG（28.8.29 28.10.18）
- ウ (公財)日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師制度への協力（1,914名）
- エ 日本薬剤師会生涯学習支援システム（J P A L S）への推進・協力
- オ 新薬剤師会生涯学習会連絡会議への出席（名古屋 28.6.12・参加者7名）
- カ キ 平成28年度全国薬剤師研修協議会連絡会議への出席（名古屋 28.10.9）
- ク 研修カレンダーの運営

(4) その他事業	
ア 日本薬剤師会学術大会への参加	
a・日本薬剤師会第49回学術大会への参加（愛知 28.10.9・10・参加者73名）	
イ 広島県地域保健対策協議会への参画	
a・広島県地域保健対策協議会への協力	
b・ACP章及啓発モデル事業報告会「だれでも、かんたん、ACP」への協力（28.5.29）	
c・広島県地域保健対策協議会定例理事会への出席（28.8.1 29.3.10）	
d・地対協WG（28.8.2 28.10.5 29.1.27）	
e・広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会への出席	
f・健康食品の利用実態に関するアンケート調査への協力	
g・広島県地域保健対策協議会第1回医療・介護連携推進専門委員会への出席（29.2.9）	
h・平成28年度広島県医園城保健対策協議会研究会への出席（廿日市 29.2.5）	
i・広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会「健康新づくり支援に關する講演会」研修会への出席（29.2.16）	
j・「在宅医療・介護連携推進事業」の円滑な実施に向けた行政と医師会等の連携セミナーへの参加（29.1.19）	
ウ 日本薬学会・日本薬剤師会・日本精華病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加	
a・日本薬学会中国四国支部平成28年度後見人第2回会への出席（岡山 28.11.5）	
b・日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議への出席（岡山 28.11.5）	
c・第55回日本薬学会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への協力・参加（岡山 28.11.5・6・参加者7名）	
4 薬事情報センターの事業	
(1) 薬事情報センター定例研修会等	
ア 施設見学の受け入れ（1,056名）	
イ 葉局実務実習への協力	
ア 講演活動及び広島県薬剤師会員の講演活動支援	
a・ASTCアジアアスロン選手権2016/廿日市（28.4.29～5.1開催）におけるアンチ・ドーピング活動の受け入れ	
(2) 薬局実務実習への協力	
ア 施設見学の受け入れ（11回 1,056名）	
イ 講演活動及び広島県薬剤師会員の講演活動支援	
ア 薬の適正使用、ドーピング防止等に関する研修会における講演活動	
a・ASTCアジアアスロン選手権・ドーピング防歴研修会&スタッフ説明会（28.5.24～27 28.9.13・14 28.9.16 28.9.27・28 29.1.25・26、学生112名、指導薬剤師13名）	
(3) 講演活動及び広島県薬剤師会員の講義	
ア 薬の適正使用、ドーピング防止等に関する研修会における講義（三原 28.6.15 28.10.12）	
b・三原薬剤師会薬局実務実習生への講義（三原 28.6.15 28.10.12）	
c・安佐薬剤師会実務実習生への講義（広島 28.7.7 28.11.2）	
d・第36回広島県薬剤師会学術大会（福山 28.11.20）	
e・平成28年度薬剤師認知症対応力向上研修（広島 28.11.26）	
f・平成28年度広島県トレーナー認定スピーチトレーニング講習会（広島 28.11.27）	
イ 会員の各種研修会における講演活動のための資料収集・資料作成	
a・資料収集 8件	
b・資料作成 4件	
(4) 相談・助言に係わる事業	
ア 質疑応答業務	
a・電話による情報提供 504件	

b・FAX送信	55件
イ お薬相談電話	1,247件
a・情報提供件数	
b・電話受信件数	879件
ウ 広島中毒119番	
a・電話による情報提供	103件
b・留守番電話	4件
エ アンチ・ドーピングホットライン	71件
a・情報提供件数	
(5) その他事業	
ア 薬事関連情報の収集、ウェブサイトによる情報提供	
イ 広島県薬剤師会備蓄医療緊急システムにおける医薬品情報メンテナンス	
ウ 情報誌の発刊・寄稿	
a・D.I. News（ロシマ）発刊 4回（vol.44 No.2-4 vol.45 No.1）	
エ 広島県薬剤師会モバイルDI室事業	
オ 薬事情報センター委員会	
カ 薬事情報センター機能強化等のための検討会 1回	
キ 広島県薬剤師会モバイルDI室事業打合せ会 1回	
ク 関係団体への協力	
a・日本薬剤師会 Bunsaku文献データベースの作成、モバイルDI室事業、都道府県薬剤師会薬事情報センターとの連携、他	
b・広島県病院薬剤師会 医薬品情報委員会への委員派遣 3回	
c・（公財）日本アンチ・ドーピング機構（JADA） 広島県におけるアンチ・ドーピングホットラインおよび広島県薬剤師会アンチ・ドーピング活動事務局の設置	
d・ASTCアジアトライアスロン選手権2016/廿日市（28.4.29～5.1開催）におけるアンチ・ドーピング活動（廿日市 28.4.27～4.30）	
ケ 研修	
a・平成28年度感染症・疾患管理センター研修会（結核研修コース）への出席	
b・平成28年度薬剤師会薬事情報センター実務担当者等研修会への出席（東京 29.3.3）	
コ 広報活動（相談窓口のご案内）	
a・薬事情報センター	
b・福山市：ウェブサイト「ふくやま子育てe-支援情報」	
b・広島市：「母子健康手帳」	
b・福山市：「乳幼児健診配布用パンフレット（相談窓口）」	
b・広島県：「乳幼児と保護者のための子育て支援情報」	
b・広島県：「あんしん子育てサポートブック」	
b・ひろしま市民と市政」（28.12.15）	

- ・(公財)ひろしまこども夢財団：「広島市あんしん子育てサポートサイト」ひろまる」
- ・「イクちゃん子育てガイド2017年度版」
- ・「ウェブサイト 広島県の子育てポータル イクちゃんネットト」
- ・東広島市：「母子健康手帳別冊受診券セット」「子育てパンフレットすくすく」
- ・福山市：「あんしん子育て応援ガイド2016」
- ・呉市：「母子健康手帳別冊」
- ・府中町：「母子健康手帳別冊」
- ・広島リビング新聞社：「リビングひろしま」(28.12.10)
- c・お薬相談電話
- ・広島県：「広島県ウェブサイト（相談窓口）」「平成29年版広島県民手帳（広島県統計協会）」
- ・広島市：「広島市ウェブサイト（よくある質問と回答）」「特定健康診査PFIナラシ」
- ・(公財)ひろしまこども夢財団：「イクちゃん子育てガイド2017年度版」
- ・福山市：「あんしん子育て応援ガイド2016」
- ・広島県後期高齢者医療圏連合会：「ジェネリック医薬品希望カード
- ・広島県国民健康保険団体連合会：「ジェネリック医薬品希望カード
- ・(株)中国新聞社：「中国新聞（広告）」(28.8.20 28.10.17)
- ・広島リビング新聞社：「リビングひろしま」(28.12.10)
- ・(一財)日本医薬情報センター：医療用日本医薬品集 2017
- ・(株)じほう：日本医薬品集 医療薬 2017、日本医薬品集 一般薬 2017-2018
- d・アンチ・ドーピングホットライン
- ・(公財)日本アンチ・ドーピング機構(JADA)：ウェブサイト「薬について問い合わせ」

5 その他事業

- (1) 自動体外式除細動器(AED)の設置（広島県薬剤師会館1階）
- (2) 福利厚生事業の推進
- (3) 夏季の省エネルギー対策の実施 (28.5.1~9.30)
- (4) 放漫徹先生を偲ぶ会への出席 (28.5.11)
- (5) 広島テレビ放送新社屋新築工事开工式・広島二葉の里プロジェクト起工式への出席 (28.8.31)
- (6) 日本中華情報センター創立30周年記念式典・祝宴への出席 (東京 28.9.16)
- (7) エネコム広島ICTセンター開所式への出席 (28.11.29)
- (8) 平成28年度薬剤師大祭の開催 (28.12.1)
- (9) 平成29年薬事関係者新年五会の開催 (29.1.12)
- (10) 配布したもの
 - ア 後期高齢者医療制度「被保険者証」更新のお知らせボスターの配付
 - イ がん検診啓発ボスター・チラシの配付
 - ウ セルフメディケーションハンドブック2016小冊子の配付
 - エ 日本薬学会・日本病院薬剤師会・中国四国支部学術大会チラシの配付
 - オ 「広島県不妊検査費助成事業」及び妊娠応援フォーラム「夫婦で考える不妊治療」周知用リーフレットの配付
 - カ 平成28年度「薬と健康の週間」ポスターの配付
 - キ 平成28年度「薬と健康の週間」リーフレットの配付
 - ク 独立行政法人医薬品医療機器総合機構ボスターの配付

ケ 選んでくださいあなたのかかりつけ薬局に。ボスター・チラシの配布

コ 減らそぞう犯罪運動事業（広島県警察）への協力

サ 「地域の薬剤師にご相談ください」在宅啓発チラシの配付

シ お薬手帳を毎回お持ちくださいチラシ配付

ス ジェネリック医薬品を使ってみませんか？配付

セ ソ 注意ください！健康食品でも、飲み合わせがあるんですボスター配付

タ カカリつけ薬剤師に関する記事が新聞に掲載されましたチラシ配付

チ 平成28年度内閣府「自殺対策強化月間」ボスター配布

報告第2号

平成28年度 事業報告（検査） (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

4 家庭用品検査

- (1) 衣類等
ア 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に該当する品目を対象とした
ホルムアルデヒド及び有機水銀の検査
54件(57件)
3件(5件)
a・ホルムアルデヒド
b・有機水銀
- (2) 洗剤
ア 成分定量試験
イ 容器に係る試験
- 3件(0件)
3件(0件)

- 5 化学物質空気検査
(1) 学校教室等
ア 幼稚園、小学校、中学校等における、空気中のホルムアルデヒド及びトルエンの検査
26件(25件)

6 その他、必要と認められる事業

- (1) 飲料水検査
一般家庭、飲食店等の水質検査
イ 学校水飲み場等における水質検査
ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）に係る水質検査
1,035件(1,044件)
434件(449件)
49件(53件)
- (2) プール水質検査
ア 学校プールの水質検査
イ 遊泳用プールの水質検査
733件(737件)
7件(5件)
- (3) その他
ア 排水管の水質検査
イ 浴槽水の水質検査
ウ 署物及び劇物に係る水質検査
102件(100件)
11件(22件)
1件(1件)
- 2 卫生検査
- (1) 腸内細菌検査
ア 赤痢菌・サルモネラ菌
イ 腸管出血性大腸菌O-157
ウ 寄生虫卵検査
1,627件(1,414件)
987件(902件)
488件(5,496件)
- (2) 尿検査
ア 幼稚園、小学校、中学校等の児童生徒及び教職員の尿検査
22,220件(17,544件)
- 3 医薬品検査
- (1) 広島県健康福祉局業務課及び自治体からの委託検査
ア 医薬品（後発医薬品を含む）の検査
a・成分定量試験
b・崩壊試験
イ 無承認無許可医薬品等の検査
a・成分定性試験
51件(58件)
31件(38件)
17件(17件)
- (2) 薬局及び民間業者からの依頼検査
ア 医薬品原料及び資材の検査
a・日本薬局方による試験
b・薬局外医薬品規格による試験
c・医薬品添加物規格による試験
d・社内規格試験
e・化粧品の純度試験
6件(6件)
3件(3件)
5件(4件)
11件(9件)
0件(1件)

報告第3号

平成28年度 事業報告（会館）
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

広島県薬剤師会会館及び関連施設の運営管理

会館使用件数（他団体） 165件

報告第4号

平成28年度 事業報告（共益）
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

図書、印刷物等の斡旋販売

報告第5号

新会館の進捗状況について

報告第6号

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則の
一部改正について

- 平成29年3月9日付で選挙管理委員会委員長から提出された意見書に基づき、公
一部改正に付いて
- 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則（案）（別紙）
 - 公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧对照表（参考）
 - 広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書（参考）

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則

第1章 総則

（目的） 第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選挙に関する事項を定める。

（選挙区）

第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。
2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域薬剤師会ごとに区分して定める。

（定数）

第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域薬剤師会所属の正会員（A）
（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。
2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。
3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員総会の決議取り消しの
訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、
第268条、第278条、第284条）を提起している場合は（法人法第278条第1項に
規定する訴えの請求を含む）には、当該訴訟が終結するま
での間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めない
ものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りで
ない。
4 定款第12条第7項に定まる補欠の代議員の定数は各選挙区1名とし、代議員數
が10名を超える毎に1名を補欠の代議員の定数に追
加する。
5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順
位は得票数の多い順とし、これによれない場合は、本人又は代理人によるくじ引
きにより決定する。
6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。

（選挙の管理）

第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選管委員会
会が管理するものとする。

（選管委員会の業務）

第5条 選管委員会は、次の業務を行う。
(1) 選挙人名簿の管理
(2) 立候補の受付及び資格審査
(3) 立候補者の公示
(4) 投票及び開票の管理
(5) 投票の有効又は無効の判定
(6) 選挙結果の報告及び選挙録の作成
(7) その他代議員選挙に必要な事項

（選挙の告示）

第6条 会長は、理事会の決議によって、正会員に対し、代議員の選挙及び選挙期

日を告示する。ただし、任期満了に伴う代議員選舉に併せて実施する補欠の代議員選舉以外の代議員選舉の選舉人は、選舉告示日の前日までに入会の承認を受けた正会員とする。選舉管理委員会は、選舉期日を定め、告示をすることができる。

この場合、会員は選舉の告示後最初に開かれる理事会においてその内容を報告しなければならない。

2 前項の告示は、代議員選舉の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これをを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることとする。

3 臨時の補欠選舉においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。

(選挙人及び選挙人名簿)

第7条 代議員選舉の選挙人は、選舉告示日の前日までに入会の承認を受けた正会員とする。選舉管理委員会は、選舉期日を定め、告示をすることができる。

2 正会員は等しく代議員を選舉する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。

3 選舉管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。

第3章 立候補の届出

(被選挙人の資格及び立候補の届出)

第8条 代議員選舉の被選挙人は、次の各号に定める者(以下「立候補者」という。)でなければならない。

(1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。

(2) 立候補者は、選舉期日の30日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部を、その属する地域・職域兼別師会に提出しなければならない。ただし、臨時補欠選舉においては、20日前までとする。

(3) 地域・職域兼別師会は、前項の届出書類を受理したときは、選舉期日の25日前までに当該届出書類を選舉管理委員会に送致しなければならない。ただし、臨時補欠選舉においては、15日前までとする。

(4) 前項の送致を郵送で行う場合は、締切日必着とする。

2 選舉管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域兼別師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。

3 選舉管理委員会は、立候補届出書の締切日迄に掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。

(立候補の辞退)

第9条 立候補を届け出た者は、選舉期日の前日までに、所定の立候補辞退届出書1部を作成するどもに、ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区においては、立候補を辞退することにより、立候補を辞退する。

(立候補者等の資格)

第10条 代議員選舉を行うに当つては、立候補者及び正会員は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名譽を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

第4章 選挙

(選挙の方法)

第11条 代議員選舉は、第7条第3項に定める選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行う。

2 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

3 前項の郵便投票は、正会員に投票用紙が届いたときから代議員選舉の期日までに行い、代議員選舉期日必着とする。

(投票の方法)

第12条 正会員は、その属する選挙区の候補者の中から、所定の定数の者を郵便投票により選任する。

2 選舉管理委員会は、選舉期日までに投票用紙を選挙区毎に整理保管し、管理する。

3 選舉管理委員会は、選舉期日までに投票締切日をもって投票の受付を終了する。

4 第2項の郵便投票による投票は、投票締切日が経過してはならない。

5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票當選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(開票立会人)

第13条 選舉管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選舉においては2名以上とする。

(開票管理人)

第14条 選舉管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、臨時の補欠選舉においては2名以上とする。

(無効投票)

第15条 次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの

(2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの

2 前項各号以外の事項は、選舉管理委員会の委員長が、選舉管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を開いて、有効又は無効を判定する。

(開票)

第16条 開票は、選舉管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。

2 選舉管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。

3 無効投票の判定は、前条に基づき選舉管理委員会の委員長が行う。

4 開票管理人は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選舉管理委員会の委員長に報告する。

(当選者の決定と報告)

第17条 選舉管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。

(選挙結果の告示)

第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域兼別師会の代表者及び立候

2 会員に書面をもつて通知する。
2 会長は、正会員ページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。

(選挙結果の作成及び保存)
第19条 選舉管理委員会の委員長は、選舉の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。

(補欠の代議員の選挙)

第20条 定款第12条第7項に定める補欠の代議員を選舉するときの選挙の方法は、
代議員選挙の方法に準ずるものとする。
2 代議員選挙と補欠の代議員選挙への重複候補は認めない。

第21条 この細則の制定及び改廃は、理事会の決議を経て決定する。

附 則
この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

附 則
この細則は、平成26年2月27日に制定し、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この細則は、平成26年3月13日に一部改正（別段）し、平成26年4月1日から施行する。
(別段)
最初の代議員選挙においては、第6条第2項の「60日」を「45日」に、第8条（2）の「30日」を「25日」に、同（3）の「25日」を「20日」にする。

附 則
この細則は、平成28年3月10日に一部改正し、平成27年12月14日から適用する。

附 則
この細則で「必着」とは、当日の午後5時までに到着することをいう。
2 この細則は、平成29年5月27日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

代議員選挙区	地 域	職 域
広島市薬剤師会	廿日市市薬剤師会	広島県行政薬剤師会
安佐東薬剤師会	大竹市薬剤師会	東広島市薬剤師会
安芸東薬剤師会	廿日市市薬剤師会	呉市薬剤師会
安芸西薬剤師会	竹原市薬剤師会	福山市薬剤師会
佐伯東薬剤師会	三次市薬剤師会	三原市薬剤師会
佐伯西薬剤師会	尾道市薬剤師会	因島市薬剤師会
佐伯南薬剤師会		

参考

公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙細則新旧対照表

改正前	改正案
(目的) 第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会定款（以下「定款」という。）第12条第3項に定める代議員選舉に関する事項を定める。	(目的) 第1条 この細則は、公益社団法人広島県薬剤師会の代議員選舉に関する事項を定める。（選挙区） 第2条 代議員選挙は選挙区ごとに行う。 2 前項の選挙区は、定款第3条に規定する地域・職域・薬剤師会ごとに区分して定めるものとし、別表のとおりとする。
(定数) 第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域・薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。 2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。 3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員總会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。	(定数) 第3条 代議員定数は、定款第12条第2項の地域・職域・薬剤師会所属の正会員（A）（B）総数40人までを1、それ以上40人まで毎に1を増す。 2 前項に規定する正会員数は、前年の10月31日現在の総正会員数とする。 3 定款第12条第6項の但し書き規定により、代議員が社員總会の決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わず、第1項の代議員の定数に含めないものとする。ただし、当該代議員が代議員として再選されたときは、この限りでない。

5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによるとくじ引きにより決定する。	5 前項の補欠の代議員のうち、定数が複数となる選挙区の代議員相互間の優先順位は得票数の多い順とし、これによるとくじ引きにより決定する。
6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。	6 前項に定める代理人は、正会員であることを要す。
(選挙の管理) 第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。	(選挙の管理) 第4条 代議員選挙の事務は、公益社団法人広島県薬剤師会に設置された選挙管理委員会が管理するものとする。
(選挙委員会の業務) 第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行ふ。 (1) 選舉人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選録の作成 (7) その他の代議員選挙に必要な事項	(選挙委員会の業務) 第5条 選挙管理委員会は、次の業務を行ふ。 (1) 選舉人名簿の管理 (2) 立候補の受付及び資格審査 (3) 立候補者の公示 (4) 投票及び開票の管理 (5) 投票の有効又は無効の判定 (6) 選挙結果の報告及び選録の作成 (7) その他の代議員選挙に必要な事項
第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示) 第6条 会長は、理事会の決議によつて、正会員に対し、代議員の選舉及び選挙期日を告示する。ただし、任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）においては、会長が補欠の代議員選挙の実施及び選挙期日を定め、告示をすることができる。	第2章 選挙の告示及び選挙人名簿 (選挙の告示) 第6条 会長は、理事会の決議によつて、正会員に対し、代議員の選舉及び選挙期日を告示する。
2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これをを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。	2 前項の告示は、代議員選挙の60日前までに発行する本会のホームページ又は会報により、これをを行う。ただし、緊急を要する場合は、理事会の決議によって、別段の方法によることができる。

<p>(選挙人及び選挙人名簿)</p> <p>第7条 代議員選挙の選挙人は、正会員とする。ただし、選挙期日の60日前までに入会の承認を受けた会員でなければならぬ。</p> <p>2 正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、前項以外の理由により会員に選挙権を与えないことはできない。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を本会に備え置き、正会員の閲覧に供するものとする。</p>	<p>3 臨時の補欠選挙においては、前項の「6.0日前まで」は「3.0日前まで」と読み替える。</p> <p>(第7条 代議員選挙の選挙人は、選挙告示日の前日までに入会の承認を受けた正会員とする。</p>
<p>第3章 立候補の届出</p> <p>(被選挙人の資格及び立候補の届出)</p> <p>第8条 代議員選挙の被選挙人は、次の各号に定める者(以下「立候補者」という)でなければならない。</p> <p>(1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。</p> <p>(2) 立候補者は、選挙期日の30日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する地域・職域薬剈師会に提出しなければならない。</p> <p>(3) 地域・職域薬剈師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の25日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。郵送の場合は、締切日の消印は有効とする。</p>	<p>第3章 立候補の届出</p> <p>(被選挙人の資格及び立候補の届出)</p> <p>第8条 代議員選挙の被選挙人は、次第の各号に定める者(以下「立候補者」という)でなければならない。</p> <p>(1) 立候補者は、立候補締切日において正会員として在籍している者とする。</p> <p>(2) 立候補者は、選挙期日の30日前までに、所定の立候補届出書及び経歴書各1部をその属する地域・職域薬剈師会に提出しなければならない。ただし、臨時の補欠選挙においては、30日前までとする。</p> <p>(3) 地域・職域薬剈師会は、前項の届出書類を受理したときは、選挙期日の25日前までに当該届出書類を選挙管理委員会に送致しなければならない。ただし、臨時選挙においては、15日前までとする。</p> <p>(4) 前項の送致を郵送で行う場合は、締切日必着とする。</p>
<p>2 選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剈師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。</p>	<p>選挙管理委員会は、立候補の届出を受けたときは、速やかに前項各号に基づく審査を行い、不備がないと認められた場合は、立候補者及びその属する地域・職域薬剈師会に対して、立候補の受理を通知しなければならない。</p>

<p>(当選者の決定と報告)</p> <p>第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p>	<p>(当選者の決定と報告)</p> <p>第17条 選挙管理委員会の委員長は、開票録に基づき、第12条第5項の定めにより選挙区毎の当選者を決定し速やかに会長に報告する。</p>
<p>(選挙結果の告示)</p> <p>第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域連絡幹事会の代表者及び立候補者に書面をもつて通知する。</p> <p>2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p>	<p>(選挙結果の告示)</p> <p>第18条 会長は、前条の報告に基づき、選挙結果を地域・職域連絡幹事会の代表者及び立候補者に書面をもつて通知する。</p> <p>2 会長は、正会員に対し、前項の選挙結果を本会のホームページ及び会報に掲載して報告する。本会のホームページに掲載した時点で、代議員選挙終了の時とする。</p>
<p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。</p>	<p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第19条 選挙管理委員会の委員長は、選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出する。会長はこれを5年間保存しなければならない。</p>
<p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第20条 定款第12条第7項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。</p>	<p>(選挙録の作成及び保存)</p> <p>第20条 定款第12条第7項に定める補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。</p>
<p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p>	<p>(開票立会人)</p> <p>第13条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p>
<p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。</p>	<p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。</p>
<p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの</p> <p>(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの</p> <p>(2) 選挙区毎の定数超えて記載したもの</p>
<p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p>	<p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p>
<p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理委員会は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>	<p>(開票)</p> <p>第16条 開票は、選挙管理委員会の指揮監督の下において、開票立会人が立会い、開票管理人が開票事務を行う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、選挙区毎の投票総数を確認し、有効投票を確定する。</p> <p>3 無効投票の判定は、前条に基づき選挙管理委員会の委員長が行う。</p> <p>4 開票管理委員会は、選挙区毎の開票結果を開票録に記載し、選挙管理委員会の委員長に報告する。</p>

<p>4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p>	<p>4 第2項の郵便による投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。</p> <p>5 選挙区毎の立候補者が第3条第1項に定める定数を超えない場合は無投票当選とし、定数を上回る場合には、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。</p>
<p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票管理人3名以上5名以内を指名し、開票事務を行わせることができる。ただし、立候補者及び開票立会人は開票管理人になることはできない。</p>	<p>(開票管理人)</p> <p>第14条 選挙管理委員会は、あらかじめ立候補者以外の正会員の中から開票立会人3名以上5名以内を指名し、開票に立ち会わせることができる。ただし、臨時の補欠選挙においては2名以上とする。</p>
<p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの</p> <p>(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第15条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 正規の投票用紙を用いないもの、又は所定の記載方法によらないもの</p> <p>(2) 選挙区毎の定数超えて記載したもの</p>
<p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p>	<p>2 前項各号以外の事項は、選挙管理委員会の委員長が、選挙管理委員会の委員、開票立会人及び開票管理人の意見を聞いて、有効又は無効を判定する。</p>

参考

平成29年3月9日

広島県薬剤師会
会長 豊 見 雅 文 様

広島県薬剤師会選挙管理委員会
委員長 荒 川 隆 之



広島県薬剤師会代議員選挙制度に関する意見書

広島県薬剤師会選挙管理委員会において、本年度実施した補欠の代議員選挙の実施結果を検討した結果、別紙のとおり改善すべきとの意見が集約されたの

で、意見書として提出します。

広島県薬剤師会代議員選挙制度の改善に関する意見書

- 1 定款第12条第7項に規定されている補欠の代議員を選挙することができる」と規定されていますが、現在「補欠の代議員」は選挙されていません。
このため、本年度は既に3選挙区で4名の「補欠の代議員」選挙を執行しました。選挙管理委員会としては、代議員の欠員期間を最小限にするため、次のとおり、あらかじめ補欠の代議員を選挙することが望ましいと考えます。
○実施時期：次回の任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施。
○定 数：各選挙区1名、代議員数が10名を超える毎に1名追加

2 代議員選挙細則の改正

- 代議員選挙細則第20条で「補欠の代議員を選挙するときの選挙の方法は、代議員選挙の方法に準ずるものとする。」とされていますが、代議員選挙は定数が多いため選挙期間が長く、欠員を補充するための「補欠の代議員」を速やかに選挙することができないと考えます。

(1) 第6条第1項関係

- 任期満了に伴う代議員選挙に併せて実施する補欠の代議員選挙以外の補欠の代議員選挙（以下「臨時の補欠選挙」という。）については、選挙実施のための理事会招集手続きに時間を要し、欠員の状態が長期化することを防ぐため、会長に権限を付与することができるところとする。
【第1項】

- 「ただし、臨時の補欠選挙においては、会長が補欠の代議員選挙及び選挙期日を定め、告示をすることができます。この場合、会長は選挙の告示後最初に開かれる理事会において、報告しなければならない。」

(2) 第6条第2項関係

- 選挙の告示は、選挙期日の60日前までに行うとされているが、臨時の補欠選挙においては選挙期間短縮のため30日前までとする。

【第6条に次の第3項を加える。】

- 「3 臨時の補欠選挙においては、前項の「60日前までに」は「30日前までに」と読み替える。」



- (3) 第7条関係
 　(2) に関連して改正する。
 　ただし書きのうち「選挙期日の60日前までに」を「告示日の前日までに」に改正する。
- (4) 第8条(2)関係
 　(2) に関連して改正する。
 　第1項に次の内容を加える。
 　「ただし、臨時の補欠選舉においては、20日前までとする。」
- (5) 第8条(3)関係
 　(2) に関連して改正する。
 　第1項に次の内容を加える。
 　「ただし、臨時の補欠選舉においては、15日前までとする。」
- (6) 第20条関係
 　代議員選舉と補欠の代議員選舉への重複立候補を認めると、二重当選による欠員が生じる恐れがあるため、重複立候補を認めないこととする。
 　【第20条に次の第2項を加える】
 　「2 代議員選舉と補欠の代議員選舉への重複立候補は認めない。」
- 3 その他、事務処理を迅速化するための措置
 　(1) 郵送の場合、現行の「締切日の消印は有効とする」を「必着とする」に改正する。
 　理由：郵便物の到着を確認するのに時間要し、事務を迅速に進められないため
 　なお、着時刻については「附則」で午後5時までと規定する。
- 関係条文
 　第8条(3)、第9条、○第11条
- (2) 候補者一覧表の通知
 　選舉細則第8条第3項を、次のとおり改正する。
 　【改正前】
 　選舉管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の

- (3) 候補者一覧表を作成し、正会員に通知しなければならない。
 　【改正後】
 　選舉管理委員会は、立候補者の届出の締切後、速やかに選挙区毎の候補者一覧表を作成するとともに、正会員に通知ホームページに掲載し会員に周知しなければならない。ただし、投票を実施する選挙区については、当該選挙区毎に、正会員にその選挙区の候補者一覧表を通知しなければならない。
 　(理由)
- ・改正前の条文では、全ての選挙区の候補者を全会員に通知すると読めるが、投票権のある選挙区の候補者のみ通知すれば足りると思われる。なお、全体の候補者は、ホームページで確認できる。
 　・無投票の場合は、ホームページでの周知で十分であり、個別の会員に通知する必要性がないと思われるため。
 　(事務量の削減と郵送費の節約。)
- (3) 候補者一覧表の通知
 　選舉細則第15条第1項(2)を、次のとおり改正する。
 　【改正前】
 　(2) 選挙区毎の定数を超えて記載したもの。
 　【改正後】
 　(2) 選挙区毎の定数以外の記載をしたもの。
 　(理由)
 　・定数どおりの記載をしたものと有効投票とする。

議案第1号

平成28年度決算の承認について（案）

公益社団法人広島県薬剤師会定款第15条第5項の規定により、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認を求める。

資料1 平成28年度貸借対照表
 資料2 平成28年度正味財産増減計算書
 資料3 財務諸表に対する注記
 資料4 附属明細書
 参考1 平成28年度貸借対照表内訳表
 参考2 平成28年度正味財産増減計算書内訳表
 参考3 財産目録
 参考4 檢査報告書

資料1

貸借 対 照 表

平成29年3月31日 現在

科 目		当 年 度	前 年 度	增 減
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	31,765,246	57,484,682	△ 25,719,436	
未収金	12,719,598	32,173,788	△ 19,454,190	
流動資産合計	44,484,844	89,658,470	△ 45,173,626	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
土地	464,117,903	464,117,903	0	
基本財産積立預金	1,521,403	1,521,403	0	
基本財産合計	465,639,306	465,639,306	0	
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	34,097,707	35,517,707	△ 1,420,000	
財政調整積立預金	26,500,000	26,500,000	0	
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	12,528,535	0	
医療分業施設設備整備積立預金	25,421,894	25,421,894	0	
財政準備積立預金	33,000,000	33,000,000	0	
特定費用準備資金積立	43,525,302	0	43,525,302	
特定資産合計	175,073,438	132,968,136	42,105,302	
(3) その他固定資産				
建物	45,753,214	47,909,123	△ 2,155,909	
建物付属設備	130,225	158,694	△ 28,469	
構築物	327,478	369,943	△ 42,465	
車両運搬具	8,139,609	13,566,014	△ 5,426,405	
什器備品	6,514,324	10,934,508	△ 4,420,184	
建設仮勘定	22,734,000	6,469,200	16,264,800	
リース資産	6,352,509	2,232,360	4,120,149	
その他の固定資産合計	89,951,359	81,639,842	8,311,517	
固定資産合計	730,664,103	680,247,284	50,416,819	
資産合計	775,148,947	769,905,754	5,243,193	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	7,133,489	11,970,757	△ 4,837,268	

資料2

正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

		科 目		利 目		當 年 度		前 年 度		增 減	
(単位：円)											
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用収益											
基本財産受取利息											
特定資産運用収益											
特定資産受取利息											
特定資産受取利息											
受取入会金											
受取入会金											
受取会費											
正会員受取会費											
準会員受取会費											
賛助会員受取会費											
事業収益											
研修会収益											
基準葉局認定料収益											
手数料収益											
広告料収益											
書籍等販促品代収益											
検査センター事業収益											
会館事業収益											
用紙販売事業収益											
受取補助金等											
受取地方公共団体補助金											
受取補助金振替額											
受取民間助成金											
受取地方公共団体受託金											
受取民間受託金											
受取負担金											
受取負担金											
受取寄付金											
雑収益											
受取利息											
雑収益											
経常収益計											
284,644,235											
292,886,298											
△ 8,242,063											

		科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
前受金		378,000	432,000	△ 54,000	
預り金		785,016	738,513	46,503	
賞与引当金		3,680,000	3,230,000	450,000	
リース債務		6,352,509	2,232,360	4,120,149	
流動負債合計		18,329,014	18,603,630	△ 274,616	
2. 固定負債		0			
退職給付引当金		39,907,000	35,517,707	4,389,293	
固定負債合計		39,907,000	35,517,707	4,389,293	
負債合計		58,236,014	54,121,337	4,114,677	
III 正味財産の部		0			
1. 指定正味財産		0	0	0	
指定正味財産合計		0	0	0	
2. 一般正味財産		716,912,933	715,784,417	1,128,516	
(うち基本財産への充当額)		(465,639,306)	(465,639,306)	(0)	
(うち特定資産への充当額)		(140,975,731)	(97,450,429)	(43,525,302)	
正味財産合計		716,912,933	715,784,417	1,128,516	
負債及び正味財産合計		775,148,947	769,905,754	5,243,193	

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用				減価償却費	533, 559	484, 912	48, 587
事業費	223, 372, 197	208, 104, 319	15, 267, 878	消耗品費	463, 772	397, 424	66, 348
役員報酬	0	0	0	会館管理費	621, 565	629, 918	△ 8, 353
給料手当	62, 833, 918	64, 843, 080	△ 2, 009, 162	修繕費	50, 146	71, 358	△ 21, 212
賞与引当金繰入額	3, 606, 400	3, 165, 400	441, 000	印刷製本費	401, 418	396, 296	5, 122
臨時雇賃金	5, 528, 267	4, 342, 628	1, 185, 639	図書新聞費	24, 085	21, 924	2, 161
退職給付費用	8, 378, 364	3, 395, 000	4, 983, 384	光熱水料費	658, 312	664, 716	△ 6, 404
福利厚生費	10, 871, 250	10, 254, 656	616, 594	賃借料	155, 474	208, 166	△ 52, 692
会議費	1, 799, 020	1, 437, 155	361, 885	交際費	2, 431, 529	2, 339, 918	91, 611
旅費交通費	17, 447, 356	16, 021, 977	1, 425, 379	保険料	129, 446	78, 560	50, 886
通信運搬費	6, 305, 131	6, 624, 560	△ 319, 429	諸謝金	225, 772	383, 742	△ 157, 970
減価償却費	13, 175, 224	5, 424, 951	7, 750, 273	租税公課	1, 788, 220	4, 274, 008	△ 2, 485, 788
消耗品費	8, 503, 902	6, 595, 528	1, 908, 374	支払負担金	38, 506, 540	39, 008, 520	△ 501, 980
広報費	4, 363, 882	4, 567, 770	△ 203, 888	支払手数料	1, 017, 904	300, 144	717, 760
会館管理費	2, 831, 573	2, 869, 628	△ 38, 055	雜費	22, 454	18, 697	3, 757
修繕費	879, 116	949, 367	△ 70, 251	経常費用計	283, 515, 719	269, 639, 930	13, 875, 789
印刷製本費	12, 730, 193	13, 172, 716	△ 442, 523	評価損益等調整前当期経常増減額	1, 128, 516	23, 246, 368	△ 22, 117, 852
書籍等斡旋品代	16, 717, 286	8, 458, 288	8, 258, 988	基本財産評価損益等	0	0	0
図書新聞費	1, 501, 885	1, 675, 950	△ 174, 065	特定資産評価損益等	0	0	0
光熱水料費	3, 061, 588	3, 106, 533	△ 44, 945	投資有価証券評価損益等	0	0	0
賃借料	2, 338, 254	2, 835, 253	△ 496, 999	評価損益等計	0	0	0
交際費	0	0	0	当期経常増減額	1, 128, 516	23, 246, 368	△ 22, 117, 852
保険料	583, 014	188, 990	394, 024	2. 経常外増減額			
諸謝金	4, 117, 201	8, 038, 999	△ 3, 921, 798	(1) 経常外収益	0	0	0
租税公課	6, 209, 320	6, 569, 232	△ 359, 912	溢常外収益計	0	0	0
支払負担金	5, 785, 650	4, 958, 214	827, 466	(2) 経常外費用	0	0	0
支払助成金	16, 621, 902	24, 177, 964	△ 7, 556, 062	固定資産除却損	0	△ 8	8
支払寄付金	23, 880	0	23, 880	溢常外費用計	0	△ 8	8
支払手数料	6, 470, 841	3, 975, 011	2, 495, 830	当期経常外増減額	0	△ 8	8
事務処理費	685, 302	455, 469	229, 833	他会計振替額	0	0	0
賞与引当金繰入額	2, 478	0	2, 478	当期一般正味財産増減額	1, 128, 516	23, 246, 360	△ 22, 117, 844
管理費	60, 143, 522	61, 535, 611	△ 1, 392, 089	一般正味財産期首残高	715, 784, 417	692, 538, 057	23, 246, 360
役員報酬	0	0	0	一般正味財産期末残高	716, 912, 933	715, 784, 417	1, 128, 516
給料手当	5, 206, 822	5, 208, 889	△ 2, 067	II 指定正味財産の部			
賞与引当金繰入額	73, 600	64, 600	9, 000	受取補助金等	0	0	0
退職給付費用	930, 929	105, 000	825, 929	一般正味財産への振替額	0	0	0
福利厚生費	949, 321	884, 479	64, 842	当期指定正味財産増減額	0	0	0
会議費	97, 395	121, 809	△ 24, 414	指定正味財産期首残高	0	0	0
表彰・慶弔費	281, 839	241, 025	40, 814	一般正味財産期末残高	0	0	0
旅費交通費	5, 016, 735	5, 002, 741	13, 934	III 正味財産期末残高	716, 912, 933	715, 784, 417	1, 128, 516
通信運搬費	556, 685	628, 705	△ 72, 020				

- 46 -

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常費用			
事業費	223, 372, 197	208, 104, 319	15, 267, 878
役員報酬	0	0	0
給料手当	62, 833, 918	64, 843, 080	△ 2, 009, 162
賞与引当金繰入額	3, 606, 400	3, 165, 400	441, 000
臨時雇賃金	5, 528, 267	4, 342, 628	1, 185, 639
退職給付費用	8, 378, 364	3, 395, 000	4, 983, 384
福利厚生費	10, 871, 250	10, 254, 656	616, 594
会議費	1, 799, 020	1, 437, 155	361, 885
旅費交通費	17, 447, 356	16, 021, 977	1, 425, 379
通信運搬費	6, 305, 131	6, 624, 560	△ 319, 429
減価償却費	13, 175, 224	5, 424, 951	7, 750, 273
消耗品費	8, 503, 902	6, 595, 528	1, 908, 374
広報費	4, 363, 882	4, 567, 770	△ 203, 888
会館管理費	2, 831, 573	2, 869, 628	△ 38, 055
修繕費	879, 116	949, 367	△ 70, 251
印刷製本費	12, 730, 193	13, 172, 716	△ 442, 523
書籍等斡旋品代	16, 717, 286	8, 458, 288	8, 258, 988
図書新聞費	1, 501, 885	1, 675, 950	△ 174, 065
光熱水料費	3, 061, 588	3, 106, 533	△ 44, 945
賃借料	2, 338, 254	2, 835, 253	△ 496, 999
交際費	0	0	0
保険料	583, 014	188, 990	394, 024
諸謝金	4, 117, 201	8, 038, 999	△ 3, 921, 798
租税公課	6, 209, 320	6, 569, 232	△ 359, 912
支払負担金	5, 785, 650	4, 958, 214	827, 466
支払助成金	16, 621, 902	24, 177, 964	△ 7, 556, 062
支払寄付金	23, 880	0	23, 880
支払手数料	6, 470, 841	3, 975, 011	2, 495, 830
事務処理費	685, 302	455, 469	229, 833
賞与引当金繰入額	2, 478	0	2, 478
管理費	60, 143, 522	61, 535, 611	△ 1, 392, 089
役員報酬	0	0	0
給料手当	5, 206, 822	5, 208, 889	△ 2, 067
賞与引当金繰入額	73, 600	64, 600	9, 000
退職給付費用	930, 929	105, 000	825, 929
福利厚生費	949, 321	884, 479	64, 842
会議費	97, 395	121, 809	△ 24, 414
表彰・慶弔費	281, 839	241, 025	40, 814
旅費交通費	5, 016, 735	5, 002, 741	13, 934
通信運搬費	556, 685	628, 705	△ 72, 020

資料3

財務諸表に対する注記

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)				
科 目	当期末残高	(うち指定正味財産から他の充当額)	(うち一般正味財産から他の充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	464,117,903	(0)	(464,117,903)	(0)
土地	1,521,403	(0)	(1,521,403)	(0)
基本財産積立預金				
小 計	465,639,306	(0)	(465,639,306)	(0)
特定資産				
退職給付引当資産	34,097,707	(0)	(34,097,707)	(0)
財政調整積立預金	26,500,000	(0)	(26,500,000)	(0)
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	(0)	(12,528,535)	(0)
医療分業施設設備整備積立預金	25,421,894	(0)	(25,421,894)	(0)
財政準備積立預金	33,000,000	(0)	(33,000,000)	(0)
特定費用準備資金積立	43,525,302	(0)	(43,525,302)	(0)
小 計	175,073,438	(0)	(140,975,731)	(34,097,707)
合 計	640,712,744	(0)	(606,615,037)	(34,097,707)

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)				
科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
土地	464,117,903	0	0	464,117,903
基本財産積立預金	1,521,403	0	0	1,521,403
小 計	465,639,306	0	0	465,639,306
特定資産				
退職給付引当資産	35,517,707	3,500,000	4,920,000	34,097,707
財政調整積立預金	26,500,000	0	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	12,528,535	0	0	12,528,535
医療分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	0	25,421,894
財政準備積立預金	33,000,000	0	0	33,000,000
特定費用準備資金積立	0	43,525,302	0	43,525,302
小 計	132,968,136	47,025,302	4,920,000	175,073,438
合 計	598,607,442	47,025,302	4,920,000	640,712,744

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位：円)				
科 目	取得価額	減価償却累計額	取得価額	減価償却累計額
建物	147,415,076	101,661,862	121,227,400	121,097,175
建物付属設備			4,785,538	4,458,060
構築物			15,103,014	6,963,405
車両運搬具			110,765,597	104,251,273
什器備品			22,734,000	0
建設仮勘定			7,997,580	1,645,071
リース資産			430,028,205	340,076,846
合 計				89,951,359

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は次のとおりである。

科 目	債権全額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	12,722,078	2,480	12,719,598
合 計	12,722,078	2,480	12,719,598

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	(単位：円)	
						貸借対照表上の記載区分	リース未払残額
薬事衛生指導員育成事業運営費補助金	広島県	121,000	121,000	242,000	0	一般正味財産	863,784
くすりと健診相談窓口事業運営費補助金	広島県	107,000	107,000	214,000	0	"	894,240
がん検診サポート薬剤師を活用した事業委託料	広島県	1,293,400	1,076,160	1,293,400	1,076,160	"	4,594,485
健康情報拠点推進事業委託料	広島県	4,501,000	0	4,501,000	0	"	6,352,509
広島県地域医療介護総合確保事業補助金	広島県	25,395,000	5,690,000	25,395,000	5,690,000	"	
患者のための薬局ビジョン推進事業委託金	日本薬剤師会	0	5,082,000	0	5,082,000	"	
都道府県薬剤師会運営費負担金	日本薬剤師会	0	7,656,100	7,656,100	0	"	
合 計		31,417,400	19,732,260	39,301,500	11,848,160		

7. その他

・リース取引関係

リース内容は、印刷機、複合機、コンピュータ等です。

① 平成26年3月31日までは、賃借料科目で処理をしています。

リース内容	リース総額	当期支払額	支払累計額	(単位：円)	
				リース未払残額	リース未払残額
リソグラフ印刷機	5,770,800	1,154,160	5,289,900	480,900	0
コピー・ファックス機リース代	1,152,900	230,580	1,152,900		
シェッター再リース		8,812			
電話機再リース代		38,037			
ファクシミリ再リース代		6,804			
小型便潜血分析装置リース代	841,020	168,204	827,003	14,017	
サーバーリース代	422,100	84,420	400,995	21,105	
分光光度計リース代	1,372,140	274,428	1,166,319	205,821	
プリンター再リース代		19,051			
合 計	9,558,960	1,984,496	8,837,117	721,843	

② 平成26年4月1日からは、リース債務科目で処理をしています。

(単位：円)

リース内容	リース総額	当期支払額	支払累計額	リース未払残額
パソコンリース代	1,205,280	241,056	341,496	863,784
サーバーリース代	1,166,400	233,280	272,160	894,240
多機能小型自動分析装置リース代	5,625,900	1,031,415	1,031,415	4,594,485
合 計	7,997,380	1,505,751	1,645,071	6,352,509

参考1

貸借対照表内訳表
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	(単位：円)
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
I 資産の部									
1. 流動資産									
現金預金	13,730,548	2,530,476	16,261,024	5,885,587	9,618,635	15,504,222	0	0	31,765,246
未収金	12,009,650	686,812	12,696,462	3,780	19,356	23,136	0	0	12,719,598
検査会計	7,939,121	0	7,939,121	0	0	0	0	△ 7,939,121	0
共益会計	1,711,441	0	1,711,441	3,718,648	0	3,718,648	0	△ 5,430,089	0
法人会計	7,711,342	0	7,711,342	0	0	0	0	△ 7,711,342	0
流動資産合計	43,102,102	3,217,288	46,319,390	9,608,015	9,637,991	19,246,006	0	△ 21,080,552	44,484,844
2. 固定資産									
(1) 基本財産									
土地	390,213,379	22,661,799	412,875,178	3,044,122	3,720,594	6,764,716	44,478,009	0	464,117,903
基本財産積立預金	856,549	203,868	1,060,417	27,386	33,471	60,857	400,129	0	1,521,403
基本財産合計	391,069,928	22,865,667	413,935,595	3,071,508	3,754,065	6,825,573	44,878,138	0	465,639,306
(2) 特定資産									
退職給付引当資産	20,015,355	11,013,559	31,028,914	1,363,908	681,954	2,045,862	1,022,931	0	34,097,707
財政調整積立預金	14,919,500	3,551,000	18,470,500	477,000	583,000	1,060,000	6,969,500	0	26,500,000
会館施設設備整備積立預金	7,053,564	1,678,824	8,732,388	225,514	275,628	501,142	3,295,005	0	12,528,535
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894	0	25,421,894	0	0	0	0	0	25,421,894
財政準備積立預金	33,000,000	0	33,000,000	0	0	0	0	0	33,000,000
特定費用準備資金積立	36,988,872	6,536,430	43,525,302	0	0	0	0	0	43,525,302
特定資産合計	137,399,185	22,779,813	160,178,998	2,066,422	1,540,582	3,607,004	11,287,436	0	175,073,438
(3) その他固定資産									
建物	25,759,060	6,130,931	31,889,991	823,558	1,006,570	1,830,128	12,033,095	0	45,753,214
建物付属設備	73,316	17,450	90,766	2,344	2,865	5,209	34,250	0	130,225
構築物	184,369	43,882	228,251	5,895	7,205	13,100	86,127	0	327,478
車両運搬具	8,139,608	1	8,139,609	0	0	0	0	0	8,139,609

附 属 明 細 書

資料4
1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表の注記に掲載しております。

2. 引当金の明細

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	35,517,707	9,309,293	4,920,000		39,907,000
賞与引当金	3,230,000	3,630,000	3,230,000		3,680,000

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
什器備品	5,157,439	1,175,482	6,332,921	10,776	13,172	23,948	157,455	0	6,514,324
建設仮勘定	20,529,697	675,919	21,205,616	90,796	110,971	201,767	1,326,617	0	22,734,000
リース資産	1,582,222	4,594,485	6,176,707	0	0	0	175,802	0	6,352,509
その他の固定資産合計	61,425,711	12,638,150	74,063,861	933,369	1,140,783	2,074,152	13,813,346	0	89,951,359
固定資産合計	589,894,824	58,283,630	648,178,454	6,071,299	6,435,430	12,506,729	69,978,920	0	730,664,103
資産合計	632,996,926	61,500,918	694,497,844	15,679,314	16,073,421	31,752,735	69,978,920	△ 21,080,552	775,148,947
II 負債の部									
1. 流動負債									
未払金	6,341,347	673,872	7,015,219	0	0	0	118,270	0	7,133,489
前受金	0	378,000	378,000	0	0	0	0	0	378,000
預り金	529,660	159,215	688,875	22,539	11,269	33,808	62,333	0	785,016
賞与引当金	2,208,000	1,324,800	3,532,800	0	73,600	73,600	73,600	0	3,680,000
リース債務	1,582,222	4,594,485	6,176,707	0	0	0	175,802	0	6,352,509
公衆衛生会計	0	7,939,121	7,939,121	0	1,711,441	1,711,441	7,711,342	△ 17,361,904	0
会館会計	0	0	0	0	3,718,648	3,718,648	0	△ 3,718,648	0
流動負債合計	10,661,229	15,069,493	25,730,722	22,539	5,514,958	5,537,497	8,141,347	△ 21,080,552	18,329,014
2. 固定負債									
退職給付引当金	22,957,618	13,271,829	36,229,447	1,420,708	752,385	2,173,093	1,504,460	0	39,907,000
固定負債合計	22,957,618	13,271,829	36,229,447	1,420,708	752,385	2,173,093	1,504,460	0	39,907,000
負債合計	33,618,847	28,341,322	61,960,169	1,443,247	6,267,343	7,710,590	9,645,807	△ 21,080,552	58,236,014
III 正味財産の部									
1. 指定正味財産									
指定正味財産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産									
(うち基本財産への充当額)	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
(うち特定資産への充当額)	(391,069,929)	(22,865,667)	(413,935,596)	(3,071,507)	(3,754,065)	(6,825,572)	(44,878,138)	(0)	(465,639,306)
特定資産への充当額	(117,383,830)	(11,766,254)	(129,150,084)	(702,514)	(858,628)	(1,561,142)	(10,264,505)	(0)	(140,975,731)
正味財産合計	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
負債及び正味財産合計	632,996,926	61,500,918	694,497,844	15,679,314	16,073,421	31,752,735	69,978,920	△ 21,080,552	775,148,947

参考2

正味財産増減計算書内訳表

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用収益	224	0	224	0	0	0	0	0	224
基本財産受取利息	224	0	224	0	0	0	0	0	224
特定資産運用収益	48,590	0	48,590	0	0	0	0	0	48,590
特定資産受取利息	48,590	0	48,590	0	0	0	0	0	48,590
受取入会金	2,430,000	0	2,430,000	0	0	0	270,000	0	2,700,000
受取入会金	2,430,000	0	2,430,000	0	0	0	270,000	0	2,700,000
受取会費	43,642,517	9,781,733	53,424,250	0	0	0	50,350,250	0	103,774,500
正会員受取会費	40,301,517	9,781,733	50,083,250	0	0	0	50,083,250	0	100,166,500
準会員受取会費	267,000	0	267,000	0	0	0	267,000	0	534,000
賛助会員受取会費	3,074,000	0	3,074,000	0	0	0	0	0	3,074,000
事業収益	4,039,548	25,773,493	29,813,041	9,137,781	19,048,036	28,185,817	0	0	57,998,858
研修会収益	3,199,000	0	3,199,000	0	0	0	0	0	3,199,000
基準業局認定料収益	166,000	0	166,000	0	0	0	0	0	166,000
手数料収益	242,618	0	242,618	26,237	82,193	108,430	0	0	351,048
広告料収益	431,930	0	431,930	0	0	0	0	0	431,930
書籍等斡旋品代収益	0	0	0	0	17,595,504	17,595,504	0	0	17,595,504
検査センター事業収益	0	25,773,493	25,773,493	0	0	0	0	0	25,773,493
会館事業収益	0	0	0	9,111,544	0	9,111,544	0	0	9,111,544
用紙販売事業収益	0	0	0	0	1,370,339	1,370,339	0	0	1,370,339
受取補助金等	20,104,260	0	20,104,260	0	0	0	0	0	20,104,260
受取地方公共団体補助金	12,448,160	0	12,448,160	0	0	0	0	0	12,448,160
受取補助金振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間助成金	7,656,100	0	7,656,100	0	0	0	0	0	7,656,100

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
受取地方公共団体受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取民間受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	89,257,694	0	89,257,694	0	0	0	8,740,936	0	97,998,630
受取負担金	89,257,694	0	89,257,694	0	0	0	8,740,936	0	97,998,630
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,770,464	77,062	1,847,526	69,676	101,971	171,647	0	0	2,019,173
受取利息	21,785	9,506	31,291	96	0	96	0	0	31,387
雑収益	1,748,679	67,556	1,816,235	69,580	101,971	171,551	0	0	1,987,786
経常収益計	161,293,297	35,632,288	196,925,585	9,207,457	19,150,007	28,357,464	59,361,186	0	284,644,235
(2) 経常費用									0
事業費	163,253,672	35,632,288	198,885,960	5,286,707	19,199,530	24,486,237	0	0	223,372,197
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給料手当	42,923,349	17,170,782	60,094,131	1,826,525	913,262	2,739,787	0	0	62,833,918
賞与引当金繰入額	2,394,728	1,162,800	3,557,528	0	48,872	48,872	0	0	3,606,400
臨時雇賃金	3,553,342	1,974,925	5,528,267	0	0	0	0	0	5,528,267
退職給付費用	4,470,323	3,816,810	8,287,133	0	91,231	91,231	0	0	8,378,364
福利厚生費	8,053,204	2,304,012	10,357,216	342,689	171,345	514,034	0	0	10,871,250
会議費	1,793,602	5,418	1,799,020	0	0	0	0	0	1,799,020
旅費交通費	16,570,575	871,281	17,441,856	5,500	0	5,500	0	0	17,447,356
通信運搬費	5,921,025	224,334	6,145,359	0	159,772	159,772	0	0	6,305,131
減価償却費	9,718,100	2,377,335	12,095,435	1,079,789	0	1,079,789	0	0	13,175,224
消耗品費	4,480,096	3,688,880	8,168,976	283,086	51,840	334,926	0	0	8,503,902
広報費	4,363,882	0	4,363,882	0	0	0	0	0	4,363,882
会館管理費	2,486,259	0	2,486,259	345,314	0	345,314	0	0	2,831,573
修繕費	696,240	105,516	801,756	77,360	0	77,360	0	0	879,116
印刷製本費	11,287,473	426,384	11,713,857	0	1,016,336	1,016,336	0	0	12,730,193
書籍等斡旋品代	0	0	0	0	16,717,286	16,717,286	0	0	16,717,286
図書新聞費	1,402,741	99,144	1,501,885	0	0	0	0	0	1,501,885
光熱水料費	2,633,247	62,612	2,695,859	365,729	0	365,729	0	0	3,061,588
賃借料	1,452,279	546,103	1,998,382	339,872	0	339,872	0	0	2,338,254

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
交際費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	583,014	0	583,014	0	0	0	0	0	583,014
諸謝金	3,752,401	364,800	4,117,201	0	0	0	0	0	4,117,201
租税公課	5,582,727	6,290	5,589,017	620,303	0	620,303	0	0	6,209,320
支払負担金	5,549,182	236,468	5,785,650	0	0	0	0	0	5,785,650
支払助成金	16,621,902	0	16,621,902	0	0	0	0	0	16,621,902
支払寄付金	23,880	0	23,880	0	0	0	0	0	23,880
支払手数料	6,470,841	0	6,470,841	0	0	0	0	0	6,470,841
事務処理費	469,260	188,394	657,654	540	27,108	27,648	0	0	685,302
貸倒引当金繰入額	0	0	0	0	2,478	2,478	0	0	2,478
管理費							60,143,522	0	60,143,522
役員報酬							0	0	0
給料手当							5,206,822	0	5,206,822
賞与引当金繰入額							73,600	0	73,600
退職給付費用							930,929	0	930,929
福利厚生費							949,321	0	949,321
会議費							97,395	0	97,395
表彰・慶弔費							281,839	0	281,839
旅費交通費							5,016,735	0	5,016,735
通信運搬費							556,685	0	556,685
減価償却費							533,559	0	533,559
消耗品費							463,772	0	463,772
会館管理費							621,565	0	621,565
修繕費							50,146	0	50,146
印刷製本費							401,418	0	401,418
図書新聞費							24,085	0	24,085
光熱水料費							658,312	0	658,312
賃借料							155,474	0	155,474
交際費							2,431,529	0	2,431,529
保険料							129,446	0	129,446
諸謝金							225,772	0	225,772

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公衆衛生	検査	小計	会館	共益	小計			
租税公課							1,788,220	0	1,788,220
支払負担金							38,506,540	0	38,506,540
支払手数料							1,017,904	0	1,017,904
雑費							22,454	0	22,454
経常費用計	163,253,672	35,632,288	198,885,960	5,286,707	19,199,530	24,486,237	60,143,522	0	283,515,719
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	3,920,750	△ 49,523	3,871,227	△ 782,336	0	1,128,516
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	3,920,750	△ 49,523	3,871,227	△ 782,336	0	1,128,516
2. 経常外増減の部									0
(1) 経常外収益									0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	1,960,375	0	1,960,375	△ 1,960,375	0	△ 1,960,375	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	1,960,375	△ 49,523	1,910,852	△ 782,336	0	1,128,516
一般正味財産期首残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	12,275,692	9,855,601	22,131,293	61,115,449	0	715,784,417
一般正味財産期末残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	599,378,079	33,159,596	632,537,675	14,236,067	9,806,078	24,042,145	60,333,113	0	716,912,933

参考3

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)				
現金預金	手元保管 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 普通預金 未収金	広島銀行三川町支店 もみじ銀行昭和町支店 ゆうちょ銀行広島富士見郵便局 中国銀行広島支店 三菱東京UFJ銀行広島中央支店 広島銀行三川町支店 広島銀行三川町支店 広島銀行三川町支店 広島銀行三川町支店 丸大食品㈱他計2件 広島県 広島県 広島県 広島市 広島市 広島市 アステラス製薬福山営業所他計4件 アステラス製薬福山営業所他計4件	運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 運転資金として 広告料収益(会誌)の収益 受取地方公共団体補助金(がん検診サポート薬剤師事業委託金)の収益 受取地方公共団体補助金(広島県地域医療介護総合確保事業補助金)の収益 受取地方公共団体補助金(患者のための薬局ビジョン推進事業委託金)の収益 検査センター事業(検査料)の収益 検査センター事業(送料)の収益 会館事業(会場使用料)の収益 用紙販売事業(用紙代)の収益 用紙販売事業(送料)の収益	85,158 3,679,363 1,085,742 5,718,813 149,682 93,869 2,917,921 2,530,476 5,885,587 6,822,874 2,795,761 161,490 1,076,160 5,690,000 5,082,000 686,612 200 3,780 17,800 1,556
流動資産合計			44,484,844	
(固定資産)				
基本財産	土地	住所:広島市中区富士見町11番15 686.85m ²	公益目的保有財産である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	
			85,000,000	

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
特定資産	基本財産積立預金	定期預金	もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産である。共用財産であり、うち93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	379,117,903
		普通預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	846,762
	退職給付引当資産	定期預金	広島銀行三川町支店	職員退職給付引当金見合の引当資産として積立てている。	34,097,707
	財政調整積立預金	定期預金	三菱東京UFJ銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	10,000,000
		定期預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、財政調整のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	16,500,000
	会館施設設備整備積立預金	定期預金	中国銀行広島支店	公益目的保有財産であり、会館施設設備整備のための積立資金である。共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	12,528,535
	医薬分業施設設備整備積立預金	普通預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	261,554
		定期預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
		普通預金	広島信用金庫本店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	5,091,452
		普通預金	三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	68,888
		定期預金	三井住友信託銀行広島中央支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	10,000,000
	財政準備積立預金	普通預金	もみじ銀行昭和町支店	公益目的保有財産であり、医薬分業施設設備整備のための積立資金である。	33,000,000

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額
その他固定資産	特定費用準備資金積立	普通預金	広島銀行三川町支店	公益目的保有財産であり、薬剤師会館(仮称)を建設するための資金である。	43,525,302
	建物	広島市中区富士見町11番8 鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 1,566.12m ²		公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	45,753,214
	建物付属設備	トイレ改修工事他		公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	130,225
	構築物	外溝工事他		公益目的保有財産であり、共用財産であり、うち69.7%は公益目的財産であり、うち4%は収益事業、26.3%は管理運営の用に供している。	327,478
	車輌運搬具	マツダスクラム モバイルフアーマシイー		公益目的保有財産である。	1
	什器備品	どん帳、空調機設備電気工事他		公益目的保有財産である。	8,139,608
	什器備品	キャノンカラー複合機他 クリーンベンチ		公益目的保有財産である。	598,687
		フィジカルアセスメントモデル テルフルージョン小型シリnjポンブ		公益目的保有財産である。	1,365,333
		HbAIc測定器		公益目的保有財産である。	151,890
	建設仮勘定	被瘡モデル他 シアノ・臭素酸分析システム他 設計・監理業務 建築設計業務一式		公益目的保有財産である。	329,587
		会館敷地測量業務		公益目的保有財産である。	1,012,330
		地質調査代金		公益目的保有財産である。共用財産であり、うち93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	1,095,257
	リース資産	富士通デスクトップパソコン 富士通サーバ		公益目的保有財産である。共用財産であり、うち93.3%は公益目的財産であり、うち0.9%は収益事業、5.8%は管理運営の用に供している。	18,360,000
				公益目的保有財産である。	961,200
				公益目的保有財産である。	3,412,800
				公益目的保有財産である、うち90.0%は公益目的財産であり、10.0%は管理運営の用に供している。	863,784
				公益目的保有財産である、うち90.0%は公益目的財産であり、10.0%は管理運営の用に供している。	894,240

参考4

監査報告書

公益社団法人広島県薬剤師会
会長 豊 見 雅 文 様

平成29年5月13日

公益社団法人広島県薬剤師会
監事 [云] 田 有 一 様
監事 奥 一 雄 子 様

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらには、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
ア 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3 追加情報
該当はありません。

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
		多機能小型自動分析装置	公益目的保有財産である。	4,594,485
固定資産合計				730,664,103
資産合計				775,148,947
(流動負債)				
	未払金	厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 厚生労働省年金局事業管理課長（広島東年金事務所） 廿日市市薬剤師会計6件 ティーエスアルフレッサ㈱他計4件 アサヒプリテック㈱ 菊花田印刷所 ㈱松柏他計19件 職員 職員に対するもの 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス㈱ リコーリース㈱	事業費福利厚生費（社会保険料平成29年3月分）未払い分 事業費福利厚生費（社会保険料平成29年3月分）未払い分 事業費支払助成金（患者のための薬局ビジョン推進事業委託金）の未払い分 事業費消耗品費（検査材料費）未払い分 事業費支払負担金（廃棄物処理料）未払い分 事業費印刷製本費（検査依頼書等）未払い分 検査センター事業収益（利用契約料）前受け分 福利厚生費支出（社会保険料本人負担）預かり分 職員10名に対する賞与の支払いに備えたもの 公益目的保有債務であり、うち90.0%は公益目的債務であり、10.0%は管理運営の用に供している。 公益目的保有債務である。	1,419,245 118,270 4,922,102 524,184 39,528 110,160 378,000 785,016 3,680,000 1,758,024 4,594,485
流動負債合計				18,329,014
(固定負債)	退職給付引当金	職員に対するもの	職員10名に対する退職金の支払いに備えたもの	39,907,000
固定負債合計				39,907,000
負債合計				58,236,014
正味財産				716,912,933

議案第2号

広島県薬剤師会館の移転経費について（案）

広島県薬剤師会館の移転経費について、平成25年5月12日の臨時議員会で承認された、総額8億円以内の上限を11億5千万円以内に増額することについて、総会の承認を求める。

- 63 -

議案第3号

特定資産積立預金の取崩について（案）

広島県薬剤師会館の移転経費するため、公益社団法人広島県薬剤師会積立預金規程第5条及び公益社団法人広島県薬剤師会特定費用準備資金及び資産取得資金取扱規程第5条の規定により、次の特定資産積立預金を取り崩すことについて、総会の承認を求める。

特定資産	会館施設設備整備積立預金	12,528,535円
医薬分業施設設備整備積立預金	25,421,894円	
特定費用準備資金積立	43,525,302円	
合 計	81,475,731円	

- 64 -

議案第4号

広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額
について（案）

広島県薬剤師会館の移転に伴う借入限度額について、平成25年5月12日の臨時
代議員会で承認された7億円を新たに7億円することについて、総会の承認を求める
る。

議案第5号

平成29年度借入金（会務運営）最高限度額
について（案）

平成29年度会務運営に係る借入金最高限度額を1億円することについて、総会
の承認を求める。

議案第6号

公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程（案）

第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。
第2条 保険業局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

前		後	
第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会（以下「本部会」という。）は本部会規程第5条に定めるところにより、本規程による負担金を保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）は納付する。	第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。	第2条 本部会員の納付する負担金は、次のとおりとする。	第2条 本部会員の納付する負担金（以下「本部会員」といいう。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

第3条 部会長は、毎会計年度の当初において各地域薬剤師会に対し、負担金の割当額を通知しなければならない。
1 割当額は、各地域薬剤師会所属の本部会員の当該会計年度の前年1月から12月までの、
2 处方せん取り扱い枚数により算出した額とする。
3 負担金対象期間から本部会員となつた本部会員の負担金の計算については、その期間（加入後、締切日まで）の處方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもつて算出した額とする。
4 本部会員が当年1月から当年3月までの間に退会した場合、負担金の納入を免除するものとする。

第4条 負担金は、各地域薬剤師会が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 この規程の改正は、総会の決議を経なければならぬ。
附 則
1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。
2 広島県薬剤師会保険薬局部会費賦課納付規程は廃止する。

この規程は、平成29年3月26日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

ひろしまキッズシティ2017

◆主催／広島キッズシティ2017実行委員会

今年もやります！

9月16日(土)・9月17日(日)の二日間！



開催予定場所：タカノ橋商店街
広島市中区大手町5-4-1

「すこやか薬局」を出展し、子どもたちに薬局・薬剤師職能をPRします。子どもたちが処方箋を見ながら分包機にラムネ菓子を入れ分包作業をしたり、色糊を2色計って混合したり、調剤業務の疑似体験をします。

疑似体験修了後、顔写真入りの修了証を
子どもたちに渡します。



お手伝い・サポートをしていただける
薬剤師さんのご協力をお願いいたします。

2日間中の午前・午後の4枠でシフト制で、
ご都合の良い日をご連絡ください。



シフト ①9/16㈯ 9:30～13:00 ②9/16㈯ 12:30～16:00
③9/17㈰ 9:30～13:30 ④9/17㈰ 12:30～16:00

【問い合わせ先】 担当職員：吉田 [✉ yoshida@hiroyaku.or.jp](mailto:yoshida@hiroyaku.or.jp) ☎ (082) 246-4317

活用しよう！



連載
第5回

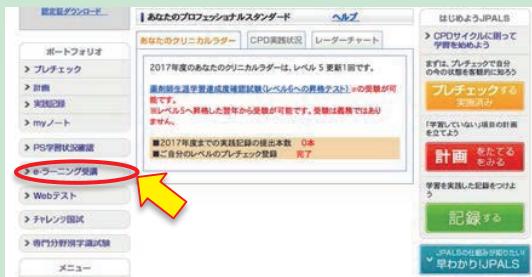
e-ラーニングを活用しよう！

JPALSには実践記録作成の学習材料の一つとして、下記のe-ラーニングコンテンツが用意されており、会員の方は全てのコンテンツを無料で、受講期限もなく視聴することができます。

【がん】	【コミュニケーション】	【緩和薬物療法】	【研究倫理】
【糖尿病】	【研究論文と薬剤師】	【法律と薬剤師】	【腎機能と薬物療法】
【DEM】	【実践記録の書き方】	【ハイリスク薬】	【学校薬剤師】
【医療倫理】	【セルフメディケーション】	【医薬品試験】	【薬局製剤】

利用方法

①JPALSログイン後、左下の「e-ラーニング受講」のボタンをクリックする。



②受講したいコンテンツ右側の「詳細」ボタンをクリックする。

コース名	最終登録日	進捗率	再点	終了日	受講期間
研究倫理 入門編 (2016)	2017年04月27日	100%	S		終了
研究倫理 入門編 (2016)	2017年04月27日	100%	S	ダッシュボード	終了
研究倫理 入門編 (2016)	2017年04月27日	100%	S	ダッシュボード	終了
研究倫理 入門編 (2016)	2017年04月27日	100%	S	ダッシュボード	終了
研究倫理 更新編 (2017-1)	2017年04月28日	95%	-		終了
研究倫理 更新編 (2017-1)	2017年04月28日	94%	-		終了
糖尿病	2017年04月28日	94%	-		終了
糖尿病	2017年04月28日	94%	-		終了

③詳細画面一番下の「利用申込する」ボタンをクリックする。



④利用申込が完了した翌日AM 6:00から、申込したe-ラーニングの利用が可能になります。
再度、詳細画面を開くと「利用申込する」→「受講する」ボタンに変わつていれば視聴可能です。

広島県薬剤師会誌 No.270 2017 Vol.42 No.4 (平成29年7月1日発行)

定価300円

発 行：〒730-8601 広島市中区富士見町11番42号
電話 (082) 246-4317(代) FAX (082) 249-4589
ホームページ <http://www.hiroyaku.or.jp>

印 刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した
植物油インクを使用しています。